

広島市監査公表第3号
令和8年2月5日

広島市監査委員	古川智之
同	井戸陽子
同	川村真治
同	平岡優一

令和7年度包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人椎野年雅から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年度
包括外部監査結果報告書

市税等の賦課徴収等に関する財務事務の執行について

令和8年2月

広島市包括外部監査人

税理士 椎野 年雅

目次

第 1	外部監査の概要	1
第 2	外部監査の要点	5
第 3	監査の結果	7
第 4	外部監査の監査結果及び監査手続の概要	8
第 5	市の財政状況と税収	16
第 6	市の税務行政組織及び市税システム等	21
第 7	契約	29
第 8	決算	37
第 9	財産	40
第 10	文書管理	46
第 11	情報セキュリティ	56
第 12	個人市民税	61
第 13	法人市民税	77
第 14	固定資産税	83
第 15	都市計画税	102
第 16	事業所税	112
第 17	入湯税	131
第 18	軽自動車税	135
第 19	市たばこ税	150
第 20	森林環境税及び森林環境譲与税	154
第 21	ひろしまの森づくり県民税	158
第 22	ふるさと納税	161
第 23	国民健康保険	172
第 24	後期高齢者医療制度	187
第 25	介護保険	192
第 26	徴収事務及び滞納整理	199
第 27	過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する処理状況の検討	206
第 28	所感	221

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

市税等の賦課徴収等に関する財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

平成21年度の包括外部監査で「市税に関する事務の執行について」が取り上げられて以降、相当の年数が経過している。その間、平成22年4月に全地方公共団体が地方税電子化協議会の会員となりeLTAXに接続、平成23年1月に国税連携システム稼働、その後各種税目に係る電子申告受付への対応が進み、平成31年4月に地方税共同機構が設立され、令和元年10月には地方税共通納税システムが稼働し、電子申告・納税が拡充され現在に至っている。

このように市税を取り巻く環境が激変する中で、より効率的かつ効果的な賦課徴収業務の推進及び更なる徴税コスト削減が実行されているかを検証することは市民にとって非常に有用な論点であると考えます。

また、市税以外の歳入項目(後期高齢者医療保険料、国民健康保険料、介護保険料等)について効率的かつ効果的な賦課徴収等が行われているかについても併せて検証することは市民にとって有用である。

加えて、目的税等の用途について、その適正性及び効率性を検証することで当該監査はより有用なものになることを確信する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により市民の生活スタイルに変化が生じ、デジタル化の推進による利便性向上がより一層求められている。このため、広島市の税務行政等の現状や課題を分析し市民の利便性向上及び市税等の賦課徴収コスト削減の観点から、今後の在り方を検証することは有意義と考え、本テーマを選定した。

4 監査対象期間

原則として令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)を対象とし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度も対象とした。

5 監査対象機関(順不同)

財政局 財政課

財政局 管財課

財政局 契約部 物品契約課

財政局 契約部 工事契約課

財政局 税務部 税制課
財政局 税務部 市民税課
財政局 税務部 固定資産税課
財政局 税務部 中央市税事務所(南税務室を含む。)
財政局 税務部 東部市税事務所(安芸税務室を含む。)
財政局 税務部 西部市税事務所(佐伯税務室を含む。)
財政局 税務部 北部市税事務所(安佐北税務室を含む。)
財政局 収納対策部 徴収企画課
財政局 収納対策部 徴収第一課
財政局 収納対策部 徴収第二課
財政局 収納対策部 徴収第三課
財政局 収納対策部 徴収第四課
財政局 収納対策部 特別滞納整理課
固定資産評価審査委員会
健康福祉局 地域共生社会推進課
健康福祉局 保健部 保険年金課
健康福祉局 保健部 健康推進課
健康福祉局 保健部 動物愛護センター
健康福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課
健康福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課
健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課
健康福祉局 原爆被害対策部 調査課
経済観光局 観光政策部
経済観光局 農林水産部 農林整備課
企画総務局 総務課
企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課
市民局 市民活動推進課
市民局 文化スポーツ部 文化振興課
市民局 文化スポーツ部 スポーツ振興課
市民局 国際平和推進部 平和推進課
市民局 国際平和推進部 国際化推進課
危機管理室 危機管理課
危機管理室 災害予防課
環境局 環境政策課
都市整備局 緑化推進部 緑政課
道路交通局 道路部 道路計画課

教育委員会 総務部 総務課
教育委員会 学校教育部 健康教育課
会計室
中区 市民部 保険年金課
中区 厚生部 地域支えあい課
中区 厚生部 福祉課
東区 市民部 保険年金課
東区 厚生部 地域支えあい課
東区 厚生部 福祉課
南区 市民部 保険年金課
南区 厚生部 地域支えあい課
南区 厚生部 福祉課
西区 市民部 保険年金課
西区 厚生部 地域支えあい課
西区 厚生部 福祉課
安佐南区 市民部 保険年金課
安佐南区 厚生部 地域支えあい課
安佐南区 厚生部 福祉課
安佐北区 市民部 保険年金課
安佐北区 厚生部 地域支えあい課
安佐北区 厚生部 福祉課
安芸区 市民部 保険年金課
安芸区 厚生部 地域支えあい課
安芸区 厚生部 福祉課
佐伯区 市民部 保険年金課
佐伯区 厚生部 地域支えあい課
佐伯区 厚生部 福祉課

なお、以下においては、略称を使用する場合がある。

6 監査実施期間

令和7年4月24日から令和8年1月9日まで。

よって、令和8年1月10日以降に生じた事象については、報告書へ反映していない。

7 補助者の氏名及び資格

見之越 常治 弁護士

長谷川 裕一 公認会計士

林内 律之 税理士

松浦 隆敏 税理士

吉本 訓枝 税理士

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本件監査対象として選定した特定の事件(テーマ)について地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 外部監査の要点

1 監査の要点

主として以下のような観点から監査を行った。

(1) 合規性、経済性、効率性、有効性

財務事務の執行及び事業の管理が法令その他の規定に従っているか(合規性)、無駄な経費を掛けていないか、または財源確保に努めているか(経済性)、同じ費用でより大きな成果が得られないか、または成果に対して最少の費用で事業が執行されているか(効率性)、目的に見合った成果が表れているか(有効性)という観点から監査を行った。

(2) 財務状況

- ①法令に準拠した会計処理及び開示ができていないか。
- ②公共の福祉と経済性の観点から、健全に運営されているか。

(3) 財産

- ①包括外部監査の対象部局の施設・設備の現状把握が十分か。
- ②保有財産の管理が規定どおりに実施されているか。
- ③網羅的な固定資産及び貯蔵品の把握はできているか。
- ④不要な余剰資産を抱えていないか。
- ⑤減損の検討は適宜適切に実施しているか。
- ⑥遊休財産の有効活用を図っているか。

(4) 契約

- ①契約締結までの手続が法令や市の定める要領、手引等に従っているか。
- ②入札、随意契約、プロポーザル方式等、当該方法を採用した根拠は適切か。
- ③不適切な再委託がなされていないか。
- ④予定価格が適切に積算されているか。
- ⑤見積合わせの場合、参加者の選択、参加者数は適切か。
- ⑥プロポーザル方式の場合、委託する業務等の内容が慎重に検討されているか。
- ⑦契約完了後、契約条件に従って完了したか否かを検査しているか。
- ⑧必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか。

(5) 文書管理等

- ①保存文書の保存場所かどうか。
- ②保存文書の保存場所の鍵の状態かどうか。
- ③文書等の使用記録とマニュアルの整備状況かどうか。
- ④保管文書の保存状態と廃棄状態かどうか。
- ⑤情報資産の管理が広島市情報セキュリティポリシーに従って適切に行われているか。

- (6) 税務システム
 - ①税務システムの現況はどうか。
 - ②税務システム間の連動はどうか。
 - ③税務システムのセキュリティについてどうか。
- (7) 各市税項目等
 - ①市税等の賦課徴収の手続・日常の業務手順が適切に実施されているか。
 - ②賦課徴収コストの適正化の観点から事務の効率化・合理化が進められているか。
 - ③条例や事務要領等の内部統制の規程に沿って適正に処理されているか。
 - ④課税と減免は公平性が担保されているか。
 - ⑤税務業務の電子化がどのようになされているか。
- (8) 徴収事務・滞納整理等
 - ①法令、要領その他の基準、規定に準拠しているか。
 - ②事務等の手続が適正になされているか。
 - ③数値目標の設定が適正か。
 - ④徴収業務等の公平性が担保されているか。

2 主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査(特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施すること)により行った。

- (1) 予備調査
 - 関連資料を入手、分析するとともに、質問により事業の現状と課題を把握した。
- (2) 本監査
 - 予備調査の結果に基づき、「1 監査の要点」について、以下の手続を実施した。
 - ①関連法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料
その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合。
 - ②担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等。
 - ③現場視察及び現地調査。
 - ④その他必要と認められた監査手続。

第3 監査の結果

1 指摘、意見及びその他

監査の過程で発見された事項については、以下のような判断基準により、「指摘」、「意見」、「その他」の3つに分類した。

「指摘」とは、違法(法令、条例、規則等の違反)なもの、不当(法令等が予定するものではない、運用方法が不十分又は不適切、社会通念上適切ではない)なもの及び重大な非効率・不経済な事象並びに著しく公平性・透明性を欠く事象に対する外部監査人の意見をいう。

「意見」とは、指摘事項とはならないもので、組織及び運営の合理化が必要なもの、より経済的・効率的・効果的な事業となるように改善や検討が望まれるもの、公平性・透明性の観点から改善が望まれるもの等に対する外部監査人の意見をいう。

「その他」とは、特定の事件(テーマ)の範囲を超えているもの、監査対象局・団体を超えているもの、または指摘や意見とまでは言えないもののうち、外部監査人が、今後、市の事業への取組において有意義と判断したものをいう。

2 数値について

報告書の数値は端数を切捨て又は四捨五入していることがあるため、内訳と合計が一致しない場合がある。

3 略語について

令和7年度包括外部監査結果報告書略語一覧表

	名称	略語
1	広島市	市
2	広島県	県
3	地方自治法	自治法
4	地方自治法施行令	自治法施行令
5	広島市市税条例	市税条例
6	広島市市税規則	市税規則
7	広島市物品管理規則	物品管理規則
8	広島市契約規則	契約規則
9	広島型地域運営組織「ひろしまLMO(エルモ)」	ひろしまLMO
10	公益信託広島市まちづくり活動支援基金「ひと・まち 広島未来づくりファンドHm ² (ふむふむ)」	Hm ² (ふむふむ)
11	地方公共団体情報システムの標準化	システム標準化
12	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	標準化に関する法律

第4 外部監査の監査結果及び監査手続の概要

1 監査結果の一覧

(1) 指摘、意見及びその他の件数

指摘	意見	その他	総計
19	67	16	102

(2) 指摘及び意見の一覧

指摘及び意見の一覧は次のとおりである。

なお、「※1」は多くの部署で見られたもの、「※2」は数か所の部署で見られたものである。いずれも各課等における運用の問題ではあるが、市全体の問題として捉えていただきたい事項である。

項目	区分	検出事項	担当局部課名	頁
第7 契約	意見	広島市市税システムの運用・保守業務（令和6年度分）契約及び関連する契約	財政局 税務部 税制課	30
	意見	広島市市税システムの運用・保守業務（令和6年度分）契約及び関連する契約	財政局 税務部 税制課	31
	意見	下請・再委託契約	財政局 税務部 税制課	32
	指摘	森林環境譲与税関係及びひろしまの森づくり県民税関係の「憩いの森維持管理業務」契約	経済観光局 農林水産部 農林整備課	33
	指摘	森林環境譲与税関係の「森林・林業普及啓発事業（森林経営管理推進事業）」契約及び「森林・林業普及啓発事業（市行造林・育林事業）」契約、ひろしまの森づくり県民税関係の「森林・林業普及啓発事業（半林半X移住者支援事業）」契約及び「森林・林業普及啓発事業（市有林森林造成事業・補助）」契約	経済観光局 農林水産部 農林整備課	35

項目	区分	検出事項	担当局部課名	頁
第7 契約	意見	公益信託広島市まちづくり活動支援基金信託契約	市民局 市民活動推進課	36
第9 財産	意見	現金残高の実査用紙の改訂案	財政局 税務部 税制課	41
	指摘	現金実査：残高差異と是正	南区 厚生部 福祉課	41
	指摘	資金前渡の適正化	財政局 収納対策部 東区 厚生部 福祉課	42
	意見	切手在庫の適正化	財政局 税務部 西部市税事務所	42
	意見	切手・料金不足の取扱基準	財政局 税務部 税制課	43
	意見	備品実査：所在誤認と対策	財政局 税務部 北部市税事務所	43
	指摘	徴税吏員証の残置是正	財政局 税務部 北部市税事務所	44
	意見	金庫内物品の適正化（JR回数券引換券）	南区 厚生部 福祉課	44
	指摘	親睦資産の金庫利用区分の明確化	財政局 税務部 税制課	44
		意見	手提金庫の適切な管理	財政局 税務部 中央市税事務所
第10 文書管理	指摘	鍵の管理	財政局 税務部 中央市税事務所 東部市税事務所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 健康福祉局 保健部 保険年金課 南区 厚生部 福祉課	49
	意見	鍵の使用	※ 1	50

項目	区分	検出事項	担当局部課名	頁
第 10 文書管理	指摘	保存期間が満了している文書	財政局 税務部 市民税課 中央市税事務所 東部市税事務所 健康福祉局 保健部 保険年金課 東区 厚生部 福祉課 南区 厚生部 福祉課	50
	指摘	保存状態が悪い文書	財政局 税務部 中央市税事務所 東部市税事務所 財政局 収納対策部	51
	意見	保存場所の状態	※ 2	52
	指摘	保存期間の記載が無い等の箱	財政局 税務部 市民税課 健康福祉局 保健部 保険年金課 東区 厚生部 福祉課	52
	意見	文書が剥き出しになっている状態	財政局 税務部 市民税課 中央市税事務所 東部市税事務所 東区 厚生部 福祉課	53
	意見	溶解文書の管理	※ 2	53
	意見	文書の裏面使用	財政局 税務部 市民税課 各市税事務所	54
	意見	キャビネット内の文書目録	※ 1	54
	意見	キャビネット内の文書の使用 マニュアル、使用簿がない	※ 1	54
	意見	公印の印影印刷済み用紙の管理	中区 厚生部 福祉課	55

項目	区分	検出事項	担当局部課名	頁
第 11 情報セキュリ ティ	意見	情報セキュリティの研修等	※ 2	57
	指摘	公用 USB メモリの取扱い	南区 厚生部 福祉課	58
	指摘	不明な USB メモリ	東区 厚生部 福祉課	58
	意見	情報資産の重要性分類	※ 1	59
	指摘	可搬記録媒体内の情報資産の 保存期間	東区 厚生部 福祉課 南区 厚生部 福祉課	59
	意見	可搬記録媒体管理台帳	※ 2	60
第 12 個人市民税	意見	均等割の賦課における事務作 業の効率性	財政局 税務部 市民税課	72
	意見	納税義務の承継	財政局 税務部 市民税課	73
第 13 法人市民税	意見	徴税吏員証	財政局 税務部 税制課	82
	意見	税務調査	財政局 税務部 市民税課	82
第 14 固定資産税	意見	償却資産の入力内容の確認	財政局 税務部 固定資産税課	93
	指摘	償却資産の申告書の管理	財政局 税務部 固定資産税課	93
	意見	償却資産に係る実地調査	財政局 税務部 固定資産税課	93
	指摘	白紙の固定資産税・都市計画 税納税通知書の管理	財政局 税務部 中央市税事務所 西部市税事務所	94
	意見	eLTAX で申告された償却資産 の申告書の市税システムへの 入力	財政局 税務部 固定資産税課	94
	意見	土地課税台帳と家屋課税台帳 の整合性	財政局 税務部 固定資産税課	97

項目	区分	検出事項	担当局部課名	頁
第 14 固定資産税	意見	現所有者の申告書が期限内に提出されない場合	財政局 税務部 固定資産税課	98
	意見	償却資産のみなし課税への対応	財政局 税務部 固定資産税課	99
	意見	公示送達した案件への対応	財政局 税務部 固定資産税課	100
	意見	社会福祉法人等の実態確認	財政局 税務部 固定資産税課	100
第 15 都市計画税	意見	都市計画事業の税負担者に対する説明責任	財政局 財政課	104
第 16 事業所税	意見	事業所税の市税システムへの取り込み	財政局 税務部 市民税課	114
	意見	事業所床面積の確認	財政局 税務部 市民税課	115
	意見	従業員給与総額の確認	財政局 税務部 市民税課	115
	意見	事業所税に係る減免申請書の添付書類	財政局 税務部 市民税課	115
	意見	減免税額の取扱い	財政局 税務部 市民税課	116
	意見	従業者割に関する更正の請求に係る審査	財政局 税務部 市民税課	116
	意見	未申告調査	財政局 税務部 市民税課	118
	意見	事業所税の用途	財政局 財政課	125
	意見	事業所税の課税標準額	財政局 税務部 市民税課	128
	意見	事業所用家屋の貸付申告書	財政局 税務部 市民税課	129
第 17 入湯税	意見	入湯税の調査対応	財政局 税務部 市民税課	133
	意見	期限後申告増加への対応	財政局 税務部 市民税課	133
	意見	入湯税の用途	財政局 財政課	134
第 18 軽自動車税	意見	軽自動車税(種別割)減免申請事項に係る現況報告書(兼減免申請書)	財政局 税務部 市民税課	137

項目	区分	検出事項	担当局部課名	頁
第 18 軽自動車税	意見	商品であって使用しない軽自動車等に係る軽自動車税(種別割)の課税免除	財政局 税務部 市民税課	140
	指摘	ナンバープレートの交付	財政局 税務部 市民税課	143
	意見	軽自動車税環境性能割の賦課徴収の実態確認	財政局 税務部 市民税課	149
第 19 市たばこ税	意見	税務調査	財政局 税務部 市民税課	152
	意見	徴税吏員証の管理	財政局 税務部 税制課	153
第 20 森林環境税及び森林環境譲与税	意見	森林環境譲与税の用途	経済観光局 農林水産部 農林整備課	157
第 21 ひろしまの森づくり県民税	意見	ひろしまの森づくり事業の内容	経済観光局 農林水産部 農林整備課	160
第 22 ふるさと納税	意見	ふるさと納税の使途の明確化	企画総務局 総務課	170
第 23 国民健康保険	意見	「はり・きゅう施術券」の制度	健康福祉局 保健部 保険年金課	185
	意見	事業者に対する実地調査	健康福祉局 保健部 保険年金課	185
	意見	更正決定通知書及び口座振込依頼書	健康福祉局 保健部 保険年金課	185
	指摘	ホームページリニューアルに際してのリンク切れ	健康福祉局 保健部 保険年金課	186
	意見	ポリファーマシー対策事業の内容把握	健康福祉局 保健部 保険年金課	186
第 24 後期高齢者医療制度	意見	資格確認書：専用の台紙	健康福祉局 保健部 保険年金課	191

項目	区分	検出事項	担当局部課名	頁
第 25 介護保険	意見	認定調査費用	健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課	197
	指摘	契約の自動更新	健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課	198
	意見	介護保険負担割合証の保管	健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課	198
第 26 徴収事務及び 滞納整理	意見	収納率目標の運用	財政局 収納対策部	199
	意見	徴収事務：督促期限と体制整備	財政局 税務部 税制課 財政局 収納対策部	200
	意見	換価の猶予：受付印不備	財政局 収納対策部	202
	意見	分割納付：裁量運用と基準不在	財政局 収納対策部	203
	意見	広島市市税等お知らせセンター管理運営業務	財政局 収納対策部 徴収企画課	205

2 監査のプロセス

概ね次のような経過で監査を実施した。

令和7年4月	テーマ決定
令和7年5月～6月	事前ヒアリング
令和7年7月25日	監査対象部局決定
令和7年6月～10月	対象部局へ質問及び資料依頼、現場視察の実施
令和7年11月	報告書素案を提出
令和7年11月～12月	対象部局による事実関係の確認及びこれを踏まえた修正

なお、対象部局への現地視察については以下のとおりである。

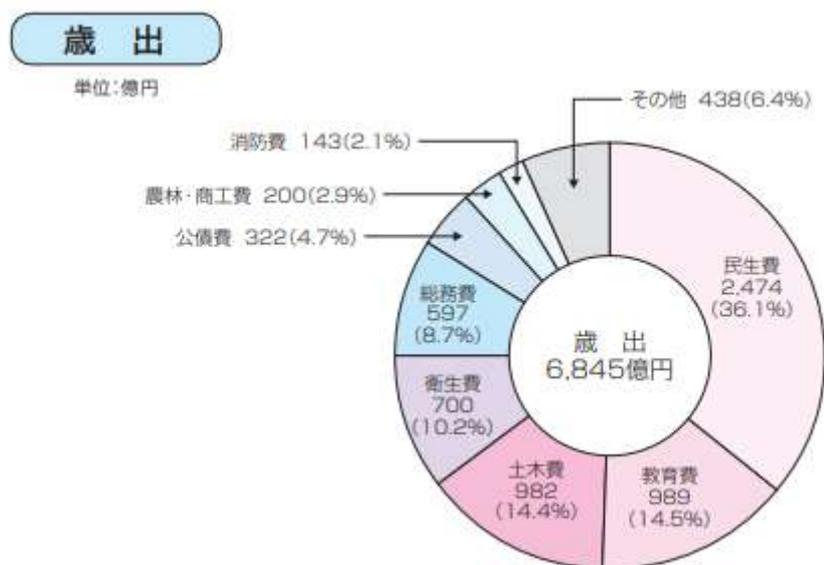
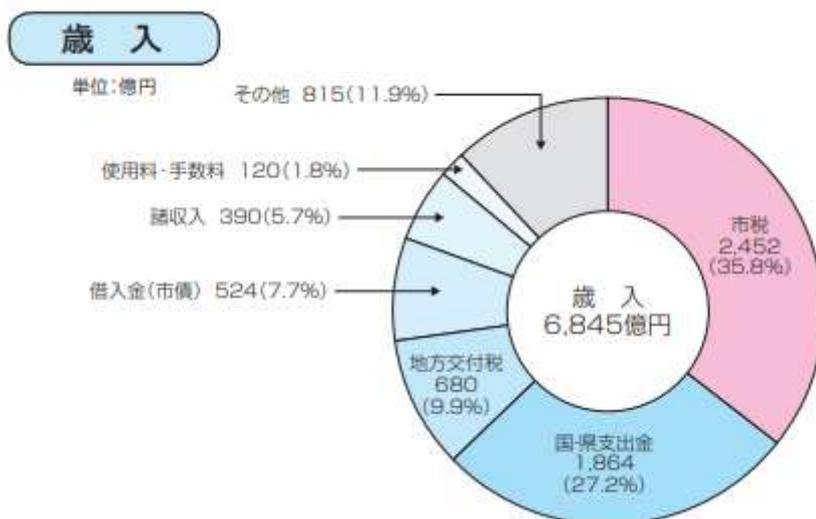
実施年月日	視察場所	作業内容
令和7年8月5日	北部市税事務所、西部市税事務所 ほか	現地事務所ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、文書管理の確認
令和7年8月7日	税制課、市民税課、固定資産税課、中央市税事務所、収納対策部 ほか	現地事務所ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、文書管理の確認
令和7年8月19日	介護保険課、中区福祉課 ほか	現地事務所ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、文書管理の確認
令和7年8月22日	保険年金課(本庁)、中央市税事務所 ほか	現地事務所ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、文書管理の確認
令和7年8月27日	市民税課、固定資産税課、総務課、市税等お知らせセンター ほか	現地事務所ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、文書管理の確認
令和7年9月8日	南区福祉課、中央市税事務所南税務室 ほか	現地事務所ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、文書管理の確認
令和7年9月17日	安芸区役所別館(収納対策部倉庫)	文書管理の確認
令和7年9月26日	東区福祉課、東部市税事務所 ほか	現地事務所ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、文書管理の確認
令和7年10月17日	市民税課	事業所税に関するヒアリング
令和7年10月23日	西部市税事務所	軽自動車税に関するヒアリング

第5 市の財政状況と税収

1 市の税収

市の令和6年度の一般会計当初予算は6,845億円で、このうち市税収入は2,452億円と歳入の35.8%を占めている。

令和6年度一般会計当初予算

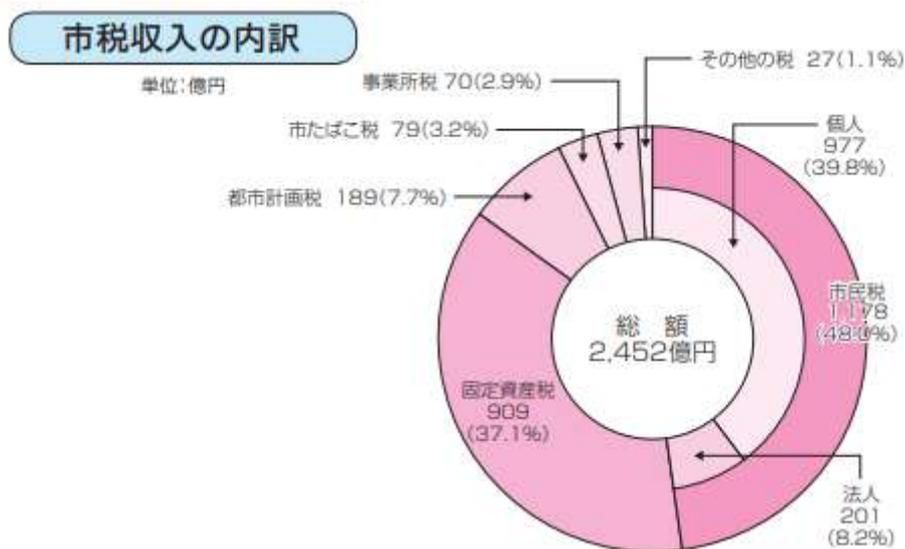


(出典: 広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用)

2 市税の概要

市税は、地方税法及び市税条例に基づいて市民が納める税であり、市が自主的に使うことができる財源として重要な役割を果たしている。

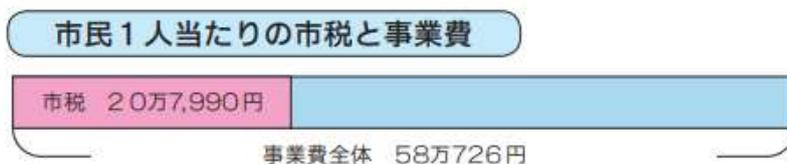
市税収入の内訳は以下のとおりである。



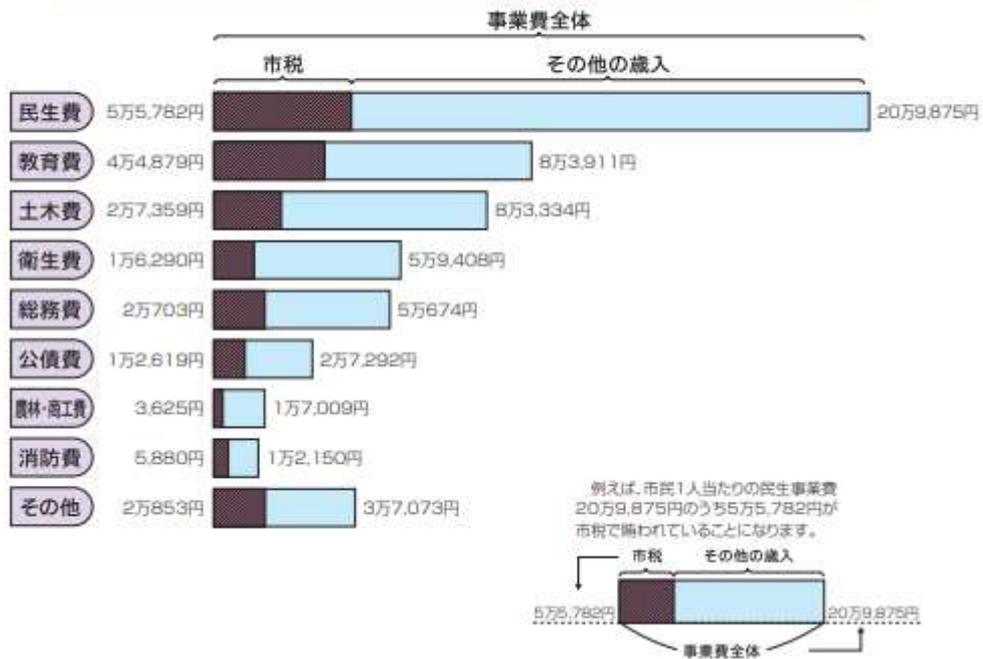
(出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用)

市税収入額を市民一人当たり換算すると、20万7,990円で、市は市民一人当たり58万726円の事業を行っている。

なお、これは令和5年12月末日現在の市の人口117万8,773人で計算したものである。

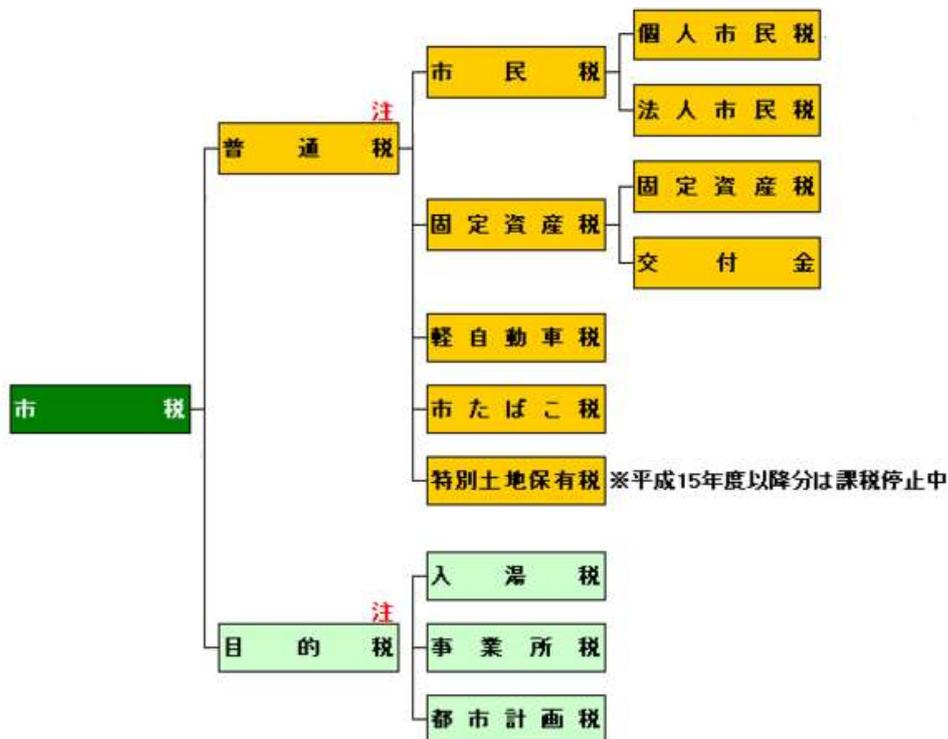


市民1人当たりの各事業別事業費と市税充当額

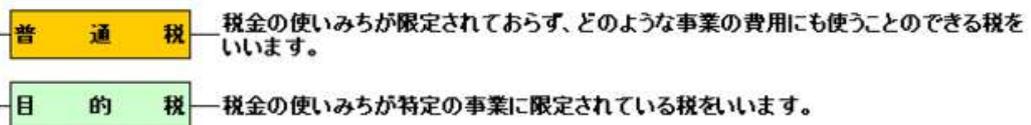


(出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用)

市税の種類には以下のようなものがある。市税は普通税と目的税に大別され、普通税はその用途が限定されていないのに対して、目的税は地方税法等によりその用途が限定されている。



注 税金の分類



(出典：広島市ホームページより引用（一部加工）)

3 政令指定都市における主要財政指標

令和 6 年度の政令指定都市における主要財政指標は以下のとおりである。財政力指標は全国平均を上回っており健全な状態とはいえ、政令指定都市の平均を下回っており、努力の余地はあるといえる。

経常収支比率は他市と同じ水準であり、全国的に高止まりしている傾向にあること、政令指定都市など大規模都市に関しては公債費の割合が大きくなり比率が高くなる傾向にあることなどから致し方ない面もあるとはいえ、他市と同様に財政構造の硬直化が進んでいるといえる。

実質公債費比率は特段問題のない数値であるが、他の政令指定都市平均を上回っており、油断はできない状態である。

将来負担比率は、早期健全化が問題となるようなレベルにはなく、その意味ではまだまだ余裕があるが、他の政令指定都市に比べて高水準にあり、将来の財政運営に注意が必要である。

ラスパイレス指数はほぼ 100 であることから、市の職員の給与水準は国家公務員と

同レベルにあるといえる。

財政状態が厳しい状況にあるのは広島市だけではなく、全国的な問題である。自治体戦略 2040 構想研究会 第一次報告によれば、2040 年の人口を基に試算した地方公務員の減少率を踏まえると、現在よりさらに少ない職員数での行政運営が必要となる可能性¹がある。

このような状況を踏まえると、無駄な支出は極力避けること、より少ない人数で業務をこなすことができるよう効率化を推進すること、効率化により生まれた余力を税収確保に向けた取組に振り向けることが重要であることが見えてくる。

政令指定都市の主要財政指標(令和 6 年度)

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数
北海道	札幌市	0.70	98.0	3.2	22.2	99.2
宮城県	仙台市	0.87	98.8	4.9	44.6	102.3
埼玉県	さいたま市	0.95	98.4	6.1	20.7	101.1
千葉県	千葉市	0.88	98.8	10.4	120.1	100.5
神奈川県	横浜市	0.95	99.0	9.2	114.9	100.0
神奈川県	川崎市	1.06	99.3	8.4	111.4	100.2
神奈川県	相模原市	0.83	97.5	2.9	-	98.2
新潟県	新潟市	0.64	94.9	12.4	121.7	98.4
静岡県	静岡市	0.82	95.3	5.9	30.9	100.9
静岡県	浜松市	0.81	93.3	3.3	-	100.0
愛知県	名古屋市	0.98	101.2	6.4	84.2	98.8
京都府	京都市	0.81	100.4	12.0	132.0	101.5
大阪府	大阪市	0.94	89.8	0.1	-	99.0
大阪府	堺市	0.75	100.0	5.0	-	100.4
兵庫県	神戸市	0.76	98.7	4.9	64.5	100.1
岡山県	岡山市	0.74	91.2	5.7	-	101.6
広島県	広島市	0.77	97.3	8.8	161.3	99.9
福岡県	北九州市	0.69	99.3	10.6	143.0	101.6
福岡県	福岡市	0.87	93.6	7.7	58.8	101.2
熊本県	熊本市	0.68	95.4	5.9	93.1	99.8
政令指定都市平均		0.83	97.0	6.4	59.1	99.8
全国市町村平均		0.49	93.8	5.6	6.2	-

(出典：総務省ホームページ)

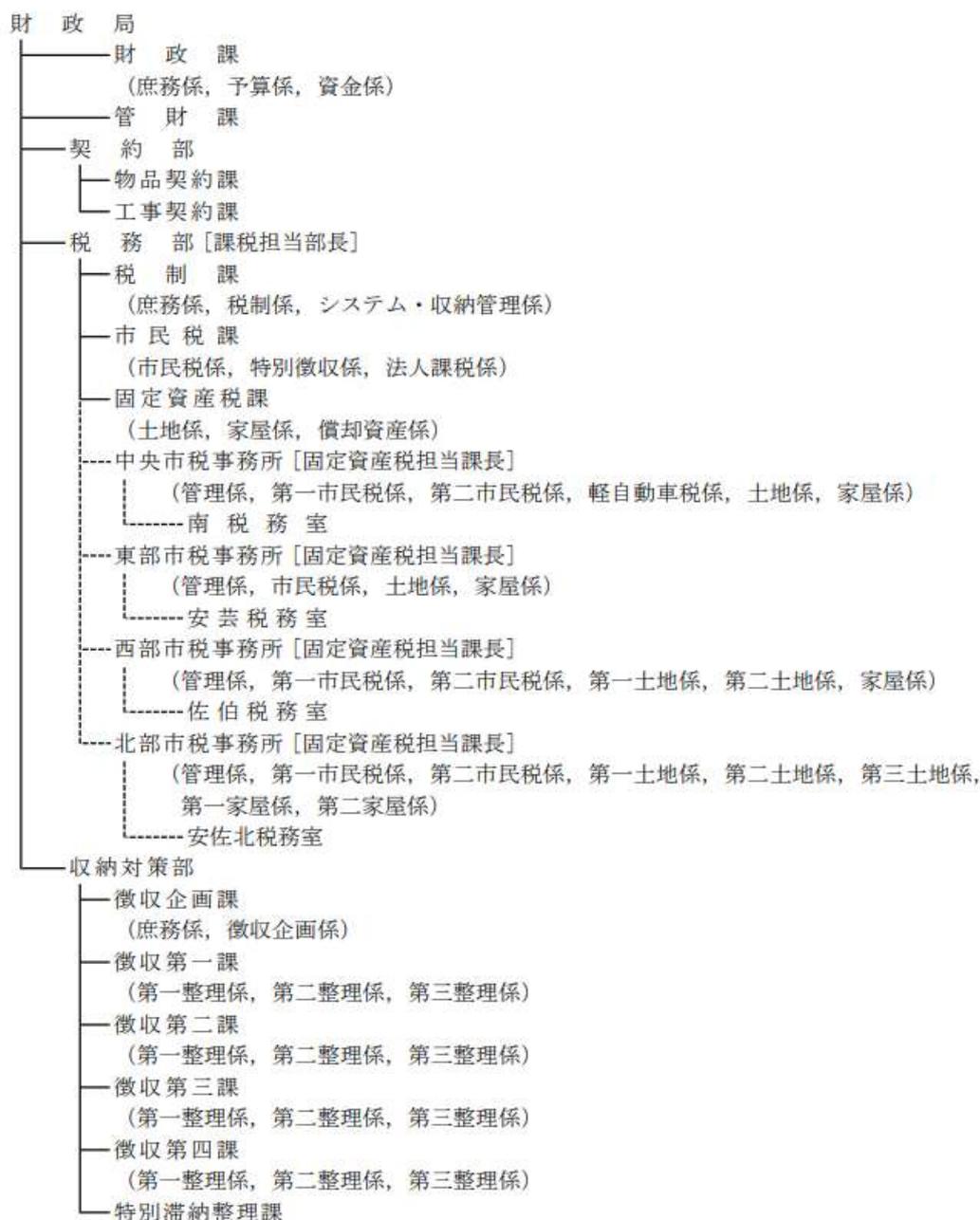
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/toukei/02zaisei07_04000135.html

¹ 自治体戦略 2040 構想研究会「自治体戦略 2040 構想研究会 第一次報告～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～」(平成 30 年 4 月)36 頁参照。

第6 市の税務行政組織及び市税システム等

1 税務組織について

市税を担当する財政局の行政機構図は以下のとおりである。



(出典：市ホームページの広島市行政機構図(令和7年4月1日現在))

2 市税に関する事務分掌

上記の財政局の事務分掌は以下のとおりである。

財政局 財政課	
庶務係	市議会、指定都市市長会、宝くじ、局庶務、課庶務に関すること等
予算係	予算の編成・執行管理、財政に関する調査・統計、主要事務事業推進管理に関すること等
資金係	地方交付税、地方譲与税、資金計画、市債及び一時借入、公社の借入承認、基金の管理に関すること等
財政局 管財課	
公有財産の総括及び調査、財産評価委員会に関すること	
財政局 契約部 物品契約課	
物品の購入・借入及び修繕の契約・製造の請負契約並びに委託契約に係る指導及び調整に関すること	
財政局 契約部 工事契約課	
工事の請負契約及び建設コンサルタント業務等の委託契約に係る指導及び調整に関すること	
財政局 税務部 税制課	
庶務係	部の庶務に関する事務等に関すること
税制係	税制に関する事務
システム・収納管理係	市税の徴収の指導及び調整に関すること
財政局 税務部 市民税課	
市民税係	個人市民税、軽自動車税の賦課の指導及び調整に関する事務
特別徴収係	特別徴収に係る市民税の賦課に関する事務、市たばこ税の調査及び賦課に関する事務
法人課税係	法人市民税、入湯税及び事業所税の調査及び賦課に関する事務
財政局 税務部 固定資産税課	
土地係	固定資産税・都市計画税の賦課の指導及び調整に関する事務、固定資産評価事務に係る総合調整に関すること
家屋係	固定資産税・都市計画税の賦課の指導及び調整に関する事務、固定資産評価事務に係る総合調整に関すること
償却資産係	固定資産（償却資産に限る。）の評価に関すること
財政局 税務部 中央市税事務所	
管理係	市税証明書の交付、市税の収納、過誤納金の還付・充当、市税の口座振替、原動機付自転車等の標識交付など
第一市民税係	市民税の賦課（中区担当）・申告受付など
第二市民税係	市民税の賦課（南区担当）・申告受付など
軽自動車税係	軽自動車税の賦課
土地係	固定資産税・都市計画税の賦課（中区担当・南区担当）、固定資産（土地）評価など
家屋係	固定資産税・都市計画税の賦課（中区担当・南区担当）、固定資産（家屋）評価など
南税務室	市税証明書の交付、市税の収納、原動機付自転車等の標識交付など
財政局 税務部 東部市税事務所	
管理係	市税証明書の交付、市税の収納、過誤納金の還付・充当、市税の口座振替、原動機付自転車等の標識交付など
市民税係	市民税の賦課・申告受付など
土地係	固定資産税・都市計画税の賦課、固定資産（土地）評価など
家屋係	固定資産税・都市計画税の賦課、固定資産（家屋）評価など
安芸税務室	市税証明書の交付、市税の収納、原動機付自転車等の標識交付など
財政局 税務部 西部市税事務所	
管理係	市税証明書の交付、市税の収納、過誤納金の還付・充当、市税の口座振替、原動機付自転車等の標識交付など
第一市民税係	市民税の賦課（西区担当）・申告受付など
第二市民税係	市民税の賦課（佐伯区担当）・申告受付など
第一土地係	固定資産税・都市計画税の賦課（西区担当）、固定資産（土地）評価など
第二土地係	固定資産税・都市計画税の賦課（佐伯区担当）、固定資産（土地）評価など
家屋係	固定資産税・都市計画税の賦課（西区担当・佐伯区担当）、固定資産（家屋）評価など
佐伯税務室	市税証明書の交付、市税の収納、原動機付自転車等の標識交付など
財政局 税務部 北部市税事務所	
管理係	市税証明書の交付、市税の収納、過誤納金の還付・充当、市税の口座振替、原動機付自転車等の標識交付など
第一市民税係	市民税の賦課（安佐南区担当）・申告受付など
第二市民税係	市民税の賦課（安佐北区担当）・申告受付など
第一土地係	固定資産税・都市計画税の賦課（安佐南区（祇園・沼田）担当）、固定資産（土地）評価など
第二土地係	固定資産税・都市計画税の賦課（安佐北区（白木・高陽・可部）担当）、固定資産（土地）評価など
第三土地係	固定資産税・都市計画税の賦課（安佐南区（佐東・安古市）、安佐北区（安佐）担当）、固定資産（土地）評価など
第一家屋係	固定資産税・都市計画税の賦課（安佐南区（安古市・祇園・沼田）担当）、固定資産（家屋）評価など
第二家屋係	固定資産税・都市計画税の賦課（安佐南区（佐東）、安佐北区担当）、固定資産（家屋）評価など
安佐北税務室	市税証明書の交付、市税の収納、原動機付自転車等の標識交付など
財政局 収納対策部 徴収企画課	
庶務係	部の庶務に関する事務など
徴収企画係	市税等の滞納整理に係る企画及び調整
財政局 収納対策部 徴収第一課	
市税などの納付、滞納処分、納税相談など（担当地区：中区・南区）	
財政局 収納対策部 徴収第二課	
市税などの納付、滞納処分、納税相談など（担当地区：西区・佐伯区）	
財政局 収納対策部 徴収第三課	
市税などの納付、滞納処分、納税相談など（担当地区：東区・安芸区・広島市外）	
財政局 収納対策部 徴収第四課	
市税などの納付、滞納処分、納税相談など（担当地区：安佐南区・安佐北区）	
財政局 収納対策部 特別滞納整理課	
一定の高額滞納事案に係る滞納整理に関すること	

(出典：市ホームページの組織案内を基に監査人が作成)

3 監査対象課等職員数

この度の包括外部監査の対象課等の職員数は以下のとおりである。

No	所属	R6.4.1現在			R7.4.1現在		
		正規職員 ※1	会計年度任用 職員 ※2	計	正規職員 ※1	会計年度任用 職員 ※2	計
1	財政局 財政課	26	2	28	26	2	28
2	財政局 管財課	12	2	14	11	2	13
3	財政局 契約部 物品契約課	8	4	12	9	4	13
4	財政局 契約部 工事契約課	10	2	12	9	2	11
5	財政局 税務部 税制課	23	0	23	23	0	23
6	財政局 税務部 市民税課	32	6	38	33	6	39
7	財政局 税務部 固定資産税課	21	1	22	21	1	22
8	財政局 税務部 中央市税事務所 (南税務室を含む)	56	7	63	57	7	64
9	財政局 税務部 東部市税事務所 (安芸税務室を含む)	41	7	48	39	8	47
10	財政局 税務部 西部市税事務所 (佐伯税務室を含む)	55	8	63	57	8	65
11	財政局 税務部 北部市税事務所 (安佐北税務室を含む)	76	6	82	73	6	79
12	財政局 収納対策部 徴収企画課	16	6	22	18	6	24
13	財政局 収納対策部 徴収第一課	27	3	30	29	4	33
14	財政局 収納対策部 徴収第二課	27	4	31	26	4	30
15	財政局 収納対策部 徴収第三課	27	3	30	23	4	27
16	財政局 収納対策部 徴収第四課	24	4	28	24	4	28
17	財政局 収納対策部 特別滞納整理課	25	0	25	26	0	26
18	固定資産評価審査委員会						
19	健康福祉局 地域共生社会推進課	10	1	11	11	1	12
20	健康福祉局 保健部 保険年金課	31	9	40	31	10	41
21	健康福祉局 保健部 健康推進課	45	17	62	39	17	56
22	健康福祉局 保健部 動物愛護センター	7	7	14	7	7	14
23	健康福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課	17	5	22	16	5	21
24	健康福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課	16	1	17	17	1	18
25	健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課	30	20	50	29	20	49
26	健康福祉局 原爆被害対策部 調査課	9	3	12	8	3	11
27	経済観光局 観光政策部	28	4	32	29	4	33
28	経済観光局 農林水産部 農林整備課	16	1	17	14	1	15
29	企画総務局 総務課	17	7	24	19	7	26
30	企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課	11	0	11	10	0	10
31	市民局 市民活動推進課	19	2	21	20	2	22
32	市民局 文化スポーツ部 文化振興課	35	8	43	40	7	47

R6.4.1現在

R7.4.1現在

No	所属	正規職員 ※1	会計年度任用 職員 ※2	計	正規職員 ※1	会計年度任用 職員 ※2	計
33	市民局 文化スポーツ部 スポーツ振興課	14	2	16	16	2	18
34	市民局 国際平和推進部 平和推進課	13	3	16	16	3	19
35	市民局 国際平和推進部 国際化推進課	11	3	14	13	4	17
36	危機管理室 危機管理課	13	1	14	13	1	14
37	危機管理室 災害予防課	9	2	11	10	1	11
38	環境局 環境政策課	14	0	14	13	1	14
39	都市整備局 緑化推進部 緑政課	15	2	17	15	2	17
40	道路交通局 道路部 道路計画課	18	1	19	19	1	20
41	教育委員会 総務部 総務課	17	0	17	18	2	20
42	教育委員会 学校教育部 健康教育課	23	5	28	23	5	28
43	会計室	30	12	42	31	12	43
44	中区 市民部 保険年金課	13	4	17	14	4	18
45	中区 厚生部 地域支えあい課	35	10	45	36	10	46
46	中区 厚生部 福祉課	25	29	54	26	30	56
47	東区 市民部 保険年金課	12	4	16	12	3	15
48	東区 厚生部 地域支えあい課	29	11	40	33	11	44
49	東区 厚生部 福祉課	26	25	51	28	23	51
50	南区 市民部 保険年金課	13	5	18	13	3	16
51	南区 厚生部 地域支えあい課	33	10	43	36	9	45
52	南区 厚生部 福祉課	32	26	58	33	29	62
53	西区 市民部 保険年金課	18	5	23	16	5	21
54	西区 厚生部 地域支えあい課	37	9	46	38	9	47
55	西区 厚生部 福祉課	33	37	70	35	35	70
56	安佐南区 市民部 保険年金課	15	5	20	15	5	20
57	安佐南区 厚生部 地域支えあい課	42	12	54	43	12	55
58	安佐南区 厚生部 福祉課	35	42	77	37	41	78
59	安佐北区 市民部 保険年金課	11	4	15	11	4	15
60	安佐北区 厚生部 地域支えあい課	32	8	40	33	9	42
61	安佐北区 厚生部 福祉課	31	32	63	33	30	63
62	安芸区 市民部 保険年金課	7	3	10	8	3	11
63	安芸区 厚生部 地域支えあい課	26	9	35	28	9	37
64	安芸区 厚生部 福祉課	18	20	38	19	20	39
65	佐伯区 市民部 保険年金課	11	5	16	13	3	16
66	佐伯区 厚生部 地域支えあい課	33	10	43	36	10	46
67	佐伯区 厚生部 福祉課	28	29	57	29	32	61

※1 常勤再任用職員を含む。

※2 通年任用の職員数（市08職員（非常勤再雇用者）及び短時間再任用職員を含む。）。

(出典：広島市提供資料)

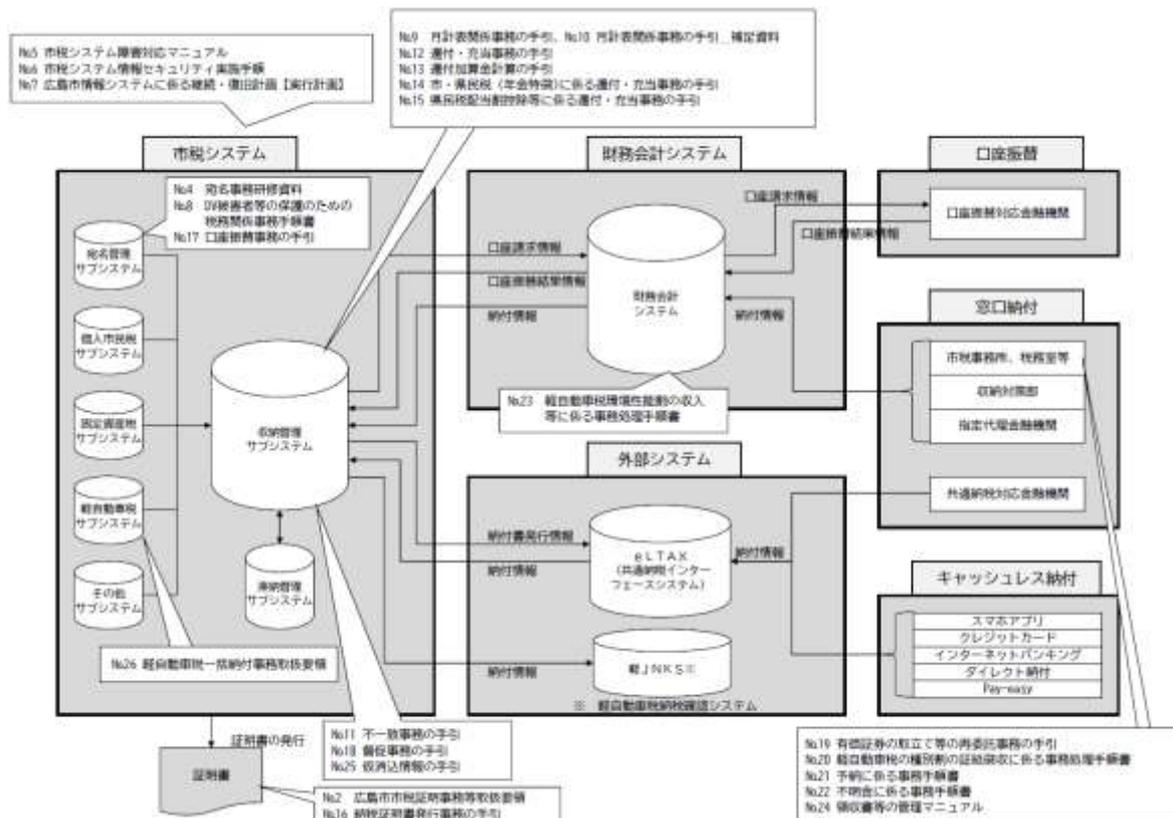
4 質問検査権

地方税法第2条により、地方団体は地方税を賦課徴収することができることとされ、地方税法第3条の2により、地方団体の長は、権限の一部を、条例の定めるところによって税務に関する事務所の長等に委任することができることとされている。このため、地方団体の長、税務に関する事務所の長等が、地方税の賦課徴収を行うこととなる。地方税の賦課徴収事務に従事する地方団体の職員を徴税吏員といい、徴税吏員は、賦課徴収に関する調査のため一定の質問検査権が与えられる。

	条文	質問検査権の対象
地方税法	第298条	徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権
	第353条	徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権
	第448条	徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る質問検査権
	第470条	徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権
	第701条の5	徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権
	第701条の35	徴税吏員の事業所税に関する調査に係る質問検査権

5 市税システム

市税システムの概略、財務会計システムとの連携・外部システムとの連携は以下のとおりである。



(出典：広島市提供資料)

市税システムに係る主な契約は以下のとおりである。

件名	契約金額	契約日	契約期間	受注者	契約方式
広島市市税システムの運用・保守業務（令和6年度分）	1,193,940,000 円	令和6年4月1日	契約締結日から令和8年9月30日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約
市税システムの基本設計等業務	95,805,600 円	令和6年5月27日	契約締結日から令和8年3月31日まで	有限責任監査法人 トーマツ 広島事務所	一般競争入札
広島市市税システムに係る連携機能改修業務	19,250,000 円	令和6年8月7日	契約締結日から令和7年3月31日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約
広島市市税システムに係る共通基盤利用対応業務	9,350,000 円	令和6年9月6日	契約締結日から令和7年3月31日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約
広島市市税システムの端末増設及び保守業務（令和6年度分）	6,820,000 円	令和6年4月1日	契約締結日から令和8年9月30日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約
広島市市税システムに係る共通基盤利用対応業務（ウイルス対策ソフト等の入替え）	5,170,000 円	令和6年12月23日	契約締結日から令和7年3月31日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約
広島市市税システムに係る出張所等設置分プリンタ保守業務	1,489,488 円	令和6年12月23日	契約締結日から令和8年9月30日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約
広島市市税システムの運用・保守延長に係る機器更新等業務	883,300,000 円	令和4年6月17日	契約締結日から令和8年11月30日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約
広島市市税システムの端末増設及び保守業務（令和5年度分）	5,060,000 円	令和5年4月1日	契約締結日から令和8年11月30日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約
令和6年度施行分法改正対応に伴う市税システム改修業務（その1）	152,070,600 円	令和5年9月1日	契約締結日から令和6年9月30日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約
令和6年度施行分法改正対応に伴う市税システム改修業務（その2）	385,781,000 円	令和5年11月17日	契約締結日から令和7年3月31日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約
定額減税等対応に伴う市税システム改修業務	113,190,000 円	令和6年3月6日	契約締結日から令和7年3月31日まで	日本電気株式会社 中国支社	随意契約

（出典：広島市提供資料を基に監査人が作成）

市税システムは、平成 24 年 3 月 30 日付で契約を締結した「広島市市税システムの構築及び運用・保守業務」により構築し、平成 26 年から稼働している。当該システムは日本電気株式会社が開発したパッケージソフトをもとに構築したシステムである。パッケージソフトについては、日本電気株式会社が著作権を保有していることから、同社以外のものが市税システムに係る業務を履行することはできない。

なお、「広島市市税システムの構築及び運用・保守業務」は令和 5 年度末で契約終了となったが、令和 6 年 4 月 1 日付で契約締結した「広島市市税システムの運用・保守業務(令和 6 年度分)」に基づき、引き続き同システムを継続稼働している。

これは、令和 7 年度末までに標準準拠システムへ移行しなければならなくなり、次期システムへの更新と併せて標準準拠システムへ移行しようとしたところ、移行期限までに標準準拠システムを導入できるベンダーがないことが RFI により判明したため、やむを得ず現行システムを継続稼働したものである。

なお、現在は、市税システムは特定移行支援システムに該当する見込みであるため、令和 10 年度から段階的に標準準拠システムへ移行することとしている。

さて、世界ではオープンソースが公共インフラの一部として制度化され、技術的自立と民主的な技術開発の基盤として活用されている²。オープンソースがもたらす主な役割と価値には次のようなものがある。

まず技術革新のスピードアップが挙げられる。オープンソースは世界中の開発者コミュニティが共同開発と改善を行うことにより、最新の技術を素早く取り入れられるメリットがある³。

次に、柔軟性と透明性が挙げられる。オープンソースはカスタマイズ性が高く、商用ソフトウェアにはない自由度を提供する。また、ソースコードがオープンであることでセキュリティリスクを早期に発見・修正でき、外部からの攻撃や不正利用に対して強固な体制を築くことができる⁴。

そして、無駄な工数の削減というメリットもある。オープンソースはライセンス費用が不要なうえ、再利用や機能の共有によりゼロからの開発を減らし、投資余力をほかの成長領域へ振り向けることができる⁵。

最後に、標準対応というメリットがある。オープンソースプロジェクトは業界標準や国際規格に準拠し、システム間の相互運用性や拡張性を高めやすいという利点がある。これにより、産業界や行政機関が共通基盤を通じて連携をスムーズに行うことができ、

² IPA 独立行政法人情報処理推進機構デジタル基盤センター「2024 年度オープンソース推進レポート 日本におけるオープンソース戦略形成に向けた現状と課題 技術的主権と共創社会を支える公共財としてのオープンソースの可能性」2 頁参照。

³ 同上 5 頁参照。

⁴ 同上。

⁵ 同上 6 頁参照。

広範なエコシステムを形成しやすくなる⁶。

市はオープンソースのメリットを理解しており、オープンソースで市税システムを構築することにより特定のベンダーに依存することなく運用保守等を行うことができるため、ベンダーロックインを回避する期待が持てるとしている。しかし、前述のとおり、このたびのシステム標準化対応に当たっては、国が定めた短い期間で対応しなければならないこと等もあり、RFI においてもオープンソースで構成されたシステム導入の情報提供はなかったため、市税システムの調達にあたり、オープンソースの活用を必須とすることは想定していない。

また、システムの構築に際して、プログラムを書く会社とそれをモニタリングする会社の二本立てで運用する方法について、市は、システムの品質向上に資すると考えているが、コスト増に繋がるため必須とは考えていない。

市は、「広島市 DX 推進計画」において、効果的・効率的な行政の運営の一環として情報システム・情報通信基盤の強化を挙げており、その主な取組として基幹系システム等の更新と標準準拠システムへの対応を行っている。標準化に伴い事務をシステムに合わせる方向で検討を進めているとのことであり、今後益々の効率化に期待したい。

⁶ 同上。

第7 契約

1 調査の概要

包括外部監査の監査対象となる部局の中で、令和6年度中の市が発注者あるいは委託者となる業務委託契約・賃貸借契約・物品購入契約等の契約のうち監査対象としたものは、①管財課1件、②物品契約課27件（税制課・北部市税事務所・徴収企画課から契約依頼を受けて契約締結したもののみ。ただし内3件は税制課と重複）、③税制課26件、④市民税課13件、⑤固定資産税課7件、⑥中央市税事務所6件、⑦東部市税事務所7件、⑧西部市税事務所6件、⑨北部市税事務所5件、⑩徴収企画課11件、⑪本庁保険年金課（後期高齢者医療制度11件、収納率向上18件、賦課徴収23件）、⑫介護保険課12件、⑬農林整備課（ひろしまの森づくり県民税事業の関係45件、森林環境譲与税の関係73件）、⑭総務課（ふるさと納税（寄附）の関係7件）、⑮コミュニティ再生課2件がある。さらに、⑯市民活動推進課1件がある。

なお、これらとは別に関連する契約書として開示があったものも調査対象とした。このうち問題があった契約については、3～13で詳述する。

2 委託・賃貸借・物品購入契約等に関して適用される規程

委託・賃貸借・物品購入契約等に関して適用される規程として、自治法第234条や自治法施行令第167条以下、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、契約規則、各事務処理要綱や要領（広島市委託業務最低制限価格制度取扱要綱、広島市委託業務低入札価格調査要綱、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行要領）などがある。

その上で、個々の契約について、次の観点から検討した。

- ①契約締結までの手続が法令や市の定める要領、手引に従っているか
- ②入札、随意契約等について当該方法を採用した根拠が適切か
- ③不適切な再委託や下請はされていないか
- ④予定価格が適切に積算されているか
- ⑤オープンカウンタ方式や見積合わせの場合、参加者の選択、参加者数は適切か
- ⑥必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか
- ⑦個人情報取扱特記事項に基づいた契約がなされ履行されているか

3 課題・問題点（広島市市税システムの運用・保守業務（令和6年度分）契約及び関連する契約）

市は、広島市市税システムの構築及び運用・保守業務の委託に際して、平成24年3月30日付で、合計19億6,770万円（契約変更後は、合計19億9,085万2,311円）を契約金額とし、平成24年3月30日から平成36年3月31日までを委託期間として業

務委託しており、同契約の委託契約期間は、令和6年3月31日で満了している。

もっとも、市税システムについて当初、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行と次期システムへの更新を要するところ、当初の移行期限までに標準準拠システムを導入できるベンダーがないことにより、やむを得ず、現行システムを継続稼働することになっている。

そこで、随意契約により、令和6年4月1日付の広島市市税システムの運用・保守業務（令和6年度分）契約（令和6年4月1日から令和8年9月30日まで）を締結しているが、同契約は令和6年度分だけで契約金額5億8,677万3,000円という多額の支出を伴うものとなっている。

加えて、同契約に関連して、「広島市市税システムに係る共通基盤利用対応業務（ウイルス対策ソフト等の入替え）」及び「広島市市税システムに係る出張所等設置分プリンタ保守業務」についても、同一事業者との間で、いずれも随意契約を締結しているところ、その理由として市税システムで使用するソフトウェアの著作権を開発業者が保有していることが挙げられており、まさにベンダーロックイン⁷状態（ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のベンダーを利用し続けなくてはならない状態）に陥っている。

4 意見（広島市市税システムの運用・保守業務（令和6年度分）契約及び関連する契約）

令和6年3月31日までを委託期間とする委託契約において、運用・保守業務を主とする平成31年度～令和5年度までの直近5年間の委託料は、いずれも年間1億円余であった。

ところが、令和6年度からの同一事業者との広島市市税システムの運用・保守業務契約における委託料については、令和6年度分だけで、令和5年度までの平均額である年間約1億円の約6倍の年間約6億円もの多額の支出を伴う随意契約となっている。

これを一般競争入札に出来ないことについて、市は、市税システムは、市税システム開発業者が契約締結前に開発していたパッケージソフトをもとに構築されたものであって、同開発業者が著作権を保有していることから他業者に委託することが出来ないと回答する。この点、平成24年3月30日付の委託契約書の第16条第1項に基づき、開発業者が作成した成果物について無償で市に著作権を譲渡する旨が約定されているものの、市税システム開発業者が自ら開発したパッケージソフトについては契約に基づき譲渡される著作権に含まれないこととなっている。

標準準拠システムへの移行や著作権の帰属などの事情により、同一事業者と随意契約せざるを得ないとしても、運用・保守業務という業務内容に変更がない中で、従前の

⁷公正取引委員会「(令和4年2月8日)官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」報告書1頁の脚注1

年間約 1 億円から約 6 倍の約 6 億円にまで委託料が増加していることは事実であり、他の事業者に運用・保守業務を委託出来ないことは、まさにベンダーロックインに至ったことが原因と考える他ない。

市は、年間約 6 億円という多額の支出を伴うのであるから、委託内容の精査を徹底し、経費抑制に努められたい。

5 意見(広島市市税システムの運用・保守業務(令和 6 年度分)契約及び関連する契約)

市は、市税システムの運用・保守業務に留まらず、「広島市市税システムに係る共通基盤利用対応業務(ウイルス対策ソフト等の入替え)」及び「広島市市税システムに係る出張所等設置分プリンタ保守業務」についてまでシステム開発事業者との間での随意契約を締結し、一般競争入札により開発業者以外の他の事業者に委託することが出来ないとする。その理由に、現在の市税システムを熟知している必要性とともに、システム開発事業者の社外秘の独自のノウハウ情報を要するとされている点を挙げる。

しかし、市税システムの運用・保守に関連する業務が、その社外秘の独自のノウハウ情報を要することも含めて、結果として当初のシステム開発事業者に委託せざるを得ないのであれば、まさにベンダーロックインという他なく、今後も随意契約の形で、非効率な委託料の支出をしなければシステムを維持できない事態に既に陥っていることを意味する。

市は、新たな市税システムの開発に向けた基本設計業務を進めているところ、ベンダーロックインのために運用・保守業務の委託料が約 6 倍の年間約 6 億円となっていることに照らすと、ベンダーロックインとならないようにすることは必須といえる。

そのため、新たな市税システムについては、受注者のみが提供可能な技術に依存せず、受注者以外でもシステムの運用又は改修作業が実施できる旨を仕様書に明記する、あるいは事前に複数のシステム開発業者に開発業者以外の運用又は改修作業が可能な方法について、市として正式に照会し回答を求める等、ベンダーロックインとならないための方策を実施することが望ましい。

6 課題・問題点(下請・再委託契約)

財政局が所管する委託契約の中には、契約当事者ではなく、業務の一部を再委託や下請にしたことが認められる契約が数多く存在する。

この再委託や下請に際しては、広島市委託契約約款第 4 条第 2 項に基づき、あらかじめ発注者である市の承諾を得た場合には、委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することも可能となっており、それについて承諾等の手続きを得られていることが確認できた。

もっとも、その再委託や下請の承諾に当たっては、受注者が合計いくらで再委託や下請をしているのか、その再委託契約書や下請契約書の提出もなければ、そもそも再委託

料や下請代金の額について報告を求めた形跡が認められなかった。また、財政局が所管する委託契約の中には、税制課が業務の一部を再委託しているものも数多く存在するところ、その再委託の申請日と再委託の承諾日が、同一であるものが数多く存在し、本来であれば、再委託申請の後に提出書類等から協議し検討されるべきであるのに、申請日と承諾日が同一日であることは、その審査に十分な時間をかけていないと考える他ない。

また、広島市委託契約約款第4条第2項は「委託業務の一部」のみを例外的に認めているのであって、委託業務の全部でなくても、それが大部分を占めるのであれば、同契約約款が原則として再委託や下請を禁止している規定に実質的に違反することを意味するのであるし、そのためには十分な時間をかけて審査されるべきである。

7 意見（下請・再委託契約）

広島市委託契約約款第4条第2項は、再委託や下請を原則として禁止している。これは、市は契約当事者である受託者・受注者の業務遂行能力等を考慮して契約しているのであり、これを下請や再委託により実質において別の事業者が業務を履行することとなれば、法令や約款等によって契約当事者を選択した意味を失うことになるからである。

そのため、下請や再委託が認められる場合であっても、「一部」に限定されているところ、「一部」であるのか「実質的に全部」と評価し得る程であるのかは、業務内容のみからは当然には明らかとならない。なぜなら、業務内容としては一部であっても、一部とされる業務の量が全体の大部分を占めている場合には、結局のところ「実質的に全部」を下請や再委託したことと変わらないからである。

そして、業務量は通常は請負代金や再委託料と比例する関係にあるため、受託者や受注者が、再委託や下請先に支払う再委託料や下請代金額を、市が発注した際の委託料と比較することにより明確となる（社会通念からしても市の発注額に近接した額で再委託や下請とされているのであれば「一部」とは、およそ評価できない。）。

また、市は、財政局税制課所管の契約について、その契約の多くについて再委託申請日と同一日に承諾しており、その審査に十分な時間をかけていない。これに対し、市は、再委託に係る審査を迅速に行うことにより十分な履行期間を確保する必要があることや、通年において途切れてはならない業務であることを理由とし、仕様を熟知した本市担当職員が最優先事項として速やかに対応した結果であり、その対応においては、再委託を予定している事業内容、事業者及び再委託が必要となる理由を確認するなど適切に実施していると回答する。しかしながら、再委託や下請が、あくまで例外であることから、その審査に際しては十分な資料提供を受けた上で厳格に実施されたい。

また、再委託や下請を発注者である市が承諾するか否かにあたっては、再委託先や下請先の業務内容のみならず業務量について、代金額を主として、再委託や下請の申請の

際に報告を義務付けるとともに、その審査に際しても、厳格な手続に基づいて十分な時間をかけて審査されたい。

8 課題・問題点（森林環境譲与税関係及びひろしまの森づくり県民税関係の「憩いの森維持管理業務」契約）

令和6年度の「憩いの森維持管理業務」契約は、いずれも憩いの森の清掃・巡回・修繕等を含む維持管理を目的とする業務内容であり、①森林環境譲与税関係についても、②ひろしまの森づくり県民税関係についても、いずれも3件の契約に分割された上で、自治法施行令第167条の2第1項第1号を理由として、全て随意契約が締結されている。そして、計6件の全てが、同一事業者である広島市森林組合との間で締結されている。その委託契約の合計額は、①森林環境譲与税の関係は、3件合計の予定価格が256万3,000円（契約額255万500円）、②ひろしまの森づくり県民税の関係は3件合計の予定価格が211万4,200円（契約額171万6,000円）である。この点、契約規則第22条の2第1項第6号⁸における基準は、予定価格100万円であるところ、いずれも、この基準を優に超えている。

具体的な業務内容について、その業務実施場所の違いはあるものの、結局のところ同一事業者に、同一日付である令和6年4月1日付で委託していることからすれば、あえて業務内容を分割して、随意契約を締結しなければならない理由はない。

9 指摘（森林環境譲与税関係及びひろしまの森づくり県民税関係の「憩いの森維持管理業務」契約）

「憩いの森維持管理業務」について、森林環境譲与税関係及びひろしまの森づくり県民税関係のいずれも3件ずつの契約に分割しているものの、全て同一事業者に委託されているのであれば、一括した業務として、一般競争入札によって委託することが可能

⁸ 第4章 随意契約

（随意契約によることができる場合）

第22条の2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。
- (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

※上記は令和6年度までの基準額であり、令和7年4月1日に次のとおり改正されている。

- (1) 予定価格が400万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

であって、同一業務の契約を計6件の契約に分割する必要はない。そして、①森林環境譲与税の関係は、3件合計の予定価格が256万3,000円、②ひろしまの森づくり県民税の関係は3件合計の予定価格が211万4,200円であることからすれば、契約規則第22条の2第1項第6号の定める予定価格100万円の基準を超えており、随意契約理由とならない。

よって、現に同一事業者に対して、同一日付で委託している「憩いの森維持管理業務」について、原則どおり、まとめて一般競争入札の方法により発注すべきである。

10 課題・問題点（森林環境譲与税関係の「森林・林業普及啓発事業（森林経営管理推進事業）」契約及び「森林・林業普及啓発事業（市行造林・育林事業）」契約、ひろしまの森づくり県民税関係の「森林・林業普及啓発事業（半林半X移住者支援事業）」契約及び「森林・林業普及啓発事業（市有林森林造成事業・補助）」契約）

いずれの契約も特命随意契約とされており、その理由は、自治法施行令第167条の2第1項第2号⁹に該当し、競争入札に適さないとされている。これらの契約は、いずれも市が設立した（公財）広島市農林水産振興センターに対して委託されている。

もっとも、その全ての契約において、再委託されている。そして、市との委託契約日と再委託承認申請日とが極めて近接しており、本来的に（公財）広島市農林水産振興センターが委託業務を履行する能力を、そもそも有しないにもかかわらず、同センターに委託しているものとする他ない点で、自治法施行令第167条の2第1項第2号の要件該当性に疑義が生じる。実際、森林・林業普及啓発事業（半林半X移住者支援事業）は、委託契約締結日の令和6年4月1日と同日に再委託の承認申請がされている。

そして、市においても、再委託承認申請について、そのほとんどが再委託承認申請日と同日に承認されており、再委託契約が原則として禁止されている広島市契約約款の趣旨に反して、唯々諸々と再委託を承認していることが認められる。

⁹ 「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」

事業名	委託契約日	再委託承認申請日	再委託承認日
森林・林業普及啓発事業（森林経営管理推進事業） 1	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 17 日	令和 6 年 4 月 17 日
森林・林業普及啓発事業（森林経営管理推進事業） 2	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 5 月 13 日	令和 6 年 5 月 13 日
森林・林業普及啓発事業（森林経営管理推進事業） 3	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 5 月 23 日	令和 6 年 5 月 23 日
森林・林業普及啓発事業（森林経営管理推進事業） 4	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 10 月 21 日	令和 6 年 10 月 21 日
森林・林業普及啓発事業（市行造林・育林事業）	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 6 月 3 日	令和 6 年 6 月 3 日
森林・林業普及啓発事業（半林半×移住者支援事業） 1	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
森林・林業普及啓発事業（半林半×移住者支援事業） 2	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 10 月 18 日	令和 6 年 10 月 18 日
森林・林業普及啓発事業（市有林森林造成事業・補助）	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 10 月 22 日	令和 6 年 10 月 23 日

（出典：広島市提供資料を基に監査人が作成）

- 11 指摘（森林環境譲与税関係の「森林・林業普及啓発事業（森林経営管理推進事業）」契約及び「森林・林業普及啓発事業（市行造林・育林事業）」契約、ひろしまの森づくり県民税関係の「森林・林業普及啓発事業（半林半×移住者支援事業）」契約及び「森林・林業普及啓発事業（市有林森林造成事業・補助）」契約）

森林環境譲与税関係の契約及びひろしまの森づくり県民税関係の契約の中で、市は、受託事業者を（公財）広島市農林水産振興センターとするものについて、多くが再委託されている。なお、受託事業者を（公財）広島市農林水産振興センターとするもの以外の契約について、再委託や下請はされていない。

そうであれば、同センターが市からの受託業務の履行能力を有していないことが推

察される。

また、市も広島市委託契約約款において再委託が原則禁止とされているにもかかわらず、ほとんどが再委託承認申請日と同一日に承認されていることは、市としても、その再委託の申請が適切か否かについて十分な審査が実施されていないと言わざるを得ない。

そうであれば、そもそも同センターは、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の要件に該当しないとも考えられ、さらに、再委託の承認の可否について再委託契約先との契約書等も資料として十分な検討が実施されるべきである。

12 課題・問題点（公益信託広島市まちづくり活動支援基金信託契約）

財団法人広島市ひと・まちネットワーク（現在の公益財団法人広島市文化財団）が委託者、受託者を㈱広島銀行として、市民による自主的なまちづくり活動に対して財政支援をするべく、公益信託広島市まちづくり活動支援基金（ひと・まち広島未来づくりファンド H m³（ふむふむ））が、平成 15 年 3 月に設立されている。市から公益財団法人広島市文化財団に支出された補助金を原資として 1 億 266 万 2,226 円が信託されることでスタートしている。

これについて、2020 年度から 2024 年度までの直近 5 年間をみても毎年の収支は約 265 万円の赤字となっており、2024 年度末決算書による正味信託資産は 3,260 万円余である。

そうすると、約 12 年後には信託資産をすべて費消することが容易に想定できる事態となっている。

13 意見（公益信託広島市まちづくり活動支援基金信託契約）

信託財産の消滅が、当然に信託契約の終了事由となり公益信託広島市まちづくり活動支援基金を解消するのが当然の帰結となる。そうであれば、約 12 年後の基金解消を念頭に、公益信託広島市まちづくり活動支援基金としての活動が行われているのか、その活動の必要から新たに委託者である公益財団法人広島市文化財団からの追加信託、すなわち市からの追加の補助金を予定して活動が行われているのか、明らかではない。

公益信託広島市まちづくり活動支援基金は、市から 1 億円を超える多額の補助金を原資として開始された活動であり、この活動の継続性の要否について、同活動が、まちづくりの推進にどの程度、寄与しているのかについて過去の助成事業を検証した上で、検討が開始されていなければならないにもかかわらず、全く検討されていないことは、かえって公益信託広島市まちづくり活動支援基金の助成事業に、それ程の意義を見出せないからとも考えられる。

については、助成事業が効率的に、まちづくりに寄与しているかの検証とともに、将来の活動の継続性の要否について早期に検討を開始することが望ましい。

第8 決算

1 概要と経年比較

令和6年度について、歳入については、款名称が市税の収入済額を、歳出については、款名称が総務費かつ項名称が税務費の支出済額を示すと以下のとおりとなる。

歳入（市税）

令和6年度市税収入決算額比較

(単位：円)

税目	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	増減額 前年比較	増減率 前年比
市民税	121,127,681,698	121,913,406,030	122,036,174,940	122,768,910	0.1%
個人	102,742,047,663	103,625,688,040	98,502,906,947	-5,122,781,093	-4.9%
法人	18,385,634,035	18,287,717,990	23,533,267,993	5,245,550,003	28.7%
固定資産税	85,345,235,497	88,308,947,947	90,772,723,611	2,463,775,664	2.8%
交付金及び納付金	491,987,500	501,909,400	518,606,800	16,697,400	3.3%
軽自動車税	2,504,559,305	2,566,778,376	2,673,840,628	107,062,252	4.2%
環境性能割	155,636,000	154,042,500	202,304,000	48,261,500	31.3%
種別割	2,348,923,305	2,412,735,876	2,471,536,628	58,800,752	2.4%
市たばこ税	7,850,220,295	7,901,471,927	7,825,789,617	-75,682,310	-1.0%
入湯税	68,021,850	78,861,998	77,542,200	-1,319,798	-1.7%
事業所税	6,985,643,203	7,063,557,565	7,075,002,679	11,445,114	0.2%
都市計画税	17,764,185,178	18,380,680,068	18,925,651,289	544,971,221	3.0%
市税収入計	242,137,534,526	246,715,613,311	249,905,331,764	3,189,718,453	1.3%

(監査人作成)

市税収入は市民税と固定資産税の占める割合が多い。令和6年度は令和5年度と比較した場合、税目間で増減差がみられた。個人市民税は51億2,278万1,093円減少した一方、法人市民税は52億4,555万3円、固定資産税は24億6,377万5,664円増加し、個人・法人で対照的な推移を示すとともに、資産課税（軽自動車税、事業所税、都市計画税）でも増収が確認された。

この変動の主因として、個人市民税の減収は当年度に実施された定額減税により一人当たり税額が軽減されたことが挙げられる。これに対し、法人市民税の増収は企業収益の拡大に伴う課税所得の増加が背景にある。さらに、固定資産税の増収については、令和6年度が固定資産税の基準年度（評価替え）に当たり、評価替えによる地価上昇等が課税標準額に反映されたものである。

歳出（税務費）

令和6年度税務費決算額比較

(単位：円)

勘定科目（節名称）	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	増減額 前年比較	増減率 前年比
給料	1,414,057,933	1,425,844,988	1,470,799,867	44,954,879	3.2%
委託料	830,298,750	1,416,606,121	1,423,729,496	7,123,375	0.5%
職員手当等	1,101,666,634	1,140,696,298	1,198,118,373	57,422,075	5.0%
共済費	495,624,062	517,236,161	546,297,581	29,061,420	5.6%
役務費	394,249,810	252,392,431	242,014,244	-10,378,187	-4.1%
報酬	140,585,047	152,379,698	148,460,717	-3,918,981	-2.6%
負担金、補助及び交付金	54,095,536	73,274,827	95,469,774	22,194,947	30.3%
使用料及び賃借料	60,895,903	61,472,059	60,936,911	-535,148	-0.9%
需用費	49,339,944	57,930,965	54,896,726	-3,034,239	-5.2%
旅費	8,805,033	9,974,041	9,553,870	-420,171	-4.2%
備品購入費	8,122,763	2,326,800	1,301,654	-1,025,146	-44.1%
報償費	1,466,000	668,000	843,000	175,000	26.2%
公課費	136,600	5,000	79,800	74,800	1496.0%
総計	4,559,344,015	5,110,807,389	5,252,502,013	141,694,624	2.8%

(監査人作成)

税務費の歳出は人件費（給料・職員手当等・共済費）と委託料の比重が高い構成である。また令和6年度は令和5年度と比較した場合、総計で1億4,169万4,624円増加している。この変動の主因は人事院勧告の影響により、人件費（給料・職員手当等・共済費）が増加（給料：4,495万4,879円の増加・職員手当等：5,742万2,075円の増加・共済費：2,906万1,420円増加）した一方、役務費では固定資産（土地）評価替えに係る総合支援業務の終了等により1,037万8,187円減少が生じた。

2 歳出類似団体比較

歳出については、類似団体と比較することにより、サービスの効率性や改善余地がないかを検討する。なお類似団体としては、政令指定都市内の市税収納率が上位である札幌市とした。

令和6年度税務費類似団体比較

(単位：円)

勘定科目 (節名称)	広島市	札幌市	差額
給 与	1,470,799,867	9,255,323	1,461,544,544
委 託 料	1,423,729,496	675,238,595	748,490,901
職 員 手 当 等	1,198,118,373	213,324,403	984,793,970
共 済 費	546,297,581	18,960,441	527,337,140
役 務 費	242,014,244	279,265,526	-37,251,282
報 酬	148,460,717	82,540,231	65,920,486
負担金、補助及び交付金	95,469,774	141,124,423	-45,654,649
使用料及び賃借料	60,936,911	435,702,172	-374,765,261
需 用 費	54,896,726	110,984,517	-56,087,791
旅 費	9,553,870	10,484,346	-930,476
備 品 購 入 費	1,301,654	6,277,872	-4,976,218
報 償 費	843,000	127,401	715,599
公 課 費	79,800	0	79,800
工 事 請 負 費	0	218,727,759	-218,727,759
償還金、利子および割引料	0	1,126,111,694	-1,126,111,694
補償、補填及び賠償金	0	11,990	-11,990
総 計	5,252,502,013	3,328,136,693	1,924,365,320

(監査人作成)

歳出(款：総務費、項：税務費)について、広島市と札幌市を比較した。令和6年度の数値は、広島市が52億5,250万2,013円、札幌市が33億2,813万6,693円であり、総計では広島市の方が多い。

主因は人件費(給与・職員手当等・共済費)及び委託料である。人件費について、札幌市は会計年度任用職員分のみを計上していることが影響していると考えられる。一方の委託料は、広島市14億2,372万9,496円、札幌市6億7,523万8,595円であり、広島市では市税システムの構築・運用に係る委託料(8億2千万円)が大きな割合を占める。

市税システム委託費については、類似団体との比較結果も参考としつつ、次期契約において競争性の確保及び費用対効果の検証を行うことが望ましい。

第9 財産

1 現金の管理状況

市の徴収金を出納する窓口では、取り扱う現金を収納金、釣銭現金、資金前渡に区分し、次のとおり管理している。

収納金は、各課・窓口で住民から受け入れた市税・国民健康保険料・介護保険料等の公金のうち、会計管理者口座に払い込むまで庁内で一時保管している現金及び有価証券である。保管は手提金庫とし、時間外は大金庫に収納する。入金都度、二名で金額と領収書を照合し、毎日、収納金報告書により金種別の残高を確認・報告する。翌日、会計管理者口座に払い込む。

釣銭現金は、おつり用の準備金であり、市の徴収金を出納する窓口ごとに定められた額を手提金庫で保管する。

資金前渡は、自治法施行令第161条及び広島市会計規則第54条に基づき、現金支払が必要となる経費について職員に資金を前渡する制度である。一般論として、地方公共団体の支出は法令及び広島市会計規則に定める支払方法（資金前渡、概算払）によって行うのが原則であり、私費による立替払いを恒常的な手段とすることは適当でない。このため、駐車場使用料や有料道路通行料金等は資金前渡により支払う取扱いとしている。資金前渡事務取扱者に交付した現金は封筒に収め、大金庫内で保管する。

2 物品の管理状況

物品には、切手、レターパック、ETCカード、給油カード等が含まれる。なお、物品管理規則第43条には、郵便はがき等出納簿やプリペイド・カード出納簿など、物品の分類に応じてその出納及び保管の状況を記録・管理しなければならないと定めている。

3 備品の管理状況

市では、取得価額5万円以上の備品を備品台帳で管理している。台帳管理対象の備品には備品整理票（備品シール）を貼付し、整理番号や分類番号等を記載して、備品台帳と現物を突合できる体制としている。あわせて年1回、備品台帳と備品の照合を実施している。なお、物品管理規則第45条は、各課長に対し備品に備品整理票を貼付して分類を明確にすることを求め、動物・美術品等で貼付が困難又は不適當な場合は例外とする旨を定めている。

さらに物品管理規則第49条は、各課長に対し、所管物品のうち取得価額又は評価価額が100万円以上の備品について、毎年度末に現在高を調査し「重要物品現在高報告書」を作成のうえ、翌年度5月31日までに会計管理者に報告することを義務付けている。

4 課題・問題点（現金残高の実査用紙の改訂案）

市では毎日、業務終了後に収納金と釣銭現金を合算して実査している。ただし、現行の実査用紙は収納金の残高しか確認できず、釣銭現金の基準額や過不足を記録する欄がない。このため、毎日、合算の実査額から釣銭の基準額を手計算で差し引き、同じ用紙の収納金欄に記入する必要が生じ、日々の運用にわずかながら手間がかかっている。

5 意見（現金残高の実査用紙の改訂案）

現行の「合算で一度数える」運用は維持したまま、実査用紙を合算実査と内訳記録が同時に完結する様式へ改めることが望ましい。具体的には、用紙上に合算実査額（A）、釣銭基準額（B）、差引による収納金実査額（A-B）及び必要時のみ記載する釣銭過不足額欄を設ける。これにより、現場は従来どおり合算で一度の計数で済み、書面上の差引と突合することにより釣銭の定額復元と収納金の妥当性が可視化され、相殺の懸念を抑えつつ、報告書作成の手間も簡素化できる。

6 課題・問題点（現金実査：残高差異と是正）

現金実査の結果、資金前渡の帳簿残高と実際残高に不一致が認められた。具体的には、①駐車場前渡資金は帳簿残高 940 円に対し実際残高 1,140 円であり、8 月 8 日の駐車場料金 200 円が使用者へ未手交であったこと、また、9 月 3 日・4 日の駐車場料金 400 円について出納簿への記載漏れがあり、これは、有料道路用の現金袋から誤って払出していたことが原因である。したがって、正しい残額は現金・帳簿とも 540 円となる。②有料道路前渡資金は帳簿残高 7,560 円に対し実際残高 6,320 円であり、9 月 5 日の有料道路料金 840 円の記載漏れに加え、9 月 3 日・4 日の駐車場料金 400 円を当該現金袋から誤払していたことが原因である。したがって、正しい残額は現金・帳簿とも 6,720 円となる。

なお、出納簿には係員・課長補佐・資金前渡事務取扱者の三名の押印があるものの、誤払や記帳漏れを未然に防止できておらず、押印前の実査・照合の履歴も残っていないことから、牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められる。

7 指摘（現金実査：残高差異と是正）

金額の不一致については、速やかに是正されたい。また、承認の実効性確保のため、出納簿へ押印する前に「帳簿・現金・領収書」の三点照合を確実に実施し、検査者は領収書の実見、金額突合、袋別残高突合を確認したうえで承認することにより、現金残高の整合性と承認手続の牽制機能を徹底すべきである。

8 課題・問題点（資金前渡の適正化）

広島市会計規則第 54 条では、駐車場使用料及び有料道路通行料金が資金前渡の対象として明記されているにもかかわらず、一部の所属においては、これらの費用について職員の私費による立替払いが常態化しており、規則上の位置付けと実務運用が乖離している。

例えば、職員が業務で駐車場を利用した場合、私費で料金を支払い、帰庁後に領収書を資金前渡事務取扱者へ提出し、資金前渡事務取扱者はそれにより職員に支払い、精算をしている。

このように、地方公共団体の支出は法令及び広島市会計規則に定める支払方法（資金前渡、概算払）によって行うという原則が十分に徹底されていない。

9 指摘（資金前渡の適正化）

地方公共団体の支出は、法令及び広島市会計規則に定める支払方法（資金前渡、概算払）により行うことが原則であり、職員の私費による立替払いを恒常的な手段とする現在の運用は、広島市会計規則第 54 条の趣旨に照らし適当でない。

駐車場使用料や有料道路通行料金のように反復して発生する費目については、資金前渡での運用を徹底するとともに、ETC カードや後払い型駐車決済等の非現金決済手段の導入など、私費立替払いとならないよう改善を行う必要がある。

10 課題・問題点（切手在庫の適正化）

ある部署において、令和 7 年 8 月 5 日現在、1 円切手を 127 枚保有しながら使用実績がなく、50 円切手・120 円切手も使用が僅少である一方、100 円切手は 282 枚保有・51 枚使用と額面ごとの利用頻度に偏りが見られた。加えて、2024 年 10 月の郵便料金改定により、従来多用していた 84 円切手・94 円切手は現行料金下で使用機会が大幅に減少し、在庫が滞留していた。

11 意見（切手在庫の適正化）

使用実績と料金改定後の需要見込みを踏まえ、額面別の在庫目安（上限・下限）を簡潔に定め、当面は 84 円切手・94 円切手を優先的に、50 円切手・100 円切手・120 円切手を含め、10 円切手や 1 円切手・2 円切手等との組合せ利用により在庫削減に努めることが望ましい。また、低利用額面の新規購入は控え、在庫の適正化を図られたい。

管理面は、現状どおり額面別枚数の把握・入出庫のメモ・月次程度の簡易棚卸を基本とし、保管場所と責任者の明確化を継続すれば妥当と認められる。

12 課題・問題点（切手・料金不足の取扱基準）

料金不足の郵便物の取扱いについて、受益者負担が明確なものは送付者へ不足分を

請求している一方、申告等に係る郵便物では受取側が不足分を公費負担として支出しており、運用が二分化している。

さらに、「費用対効果」を理由とする不請求の判断は、明確な内部ルールや基準がなく、職員の裁量や慣行に依存している。また、不足料金の発生件数・金額の集計が行われておらず、実態把握及び効果検証が困難である。送付者への注意喚起や是正要請についても基準が不明確で、再発防止の取組が統一されていない。

13 意見（切手・料金不足の取扱基準）

郵便料金は本来送付者負担であるにもかかわらず、申告関係の郵便物で不足分を請求せず自治体が公費で負担している現行取扱いは、受益と負担の公平性を損ない、公金支出の妥当性に疑義を生じさせる。したがって、料金不足は送付者負担を原則とし、受取側の公費負担は少額・回収非効率等の例外に限定することが望ましい。例外適用時は、①例外事由（少額、回収不能、誤配等）及び上限目安、②送付者・金額・理由・判断者の簡易記録を残すべきこと、③反復発生時の対応（請求、注意喚起、受取人払・料金後納／別納又は電子申請への切替案内）を最小限の事務メモで明示し、運用を統一するのが相当である。併せて、件数・金額を月次で確認し、必要に応じて見直すことで、負担の公平性を確保しうる。

14 課題・問題点（備品実査：所在誤認と対策）

令和7年8月5日の備品実査において、備品「ライオン A4N-2DNK」は当日に所在を特定できず、後日、職員からの写真送付により実在が確認された。設置場所は管理図面上「土1-⑫」であったが、実査当日は「書1-12」（書類戸棚の記号番号）と誤認して確認しており、類似した記号体系が誤読を誘発したことが直接の要因である。この事実は、備品管理台帳・管理図面・現物確認の突合が円滑に行われていないこと、並びに記号の表記や凡例・確認手順の標準化不足があることを示している。

15 意見（備品実査：所在誤認と対策）

現行の漢字による設置場所コード（例：「土」「書」）は意味が不明確で読み手による解釈の差を生み、所在誤認の一因となっている。したがって、当該表記は廃止又は定義の明確化と周知を行うことが望ましい（特に「土」は意味が判然とせず、速やかな見直しが相当）。

16 課題・問題点（徴税吏員証の残置是正）

金庫内に、有効期限を経過した徴税吏員証が残置されていた。市税規則第3条は、市長が徴税吏員等に身分証票を交付すること、職務執行時の携帯・請求時提示義務、そして身分を失ったときに直ちに返納する義務を定めている。

本件の問題点は、返納された徴税吏員証が不要に保管されたまま残置され、返納後の廃棄手続（承認・立会い・記録）が機能していないことにある。金庫内保管で直ちに不正使用に至る状況ではなかったものの、証票の不正使用・なりすまし等のリスクは残存している。

17 指摘（徴税吏員証の残置是正）

返納された徴税吏員証は、当日又は翌開庁日までに失効処理を行い、速やかに廃棄すべきである。記録については、媒体の別（台帳・一覧・電子記録等）を問わず、返納・失効・廃棄の各段階が追跡可能となるよう、確認手順と承認の記録方法を明確化する。発行番号・氏名・返納日・廃棄日等の基本情報が確認できる状態を維持し、定期的（例：半期）に残置の有無を点検し、未処理があれば速やかに是正することが望ましい。

18 課題・問題点（金庫内物品の適正化（JR回数券引換券））

制度が廃止された後も JR 回数券引換券が金庫に保管されていた。制度廃止後の券については、制度所管課に確認の上、処分することとなっているが、徹底されていなかった。

19 意見（金庫内物品の適正化（JR回数券引換券））

制度が廃止された JR 回数券引換券については、速やかに処分されたい。制度廃止決定時点で、関連物品の処分について制度所管課に確認し、制度廃止後に速やかに処分することを課内で共有することが望ましい。

20 課題・問題点（親睦資産の金庫利用区分の明確化）

所属の金庫内に、懇親会費用等の私的資金及び通帳が保管されていた。袋を分けるなどの区分管理は行われていたものの、自治体の金庫は本来、公金を安全かつ厳格に管理するための専用設備であり、区分の有無にかかわらず私物（私的資金）を収納すること自体、内部統制上は一般に許容されない。この運用は、公私混同の外観を生じさせ、公金管理に対する信頼性を損なうおそれがある。

21 指摘（親睦資産の金庫利用区分の明確化）

上記のとおり、公金用金庫への私的資金・通帳の収納は全面的に禁止し、現存の私的資金・通帳は速やかに撤去すべきである。

併せて、私的資金は原則として各職員が個人の責任において保管・管理することが相当である。なお、親睦団体としての管理が必要な場合には、互助会費により耐火金庫等を自費調達し、団体側で管理責任者を定め、公金保管設備から物理的・運用上ともに完全に分離して管理するのが適当である。

22 課題・問題点（手提金庫の適切な管理）

ある部署において、過去に職員が不用意に手提金庫を施錠したことで開錠に時間を要し、窓口業務に支障をきたした事例があった。このため、当該手提金庫のダイヤルをテープで固定し、施錠できない状態で運用されていた。

業務終了時には手提金庫は大金庫に移して施錠・保管されているとはいえ、この状況は業務中の金庫としての本来機能を喪失させ、実質的に無施錠で現金等を保管していたに等しく、盗難・紛失のリスクを高めるとともに、施錠・鍵管理・アクセス制限といった現金保管の内部統制要件を満たしていないものと認められる。

23 意見（手提金庫の適切な管理）

当該手提金庫は故障していたわけではなく、購入当初からダイヤルが回りがやすく、それに起因して上記のトラブルが発生したとのことであった。監査人の指摘後ダイヤルのテープ固定は取りやめたとのことであったが、このような状態で何年も放置されていたことは適切な管理がなされていたとはいえない。

金庫で管理をする趣旨に鑑みれば、衆人環視だから施錠の必要がないとはいえない。当該金庫は速やかに交換されたい。

第10 文書管理

1 文書管理の概要

市の公文書の保存期間は、主に広島市文書取扱規程第42条に定められている。文書の内容や重要度、将来的な利用価値に応じて、原則として30年・10年・5年・3年・1年の5種類に分類される。

保存年限基準表

30 年	1	市政の基本計画又は実施計画の決定及びその経緯に関する文書
	2	特に重要な事務事業の実施の決定及びその経緯に関する文書
	3	市町村合併、境界変更又は町の区域変更及びその経緯に関する文書
	4	条例、規則等の制定及び改廃並びにその経緯に関する文書
	5	重要な要綱、要領、事務の処理基準等の決定及びその経緯に関する文書
	6	重要な審査基準、処分基準、行政指導指針等の決定及びその経緯に関する文書
	7	特に重要な告示、公告（契約に関するものを除く。）、公表及び広報に関する文書
	8	市の沿革及び市史の資料となる文書 （例）市の発展過程が分かる特に重要な事務事業の業績書
	9	市長及び副市長の事務引継書
	10	職員の任免、昇給及び賞罰に関する文書
	11	重要な儀式並びに職員以外の者の表彰、感謝状の贈呈及び賞状等の授与の決定並びに国又は県の表彰及びほう賞に係る推薦に関する文書
	12	特に重要な予算及び決算に関する文書 （例）予算原本、決算原本、市債借入償還に関する文書
	13	特に重要な契約、協定等の締結及びその経緯に関する文書
	14	特に重要な公有財産の取得又は処分及びその経緯に関する文書 （例）財産表原本、特に重要な財産の得喪に関する文書
	15	重要な負担金、補助金、交付金、貸付金、補償金（損失補償金を除く。）等の交付、貸付等に関する文書
	16	特に重要な訴訟、不服申立て等の処理に関する文書
	17	重要な損失補償及び損害賠償の処理に関する文書
	18	重要な審議会等への諮問、答申等に関する文書
	19	市議会の招集、議会への提出案件・報告及び議会からの議決通知に関する文書
	20	特に重要な国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達に関する文書
	21	特に重要な許認可等行政処分及びその経緯に関する文書
	22	特に重要な陳情、請願、市民の声等の処理に関する文書
	23	特に重要な統計及び調査並びに資料等収集、作成、提出、提供及び配布に関する文書
	24	債権・債務の時効や法令等の指定により10年を超えて保存する必要がある文書
	25	その他10年を超えて保存する必要があると認める文書

10年	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要な事務事業の実施の決定及びその経緯に関する文書 2 要綱、要領、事務の処理基準等の決定及びその経緯に関する文書 3 審査基準、処分基準、行政指導指針等の決定及びその経緯に関する文書 4 重要な告示、公告（契約に関するものを除く。）、公表及び広報に関する文書 5 儀式並びに職員以外の者の表彰、感謝状の贈呈及び賞状等の授与の決定並びに国又は県の表彰及びほう賞に係る推薦に関する文書 6 重要な予算及び決算に関する文書 7 重要な契約、協定等の締結及びその経緯に関する文書 8 重要な公有財産の取得又は処分及びその経緯に関する文書 9 負担金、補助金、交付金、貸付金、補償金（損失補償金を除く。）等の交付、貸付等に関する文書 10 重要な訴訟、不服申立て等の処理に関する文書 11 損失補償及び損害賠償の処理に関する文書 12 審議会等への諮問、答申等に関する文書 13 重要な国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達に関する文書 14 重要な許認可等行政処分の決定及びその経緯に関する文書 15 重要な陳情、請願、市民の声等の処理に関する文書 16 重要な統計及び調査並びに資料等収集、作成、提出、提供及び配布に関する文書 17 債権・債務の時効や法令等の指定により5年を超えて保存する必要がある文書 18 その他10年保存する必要があると認める文書
5年	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業の実施の決定及びその経緯に関する文書 2 軽易な要綱、要領、事務の処理基準等の決定及びその経緯に関する文書 3 軽易な審査基準、処分基準、行政指導指針等の決定及びその経緯に関する文書 4 告示、公告（契約に関するものを除く。）、公表及び広報に関する文書 5 予算及び決算に関する文書 6 契約、協定等の締結及びその経緯に関する文書 7 公有財産の取得又は処分及びその経緯に関する文書 8 軽易な負担金、補助金、交付金、貸付金、補償金（損失補償金を除く。）等の交付、貸付等に関する文書 9 訴訟、不服申立て等の処理に関する文書 10 軽易な審議会等への諮問、答申等に関する文書 11 国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達に関する文書 12 許認可等行政処分の決定及びその経緯に関する文書 13 陳情、請願、市民の声等の処理に関する文書 14 統計及び調査並びに資料等収集、作成、提出、提供及び配布に関する文書 15 重要な申請、通知、通報、報告、届出、催告（債権に関するものを除く。）等に関する文書 16 債権・債務の時効や法令等の指定により3年を超えて保存する必要がある文書 17 その他5年保存する必要があると認める文書
3年	<ol style="list-style-type: none"> 1 軽易な告示、公告（契約に関するものを除く。）、公表及び広報に関する文書 2 軽易な予算及び決算に関する文書 3 軽易な国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達に関する文書 4 軽易な許認可等行政処分の決定及びその経緯に関する文書 5 軽易な陳情、請願、市民の声等の処理に関する文書 6 申請、通知、通報、報告、届出、催告（債権に関するものを除く。）等に関する文書 7 重要な照会、回答、依頼等に関する文書 8 債権・債務の時効や法令等の指定により1年を超えて保存する必要がある文書 9 その他3年保存する必要があると認める文書

1 年	1 特に軽易な予算及び決算に関する文書
	2 軽易な申請、通知、通報、報告、届出、催告(債権に関するものを除く。)等に関する文書
	3 照会、回答、依頼等に関する文書
	4 債権・債務の時効や法令等の指定により1年及び1年未満保存する必要がある文書
	5 その他1年保存する必要があると認める文書

(出典：広島市「文書事務の手引」より引用)

さらに市として文書管理に特徴的なのが、対象文書が市民の財産として残すべきかを広島市公文書館（以下「公文書館」という。）がチェックする仕組みが組まれていることである。文書は、文書取扱規程によりその保存期間に従って各課で書庫や倉庫等で厳重に管理される。また、保存期間が満了した時には、各課と公文書館の協議により歴史資料として価値のあるものであるかどうかを判定する。価値があるものと判定されれば、歴史公文書として公文書館に移管され永久保存される。

2 公文書館

公文書館は、市政に関する重要な公文書や、広島歴史に関する資料を収集・保存し、市民の誰もが利用できるように公開している施設である。1977年（昭和52年）に、全国の自治体に先駆けて設置された公文書館として知られている。

公文書館で所蔵されている資料は、行政文書（公文書）で保存期間が満了した公文書のうち、歴史的・文化的価値があると判断されたものがあり、市の意思決定プロセス（条例の制定過程や戦後の復興計画など）を辿ることができる。次に行政資料（刊行物）である市が発行した広報紙、統計書、予算書、各種報告書等である。そして、私文書・歴史資料である古文書、絵図、地図、写真等である。特に被爆前後の広島の街並みを記録した貴重な写真や、地域の旧家から寄贈された資料も多く含まれている。

3 文書廃棄の手続

市における公文書の廃棄については、広島市文書取扱規程第46条において、「公文書館長又は区政調整課長は、毎年1回保存年限の経過した文書を精査して、関係課に協議の上、廃棄の手続をなすものとする。ただし、1年保存の文書及び保存を要しない文書は、主務課長において、廃棄の手続を行う。」と、同規程第47条において、「廃棄する文書で、他見を避ける文書は、焼却、溶解その他復元できない方法により処分しなければならない。」と規定されている。また、文書整理運動マニュアルでもその方法と手続が定められている。

4 課題・問題点（鍵の管理）

市では、業務で使用する文書のうち直近のものについてはキャビネットを利用して保管管理しているが、そのキャビネットの鍵の存在が不明のもの、キャビネットに鍵が

挿しっぱなしのもの、鍵がキャビネット扉の内側に無造作に置いてあったもの等、鍵の管理について不適切なケースが多く見られた。

キャビネットの中身によっては施錠が必須ではないものもあるであろうし、外部の者や他部署の者が立ち入らない隔壁に囲われた書庫等のスペースにおいては出入り口の施錠を適切に行えばキャビネットの施錠までは必須とは言えないケースもあり得るであろう。

しかし、そのような場合でも、鍵を施錠に使用していないからといって、鍵の管理が適切に行われなくてよいということにはならない。



キャビネット裏の鍵



扉内側下部に鍵を格納



放置された鍵

5 指摘（鍵の管理）

市において、キャビネットの鍵は、その使用の有無に限らず、管理を適正に行うべきである。そのために鍵の管理マニュアル等の作成により、鍵の使用や鍵の保管場所等について適切な定めを置き、鍵の管理を徹底していただきたい。

具体的には、格納される文書の重要性に鑑みて施錠を要すると判断されるキャビネットの場合、番号等を付したタグ等によりどのキャビネットの鍵であるかを明確にした

うえで、キーボックス等で適切に管理し、業務終了後の施錠を励行すべきである。また、特段施錠の必要がないキャビネットの場合、どのキャビネットの鍵であるかを明確にしたうえでまとめて管理してもよいであろう。このような運用を実行するためには文書の重要性による適切な分類・整理が必要となる。

6 課題・問題点（鍵の使用）

また、上記問題に関連することであるが、キャビネットは業務始動時に鍵を開け、業務終了時に鍵を施錠することになっているところ、実際に鍵を使用する者が決まっておらず、もし業務終了時に鍵の紛失があった場合、対応がとれない。

7 意見（鍵の使用）

文書管理を適正に実施するため、鍵の使用履歴等の管理簿を作成する必要があると考える。

8 課題・問題点（保存期間が満了している文書）

文書には保存期間が定められており、その期間を満了したものは適正に廃棄されなければならない。しかしながら、視察監査を行った結果、いくつかの部署で保存期間が満了しているにもかかわらず廃棄されていない文書が見受けられた。



いずれも保存期間が満了している文書



9 指摘（保存期間が満了している文書）

文書管理規程等で定めがある以上、保存期間が満了した文書については適正に廃棄すべきである。

10 課題・問題点（保存状態が悪い文書）

視察監査では、ダンボール箱を積み重ねていったためにダンボール箱ごと潰れてしまっている状態のものや適切に保管していなかったため破損していたもの等文書の保存状態が悪いものが見られた。



いずれも保存状態が悪い文書

11 指摘（保存状態が悪い文書）

市が保存している文書等は重要な文書であり、仮に過去の文書を見返すときに、状態が悪いものや破損しているものでは確認することが困難であることが考えられる。そのため、文書事務の手引に従い適切に保存するよう徹底していくべきである。

12 課題・問題点（保存場所の状態）

市では、過年度分の文書等については各課それぞれの倉庫にて保存している場合がある。このうち税務部の各所属で取り扱う課税文書等には個人情報が多く含まれている。保存場所の容量の問題であると思うが、他の部署の職員も入れるようになっており、明確な区分がされていないため、他の部署の職員が課税資料等を簡単に見ることができるような状態となっている倉庫もあった。また、倉庫内に隣の部屋との間に扉があるが、施錠ができるような扉でなかった状態も見受けられた。



保存場所の状態



いずれも文書が剥き出しになっている状態



17 意見（文書が剥き出しになっている状態）

文書保存については、例外なく統一的に適正な保存状態を保つことが必要である。文書がダンボール箱に入れられていない、文書を保存した箱が封印されていない、また、ファイルの上に文書が載せられている等、文書を簡単に見られる状態にあることは問題である。文書が剥き出し等の状態にならないよう細心の注意を払い、適切な管理に努めていただきたい。

18 課題・問題点（溶解文書の管理）

今回の視察監査において、溶解文書等の扱いを監査したが、ある部署では溶解文書をコピー機のそばに置いてあるダンボール箱に詰めていき、容量が一杯になるまで封をしていない事案があった。

19 意見（溶解文書の管理）

文書管理における溶解文書は、個人情報が含まれるなど他見を避ける文書で、その扱いには厳格さが求められる。したがって、溶解文書は、業務終了後に鍵がかかる場所等で保管し適正に管理する必要があると考える。ダンボール箱が一杯になるまで溶解文書をそのままにすることで、他見を避けるべき文書が、業務に直接関係のない職員の目に触れる可能性があるためである。

20 課題・問題点（文書の裏面使用）

視察監査時に、「広島市情報セキュリティポリシー」内にある重要性分類Ⅰの情報が含まれる資料について、確認のために使用した後に、その用紙を保存し、裏面使用している例が見受けられた。



文書の裏面使用

21 意見（文書の裏面使用）

広島市情報セキュリティポリシーでは重要性分類Ⅰの情報資産についての管理が定められている。各所属は、情報資産の管理について意識を高め、環境への取組とのバランスをとるため内部的なマニュアル等を整備し、広島市情報セキュリティポリシーとの整合性を図ることが望ましい。

22 課題・問題点（キャビネット内の文書目録）

市は各課キャビネットで保管している文書について、どのキャビネットにどのような文書と冊数がある等の確認できる目録を作成していない。仮に文書の紛失・盗難等があった場合、どの文書が無くなったのかを確認することができない。また、目録等が作成されていないため、定期的なキャビネット内の文書のチェックも行われていない。

23 意見（キャビネット内の文書目録）

一部では、目録に近いものも作成されていることを確認したが、具体的な文書の内容と冊数（後述する第11の14及び15の重要性分類ⅠⅡⅢの区分も含む。）が分かる目録等が必要であると考え。目録等があれば定期的に文書の保存状態を確認することができ、仮に紛失等があった場合、どのような文書がいつ無くなったかを後から確認できるからである。

24 課題・問題点（キャビネット内の文書の使用マニュアル、使用簿がない）

市は各課で保管している文書について、キャビネット内の文書を持ち出して使用する際の使用マニュアルや使用履歴の記載がある文書や帳簿等がない。

25 意見（キャビネット内の文書の使用マニュアル、使用簿がない）

市は、各課のキャビネット内の文書について、どのように扱うか、持ち出して個人の

机の中に保管し続けられないようにするための対策等のマニュアルを作成した方が良いと考える。また、紛失等を避けるためにも誰がいつ使用したかの履歴等を残す方法を検討することが望ましい。

26 課題・問題点（公印の印影印刷済み用紙の管理）

市では「広島市公印管理規則（以下、市公印規則）」に印影印刷等の取扱いが定められている。

視察監査時に、倉庫内に用紙の表面に公印の印影のみが印刷してある用紙があった。これらの用紙は印影印刷してある時点で将来公文書として使用される可能性があるが、ダンボール箱が開封されたままの状態での保管されていた。



公印の印影印刷済み用紙の管理

27 意見（公印の印影印刷済み用紙の管理）

市公印規則第7条に公印の使用の規定があり、同条第2項には施行前の公印を押なつた文書を厳重に保管し、常にその受払状況を明らかにしておかなければならないとしている。

これを踏まえると、現況の印影印刷済み用紙の管理状態では文書の偽造及び不正使用等の可能性がある。

したがって、受払状況について使用日・使用枚数・書き損じ枚数・残数等が記載された帳簿等を作成することなど管理体制を検討することが望ましい。

第11 情報セキュリティ

1 情報資産の分類

市は、情報資産の分類について、

「本市の情報資産は、重要性により、次のとおり分類する。

ア 重要性分類Ⅰ

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報資産

イ 重要性分類Ⅱ

広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報資産に該当しないもの（重要性分類Ⅲに該当するものを除く。）

ウ 重要性分類Ⅲ

ホームページ、出版物等に掲載している情報資産¹⁰」
と説明している。

2 情報資産の保管者における取り扱い

市は、情報資産の保管者における取り扱いについて、

「情報資産を保管する者は、情報資産の分類に応じ、次のとおり取り扱うこと。

ア 重要性分類Ⅰ

（ア）電磁的記録媒体に情報資産を格納する際は、暗号化又は利用者の権限に応じたアクセス制御を行うこと。

（イ）可搬記録媒体は、鍵の掛かる保管庫等に保管し、その利用を管理すること。

（ウ）情報資産が印刷された文書は、鍵の掛かる保管庫等に保管し、その利用を管理すること。

イ 重要性分類Ⅱ

（ア）可搬記録媒体は、鍵の掛かる保管庫等に保管すること。

ウ 重要性分類Ⅲ

（ア）原本が格納された可搬記録媒体は、鍵の掛かる保管庫等に保管すること。
¹¹」

と示している。

¹⁰ 広島市、「広島市情報セキュリティポリシーの要点」.広島市ホームページ.
https://www.city.hiroshima.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/034/133/244098.pdf, (参照 2025-12-24) 1頁。

¹¹ 同上。

3 情報資産の利用者における取り扱い

市は、情報資産の利用者における取り扱いについて、

「情報資産を利用する者は、情報資産の分類に応じ、次のとおり取り扱うこと。

ア 重要性分類 I

(ア) 庁内に情報資産を送付し、持出し、貸与、又は提供する際は、情報資産の管理責任者の許可を得ること。

(イ) 庁外に情報資産を送付し、持出し、貸与、又は提供しないこと。ただし、職務上必要がある場合において、情報資産の管理責任者の許可を得たときは、この限りでない。¹²⁾

と示している。

4 情報資産の廃棄やリース返却等

市は、情報資産の廃棄やリース返却等について、「情報資産の廃棄やリース返却等を行う者は、情報資産の管理責任者の許可を得ること。¹³⁾」と示している。

5 情報が印刷された文書の廃棄

市は、情報が印刷された文書の廃棄について、「情報資産の管理責任者は、情報が印刷された文書を廃棄する場合、廃棄するまでの間、第三者に閲覧されることのない場所に保管するとともに、廃棄に際しては適切な方法を講ずること。¹⁴⁾」と示している。

6 課題・問題点（情報セキュリティの研修等）

市は広島市情報セキュリティポリシーに基づいて、年に1回eラーニング形式で全職員を対象とした情報セキュリティ研修を行っている。また、情報セキュリティ研修以外にマイナンバー等に関する様々な研修を行っている。

しかしながら、特定の研修について何人の職員がいつ研修を行ったかの研修結果を各課が確認していない。

7 意見（情報セキュリティの研修等）

特定の研修について、未受講者がいる課に対し、一度は通知がある仕組みとなっているが、全員が受講完了となるまで各課に開示していくことが望ましい。そこで得た情報を基に、各課の管理職は未受講者に対して受講勧奨を行うことが望まれる。

¹²⁾ 同上1頁及び2頁。

¹³⁾ 同上2頁。

¹⁴⁾ 同上。第10との関連で引用。

8 課題・問題点（公用 USB メモリの取扱い）

市ではその業務内容に応じて、USB メモリ等の電磁的記録媒体を使用しているところがある。視察監査時に一部公用 USB メモリについてパスワードが貼り付けてあった。

9 指摘（公用 USB メモリの取扱い）

広島市情報セキュリティポリシーによれば、可搬記録媒体である公用 USB メモリにパスワードを記載しないこととされている。今一度、公用 USB メモリの取扱いについては厳格に行っていただきたい。

10 課題・問題点（不明な USB メモリ）

視察監査時に職員の机の中から所有者不明の USB メモリが発見された。誰の所有なのかどうかをたずねたところ、不明であり、内容についても分からないとのことであった。後日、確認したところ、過去に業務で使用していた公用 USB メモリであり、業務終了後も机の引き出しに入ったまま、担当者不在の状態になっていたものであることが判明した。

11 指摘（不明な USB メモリ）

公用 USB メモリについては広島市情報セキュリティポリシーで厳格な取扱いが明記されているため、適正に所有者や内容等を確認し、不必要であれば廃棄すべきである。今後は所有者不明の可搬記録媒体がないように努めていただきたい。

12 課題・問題点（トークンの管理）

市の職員は庁内 LAN へのログイン時の認証にトークンを使用している。しかしながら、職員それぞれでトークンの保管管理状態が異なり、視察時の聴き取りでも適正に保管しているように見受けられなかった。

13 その他（トークンの管理）

庁内 LAN へのログイン時の認証に使用するトークンについては、紛失盗難等がないように適正に管理していただきたい。

14 課題・問題点（情報資産の重要性分類）

広島市情報セキュリティポリシーに定められている情報資産の分類について、保管された情報資産等がどの分類になるかどうかの明確な管理簿等が無かった。例えば、キャビネット内にある文書が重要性分類ⅠなのかⅡなのかⅢなのかすぐには分からない状態であった。

15 意見（情報資産の重要性分類）

情報資産については、その分類により取り扱いが異なるため、どの情報資産が重要性分類のどれに当たるのかを明確にすることが望ましい。そのためにも、具体的な分類表を作成し、現状保管する重要性分類ⅠⅡⅢがそれぞれ何件あるのかを確認して保管するようにされたい。

16 課題・問題点（可搬記録媒体内の情報資産の保存期間）

公用 USB メモリについては様々な用途で使用される。視察監査時に一部の公用 USB メモリの内容を確認したが、古いものでは、2014 年のデータが残っている所属、2017 年のデータが残っている所属があった。個人情報を含むか否かを問わず、広島市情報セキュリティポリシーでは、保存される必要がなくなったものについては速やかに情報を消去するように記載している。可搬記録媒体の保存情報がいつまでも残り続けることは紛失盗難等が起こった際に被害を発生させる懸念がある。

17 指摘（可搬記録媒体内の情報資産の保存期間）

可搬記録媒体に保存されたデータは保存される必要がなくなり次第、消去すべきである。また、明確に保存期間を決めるべきだと考える。さらに、可搬記録媒体については、定期的にその内容を確認して消去すべきかどうかを判断するため、可搬記録媒体内に保存されているデータの名称には使用者の名前等を記載するなどの工夫をして欲しい。

18 その他（USB メモリの紛失）

市は、令和 6 年度において、国保データベースシステムからの接続専用公用 USB メモリを紛失していた。当該公用 USB メモリに個人を特定できる情報は保存されていなかったとはいえ、広島市情報セキュリティポリシーを遵守していれば本来起こり得ないことであり、重大な問題であることには変わりない。

事案発生後直ちに、管理台帳の未作成といった同ポリシー違反を改めており、現在はおおむね同ポリシーを遵守した管理が行われているが、市は、二度とこうした事態を生じさせることのないよう、継続的に取り組まなければならない。

19 課題・問題点（可搬記録媒体管理台帳）

提供を受けた管理台帳には具体的な保管場所の記載が無いものもあり、実際に可搬記録媒体が適切にその場所に保管されているかどうかの確認に使用できるような様式ではなかった。

20 意見（可搬記録媒体管理台帳）

管理台帳を作成する目的は単に記録のためだけに作成するのではなく、後日定期的に管理台帳に記載された可搬記録媒体が存在しているかの紛失盗難等の未然防止を図ることも必要であると考え。そのため、担当課で定期的な管理台帳のチェックを行うことが望ましい。

21 課題・問題点（IC カード常時挿入・パスワード記載によるセキュリティ低下）

共有システムへのアクセス用 IC カードを未使用時であっても端末に常時挿入する取扱いが一部で常態化していた。なかには IC カードに係るパスワードを当該 IC カードに記載して保管している状況が確認された。

これらは、広島市情報セキュリティポリシーが規定する「職員は、情報システムの利用中に離席する際には、以下のいずれかの対策を実施すること」「職員は、パスワードを紙等に記載しないこと」に反しており、結果として、なりすまし等の不正利用、端末の第三者操作、責任所在の不明確化、監査証跡の信頼性低下、情報漏えいのリスクを高めている。

22 指摘（IC カード常時挿入・パスワード記載によるセキュリティ低下）

端末及び IC カード等の使用について、離席中に個人のユーザ ID を他人に利用させる状況を生じさせないことを目的として、情報システム利用管理者は、所属職員に対して未使用時・離席時には IC カードを抜去させるなど、広島市情報セキュリティポリシーで規定する取扱いを徹底させることを求める。

なお、既に記載物が存在する場合は速やかに回収・破棄し、必要に応じてパスワードの再設定を行うことで、認証の実効性を回復させるべきである。

第12 個人市民税

1 概要

個人市民税は、前年中に所得のあった人に課されるもので、その人の前年1年間の所得に応じて課される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課される「均等割」とがある。

なお、個人市民税を賦課徴収する際、個人県民税及び国税である森林環境税も市が合わせて賦課徴収することになっている。

納める税金

納税義務者	納める税金
区内に住所がある人(注)	均等割・所得割・森林環境税
区内に住所はないが、事務所、事業所または家屋数がある人(注)	均等割

(注)区内に住所、事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断されます。

(出典：広島市ホームページより引用)

次の人には、個人市民税・県民税・森林環境税が課税されない。

(1) 均等割、所得割、森林環境税のいずれも課されない人

ア 生活保護法による生活扶助を受けている人

イ 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額¹⁵が135万円以下の人

(給与所得のみの人の場合、令和6年度分であれば年収204万4,000円未満の人)

ウ 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

$$35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10 \text{ 万円} + 21 \text{ 万円}^{16}$$

(夫婦子ども2人の給与所得者の場合、令和6年度分であれば年収256万円未満の人)

(2) 所得割が課されない人

ア 前年の総所得金額等¹⁷の合計額が次の算式で求めた額以下の人

$$35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円} (\text{注2と同じ})$$

(夫婦子ども2人の給与所得者の場合、令和6年度分であれば年収271万6,000円)

¹⁵ 合計所得金額 総所得金額、土地・建物等の長期譲渡所得金額、山林所得の金額などの合計額 (損失の繰越控除の適用前)

¹⁶ 同一生計配偶者や扶養親族を有していない人には、21万円及び32万円の加算はない。

¹⁷ 総所得金額等 総所得金額、土地・建物等の長期譲渡所得金額、山林所得の金額などの合計額 (損失の繰越控除の適用後)

円未満の人)

イ 前年の総所得金額等(注3と同じ)の合計額が所得控除額以下の人

税額の算出方法は次のとおりである。

● 均等割

市民税3,000円
県民税1,500円 (うち500円はひろしまの森づくり県民税)

※ ひろしまの森づくり県民税は、平成19年度分から令和8年度分までの20年間、課されます。

● 所得割

$$\frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額等}) \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額}}{\text{課税総所得金額等}} - \left(\begin{array}{l} \text{配当割額控除額及び} \\ \text{株式等譲渡所得割額控除額} \end{array} \right) = \text{所得割額}$$

● 森林環境税

1,000円

(出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用)

2 所得金額の計算

所得割額の算定の基礎となる所得金額は、次の所得の種類に応じて、それぞれ計算される。

種類	所得の内容	所得の計算方法	
⑧総合して課税される所得（総所得金額）	利子所得 ^{注1}	公社債や預貯金の利子など	収入金額
	配当所得 ^{注2}	株式や出資の配当など	(収入金額) - (負債利子)
	不動産所得	地代、家賃、権利金など	(収入金額) - (必要経費) - (事業専従者 ^{注3} 控除額等)
	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	(収入金額) - (必要経費) - (事業専従者 ^{注3} 控除額等)
	給与所得 ^{注4}	給料、賞金、賞与など（給与等）	(収入金額) - (給与所得控除額)
	譲渡所得 ^{注5} (土地・建物等以外)	車両、機械などを譲渡した場合に生じる所得 ○短期譲渡所得…保有期間5年以下 ○長期譲渡所得…保有期間5年起	(収入金額) - (取得費・譲渡費用) - 特別控除額(50万円)
	一時所得 ^{注5}	賞金、懸賞当せん金、競輪などの払戻金、ふるさと納税の返礼品など	(収入金額) - (必要経費) - 特別控除額(50万円)
雑所得	公的年金等や原稿料、講演料など他の所得に当てはまらない所得	公的年金等 ^{注6} (公的年金等の収入金額) - (公的年金等控除額)	公的年金等以外 (収入金額) - (必要経費)
⑨分離して課税される所得	譲渡所得 ^{注5} (土地・建物等)	土地や建物などを譲渡した場合に生じる所得 ○短期譲渡所得…所有期間5年以下 ○長期譲渡所得…所有期間5年起	(収入金額) - (取得費・譲渡費用)
	山林所得	山林の伐採や譲渡による所得	(収入金額) - (必要経費) - (事業専従者 ^{注3} 控除額等) - 特別控除額(50万円)
	上場株式等に係る配当所得等 ^{注2}	上場株式等に係る配当など	(収入金額) - (負債利子)
	上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等	株式や転換社債などを譲渡した場合に生じる所得	(収入金額) - ((取得費・譲渡費用) + (負債利子))
	先物取引に係る雑所得等	先物取引による所得	(収入金額) - (差金等決済に係る委託手数料)及びその他の経費
	退職所得	退職金や一時恩給など	((収入金額) - (退職所得 ^{注7} 控除額)) × $\frac{1}{2}$ ^{注8}

注1 利子所得 県民税利子割又は県民税配当割として一律分離して課されたものを除きます。

注2 配当所得・上場株式等に係る配当所得等

県民税配当割が特別徴収された上場株式等の配当等（特定配当等）以外の配当については、金額の多少にかかわらず申告してください（総合課税となります。）。

特定配当等及び県民税株式等譲渡所得割が特別徴収された上場株式等の譲渡所得等（特定株式等譲渡所得金額）については、所得税の確定申告において申告をしない限り、合計所得金額には含まれず、所得割は課されません。

所得税の確定申告において申告をする場合、特定配当等については総合課税又は分離課税を選択することができ、特定株式等譲渡所得金額については分離課税となります。

注3 事業専従者控除額等

● 白色事業専従者の場合 事業専従者控除額

原則として、1人につき50万円（配偶者は86万円）

● 青色事業専従者の場合 青色事業専従者給与額

事業専従者が従事した期間、仕事の内容、その事業規模等からみてその労働対価として相当であると認められる金額

注4 給与所得の計算方法

給与等の収入金額 ④	給与所得の金額*	
55万1千円未満	0円	
55万1千円以上 161万9千円未満	④-55万円	
161万9千円以上 162万円未満	106万9千円	
162万円以上 162万2千円未満	107万円	
162万2千円以上 162万4千円未満	107万2千円	
162万4千円以上 162万8千円未満	107万4千円	
162万8千円以上 180万円未満	④÷4 (千円未満端数切捨て)	
180万円以上 360万円未満		×2.4+10万円
360万円以上 660万円未満		×2.8-8万円
660万円以上 850万円未満	×3.2-44万円	
850万円以上	④×0.9-110万円	
	④-195万円	

※ 所得金額調整控除

次の(ア)若しくは(イ)のいずれか、又は両方に該当する人は、それぞれの算式により計算した金額を上表により算出される給与所得の金額（給与所得控除後の給与等の金額）から控除します。

(ア) 前年の給与等の収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに該当している人

- 本人が特別障害者である人
- 23歳未満の扶養親族を有している人
- 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有している人

$$\text{控除額} = (\text{給与等の収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(イ) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える人

$$\text{控除額} = \text{給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)} + \text{公的年金等の雑所得の金額(上限10万円)} - 10\text{万円}$$

注5 長期譲渡所得及び一時所得については、所得の計算方法により算出した額の2分の1に対して個人市民税・県民税が課されます。

注6 公的年金等の雑所得の計算方法

〈受給者が昭和34年1月1日以前に生まれた人（65歳以上の人）の場合〉

		公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額 ㉔	330万円未満	㉔-110万円	㉔-100万円	㉔-90万円
	330万円以上 410万円未満	㉔×0.75-27万5千円	㉔×0.75-17万5千円	㉔×0.75-7万5千円
	410万円以上 770万円未満	㉔×0.85-68万5千円	㉔×0.85-58万5千円	㉔×0.85-48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	㉔×0.95-145万5千円	㉔×0.95-135万5千円	㉔×0.95-125万5千円
	1,000万円以上	㉔-195万5千円	㉔-185万5千円	㉔-175万5千円

〈受給者が昭和34年1月2日以後に生まれた人（65歳未満の人）の場合〉

		公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額 ㉔	130万円未満	㉔-60万円	㉔-50万円	㉔-40万円
	130万円以上 410万円未満	㉔×0.75-27万5千円	㉔×0.75-17万5千円	㉔×0.75-7万5千円
	410万円以上 770万円未満	㉔×0.85-68万5千円	㉔×0.85-58万5千円	㉔×0.85-48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	㉔×0.95-145万5千円	㉔×0.95-135万5千円	㉔×0.95-125万5千円
	1,000万円以上	㉔-195万5千円	㉔-185万5千円	㉔-175万5千円

注7 退職所得控除額

- 勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数（80万円未満の場合は80万円）
 - 勤続年数が20年超の場合 800万円+70万円×（勤続年数-20年）
- ※ 勤続年数に1年未満の端数があるときは1年とします。
 ※ 障害者となったことにより退職したと認められるときは、上記の算出金額に100万円を加算します。

(例)

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
10年	400万円	25年	1,150万円
15年	600万円	30年	1,500万円
20年	800万円	35年	1,850万円

注8 勤続年数5年以下の法人役員等には、その役員等としての勤続年数に対応する退職金について、退職所得控除後の金額に2分の1を乗じる措置はありません。

令和4年分以後の勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除後の金額のうち300万円を超える部分については、2分の1を乗じる措置はありません。

(出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用)

3 所得控除（所得から差し引かれるもの）

所得控除は、納税者の個人的な事情により税の負担能力が異なることを考慮して、所得金額から差し引くものである。

なお、個人市民税・県民税の所得控除額は、次のとおりであり、所得税の控除額とは一部異なっている。

種類	要件	控除額																				
雑損控除	前年中に本人又は本人と生計を一にする一定の親族が所有する資産について災害等により損害を受けた場合	次のうちいずれか多い方の金額 ①（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%） ②災害関連支出の金額－5万円																				
医療費控除	前年中に本人又は本人と生計を一にする一定の親族のために医療費を支払った場合	次のうちいずれかを選択して、算出した金額 ①通常の医療費控除を適用する場合 控除額＝ $\frac{\text{医療費の（実負担額）}}{\text{（限度額20万円）}}$ － $\left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等の合計額の} \\ \text{5\%又は10万円のい} \\ \text{れか少ない方の金額} \end{array} \right]$ ②医療費控除の特例を適用する場合 控除額＝ $\left(\begin{array}{l} \text{特定一般用医薬} \\ \text{品等購入費} \end{array} \right)^{\text{※1}}$ －1万2,000円 （限度額8万8,000円）																				
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など）を支払った場合	実際に支払った金額又は給与や年金から差し引かれた金額																				
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型若しくは個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）又は心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額																				
生命保険料控除	前年中に一般生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った場合	<p>一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ下の計算式により計算した控除額の合計額（限度額7万円）</p> <p>平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に適用される控除額の計算式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万2,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>1万2,000円超3万2,000円以下</td> <td>支払額×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td>3万2,000円超5万6,000円以下</td> <td>支払額×0.25+1万4,000円</td> </tr> <tr> <td>5万6,000円超</td> <td>2万8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に適用される控除額の計算式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>1万5,000円超4万円以下</td> <td>支払額×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>4万円超7万円以下</td> <td>支払額×0.25+1万7,500円</td> </tr> <tr> <td>7万円超</td> <td>3万5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約をそれぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額（限度額2万8,000円）となります。ただし、旧契約に係る控除額が2万8,000円を超える場合は、旧契約に係る控除額のみで計算します。</p>	支払額	控除額	1万2,000円以下	全額	1万2,000円超3万2,000円以下	支払額×0.5+6,000円	3万2,000円超5万6,000円以下	支払額×0.25+1万4,000円	5万6,000円超	2万8,000円	支払額	控除額	1万5,000円以下	全額	1万5,000円超4万円以下	支払額×0.5+7,500円	4万円超7万円以下	支払額×0.25+1万7,500円	7万円超	3万5,000円
支払額	控除額																					
1万2,000円以下	全額																					
1万2,000円超3万2,000円以下	支払額×0.5+6,000円																					
3万2,000円超5万6,000円以下	支払額×0.25+1万4,000円																					
5万6,000円超	2万8,000円																					
支払額	控除額																					
1万5,000円以下	全額																					
1万5,000円超4万円以下	支払額×0.5+7,500円																					
4万円超7万円以下	支払額×0.25+1万7,500円																					
7万円超	3万5,000円																					

種 類	要 件	控 除 額															
地震保険料控除 ^{※2} (A=地震保険料の支払額 B=旧長期損害保険料の支払額)	前年中に地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合	$\text{控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{Aの合計額を下記のア又は} \\ \text{イに当てはめて得た金額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{Bの合計額を下記のウから} \\ \text{オまでに当てはめて得た金額} \end{array} \right)$ ア 5万円以下…支払額×0.5 イ 5万円超…2万5,000円 ウ 5,000円以下…全額 エ 5,000円超1万5,000円以下…支払額×0.5+2,500円 オ 1万5,000円超…1万円 控除限度額 2万5,000円 (AとBの両方がある場合)															
障害者控除	本人又は同一生計配偶者・扶養親族が障害者の場合	1人につき26万円 (特別障害者 ^{※3} は30万円) (同居特別障害者は53万円)															
寡婦控除	本人が次の①～③のいずれにも該当する場合(ひとり親控除に該当する人を除く。) ①前年の合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ・夫と死別後、再婚していない人又は夫が生死不明などの人 ・夫と離婚した後、再婚していない人で、扶養親族を有している人 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人 ^{※4} がいないこと	26万円															
ひとり親控除	本人が現に婚姻をしていない、又は配偶者が生死不明などの場合で、次の①～③のいずれにも該当する場合 ①前年の合計所得金額が500万円以下であること ②前年の総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子を有していること ^{※5} ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人 ^{※4} がいないこと	30万円															
勤労学生控除	本人の前年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の勤労学生である場合	26万円															
配偶者控除	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有し、本人の前年の合計所得金額が1,000万円(給与収入のみで所得金額調整控除の適用がない場合は、その収入金額が1,195万円)以下の場合 ^{※6}	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の区分</th> <th colspan="3">本人の前年の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人配偶者(70歳以上)</td> <td>38万円</td> <td>28万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の区分	本人の前年の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般の配偶者	33万円	22万円	11万円	老人配偶者(70歳以上)	38万円	28万円	13万円
配偶者の区分	本人の前年の合計所得金額																
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下														
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円														
老人配偶者(70歳以上)	38万円	28万円	13万円														

種 類	要 件	控 除 額			
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有し、本人の前年の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみで所得金額調整控除の適用がない場合は、その収入金額が1,195万円）以下の場合	配偶者の前年の合計所得金額	本人の前年の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		48万円以下	適用なし（配偶者控除の対象）		
		48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円		
	133万円超	0円	0円	0円	
扶 養 控 除	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする控除対象扶養親族 ^{注7} を有する場合	①一般の控除対象扶養親族……33万円 （16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満） ②特定扶養親族（19歳以上23歳未満）…45万円 ③老人扶養親族（70歳以上）…38万円 ④同居老親等 ^{注8} である扶養親族…45万円			
基 礎 控 除	本人の前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合	本人の前年の合計所得金額	控除額		
		2,400万円以下	43万円		
		2,400万円超2,450万円以下	29万円		
		2,450万円超2,500万円以下	15万円		

注1 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）などの購入費をいいます。

そして、特定一般用医薬品等を平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に購入した場合に、各年分の購入費のうち1万2,000円を超える金額（限度額8万8,000円）について、その年の総所得金額等から控除する制度を、医療費控除の特例とといいます。なお、この特例制度の適用を受ける場合は、通常の医療費控除の適用は受けられません。

注2 一の損害保険契約等が、地震保険に係る契約と旧長期損害保険に係る契約のいずれにも該当する場合は、いずれか一の契約のみに該当するものとして計算します。

注3 身体障害者手帳1級・2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人、療育手帳④・Aの人、これらの人に準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けた65歳以上の人など

注4 本人が世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている人をいいます。本人が世帯主でない場合で、本人の住民票の続柄が「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の人をいいます。

注5 他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている子を除きます。

注6 本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はありません。ただし、配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の場合には「同一生計配偶者」となり、「同一生計配偶者」が障害者に該当する場合は、障害者控除の適用が受けられます。

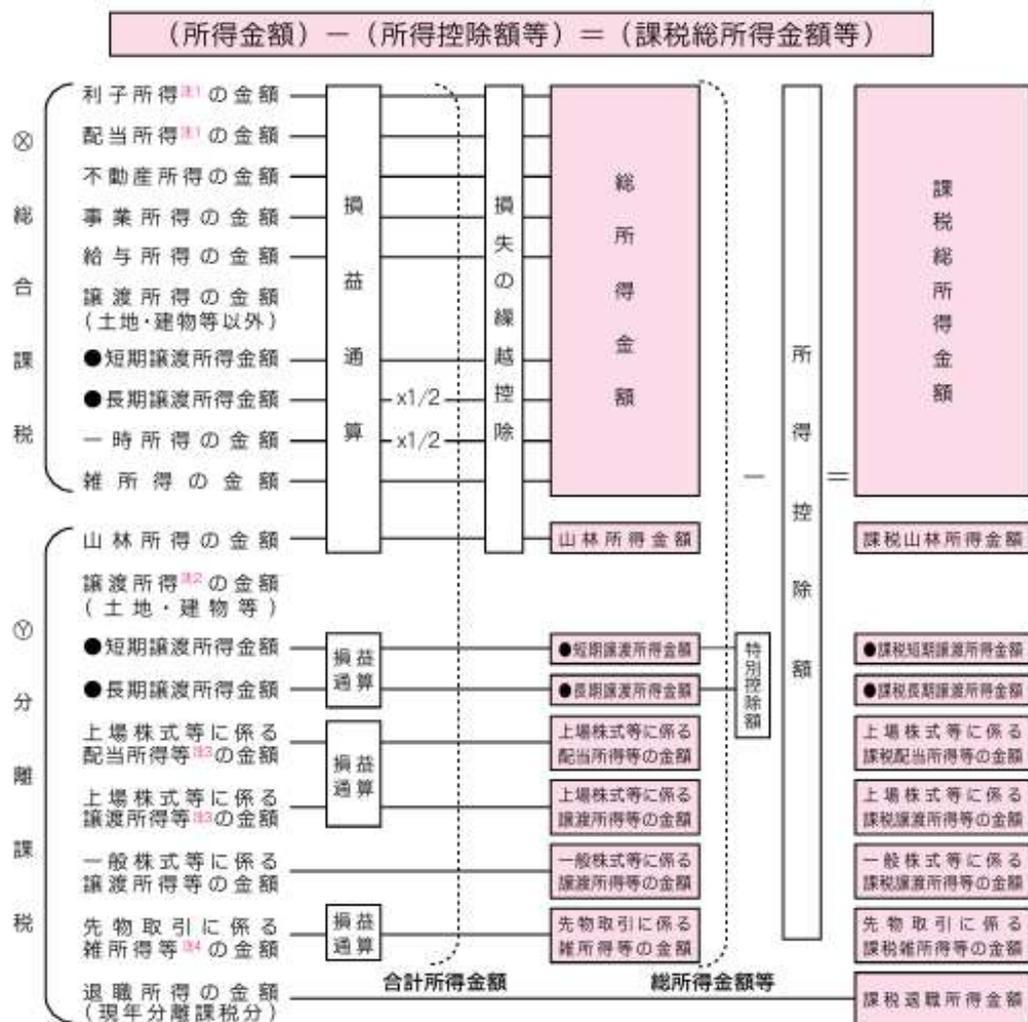
注7 「扶養親族」のうち16歳以上の人を「控除対象扶養親族」とされ、16歳未満の扶養親族には、扶養控除の適用はありません。

注8 本人又はその配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、同居している老人扶養親族

（出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用）

4 課税総所得金額等の計算

課税総所得金額等（課税の対象となる所得金額）の計算は、次のとおりである。



- 注1 利子所得及び配当所得については、特定配当等については、総合課税又は分離課税を選択することができます（利子所得は分離課税のみ）。分離課税を選択した場合、上場株式等に係る譲渡所得等と損益通算を行い、その結果生じた損失はなかったものとみなされます。
- 注2 分離課税となる譲渡所得については、これらの所得の範囲内でのみ損益通算を行い、その結果生じた損失はなかったものとみなされ、損失の繰越控除も認められません。ただし、居住用財産を譲渡した場合に生じた一定の損失については、他の所得と損益通算及び繰越控除が認められる場合があります。
- 注3 分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等については、これらの所得の範囲内でのみ損益通算を行い、その結果生じた損失はなかったものとみなされます。なお、上場株式等の譲渡による損失や研究開発型の中小企業が設立等の際に発行した株式の譲渡による損失については、これらの所得の範囲内でのみ繰越控除が認められる場合があります。
- 注4 先物取引に係る雑所得等については、これらの所得の範囲内でのみ損益通算を行い、その結果生じた損失はなかったものとみなされます。なお、先物取引の差金等決済により生じた損失については、これらの所得の範囲内でのみ繰越控除が認められる場合があります。

総合課税と分離課税

- **総合課税**
 ①欄の所得については、これらの所得金額を合計したもの（総所得金額）について税額が計算されます。
- **分離課税**
 ②欄の所得については、他の所得と分離して、それぞれの所得ごとに税額が計算されます。

（出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用）

5 所得割の税率

課税総所得金額に、次の税率を乗じた金額が所得割額となる。ただし、土地・建物等の譲渡所得や退職所得など分離課税されるものについては、別の税率により所得割額を算出する。

市民税：8% 県民税：2%

6 特別税額控除（定額減税）

令和6年度分の個人市民税・県民税について、定額減税による特別税額控除額を、調整控除及び各種税額控除を控除した後の所得割額から控除する。

対象者	前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者 ^{注1}
減税額 (特別税額控除額)	① 県民税 $\{(\text{控除対象配偶者}^{\text{注2}} \text{又は扶養親族の人数}^{\text{注3}} + 1) \times 1 \text{万円}^{\text{注4}}\} \times \frac{\text{県民税所得割額}}{\text{県民税所得割額} + \text{市民税所得割額}}$
	② 市民税 $\{(\text{控除対象配偶者}^{\text{注2}} \text{又は扶養親族の人数}^{\text{注3}} + 1) \times 1 \text{万円}^{\text{注4}}\} - \text{県民税減税額}$

注1 均等割及び森林環境税のみ課税される場合は対象外となります。

注2 「控除対象配偶者」とは、同一生計配偶者のうち、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

注3 国外に居住している控除対象配偶者又は扶養親族は、人数に含みません。

注4 減税額（特別税額控除額）が所得割額を超える場合は、所得割額を限度として控除します。

（出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用）

7 申告

1月1日現在、市内に住所がある人は、次に該当する人を除き、その年の3月15日までに前年の所得金額などを記載した個人市民税・県民税の申告書を提出する必要がある。なお、申告書の提出先は、最寄りの市税事務所市民税係・税務室である。

● 個人市民税・県民税の申告が不要な人

- (1) 所得税の確定申告をした人
- (2) 前年の所得が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている人
- (3) 前年の所得が公的年金等に係る所得のみの人
- (4) 個人市民税・県民税が非課税となる人

※ (2)、(3)に該当する人でも、源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合は、申告書の提出が必要である。

※ ①給与所得以外の所得が20万円以下の給与所得者、②公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の年金所得者は、所得税の確定申告は不要であるが、個人市民税・県民税の申

告は必要である。

- ※ 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額については、所得税の確定申告において申告をしない限り、合計所得金額には含まれず所得割は課されない。所得税の確定申告において申告をする場合、特定配当等については、総合課税又は分離課税を選択することができ、特定株式等譲渡所得については分離課税となる。

8 納税の方法

- (1) 事業所得者など（給与所得者・年金所得者以外の者）（普通徴収）

年税額を6月、8月、10月、12月の4回に分けて、納付書又は口座振替により納付する。

 - ※ 税額が均等割額及び森林環境税額の合計額に相当する金額（5,500円）以下の者は1回で納付しなければならない。
- (2) 給与所得者（特別徴収）

給与所得等に係る年税額を6月から翌年の5月までの12回（令和6年度分の個人市民税・県民税において定額減税の対象となる場合は、7月から翌年5月までの11回）に分けたものを、給与支払者が給料から差し引いて納付しなければならない。

 - ※ 税額が均等割額及び森林環境税額の合計額に相当する金額（5,500円）以下の者は、1回で全額差し引かれる。
 - ※ 年の中で退職した場合
特別徴収されていた者が年の中で退職したときは、次の場合を除き、残税額（退職した日の属する月の翌月以降の月割額）を普通徴収により納付する必要がある。
 - ア 再就職先で引き続き特別徴収の方法により毎月納める場合
 - イ 最後の給与又は退職金で残税額を一括して納める場合（12月までに退職した場合は、本人の希望が必要である。）
- (3) 令和6年4月1日現在、65歳以上の年金所得者（特別徴収）

年金所得に係る年税額を4月、6月、8月、10月、12月、翌年の2月の6回に分けたものを、年金支払者が公的年金から差し引いて納付する。

 - ※ 以下のいずれかに該当している人は、公的年金からの特別徴収の対象とならない。
 - ア 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人
 - イ 特別徴収対象の公的年金の年額が18万円未満の人
 - ウ 特別徴収税額が公的年金の年額から所得税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を控除した残りの額を超える人

※ 特別徴収開始年度においては、年金所得に係る年税額のうち半分は、6月と8月に普通徴収により納付し、残りの半分は、10月、12月、翌年の2月の3回に分けて特別徴収される。

※ 公的年金の支給停止などにより、特別徴収が中止となった場合は、普通徴収により納付する必要がある。

9 個人市民税の業務体制

市民税課がデータ処理全般と給与からの特別徴収に関する事務処理を行っており、中央・東部・西部・北部の各市税事務所は個別の事務処理（給与からの特別徴収に関する事務処理を除く。）を行っている。南・安芸・佐伯・安佐北の各税務室でも、市民税・県民税申告書の受付等の事務処理を行っている。

また、事務所・事業所課税調査に従事する職員数は、市民税課・各市税事務所市民税係の各係で、主担当・副担当合わせて2名ずつの体制である。

10 課題・問題点（均等割の賦課における事務作業の効率性）

個人市民税・県民税には、前年の所得に応じて課税される「所得割」と所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課される「均等割」があり、住所とは別の区内に事務所・事業所がある場合には、別途「均等割」が課税されるため、住所とは別の区内の事務所・事業所の有無について調査しているが、1件当たりの賦課徴収額（4,500円）に比べて事務作業の量が多い。

11 意見（均等割の賦課における事務作業の効率性）

事務所・事業所課税調査に係る事務手続の効率性向上を図ることが望ましい。

12 その他（税務担当職員の人員配置と異動）

事務所・事業所課税調査のヒアリングの際に、「市税事務の業務実態としては、実務経験者（市税事務に精通した職員）は2～3割であり、3年前後の定期異動で異なる部署からの異動となるため、どうしても市税業務担当の未経験者が多く、業務に慣れたところに異動になる」という現場の声があった。

各税目の実地調査などは経験を必要とするものが多く、机上の事務処理だけの調査では実態はつかめない。税務に関する業務はそれだけ経験を必要とする特殊な業務であり、人事配置と異動には配慮が必要である。

13 課題・問題点（納税義務の承継）

納税義務の承継に関する事務処理について、相続人への早期の連絡が徹底できていない事案があった。

14 意見（納税義務の承継）

相続人への連絡が取れないこと等により、過年度分の個人市民税・県民税の賦課徴収の保留案件が複数存在していた。被相続人が納付すべき個人市民税・県民税等の納付義務をその相続人に承継させて、納付させる事務処理に時間がかかっている。

監査人が実際に経験した事案で、申告期限内に所得税の準確定申告を完了しているにも関わらず相続が発生してから 9 カ月近く経過した後に相続人に納付書が届いたことがあった¹⁸。当該事案の顛末は、1 月半ばに相続が発生し、5 月頭に所得税の準確定申告書が税務署に提出され、市は 5 月 28 日に国税連携システムで当該申告書を受信、「死亡した者の令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」（以下、付表という。）は同システムの送信対象外であるため 7 月 16 日に広島国税局業務センターを取材（取材は月に 1 度）、第 3 期の納期での納税通知書発送に向けて準備中の 9 月 5 日に税理士より電話照会があり「亡くなられた方の市民税・県民税・森林環境税の納付等について（お尋ね）」を送付、諸々のやり取りを経て 9 月 26 日付けで納税通知書を発送という流れであった。

市は、1 月から 5 月末までに納税義務者が死亡した場合、6 月に発送する納税通知書を引き抜き（令和 7 年度は約 1,700 件）、速やかに相続人調査に着手し、送付先相続人を確定したうえで納税通知書を発送している。当該期間に死亡した納税義務者に係る納税通知書等について、令和 7 年度は 8 割以上（約 1,500 件）を第 2 期の納期に間に合うように発送していることから、上記の事案のようなケースは全体の 2 割以下となっている。

割合としては 2 割以下とはいえ、対応が遅れると納税義務の承継者に不信感を与えることとなり、事務処理の速度を上げるための方策を考えることが望ましい。国税局との話し合いが必要にはなるが、付表に関しても国税連携システムの送信対象に入れることを検討することも一つの方法であると思われる。加えて、戸籍調査のスピードアップを図るための方策も検討されたい。

兄弟相続などのケースで相続人の確定に時間がかかり、納税通知書の送付が遅延することもあるかもしれないが、相続人の代表者に納税通知書を送付するなどしてできるだけ早期の納税を求めることが望ましい。

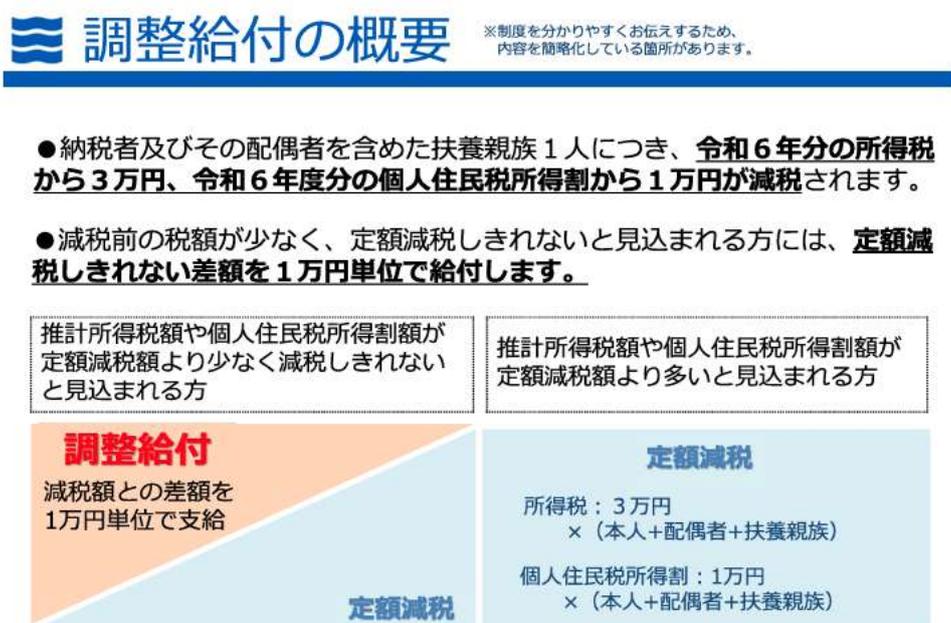
¹⁸ 当該事案は、相続人が子 2 人。そのうち一人は、被相続人が居住するマンションの隣の部屋に居住していた。

15 令和6年度のトピックス

監査対象期間である令和6年度は、定額減税に係る業務が行われた¹⁹。

また、定額減税が実施されることに伴い、国が、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割の定額減税に併せ、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、その差額の給付（調整給付）を一体的に措置する方針を決定したため、これを踏まえ、市では、広島市価格高騰重点支援給付金（調整給付）支給事務を実施し、対象となる方に対し、令和6年7月上旬から順次、「支給のお知らせ」又は「確認書」を送付した。

なお、制度の概要や給付額の算出例は以下の図表である。

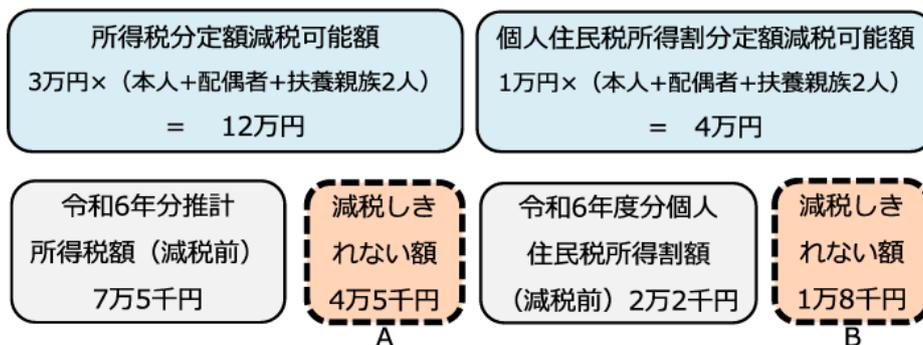


(出典：広島市 Press Release 「定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付」別紙より引用)

¹⁹ 令和6年度税制改正と併せて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」を実施する方針が令和5年12月14日に決定され、この給付に対応するための予備費の支出が同月22日に閣議決定された。

≡ 給付額の算出例

【納税義務者本人が妻と子ども2人を扶養している場合】



差額分 A+B=6万3千円

給付額 7万円(6万3千円を1万円単位で「切り上げて」算出)

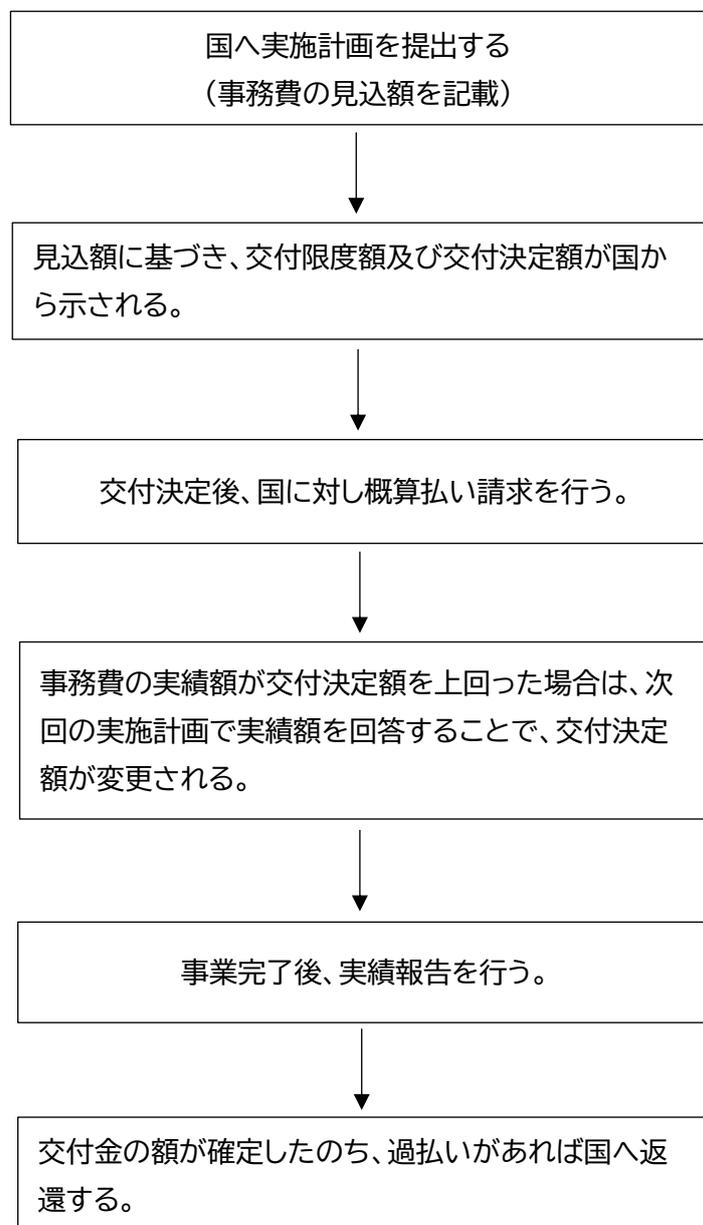
※令和6年分所得税額は、令和5年分の所得情報などにより、推計した額となります。

(出典：広島市 Press Release「定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付」別紙より引用)

なお、調整給付に関して、庁舎外にコールセンターを設置して対応が行われた。

次の図は、「広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)」に係る国への交付金請求の事務フローである。

【「広島市価格高騰重点支援給付金（調整給付）」に係る国への交付金請求事務フロー】



(出典：監査人がヒアリングにより作成)

16 その他（業務処理検証に基づく次の交付金事業に活かす仕組みづくり）

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る国への交付金請求等の事務処理は総合調整課が行っており、給付事務は総務課が行っている。

給付事務の大部分は委託により実施しているが、令和6年度の委託契約金額は4億871万2,546円（税込）であり、国の施策で全額国庫負担とはいえ、実際の対応は市が行っているため、市としての業務処理の検証に基づいた次の交付金事業に活かす仕組みづくりを提案する。

第13 法人市民税

1 法人市民税の概要

法人市民税とは、広島市内に事務所・事業所等を有する法人に対して課される地方税をいう。法人市民税には、均等割と法人税割とがある。

(1) 均等割

法人の資本金等の額と市内の従業者数に応じて、課される税を均等割という。広島市内に複数の区に事務所があれば、区ごとに算定される。なお、均等割は赤字法人等であっても課される。

【税金を納める法人】

納税義務者	納める税金	
	均等割	法人税割
① 区内に事務所又は事業所 ^{注1} がある法人	○	○
② 区内に事務所又は事業所 ^{注1} はないが、寮等 ^{注2} がある法人	○	
③ 市内に事務所又は事業所 ^{注1} がある個人で、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの		○

注1 「事務所又は事業所」とは、自己の所有であるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であり、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

注2 「寮等」とは、寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所などの施設で、法人が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るため、常時設けられているものをいいます。

(出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用)

【税額の算定方法と税率について】

均等割

$$\text{税率} \times \frac{\text{事務所、事業所又は寮等を有していた月数}}{12\text{か月}}$$

法人の区分	1の区内の従業者数 ^{注1}		
	50人を超える場合	50人以下の場合	
資本金等の額を有する法人	① 資本金等の額 ^{注2} が1千万円以下の法人	120,000円	50,000円
	② 資本金等の額 ^{注2} が1千万円を超え1億円以下の法人	150,000円	130,000円
	③ 資本金等の額 ^{注2} が1億円を超え10億円以下の法人	400,000円	160,000円
	④ 資本金等の額 ^{注2} が10億円を超え50億円以下の法人	1,750,000円	410,000円
	⑤ 資本金等の額 ^{注2} が50億円を超える法人	3,000,000円	410,000円
上記以外の法人	50,000円		

注1 「1の区内の従業者数」とは、原則として事業年度の末日における区内にある事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数です（非常勤の役員やアルバイト、パート、派遣先における派遣労働者なども含みます。）。

注2 「資本金等の額」は、原則として①「事業年度の末日における地方税法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額（無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合は、加算・控除の調整後の額）」となります。
ただし、この額が、②「事業年度の終了の日における資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たないときは、②の額となります。

※1 無償増資があった場合

平成22年4月1日以後に、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合は、無償増資の額を加算します。

※2 無償減資等による欠損填補

・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資（金銭その他の資産を交付したものを除きます。）による欠損の填補を行った場合は、欠損の填補に充てた額を控除します。

・平成18年5月1日以後に、剰余金による損失補填を行った場合は、その補填した額（補填した日以前1年以内に剰余金として計上した額に限り）を控除します。

保険業法に規定する相互会社については、地方税法施行令第6条の24第1号に定める金額となります。

注3 資本金等の額を有する法人については、法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び上記表中⑤に該当する法人は除きます。

（出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用）

（2）法人税割額

法人は、決算期に法人税等（国税）の確定申告書を作成し、法人税額を課税標準として法人税割額を算定する。

【算定方法】

● 法人税割

$$\begin{array}{l} \text{課税標準となる法人税額} \\ \text{又は個別帰属法人税額}^{\text{注1}} \end{array} \times \text{税率}^{\text{注2, 注3}}$$

注1 事務所、事業所又は寮等が他の市町村にもある場合には、次の式により算定（分割）された金額が広島市分の課税標準額となります。

$$\begin{array}{l} \text{課税標準となる法人税額} \\ \text{又は個別帰属法人税額} \end{array} \times \frac{\text{広島市内の従業者数}}{\text{全従業者数}}$$

注2 法人税割については、財政上その他の必要があると認められる場合は、一定の範囲内で標準税率（6.0%）を上回る税率により課税（超過課税）することができるとされており、広島市では、昭和27年度から超過課税を行っています（超過課税分の税収は、令和6年度当初予算では約40億円と見込んでおり、道路橋りょう整備事業等に要する費用に充てる予定です。）。

なお、中小法人（資本金又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額（分割前）又は個別帰属法人税額（分割前）が年240万円以下の法人）については、標準税率を適用しています。

注3 税率は、事業年度の開始日により、次のとおりとなります。

（出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用）

【法人税割の税率】

	事業年度の開始日	
	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までの 事業年度分	令和元年10月1日 以後の事業年度分
中小法人	9.7%	6.0%
上記以外の法人	12.1%	8.4%

（出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用）

2 申告と納税について

法人は事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内に申告と納税を行わなければならない²⁰。市はeLTAXによる電子申告・電子納税を強く推進している。

²⁰ ただし、申告期限の延長を承認されている場合は延長期限までに、また清算中の法人で、残余財産が確定した場合は、その確定した日の翌日から1か月以内（当該翌日から1か月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）が申告期限となる。

【申告期限と納付】

事業年度	区分	申告期限及び納付税額
6か月	確定申告	申告期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 納付税額…均等割額（年額）の2分の1と法人税割額の合計額
1年	中間申告 ^注	申告期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 納付税額…次の①又は②の額です。 ① 均等割額（年額）の2分の1と前事業年度の法人税割額の2分の1の合計額（予定申告） ② 均等割額（年額）の2分の1とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額（仮決算による中間申告）
	確定申告	申告期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 納付税額…均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間申告により納めた税額がある場合には、その税額を差し引いた額

注 中間申告の義務があるにもかかわらず、申告期限までに申告書を提出しなかった場合、申告期限に予定申告書の提出があったものとみなされます。期限までに納付がない場合には、提出があったものとみなされた予定申告書に係る法人市民税相当額を通知しますので、納付してください（納付日によっては、延滞金が発生することがあります。）。

（出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用）

3 法人市民税の事務処理業務

（1）申告書等の受付及び入力事務

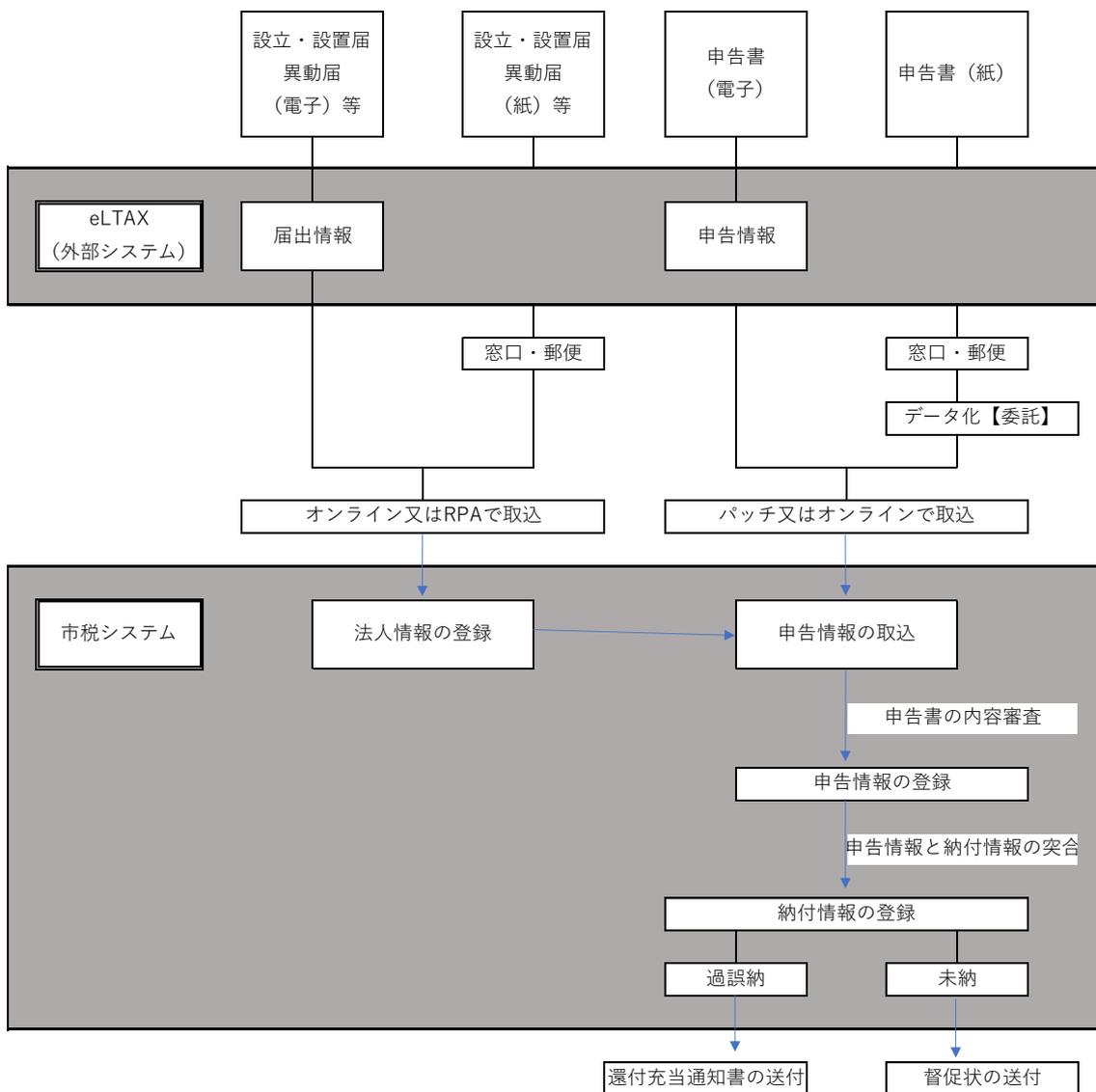
市における法人市民税の事務は、財政局税務部市民税課（法人課税係）が行う。各市税事務所・税務室では、設立・設置届及び申告書の受付を行う。

事務処理フローについては以下のとおりである。

【法人市民税事務処理簡易フロー】

事務処理段階	業務	内容
1 把握（登録）	設立・設置届の受理	法務局からの登記情報や、法人からの届出に基づき「法人台帳」を作成
2 管理	異動情報の更新	本店移転、代表者変更、資本金変更等の「異動届」を処理し、台帳を最新化
3 受付（申告）	申告書の受理・審査	eLTAX（電子申告）、郵送、窓口での申告書をチェック。中間・確定・修正申告など。
4 納付・消込	納付確認（消込作業）	銀行や地方税共通納税システムからの入金データと申告データを照合

法人市民税の業務及び使用しているシステムの概要について



(出典：市民税課提供資料を基に監査人が作成)

(2) 調査事務

法人番号による一元管理により、国税庁の「法人番号」をキーとして、法人県民税（広島県）や法人税（国）との情報連携、及び市内の他税目との照合を行い、適正な課税漏れ防止を行っている。加えて NTT データとの突合により、未申告法人の捕捉調査を行っている。

4 課題・問題点（徴税吏員証）

市の職員が質問検査権を行使するために重要な徴税吏員証は、厳重な保管管理が必要である。しかしながら、市ではこの吏員証について、総合的に厳格管理するのではなく、各自での保管管理を行っており、また、発行している吏員証の所在の定期的な点検についても行っていない。なお、西部市税事務所で令和5年度に徴税吏員証を紛失した事案があったことも確認している。

5 意見（徴税吏員証）

徴税吏員証の重要性を考えれば、これらは一元的な管理を要し、かつ定期的（少なくとも年に数回）に徴税吏員証の点検を行うべきである。徴税吏員証は管理職による総合管理を行い（鍵のかかる場所での保管）、徴税吏員証の所在等の確認ができるような管理簿を備え置く管理方法を検討すべきである。仮に、徴税吏員証を個人管理する体制を継続する場合であっても、徴税吏員証の持ち出しや管理に関するマニュアルを整備し、職員がマニュアルを遵守しているかどうかについて定期的な検査を実施すべきである。

6 課題・問題点（税務調査）

法人市民税の税務調査については、法人税申告書との突合や NTT データとの突合により行われているが、申告先への税務調査等が不十分である。また、国税の税務調査による結果について、極めて限定的な範囲について県から提供された情報により確認をしているが、基本的には、どのような修正事由があったのかを確認していない。

7 意見（税務調査）

地方税法第 298 条に法人市民税の税務調査規定があることから、実地調査を行うべきである。具体的な調査内容として、資本金等の額や従業者数など均等割額に影響を及ぼす部分について、前年対比で変動を生じている法人を中心に実施することを提案したい。

また、国税との連携をさらに図り、国税の税務調査における修正申告等で変更が生じた場合はその理由等についても確認することが望ましい。

第14 固定資産税

1 固定資産税の概要

(1) 趣旨等

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に、原則、市内に所在する固定資産（土地・家屋・償却資産）について課される普通税である（地方税法第359条、第342条第1項）。

(2) 課税対象

課税の対象となるのは、市内に所在する土地、家屋及び償却資産である（地方税法第341条第1号）。

土地は、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう（地方税法第341条第2号）。

家屋は、住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう（地方税法第341条第3号）。

償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものをいう（地方税法第341条第4号）。ただし、①使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの、②取得価額が20万円未満の償却資産で税務会計上3年間で一括償却しているもの、③自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車、④無形固定資産（営業権、ソフトウェア等）、⑤繰延資産、⑥平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの等は原則として課税対象とならない。

(主な償却資産の例示)

資産の種類	償却資産の名称等
構 築 物 〔建物附属設備 を含みます。〕	門、塀、屋外駐車場のアスファルト舗装、広告塔、庭園、看板等 建物附属設備 (詳しくは4ページ「5」を参照してください。) 1 家屋の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 賃貸ビル等の家屋に賃借人が施工した内外装・建築設備等 (これらを「特定附帯設備」といいます。)
機 械 及 び 装 置	旋盤、ボール盤、モーター、ポンプ、土木建設機械、クレーン、立体駐車場の駐車機械設備、太陽光発電設備等
船 舶	はしけ、ボート、漁船、遊覧船、客船、貨物船等
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車、その他の運搬車等 ※ただし、自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税対象となる車両は除きます。
工 具、器 具 及 び 備 品	切削工具、測定工具、レジスター、複写機、応接セット、ロッカー、陳列ケース、テレビ、冷蔵庫、パソコン、医療機器、理容及び美容機器等

(出典：広島市「令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引」より引用)

(3) 納税義務者

納税義務者は、賦課期日(毎年1月1日)現在、市内に固定資産を所有している者である。具体的には、①登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者、②登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者、③償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう(地方税法第343条第1項、第2項前段、第3項)。

このように、固定資産税は、登記簿に登記されている者や課税台帳に登録されている者が納税義務者となることから、1月1日時点で、すでに譲渡等により所有権を失っていたとしても、所有者として登記又は登録されたままの者は納税義務者とされる。ただし、1月1日時点で、所有者として登記又は登録されていた者がすでに死亡し又は法人格が消滅しているときは、同日時点で現に所有している者が納税義務者となる(地方税法第343条第2項後段)。なお、1月1日当時は生存していた所有者が、後に死亡した場合は、その所有者の相続人等が納税義務を承継する(地方税法第9条)。

固定資産を共有している場合は、共有者が連帯して納税義務を負う(地方税法第10条の2第1項)。ただし、区分所有家屋及びその敷地にあつては、所定の場合、区分所有者は、専有部分床面積の割合や持分割合等により按分した額を各自納付する(地方税法第352条、第352条の2)。

所有権留保付割賦販売等の方法で譲渡された償却資産については、売主と買主との共有とみなされるが(地方税法第342条第3項)、実務上は、社会実態を考慮して原則、買主が申告し、買主に対し課税している。

リース契約の目的物である償却資産に係るリース期間中の納税義務者については、

リース期間終了後もリース会社が所有する契約の場合にはリース会社、ユーザーが所有する契約の場合にはユーザーとなる。

(4) 納税額

固定資産税の税額は、まず固定資産を評価し価格を決定、その価格をもとに課税標準額を算出し、次のとおり計算される。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

課税標準額は、原則、賦課期日における固定資産の価格（適正な時価）として固定資産課税台帳に登録された金額である（地方税法第 349 条、第 349 条の 2、第 341 条第 5 号）。具体的には、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、次の方法により評価し決定する。

土地…売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、その土地の現況に応じて評価し、価格を決定する。なお、宅地及び宅地の価格に比準して価格が求められる土地（雑種地など）については、当分の間、地価公示価格等を活用し、その 7 割程度を目途に評価し、価格を決定する。

家屋…再建築価額（その家屋と同一の家屋を建築するとした場合に必要とされる建築費）を基に評価し、価格を決定する。

償却資産…取得価額をもとに、その資産の耐用年数と取得後の経過年数に応ずる減価を考慮して評価し、価格を決定する。

このようにして求められた価格が、原則として固定資産税の課税標準額となる。ただし、課税標準の特例措置などの適用がある場合は、特例措置などを適用した後の額が課税標準額となる。

なお、同一区内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、土地 30 万円未満、家屋 20 万円未満、償却資産 150 万円未満の場合には、固定資産税は課されない。

(5) 負担軽減措置

ア 土地に対する負担軽減措置

土地に対する負担軽減措置には、「住宅用地・市街化区域農地に対する課税標準の特例措置」、「住宅建替え中の土地における住宅用地に対する課税標準の特例措置」、「被災住宅用地に対する課税標準の特例措置（災害にあった土地）」、「土地に対する税負担の調整措置（負担調整措置）」がある。

住宅用地（居住の用に供する家屋の敷地）については、以下のように、税負担を軽減するための課税標準の特例措置が設けられている。住宅用地には、「小規模住宅用地」と「その他の住宅用地」の区分があり、その区分に応じて課税標準の特例率が異なる。

小規模住宅用地は、住宅一戸につき 200 平方メートルまでの部分を指し、当該部分については「価格×1/6」が課税標準額となる。その他の住宅用地は、小規模住

宅用地以外の部分を指し、当該部分については「価格×1/3」が課税標準額となる。例えば、一戸建て住宅の敷地で300平方メートルの住宅用地であれば、200平方メートル分が小規模住宅用地、残りの100平方メートル分がその他の住宅用地となる。また、住宅戸数が5戸の共同住宅の敷地であれば、1,000平方メートルまでの部分が小規模住宅用地となる。

住宅を建替え中（既存の住宅に代えて新たに住宅を建築中）の土地は、本来は住宅用地ではないが、一定の要件を満たすものについては、申告によりそのことが確認できた場合、住宅用地として取り扱う。

災害により住宅が滅失又は損壊した土地は、住宅が再建されていなくても、一定の要件を満たすものについては、翌年度分又は翌々年度分（避難指示等が翌年以降に及ぶ場合は、災害の発生した年度の翌年度から避難指示等の解除後3年度までの各年度分。被災市街地復興推進地域が定められた場合は、災害の発生した年度の翌年度から4年度までの各年度分。）に限り、住宅用地として取り扱う。

なお、課税標準の特例措置の対象となる住宅用地の面積は、家屋の敷地面積（家屋の延べ床面積の10倍の範囲内）に次の（ア）から（ウ）までの区分に応じた率を乗じて求める。

（ア） 専用住宅の住宅用地の率は1.0

（イ） 併用住宅で地上5階建て以上の耐火建築物であるものの住宅用地の率

居住部分の割合	住宅用地の率
4分の1以上2分の1未満	0.5
2分の1以上4分の3未満	0.75
4分の3以上	1.0

（出典：広島市ホームページより引用）

（ウ） 併用住宅で（イ）以外のものの住宅用地の率

居住部分の割合	住宅用地の率
4分の1以上2分の1未満	0.5
2分の1以上	1.0

（出典：広島市ホームページより引用）

市街化区域内に所在する農地（生産緑地地区内の農地は除く。）については、税負担を軽減するために、次の算式により課税標準を求める特例措置が設けられている。

$$\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1/3$$

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置（負担調整措置）が講じられている。ここでいう負担水準とは、個々の土地の前年度課税標準額が今年度の価格に対してどの程度まで達しているかを示すものであり、次の算式によって求められる。

$$\text{負担水準} = \text{前年度課税標準額} \times 3 \div \text{当該年度の価格} \times 2$$

この負担水準に応じて、負担調整措置を適用した課税標準額を算出する。具体的には以下のような分類に基づいて計算する。

（商業地等※1）

負担水準	固定資産税課税標準額
0.7超	当該年度の価格（※2）×0.7
0.6以上0.7以下	前年度課税標準額（※3）を据え置きます。
0.6未満	前年度課税標準額（※3）+当該年度の価格（※2）×5%
	ただし、上記により計算した課税標準額が、
	・当該年度の価格（※2）の60%を上回る場合には、当該価格の60%となります。
	・当該年度の価格（※2）の20%を下回る場合には、当該価格の20%となります。

（出典：広島市ホームページの情報を基に監査人が作成）

（住宅用地）

$$\text{課税標準額} = \text{前年度課税標準額} \times 3 + \text{当該年度の価格} \times 2 \times 5\%$$

ただし、上記により計算した課税標準額が、当該年度の価格の20%を下回る場合には、当該価格の20%となる。

（農地）

$$\text{課税標準額} = \text{前年度課税標準額} \times 3 \times \text{負担調整率}$$

負担水準	負担調整率
0.9以上	1.025
0.8以上0.9未満	1.05
0.7以上0.8未満	1.075
0.7未満	1.1

（出典：広島市ホームページの情報を基に監査人が作成）

※1 事業所・店舗・工場の敷地、駐車場等

※2 課税標準の特例の適用がある場合は、特例適用後の額となる。

※3 前年の1月2日から今年の1月1日までの間に分筆、合筆、地目の変換等があった土地は、当該土地に類似する土地に比準して求めた額になる。

イ 家屋に対する負担軽減措置

家屋に対する負担軽減措置には、新築住宅に対する軽減措置、認定長期優良住宅に対する軽減措置、耐震改修を行った住宅に対する軽減措置、バリアフリー改修を行った住宅に対する軽減措置、省エネ改修等を行った住宅に対する軽減措置、耐震改修を行った既存家屋に対する軽減措置、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する軽減措置（以下「新築住宅に対する軽減措置等」という。）がある。これらの軽減措置についてまとめると以下のようになる。

新築住宅に対する軽減措置	
軽減の内容	新築住宅が要件を満たす場合、固定資産税額が2分の1に軽減される。
要件	居住部分の割合が2分の1以上であること及び居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
軽減される範囲	専用住宅の場合は120㎡までの部分に相当する税額、併用住宅の場合は居住部分のうち120㎡までの部分に相当する税額。
軽減される期間	一般の住宅の場合は新築後3年度間、3階建て以上の耐火構造住宅・準耐火構造住宅の場合は新築後5年度間。
認定長期優良住宅に対する軽減措置	
軽減の内容	新築された認定長期優良住宅が要件を満たす場合、固定資産税額が2分の1に軽減される。
要件	居住部分の割合が2分の1以上であること及び居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
軽減される範囲	専用住宅の場合は120㎡までの部分に相当する税額、併用住宅の場合は居住部分のうち120㎡までの部分に相当する税額。
軽減される期間	一般の住宅の場合は新築後5年度間、3階建て以上の耐火構造住宅・準耐火構造住宅の場合は新築後7年度間
耐震改修を行った住宅に対する軽減措置	
軽減の内容	耐震改修を行った住宅が要件を満たす場合、固定資産税額が2分の1に軽減される。
要件	昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること、令和8年3月31日までに完了した耐震改修であること、現行の耐震基準に適合する耐震改修であること、耐震改修に要した費用が一戸当たり50万円超であること。
軽減される範囲	専用住宅の場合は120㎡までの部分に相当する税額、併用住宅の場合は居住部分のうち120㎡までの部分に相当する税額。
軽減される期間	改修が完了した年の翌年度分（通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は、翌年度及び翌々年度分）。
長期優良住宅の認定を受けて耐震改修を行った住宅に対する軽減措置	
軽減の内容	長期優良住宅の認定を受けて耐震改修を行った住宅が要件を満たす場合、固定資産税額が3分の1に軽減される。
要件	昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること、令和8年3月31日までに完了した耐震改修であること、現行の耐震基準に適合する耐震改修であること、耐震改修に要した費用が一戸当たり50万円超であること。
軽減される範囲	専用住宅の場合は120㎡までの部分に相当する税額、併用住宅の場合は居住部分のうち120㎡までの部分に相当する税額。
軽減される期間	改修が完了した年の翌年度分（通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は、翌年度は3分の1に及び翌々年度分は2分の1に軽減される）。
バリアフリー改修を行った住宅に対する軽減措置	
軽減の内容	バリアフリー改修を行った住宅が要件に該当する場合に固定資産税額が3分の2に軽減される。
要件	新築された日から10年以上経過した住宅であること、65歳以上の人・介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている人・障害のある人のいずれかと居住していること、令和8年3月31日までに所定のバリアフリー改修が行われたこと。
軽減される範囲	専用住宅の場合は100㎡までの部分に相当する税額、併用住宅の場合は居住部分のうち100㎡までの部分に相当する税額。
軽減される期間	改修が完了した年の翌年度分。
省エネ改修等を行った住宅に対する軽減措置	
軽減の内容	省エネ改修等を行った住宅が要件に該当する場合、固定資産税額が3分の2に軽減される。
要件	平成26年4月1日以前に建築された住宅であること、令和8年3月31日までに所定の工事が行われたこと、省エネ改修等に要した費用が所定の金額を超えていること、改修等が完了した後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
軽減される範囲	専用住宅の場合は120㎡までの部分に相当する税額、併用住宅の場合は居住部分のうち120㎡までの部分に相当する税額。
軽減される期間	改修等が完了した年の翌年度分。
長期優良住宅の認定を受けて省エネ改修等を行った住宅に対する軽減措置	
軽減の内容	長期優良住宅の認定を受けて省エネ改修等を行った住宅が要件を満たす場合、固定資産税額が3分の1に軽減される。
要件	平成26年4月1日以前に建築された住宅であること、令和8年3月31日までに所定の工事が行われたこと、省エネ改修等に要した費用が所定の金額を超えていること、改修等が完了した後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
軽減される範囲	専用住宅の場合は120㎡までの部分に相当する税額、併用住宅の場合は居住部分のうち120㎡までの部分に相当する税額。
軽減される期間	改修等が完了した年の翌年度分。

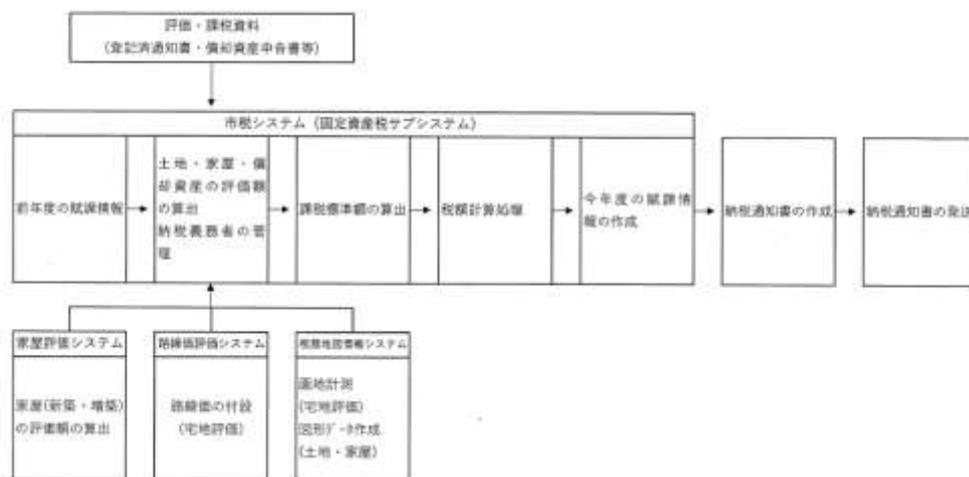
耐震改修を行った既存家屋に対する軽減措置	
軽減の内容	耐震改修を行った既存家屋が要件に該当する場合、固定資産税額2分の1に軽減される。
要件	建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断を義務付けられその結果が所管行政庁に報告された家屋であること
軽減される範囲	対象となる家屋の住宅部分のうち、120㎡を超える部分及び非住宅部分。
軽減される期間	改修完了後2年度分。
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する軽減措置	
軽減の内容	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションが要件を満たす場合、固定資産税が3分の2に軽減される。
要件	新築された日から20年以上を経過したマンションであること、総戸数が10戸以上であること、令和9年3月31日までに大規模修繕工事が行われたこと、過去に大規模修繕工事を行っていること、所定の区分に応じて大規模修繕工事の実施に必要な修繕積立金の確保等をしたこと、専有部分における居住部分の割合が2分の1以上であること。
軽減される範囲	居住部分のうち100㎡までの部分に相当する税額。
軽減される期間	工事が完了した年の翌年度分。

(出典：広島市ホームページを参考に監査人が作成)

(6) 固定資産税の賦課事務の流れとシステム

固定資産税の賦課事務の流れを図示すると以下のとおりである。

固定資産税の賦課事務の流れ



(出典：固定資産税課提供資料)

評価・課税資料の提出を受け、前年度の賦課情報を基礎としつつ、土地・家屋・償却資産の評価額を算出する。土地・家屋の評価額算定においては、家屋評価システム、路線価評価システム、税務地図情報システムなどを使用し、算定の結果を市税システムに反映する。市税システムに取り込まれたデータを基に課税標準額の算出、税額計算、今年度の賦課情報の作成が行われる。

市が使用している家屋評価システムは、NTT AT エムタック製の「家屋評価業務支援システム HOUSAS」である。県が当該アプリケーションを導入するよりもかなり早い段階から使用を開始しており、エクセル等で家屋評価実務を執行することと比べれば業務をかなり効率化できることから、市の選択は先見の明があったと言える。評価済みのデータを市税システムに取り込めることも効率性を高めている。

路線価評価システムは、土地評価に用いる路線価の付設や市税システムに路線価等の単価連携を行うシステムである。

税務地図情報システムは、所有者や評価内容等の台帳情報を有機的に結合させ、

土地や家屋の図形データの更新、土地評価における画地計算等を行うシステムである。

なお、固定資産税課の委託契約等には以下のようなものがある。

件名	受注者	契約期間	契約金額
償却資産申告書等の作成・封入封かん等委託業務（単価契約）	TOPPANエッジ株式会社 西日本営業統括本部 中四国営業本部 中国営業部 広島営業所	令和6年7月22日から令和7年12月26日まで	10,967,687 円 (単価契約のため予定総額)
税務地図情報システムを構成するハードウェア及びソフトウェア等の賃貸借	NECキャピタルソリューション株式会社 中国支店	令和2年12月18日から令和8年2月28日まで	111,975,600 円
令和6年度 空中写真数値撮影及び写真地図作成業務	株式会社パスコ 広島支店	令和6年5月21日から令和7年3月14日まで	144,066,230 円
令和6年度税務地図情報システムに係る土地地番図データ更新業務	株式会社パスコ 広島支店	令和6年6月3日から令和7年3月31日まで	6,545,000 円 (単価契約のため予定総額)
令和6年度税務地図情報システム運用業務	株式会社パスコ 広島支店	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	16,093,000 円
令和7年度における土地の価格修正において活用する標準宅地の時点修正業務	公益社団法人広島県不動産鑑定士協会	令和6年7月10日から令和6年9月30日まで	25,479,520 円
令和6年度広島市家屋経年異動判読業務	株式会社パスコ 広島支店	令和6年5月13日から令和6年9月16日まで	37,950,000 円

(出典：税制課提供資料を基に監査人が作成)

※ 家屋評価システムに係る経費については「広島市市税システムの運用・保守業務」の契約に、路線価評価システムに係る経費については「税務地図情報システム運用業務」の契約にそれぞれ包含されている。

(7) 税務調査

固定資産税課の土地係及び家屋係は、市税事務所の指導調整等を行う部署であることから税務調査を実施していない。同課の償却資産係で提出された減価償却明細書等を調査した件数は、令和6年度198件、令和5年度231件、令和4年度232件、令和3年度167件、令和2年度79件となっている。

中央市税事務所の家屋経年異動判読業務における調査件数は、令和6年度7件、令和5年度4件、令和4年度7件、令和3年度0件、令和2年度0件である（ただし、更正を行った件数のみ）。

東部市税事務所の家屋経年異動判読業務における調査件数は、令和6年度1件、令和5年度2件、令和4年度0件、令和3年度0件、令和2年度1件である（ただし、更正を行った件数のみ）。

西部市税事務所の家屋経年異動判読業務における調査件数は、令和6年度10件、令和5年度4件、令和4年度3件、令和3年度0件、令和2年度0件である（ただし、更正を行った件数のみ）。

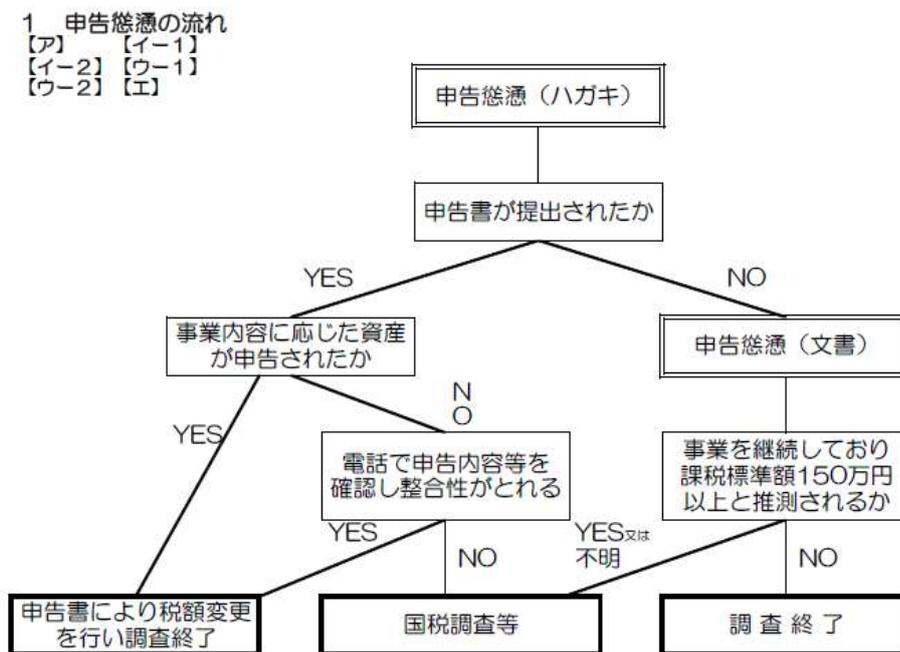
北部市税事務所の家屋経年異動判読業務における調査件数は、令和6年度0件、令和5年度9件、令和4年度2件、令和3年度2件、令和2年度3件である（ただし、更正を行った件数のみ）。

償却資産の調査は、従来、国税資料の閲覧を中心に、減価償却明細書や固定資産台

帳等の帳簿を入手し申告内容の確認を行っていた。しかし、この方法では調査対象者が国税資料の閲覧が可能なる者に限定されることなどの問題点があった。ひいては、調査効率性の低下、納税者の申告制度への理解を妨げる要因となるなどのデメリットが顕在化してきたことから、国税資料の閲覧以外の方法による調査を十分に行うことにより、課税の公平性を担保する取組を実行する必要性が出てきた。

この流れの中で、令和6年度は、①前年度まで申告書を提出しているにもかかわらず、当該年度の申告書が未提出の者について、当該年度の課税標準額が150万円以上を調査対象としていたが、増加資産があれば免税点以上となる蓋然性を考慮し、140万円以上に拡充するとともに、対象者数を増やし、申告懲憑²¹を一斉に行うこと、②「中規模法人」や「借家で事業を行っており内装工事等の建物付属設備の申告がない者」を引き続き調査対象とすることなどを調査方針として掲げた。

具体的なアクションとしては、未申告者に対して行う申告懲憑がある。未申告者に対して文書や電話で申告書の提出を求める、申告書を提出する必要がない場合はその理由を確認することからスタートすることとなる。

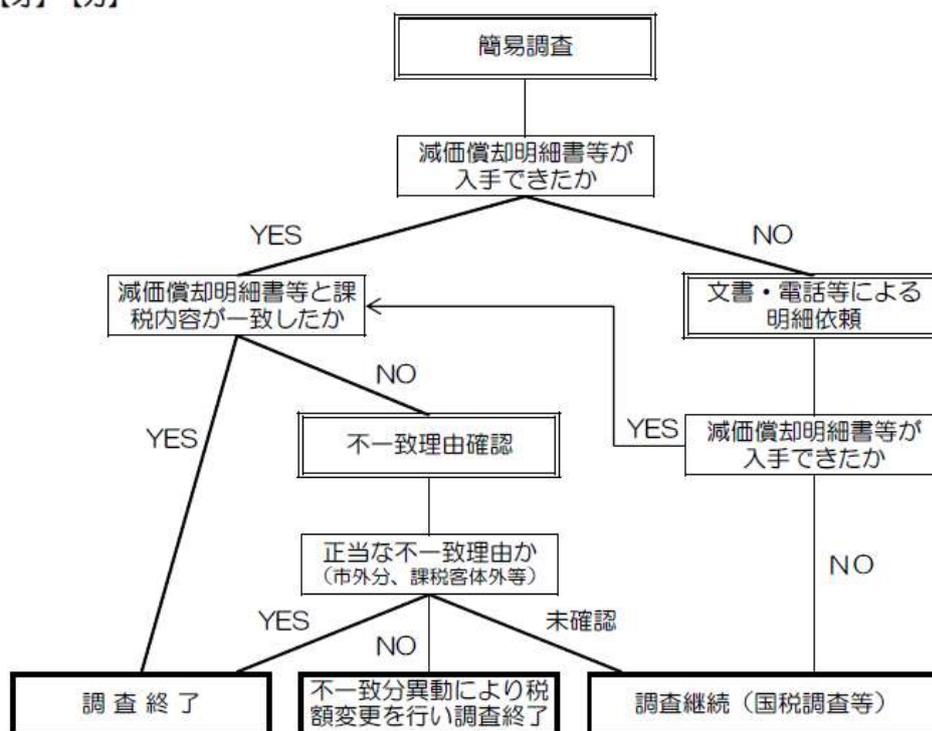


(出典：固定資産税課提供資料)

申告懲憑の次の段階に簡易調査がある。簡易調査においては、調査により入手した減価償却明細書等を課税内容と突合する。突合結果に不一致があり、それを一致させることにより税額変更となる場合、調査対象者に対して、不一致分が申告されていないことが適正か否かを確認する。

²¹ 懲憑 (しょうよう) とは、「そうするように誘って、しきりに勧めること」である (小学館 デジタル大辞泉より)。

2 簡易調査の流れ
【オ】【カ】



※ 不一致分異動による税額変更がない（免税点未満の異動）場合、不一致理由未確認であっても調査終了とする。

（出典：固定資産税課提供資料）

申告態憑や簡易調査を行ってもなお進展がない場合や、申告内容に疑義がある等調査を継続する必要性がある場合は、国税調査又は立入調査を行うこととなる。

国税調査とは、国税の納税地が広島市域を所管する税務署（広島東、広島南、広島西、広島北、廿日市、海田、吉田）及び呉市を所管する呉税務署の8税務署であると推測される者については、国税資料を閲覧し、減価償却明細書等を国税連携システムで印刷又は税務署を訪問して複写するものである。

立入調査とは、減価償却明細書等を保管している場所又は償却資産の所在地を訪問し、減価償却明細書等又は現物を確認するものである。

なお、調査件数と更正税額などについて過去5年分をまとめた数値は以下のとおりである。態憑件数は増加し、調査件数及び更正税額は減少傾向にある。

年度 ^①	発送件数 ^②	申告件数 ^③	態憑件数 ^④	簡易調査件数 ^⑤	税務署調査件数 ^⑥	更正税額 ^⑦
令和6年度 ^⑧	52,349 ^⑨	49,278 ^⑩	11,108 ^⑪	247 ^⑫	33 ^⑬	6,164,900円 ^⑭
令和5年度 ^⑮	51,363 ^⑯	48,446 ^⑰	9,036 ^⑱	285 ^⑲	141 ^⑳	2,659,800円 ^㉑
令和4年度 ^㉒	50,944 ^㉓	47,674 ^㉔	8,919 ^㉕	300 ^㉖	71 ^㉗	5,745,900円 ^㉘
令和3年度 ^㉙	49,446 ^㉚	46,688 ^㉛	8,377 ^㉜	199 ^㉝	128 ^㉞	33,965,200円 ^㉟
令和2年度 ^㊱	48,425 ^㊲	45,677 ^㊳	8,264 ^㊴	200 ^㊵	290 ^㊶	16,957,400円 ^㊷

（出典：固定資産税課提供資料）

2 課題・問題点（償却資産の入力内容の確認）

償却資産について、担当者は、市税システムで自動計算された内容と償却資産申告書に記載された取得価額及び課税標準額の各合計額が一致しているか、全ての償却資産申告書について確認を行っており、不一致の場合には検算している。加えて、係長が決裁時に同様の確認を行っている。しかしながら、耐用年数が適正であるかといったチェックは不十分である。

3 意見（償却資産の入力内容の確認）

システムによる計算自体に問題があるケースは想定し難いが、耐用年数の適正性についての確認を要すると考えるため、一定のサンプルを抽出し確認作業を行うことには意味がある。なお、サンプルの抽出に関しては、一定のフィルター、たとえば納税額が多い納税者のケース等に限定するなどして、効率的に行うことが望ましい。

4 課題・問題点（償却資産の申告書の管理）

市税事務所等の窓口で紙媒体で提出された償却資産の申告書については、市税事務所側で特段の管理はせず一週間分を溜めて固定資産税課に送付される。管理表が存在しないため、いつ誰から提出されたかの情報は市税事務所側には存在しない。よって、固定資産税課へ送付する前に何らかの事情で申告書を紛失した場合には、いつ提出された誰の申告書が紛失したのか分からない事態に陥る。最悪の場合、紛失したこと自体を把握できない可能性もある。受け入れる側の固定資産税課では、その日に送達された申告書についてエクセルで管理表を作成し管理している。未記入の項目も見られたが、送達日や納税者に関する情報などが管理されていた。

5 指摘（償却資産の申告書の管理）

固定資産税課においては、管理表に空欄の箇所は見られたが、受け入れた申告書に対して一定の管理が行われている状況であった。これに対して送付する側の市税事務所では提出された申告書についての管理が行われていない。市税事務所側でも固定資産税課と同様の管理が実施されるべきである。

6 課題・問題点（償却資産に係る実地調査）

償却資産について現地に赴いての実地調査は行われていない。

7 意見（償却資産に係る実地調査）

相当件数の調査を実施しているが、その内容の大半は問合せ文書の発送や国税連携端末における該当事業者の法人税申告書別表 16 の確認などである。別表 16 には必ずしも一つ一つの償却資産の個別的情報が記載されているわけではないことから、実地の

調査を行わなければ見えてこない部分も多い。事務コストの観点から、実地調査は行っていないとのことであったが、一定の調査技術や調査手法を持った職員が実地調査を行えばかなりの税収が確保できることが見込まれる。内部的な事務の効率化、人員の増員などにより実地調査を行える体制を整える方向で検討を進めることが望ましい。実地調査は、申告書を提出させることになることはもちろん、未申告者を牽制する効果もある。

8 課題・問題点（白紙の固定資産税・都市計画税納税通知書の管理）

西部市税事務所視察時に、白紙の固定資産税・都市計画税納税通知書を提示され説明を受けた。その際、監査資料としての提供を依頼したところ、公印の印影が印刷されているものについては金額を記入して使用される危険性があることから提供できない旨の回答があった。加えて、「当該通知書は課税時期当初に使用するもので、訂正等市税事務所等で差替えや作成の対応が必要になった場合のためにストックしている。それ以降で異動があった場合には、別の様式により通知するため、当該様式は使用しない。したがって、公印の印影が印刷されている文書をストックしておく危険性を回避するため、5月末には6月以降使用が見込まれている若干分を除き廃棄する。過去年分についてはサンプルであることを明記した状態で説明用に数枚保管している。」という趣旨の説明を受けた。

しかし、同日（8月初旬）、同市税事務所の倉庫にて段ボールに白紙の令和7年度 固定資産税・都市計画税納税通知書がストックされていることが確認された。その後視察に訪れた中央市税事務所においても同様の保管状況が確認された。

9 指摘（白紙の固定資産税・都市計画税納税通知書の管理）

公印の印影が印刷された課税文書を監査資料とはいえど、そのまま提供できないという主張は正当なものである。それにもかかわらず、不要となった白紙の課税文書を、破棄すべき時期を過ぎて長期間保管していることは、文書管理上不適当である。今後は適切な時期に適切な方法で破棄するよう改善すべきである。

10 課題・問題点（eLTAXで申告された償却資産の申告書の市税システムへの入力）

償却資産の申告書について eLTAX 経由で全資産申告された場合は市税システムに直接取り込まれているが、その他の場合は、eLTAX 経由で申告された場合も紙提出された場合も、職員が市税システムに手入力を行っている。

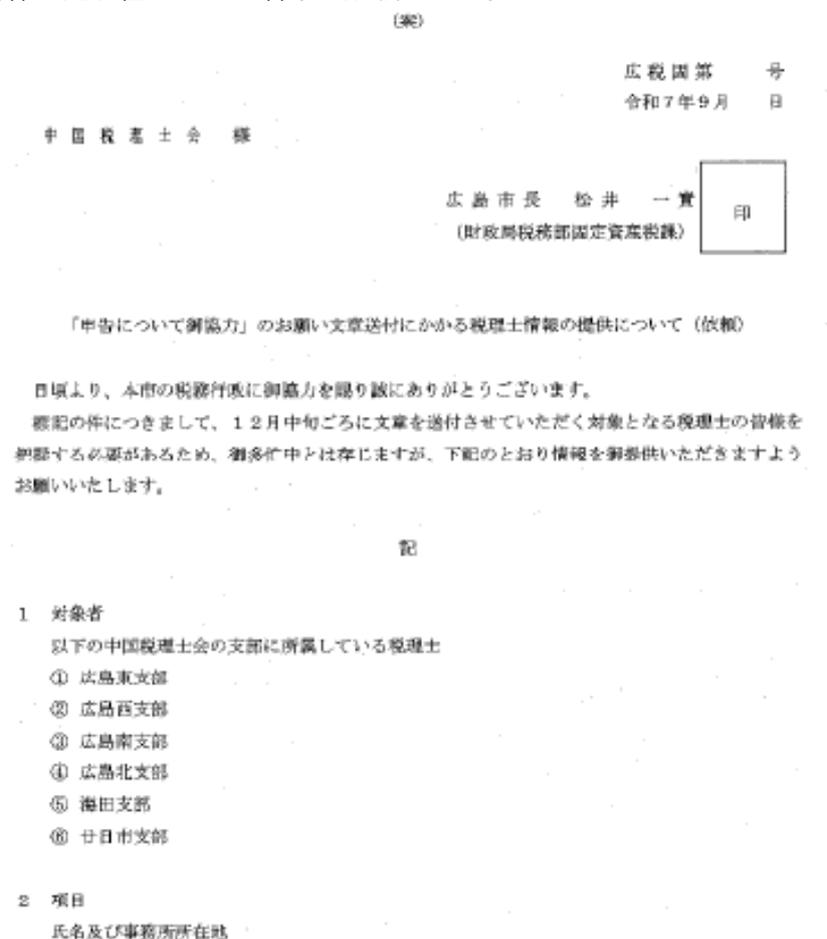
11 意見（eLTAXで申告された償却資産の申告書の市税システムへの入力）

eLTAX で申告されたものについては申告データを市税システムに取り込む方法を模索することが望ましい。デジタルデータで受け入れたものを一度紙に印刷してそれを市税システムに入力する作業は非効率であり、職員の貴重な時間を奪っていると言える。

市税システムの構築時に eLTAX の存在を前提にシステムを設計すべきであり、現状で全資産申告以外の取込みが不可能であるならば、今般のシステム改修において改善項目として盛り込むことが望ましい。データ取込みの自動化により生まれた時間と労力を実地調査等に振り向け、税収の確保に邁進することが肝要である。

12 課題・問題点（税理士会への情報提供依頼）

償却資産の申告書に係る『「申告について御協力」』のお願い文章送付にかかる税理士情報の提供について（依頼）」を中国税理士会宛に送付している件について、税理士会における会員情報の取扱いに関して、個人情報を取り巻く社会状況の変化に鑑みて、当該依頼自体の適切性について若干の疑義がある。



(出典：中国税理士会広島地区支部連絡協議会第4回正副支部長会会議資料)

13 その他（税理士会への情報提供依頼）

税務署に設置している管内における税理士会会員名簿用掲示板（以下「掲示板」という。）について、従来、税理士法第52条違反防止及び無資格者排除等を目的として運営してきたところ、日本税理士会連合会で運営する税理士情報検索サイトの充実等により、当該目的が達成できるようになっていることを踏まえ、日本税理士会連合会と国税庁と

の協議の結果、掲示板の廃止の方針が決定された。

税理士会員の登録情報は従来から公開されてきたこともあり、この決定について賛否の声はある。しかし、この決定の背景には、自宅を事務所として登録している会員がストーカー被害に遭うなどの危険性があることから、掲示板が果たす税理士法第 52 条違反防止の効果よりも税理士会員の個人情報保護を優先すべきという配慮がある。掲示板の廃止と同時に、税理士情報検索サイトにおける住所の公開も任意とされ、税理士本人の意思により住所の非公開を選択できる取扱いとなった。

このような流れの中で、市が税理士会に対して会員税理士の個人情報の提供を依頼することは不適切であると考え。税理士会は税理士会員の登録情報をすべて把握しているが、当該情報を公開するか否かの判断をする権利は有しておらず、あくまでその判断が出来るのは税理士会員本人のみである。税理士会員本人が自身の登録情報を公開してよいかどうかの意思は、現状では税理士情報検索サイトの設定によってのみ示されることから、税理士に対して依頼文書を発送する際に利用して差し支えない公の情報源は税理士情報検索サイトのみと言える。個人情報保護の観点から、当該依頼自体が不適切なものであることは明白である。税理士が公益性の高い職種であるとはいえ、税理士自身の個人情報について適切な取扱いを徹底してもらいたい。

また、市は毎年 12 月に、管内の税理士に「償却資産申告の手引」を送付しているが、税理士が税の専門家であることに鑑みると、手引の送付は不要である。令和 6 年度実績で約 900 名に送付しており、ここにかかる郵送コスト及び中国税理士会のホームページで送り先を調べる職員の時間的なコストを削減することが望ましい。

14 課題・問題点（固定資産評価員制度の運用）

市は、地方税法第 404 条第 2 項の規定に基づき議会の同意を得て、税務部長を固定資産評価員に選任している。多忙な税務部長が固定資産評価員として評価実務をリードすることは過重な負担とならないか懸念が残る。

15 その他（固定資産評価員制度の運用）

固定資産評価員制度は大変有用な制度である。評価に対して見識があり、責任をもって議会にも納税者にも理論立てた説明ができる方を登用し、評価に従事する職員をリードする存在として機能させれば、固定資産を適正に評価し固定資産税の算定を公正に行うという制度の目的を果たすことができる。

多くの市町で担当課長などが固定資産評価員を兼任している現状があると思われるが、広島市のように規模の大きな市においては、周囲の市町村の模範となるべく、より公正な課税実務実現に向けて専属で担当業務に当たることができる固定資産評価員を選任することを検討していただきたい。

16 課題・問題点（納税義務者の確認）

何代にもわたって未登記のままである、被相続人に身寄りがないなどの事情により、所有者と固定資産税を納税している者が異なっているケースについて、その件数と何らかの是正措置を講じているか聴き取ったところ、所有者と固定資産税を納税している者が異なっているケースは把握できない旨の回答を得た。このようなケースにおいて、把握する術がなく、特段の是正措置も講じていないとすれば、将来的に課税保留となる可能性が高いものと推察される。

17 その他（納税義務者の確認）

相続税申告実務において、全く交流のない親戚が所有者である不動産について長年にわたって固定資産税を支払っているケースに出会うことがある。当初は何らかの申し合わせがあった可能性もあるが、世代を下るにつれて、所有も使用もしていない、自らと全く関係がない不動産について固定資産税を支払い続けることに負担を感じるケースも増えてくるのではないかと推察する。

システム上でこのようなケースを抽出することが不可能であることは十分理解できるうえ、日常業務に忙殺される中で、こういった特殊なケースにフォーカスした調査を実施することの困難さも理解できる。しかし、放置すれば不納付を誘発することにつながるため、納税者からの相談があった際には対応をお願いしたい。

18 課題・問題点（土地課税台帳と家屋課税台帳の整合性）

市税システム上で、土地と家屋を地番等でマッチングし、土地が住宅用地特例を受けているが家屋の用途が非住宅（店舗、工場、病院等）となっているイレギュラーなケースを抽出できるか聴き取ったところ、市税システムの情報を抽出し、このようなケースを抽出するためには、作業量が多く時間を要し、事務の負担も大きいため、困難な状況である旨の回答を得た。他市の包括外部監査報告書によれば、システム上での突合や抽出が可能などころもあるようである。

19 意見（土地課税台帳と家屋課税台帳の整合性）

市税システム上でマッチングができない状況で、人力で当該作業を実施することは大変な事務量であり、実現が困難であるという回答については理解できる。しかし、何らかの方法で対象を絞り込んででも確認を実施しない限り、用途変更や非課税の用途に供しなくなった場合の把握は困難である。

市は、全筆調査や全棟調査の際、当該変更が見受けられる場合、所有者に対し、その事実を確認しており、そのうち、非課税の用途変更の確認件数は、令和4年度で2件、令和5年度で1件、令和6年度で7件である。また、当該不動産の使用について無料から有料への変更については、所有者からの申告がない場合把握することができないこと

から特別な確認は行っていないとのことであった。これらの確認により一定の成果はあるが、課税台帳登録時の実地調査により用途を判定したのちは、所有者の変更や所有者からの申告がない限り、用途変更について、そのすべてを把握することは難しいと思われる。

土地課税台帳と家屋課税台帳は、それぞれ土地係と家屋係が登録・管理しており、担当係間で情報共有は行いが、それぞれの係が人的処理により登録・管理していることから、お互いが完全に整合する仕組みとはなっていない。出来るならば、両台帳の不整合を抽出するため、定期的に両台帳を照合し、その結果、住宅用地等の判定に変更がある可能性が高いものを識別した場合には、重点的に確認を行う仕組みを作ることが望ましい。

現状のシステムでは、人的な処理に拠らなければ照合作業ができないため、それだけでもかなりの事務量となり、膨大な業務量をこなしながら当該作業を実現することは現実的ではない。人員の補充も検討すべきかもしれないが、それよりもシステムによる突合作業ができるような改修を検討することが望ましい。システムに係るコストは決して安いものではないが、システムの改修時期に改善すべき項目を改善しておかなければ、後からより高いコストを負担せざるを得なくなる。システムによる突合や抽出を可能とすることにより、市民に対し課税の公平を担保するよう努力されたい。

20 課題・問題点（現所有者の申告書が期限内に提出されない場合）

市は相続人に対し、現所有者の申告書の期限内提出を期して、期限到来前に申告書の提出を慫慂しているものの、申告書が期限内に提出されないケースは、令和4年度で3,255件、令和5年度で3,478件、令和6年度で2,996件であった²²。期限内に提出がない場合、再度、申告書の提出について慫慂を行うが、それ以上の措置はなく、過料が課されたケースは存在しない。

21 意見（現所有者の申告書が期限内に提出されない場合）

市は、慫慂前に相続登記が確認された場合は慫慂を行っていない。登記の義務化に伴い、慫慂が必要なケースは減少してくることが予想されるが、課税の公平の観点から、期限内に申告がない場合の対応を厳格化することを検討することが望ましい。

22 課題・問題点（償却資産のみなし課税への対応）

償却資産について、のみなし課税（申告書の提出はないが、昨年と同じ償却資産を所有

²² 申告期限は、現所有者であることを知った日の属する年の翌年の1月31日又は現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日のいずれか遅い日までとしており、現所有者ごとに申告期限が異なるため、各年度の年度末に申告されていない場合の件数である。

しているとみなして課税しているケース)の件数を把握していない。

23 意見（償却資産のみなし課税への対応）

固定資産税は賦課課税であり、償却資産の申告書は納税者が情報開示の義務を履行しているものであるから、申告書のみを課税根拠としているわけではない。しかし、申告書の提出がないこと自体が問題であり、課税実務上致し方なくみなし課税となっている実情も理解できるが、その件数を把握していないことは問題である。

みなし課税となっている者は、申告に対する意識が低く、期限内に申告している者と比べ申告内容における網羅性も低いことが容易に想像される。みなし課税となっている者で特に事業規模の大きな者を重点的に調査することで、課税漏れとなっている事案を効率よく発見することができる可能性が高いと考える。適正公平な課税の実現のため、効率的な調査を実施していただきたい。

24 課題・問題点（公示送達した案件への対応）

市は、以下の表のとおり、公示送達した納税通知書のうち、物件に「住宅用地の課税標準の特例」を適用している土地を含む納税通知書の件数を把握しているが、そのリストは作成していない。

○納税通知書発送件数等

		R2	R3	R4	R5	R6
納税通知書発送件数		423,442	423,118	428,413	430,359	431,552
返戻件数		1,322	1,112	997	1,281	975
内訳	到達件数	1,226	1,016	918	1,188	911
	公示送達件数	96	96	79	93	64
公示送達件数		96	96	79	93	64
内訳	住宅用地特例の適用土地あり	51	48	39	45	32
	上記以外	45	48	40	48	32

(出典：固定資産税課提供資料)

25 意見（公示送達した案件への対応）

上記の表のように、公示送達者の中に住宅用地の課税標準の特例を適用している場合がある。このようなケースにおいては、今後居住の用に供される可能性は極めて低い家屋があると考えられることから、優先的に現況調査を行い、賦課期日における当該家屋の客観的状況等に留意して判定した結果、居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合には、住宅用地の課税標準の特例を適用しないことが望ましい。

26 課題・問題点（社会福祉法人等の実態確認）

社会福祉法人等が所有する固定資産について、固定資産税が課税されるものと非課税のものが混在しているが、市は、この内容の確認を所有権移転や新築により新たに社会福祉法人等が所有することとなった場合に、間取りや実地調査により確認している。その後は原則として外観から利用状況等に変更がないかを毎年調査している。

27 意見（社会福祉法人等の実態確認）

所有権移転や新築時に、非課税の用途に供されているか否かの確認をしていることから、その時点では問題はないが、その後、社会福祉法人等の事業内容の変更等により非課税の用途に該当しなくなるケースも想定しうる。このような場合のうち、外観や公開されている情報だけでは、当該変更等が確認できないこともありうる。市は、社会福祉法人等が非課税措置の適用を受けることとなった場合及び適用を受けないこととなった場合に、それぞれ申告する義務を条例で定めているが、納税者自身も悪意なく当該変更についての申告を失念している可能性もあることから、社会福祉法人や宗教法人等について、定期的な実態確認に努めていただきたい。

28 課題・問題点（課税保留の件数増加と使用者課税）

相続人不存在などの理由による課税保留の件数は、令和2年度13件、令和3年度115件、令和4年度200件、令和5年度215件、令和6年度231件と、増加の一途を辿っている。加えて、課税保留となっている税額について、システムの仕様上、税額算出されていない（保有していない）。税額算出の基となる課税標準額はシステム上で算出されるため、概数として税額を算出し、ボリュームを把握することはできるが、税額そのものは算出できない構造となっている。

29 その他（課税保留の件数増加と使用者課税）

相続人不存在などの理由による課税保留の件数は年々増加している。このような中、市は、現況で使用者がいるような物件については、使用者を所有者とみなして課税する取り組みを実施している。使用者課税の結果（年度別件数）は以下の表のとおりである。

使用者課税件数等の推移（R4年度～）

区	R4年度			R5年度			R6年度		
	物件数		納税義務者数	物件数		納税義務者数	物件数		納税義務者数
	土地	家屋		土地	家屋		土地	家屋	
中区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
南区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
西区	1	0	1	2	1	2	2	1	2
	-	-	-	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)
東区	0	1	1	3	3	3	3	3	3
	-	-	-	(3)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)
安芸区	1	0	1	2	0	2	2	0	2
	-	-	-	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
安佐南区	3	2	3	3	2	3	5	2	4
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(1)
安佐北区	2	4	3	2	4	3	2	4	3
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
佐伯区	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	-	-	-	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
全市	7	7	9	13	10	14	15	10	15
	-	-	-	(6)	(3)	(5)	(2)	(0)	(1)

() 内は前年度からの増加数

(出典：固定資産税課提供資料)

相続人不存在などの理由による課税保留への対応には困難な側面があり、現場職員
の対応だけでどうにかなる問題ではない。そのような中、市では、課税保留となった固
定資産について、総務省から示されたガイドラインを参考に、山林など使用者を把握す
ることが困難な固定資産を除き、毎年、外観調査を実施することにより、継続的に使用
者の有無を確認している。課税保留されている税額をきちんと把握したうえで、現状行
われているような適切な対応を今後も継続していただきたい。

第15 都市計画税

1 都市計画税の概要

(1) 趣旨等

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業の費用に充てるため、市の区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課される目的税である。市では、都市計画事業のうち下水道整備事業、街路事業や土地区画整理事業等に係る費用に充てている。

(2) 課税対象

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋が課税対象となる。

(3) 納税義務者

納税義務者は、毎年1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有する者である。

(4) 納税額

都市計画税の税額は、固定資産の価格を基に算定された課税標準額に税率をかけて計算される。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} (0.3\%) = \text{税額}$$

ただし、都市計画税も固定資産税と同様、課税標準の特例措置などの適用がある場合は、特例措置などを適用した後の額が課税標準額となる。

なお、固定資産税が免税点未満の場合は、都市計画税も課税されない。

(5) 負担軽減措置

都市計画税には土地に対する負担軽減措置があり、住宅用地については、固定資産税と同様の課税標準の特例措置が設けられている。ただし、課税標準の特例率が固定資産税とは異なっている。小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの部分）については、課税標準額＝価格×1/3となり、その他の住宅用地（小規模住宅用地以外の部分）については、課税標準額＝価格×2/3となる。

市街化区域内に所在する農地（生産緑地地区内の農地は除く。）については、固定資産税と同様の課税標準の特例措置が設けられている。ただし、課税標準の特例率が固定資産税とは異なっており、課税標準額＝価格×2/3となる。

また、都市計画税にも、固定資産税と同様の土地に対する税負担の調整措置が設けられている。

なお、家屋については、固定資産税と異なり、新築住宅に対する軽減措置等は設けられていない。

(6) 都市計画税の用途

都市計画税の用途は以下の表のとおりである。なお、市では、毎年度の予算編成において必要となる下水道整備、公園整備などの事業を計画したうえで、各事業の一

般財源に目的税の額を当てはめることで、目的税がその決められた使途で使用されるように計画しており、目的税の対象事業だけを集約した事業計画は作成していない。

(1) 令和6年度

(単位：千円)

事業名	事業費	左の内訳				
		国・県支出金	起債	その他	一般財源	左のうち充当額
街路事業	13,208,979	6,266,907	5,750,700	負 1,340 使 2,838	(1,152,234) 1,187,194	1,152,000
公園整備	261,160	26,076	94,700		140,384	140,384
土地区画整理事業	1,681,560	456,525	480,300	財 19,028 諸 1,053	(14,448,002) 724,654	724,654
下水道整備事業	72,702,831	4,044,562	30,695,000	負 23,017,267	14,946,002	14,447,613
都市計画事業費公債費	2,461,535				2,461,535	2,461,000
計	90,316,065	10,794,070	37,020,700	23,041,526	(18,926,809) 19,459,769	18,925,651

注：街路事業の一般財源の（ ）は、日本中央競馬会環境整備事業費交付金34,960千円を充当後の金額である。

下水道整備事業の一般財源の（ ）は、事業所税498,000千円を充当後の金額である。

(出典：財政課提供資料)

都市計画税の使途(充当)の内訳は以下のような内容となる。

都市計画税の使途の内訳(子集ベース)

(単位：千円)

計画内容	大区分	中区分	小区分	元当額	事業費	償還
街路整備	第35 道路、横りょう	道路整備等	新設改良 街路整備	1,685,526	12,458,595	
	第36 公園、緑地等	輸送対策	輸送対策 公共交通の機能強化と利用促進 広島駅南口広場の再整備等 軌道インフラ外部施設整備費補助		1,470,000	
公園整備	第36 公園、緑地等	公園、緑地等	新設改良 公園整備(都市計画事業)	134,242	227,342	
	第38 公園、緑地等	公園、緑地等	管理運営その他 公園、緑地等の管理		1,200	1,877,785のうち
土地区画整理	第43 都市の再開発等		向洋駅周辺青地土地区画整理事業	664,234	117,062	
	第43 都市の再開発等		西広島駅北口地区のまちづくり推進 西広島駅北口土地区画整理事業		1,693,029	
	第43 都市の再開発等		管理事務その他 土地区画整理事業管理事務費		12,728	12,927のうち
下水道整備	第45 都市計画事業		下水道事業会計に対する繰出金	14,430,322	15,634,968	15,931,245のうち
都市計画事業費公債費				2,007,859		

(出典：財政課提供資料を基に監査人が作成)

都市計画税の使途のうち、都市計画事業費公債費は都市計画事業の財源として発行された地方債の返済に充てられた金額である。なお、当該返済は事業ごとに管理されており、他の事業に係る返済との間で資金の混同は発生しない。

都市計画債の償還状況と都市計画事業費公債費の推移についてまとめると以下のようなになる。

●都市計画債の償還額及び年度末残高

(千円)

	R2	R3	R4	R5	R6
償還額	5,279,741	5,689,929	3,056,405	5,868,437	2,114,276
年度末残高	81,793,164	81,226,835	84,271,330	84,788,093	89,344,217

※各年度 主要な施策の成果より

●都市計画税及び都市計画事業費公債費の推移

(千円)

	R2	R3	R4	R5	R6
都市計画税額	16,795,254	17,203,358	17,764,185	18,380,680	18,925,651
都市計画事業費 公債費	5,747,218	6,072,332	3,368,778	6,191,153	2,461,535
うち都市計画税 充当額	4,467,000	5,034,000	3,368,000	4,391,000	2,461,000

(出典：財政課提供資料)

2 課題・問題点（都市計画事業の税負担者に対する説明責任）

都市計画事業について、市民への説明に使用する資料の提供を求めたところ、「毎年度の予算説明資料及び主要な施策の成果においてその用途を明示して議会に提出・説明しています。」「その資料を窓口を設置するとともに、ホームページでも公表することで、市民への周知を図っています。」との回答があった。

たしかに、予算説明資料及び主要な施策の成果については公開されているが、監査対象年度に係る決算数値を基にした資料は短時間での作成が困難であるとのことであった。

3 意見（都市計画事業の税負担者に対する説明責任）

都市計画税の抱える問題として、一般的に挙げられるものに、用途の不明瞭さ、受益と負担の関係の不明瞭さ、税収の余剰とその流用などがある。

市の場合、一般会計の中の該当事業に充当されていることから、税収の余剰はなく、その流用も存在しない。用途についても不適切なものは見られないが、必ずしも外部から見てその内容が明瞭であるとはいいがたい（以下の市提供資料参照）。

都市計画税は目的税であり、市独自のものであるから、必要が無ければ廃止という選択肢もある。現に都市計画税を廃止した市町もある。市は、都市計画税の必要性を示すために市民に対してより丁寧な説明を行うことが望ましい。

特別会計を設置すれば明瞭にはなるが、該当事業が多岐にわたることから、その実現は現実的ではない。

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総

税市第 16 号) 第 9 章目的税 4 都市計画税に関する事項 (11) に「都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があるので、特別会計を設置しないで、一般会計に繰り入れる場合においては、都市計画税をこれらの事業に要する費用に充てるものであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対しその用途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。」とあるように、本来であれば特別会計と同レベルの情報開示が求められるところ、市はホームページ (下記の URL 参照) にて最低限度の開示をしているのみであり、当該開示は、一般の市民が一目で都市計画税の用途を理解できるようなものではない。

また、「地方税法の施行に関する取扱いについて (市町村税関係)」(平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号) 第 9 章目的税 4 都市計画税に関する事項 (12) に「都市計画税を都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てた後にやむを得ず余剰金が生じた場合には、これを後年度においてこれらの事業に充てるために留保し、特別会計を設置している場合には繰越しをし、設置していない場合にはこのための基金を創設することが適当であること。」とある。余剰金が発生していないため、市は基金を設置していないが、予算段階及び決算段階において、それぞれ都市計画税の目的に沿って作成された事業計画を前提にしなければ本来的な意味で余剰金が発生したかどうかを判断することができない。

以上のことから、住民監査請求が提起された場合などに備えて、予算ベース及び決算ベースの数値を基に市民に事業内容を説明できる資料を用意して備え置くなど、税負担者に対しより丁寧な説明を行っていただきたい。

都市計画税の用途に関するホームページ URL

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/zaisei/1006014/1027443/1044151.html>

※6 年度主要な施策の成果 P23

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/zaisei/1003079/1027440/1015848.html>

※6 年度当初予算歳入歳出説明資料 P24

都市計画税の用途についての説明資料 (予算ベース)

都 市 計 画 税	18,922,183	街路整備 ①	1,685,526
		公園整備 ③	134,242
		土地区画整理 ④	664,234
		下水道整備 ⑤	14,430,322
		都市計画事業費公債費	2,007,859

第35 道路、橋りょうについて

1 道路整備等

区 分	事 業 費	説 明	
新設改良	千円 28,936,293	街路整備	
		千円 12,458,595 ①	
		市道	5,006,341
		中筋温品線	619,300
		橋りょう下部工事その他	
		延長 2,070m 幅員14~47m	
		駅前大州線	39,500
		用地取得その他	
		延長 633m 幅員25~32m	
		霞庚午線	523,500
		用地取得その他	
		延長 1,360m 幅員 30m	
		東雲大州線	251,488
		用地取得その他	
		延長 590m 幅員25~27m	
		駅前観音線	63,000
		用地取得その他	
		延長 1,190m 幅員20~30m	
		長東八木線	1,292,440
		用地取得その他	
		延長 1,780m 幅員16~25m	
		川の内線	951,800
		橋りょう上部工事その他	
		延長 400m 幅員16~22m	
		花都川線	110,256
		用地取得その他	
		延長 320m 幅員 16m	
山の手線	75,935		
用地取得その他			
延長 1,050m 幅員 18m			
矢野中央線	144,000		
用地取得その他			
延長 366m 幅員 17m			
駅前線	317,000		
道路新設工事その他			

第38 公園、緑地等について

1 公園、緑地等

区 分	事業費	説 明	
新設改良	千円 1,209,510	公園整備（都市計画事業）	
		227,342 (3)	
		街区公園等整備	109,000
		施設整備	86,000
		街区公園 1公園	30,000
		海老園二丁目	
		西部河岸緑地	40,000
		天満川右岸（観船橋～南観音橋）	20,000
		天満川右岸（昭和大橋～観音大橋）	20,000
		太田川緑地（八木九丁目）	16,000
		実施設計	17,250
		東部河岸緑地	5,250
		元安川左岸（南大橋～南千田橋下流）	
		西部河岸緑地	12,000
		天満川左岸（昭和大橋～天満川大橋）	
		地形測量	5,750
		東部河岸緑地	1,750
		元安川左岸（南大橋～南千田橋下流）	
		西部河岸緑地	4,000
		天満川左岸（昭和大橋～天満川大橋）	
		継足し事務費	118,342
		公園改良	952,168
		施設整備	
平和記念公園	10,000		
駐車場舗装改良			
中央公園	28,000		
堀川浄化設備更新			
比治山公園	7,800		
比治山スカイウォーク改修			
黄金山緑地	85,000		

区 分	事 業 費	説 明
	千円	千円
		歩道整備その他
		似島臨海公園 198,500
		グラウンドへの人工芝敷設
		絵下山公園 12,000
		展望デッキ整備
		広島広域公園 104,000
		陸上競技場大型映像装置更新
		実施設計 4,000
		陸上競技場非常放送設備更新
		設置工事 10,000
		第一球技場非常放送設備更新
		設置工事 5,000
		テニスコート改修
		基層打替工事 2面 85,000
		法面改良 2か所 61,000
		竜王公園、寺迫公園
		福祉環境整備 42,000
		街区公園等
		便所改修その他整備
		遊具の更新 154,600
		外柵設置その他 249,268
		ちびっこ広場整備 ※30,000
維持補修	266,585	原爆ドームの保存整備 18,480
		便所その他補修 246,098
		ちびっこ広場遊具その他補修 ※2,007
管理運営その他	2,986,254	公園、緑地等の管理 1,877,785
		広島広域公園管理運営 751,254 358,032
		大型映像表示装置管理 13,636
		施設管理運営 344,396
		広島広域公園再整備計画の策定 16,107
		ファミリープール管理運営 16,454
		ファミリープール及び青少年センター跡
		地等の活用 16,933

2 輸送対策

区 分	事業費	説 明	
輸送対策	千円 9,971,200	交通需要マネジメント施策の推進	千円 1,023
		マイカー乗るまァデー推進事業	571
		広島都市圏パーク・アンド・ライド推進協議会負担金	104
		都心交通対策実行委員会の運営	348
		公共交通の機能強化と利用促進	9,790,510
		地域公共交通計画の推進	2,117
		下祇園駅西口広場等整備	※215,200
		広島駅南口広場の再整備等	7,841,364
		整備工事その他	※6,371,364
		軌道インフラ外部施設整備費補助	① 1,470,000
		路面電車のLRT化の推進	28,254
		低床路面電車車両購入費補助	
		乗合バス事業の共同運営システムの構築	127,006
		新乗車券システム整備費補助	690,082
		北部バス路線のフィーダー化に係る効	
		果分析及び利便性向上策の検討	772
		低床低公害バス車両購入費補助	681
		バス運行対策費補助	771,646
		運行費補助	751,753
		車両購入費補助	19,893
		航路維持確保対策事業費補助	30,419
		地域における生活交通の確保	24,477
		地域主体の乗合タクシー等運行支援	12,148
		地域主体の乗合タクシー等導入支援	12,329
		交通施設バリアフリー化設備整備費補助	38,000
		芸備線の活性化に係る検討(新規)	4,499
		芸備線利用促進対策の推進	2,493
		かわなみサイクリングロードの環境整備費補助	13,500
		広島ヘリポートの運営	87,916
		広島ヘリポート整備事業負担金	39,166
		広島ヘリポート管理運営負担金	48,750
	空港機能の充実・強化	88,641	

第43 都市の再開発等について

区 分	事業費	説 明	
計画推進	千円 ※895,876	魅力ある都心づくり推進事業 広島駅周辺地区のまちづくりの推進 広島西飛行場跡地の活用 広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備 広島市民球場周辺地区開発の推進	千円 20,522 365,490 488,001 19,090 2,573
市街地再開発事業助成	800,279	基町相生通地区市街地再開発事業の推進 市街地再開発事業補助 既存建築物解体その他 電線共同溝整備に係る公共施設管理者負担金 市街地再開発事業促進資金融資預託貸付け 常勤職員 1人	780,511 474,640 305,871 11,024 8,744
向洋駅周辺青崎土地区画整理事業	117,062	建物移転補償 宅地造成工事その他 繰越し事務費	48,700 6,244 52,118
西広島駅北口地区のまちづくりの推進	1,699,581	西広島駅北口土地区画整理事業 建物移転補償 基盤整備工事その他 事業費 750,518千円 6年度計画額 432,518千円 7年度計画額 318,000千円 繰越し事務費 己斐石内線の暫定整備	1,693,029 1,176,000 432,518 84,511 6,552
管理事務その他	18,771	紙屋町地下街テナント向け資金融資預託貸付け 市街地再開発事業管理事務費 土地区画整理事業管理事務費	4,000 1,844 12,927
計	3,531,369		25,1278

第45 都市計画事業について

区 分	事業費	説 明			
計画策定及び調査	千円 406,965	立地適正化計画の改定	千円 5,900		
		合理的な土地利用の誘導	6,500		
		都市計画情報システムの運用	19,358		
		復興の都市計画についての企画展の開催 準備(新規)	5,345		
		ウォークアブルな人中心の道路空間の形成 道路空間再整備案の検討	72,900		
		広島高速4号線延伸の推進	2,176		
		高陽地区へのスマートインターチェンジ の設置に向けた取組	67,161		
		西平和大橋歩道橋の整備 予備設計、デザイン検討その他	43,000		
		企画及び調査事務その他	75,982		
		常勤職員 12人	105,600		
		非常勤職員	3,043		
		街路整備	※12,458,595	市道 12路線 東部地区連続立体交差事業 広島駅南口広場の再整備等	5,006,341 1,080,890 6,371,364
		公園整備	※227,342	施設整備 1公園 3緑地	
土地区画整理	※1,810,091	向洋駅周辺青崎土地区画整理事業 西広島駅北口土地区画整理事業	117,062 1,693,029		
下水道事業会計に対する繰出金	15,931,245 うち 15,674,968	下水道整備補助金 一般会計 西風新都特別会計 雨水処理施設維持管理等負担金	12,278,862 12,200,842 78,020 3,652,383		
計	30,834,238				

第16 事業所税

1 事業所税の申告

広島市内の事業所等において事業を行っている法人又は個人で事業所税の申告義務がある場合には、法人については事業年度終了の日から2か月以内、個人については翌年の3月15日までに、それぞれ申告書を提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない(地方税法第701条の46第1項)。

広島市においては事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した総務省令で定める様式による申告書の提出を受けているが、eTAXによる電子申告の受付も行っている。

2 事業所税の課税標準額

(1) 事業所床面積(地方税法第701条の31第1項第4号)

資産割の事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積とされる。貸ビル等の場合には、貸ビル等の所有者ではなく、現にそこで事業を行っている者(貸ビル等を借りて事業を行っている者)が納税義務者となるため、貸ビル等の貸主は、その貸付部分(空室を含む)について納税義務者にならない。

(2) 従業員給与総額

従業者割の課税標準は課税標準の算定期間中に支払われた従業員給与総額である。

従業員給与総額とは、事業者の従業者(役員を含む)に対して支払われる俸給、給料、賃金、賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。

従業員給与総額に含まれるものとしては扶養手当、住居手当、所得税の取扱上課税とされる通勤手当、時間外勤務手当、現物給与、経理上未払金として損金経理されている給与等が含まれる。

3 減免

(1) 減免を受けようとする場合

地方税法第701条の57・市税規則第20条別表第4関係において事業所税の申告において当該事業所が減免対象施設に該当する場合には、申告期限までに「事業所税に係る減免申請書」に添付書類を添付して提出しなければならない。

(2) 減免申請書に係る納税方法

広島市では、減免申請書の提出を申告期限までに納税者から受けるが、事業所税の申告書において減免税額が反映される箇所がなく、納税者は納期限までに申告書に記載された納税額を広島市に納め、減免決定日の翌日から1か月以内に減免申請書に係る減免税額の還付を受けている。

4 従業者割と資産割

(1) 従業者割

事業所税の納税者は広島市内の事業所等で事業を行う法人又は個人である。

従業者割の課税標準は前期又は前年に支払われた従業者給与総額であり免税点としては、市内の各事業所等の従業者数(非課税の適用に係る従業者は除く)の合計が100人以下の場合には課税されない。

また非課税の適用対象者は障害者及び年齢65歳以上の者(役員を除く)であり、雇用改善助成対象者に関してはその者の給与等の額の2分の1に相当する額が従業者給与総額から除かれる。

(2) 資産割

事業所床面積は、事業所家屋の延べ床面積である。課税標準の算定の中途において新設又は廃止した事業所等において行う事業に対する資産の課税標準は次により算出する。

ア 課税標準の算定期間の中途^(注1)において新設された事業所等

課税標準の算定期間の末日 ^(注2) における事業所床面積	×	$\frac{\text{新設の日(注3)の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$
---	---	---

(注1) 課税標準の算定期間の中途とは、課税標準の算定期間の開始日の翌日から当該期間の末日の前日までをいいます。

したがって、当該期間の開始日に新設、又は末日に廃止した事業所等については、課税標準の算定期間を通じて使用された事業所等の扱いとなります。

(注2) 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合における、前述のア、イ及びウの計算式中の事業所床面積については、当該事業所床面積を12で除し、その月数を乗じて得た面積となります。

(注3) 新設の日とは、営業を開始した日(オープン日)ではなく、事業の開設準備を始めた日をいいます。

(出典：広島市ホームページより引用)

また、事業所税の新設又は廃止については、一区画(一構内)を占めて経済活動を行う事業所等(一の事業所等)全体についての新設又は廃止をいい、一の事業所等の中における事業所床面積の増加又は減少は、単なる床面積の異動に過ぎないことから月割課税は行わず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積により課税される。

(月割課税しない例)

- ・事業所用家屋を増築又は一部取り壊した場合
- ・事業所用家屋がある敷地内に別の事業所等を新設した場合
- ・事業所家屋が複数ある敷地内の一部の事業所等を廃止した場合
- ・貸ビル等において、フロアの借増し・借減らしをした場合等

5 質問検査権

地方税法第 701 条の 35 第 1 項において事業所税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、納税義務者又は納税義務があると認められる者等に質問し、又は帳簿書類その他の物件の検査をし、若しくは当該物件(その写しを含む)の掲示若しくは提出を求めることができる。

6 事業所税の使途

事業所税は都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てる目的で昭和 50 年に創設された目的税である。

また事業所税の額から徴税費相当額(5%) (以下「徴税費用」という)を控除した残額を地方税法第 701 条の 73 に規定された 12 の事業に係る費用に充てなければならないこととされている。広島市では道路橋りょう整備、下水道整備などに係る費用に充てている。

7 課題・問題点 (事業所税の市税システムへの取り込み)

提出を受けた申告書の課税標準額及び税額その他必要な事項を市税システムに登録する際、eLTAX で提出を受けた申告書を紙で印刷し、その印刷された用紙を見ながら登録を行っている。

8 意見 (事業所税の市税システムへの取り込み)

電子申告で受けた申告書を自動で市税システムに登録できるようにするべきである。電子で受けた申告書を紙に印刷し、それを見ながら登録する作業は、用紙の無駄であり、電子申告のデータを市税システムに登録できれば職員の作業時間が大幅に削減できる。

市では現在、標準化に向けてシステムの移行が計画されており、eLTAX で受けた申告書のデータを自動で市税システムに登録できるようにすることが望ましい。

9 課題・問題点 (事業所床面積の確認)

提出された申告書には借り受けた事業所の契約書等の添付がなく申告書記載の面積の整合性が確認できない。

事業所税の申告当初に貸ビル等を借りて事業を行っている者の借り受けている面積

の確認を行っているが、その後の面積の確認は十分とまでは言えない。

また、事業所税の申告書に記載されている事業者所有の事業所の面積と当該事業者の固定資産税の納税通知書のア積の確認を行ったが、面積が合っていない。

また、前期において事業所税の申告を行っている事業者には、申告期限に合わせて事業所税の申告書を送付しているが、非課税面積、控除事業所床面積を印字しているものを送付している。

10 意見（事業所床面積の確認）

事業所税の課税標準である資産割は課税標準の算定期間の末日現在における事業所の面積である以上、申告書のア積は正しく記載される必要がある。

事業所税の申告において申告書に記載されている面積を確認する方法が不十分であることから、今後、面積を確認する方法について検討することが望ましい。

また、申告時に事業者に事業所の床面積の確認を促すためにも、非課税面積等の印字は必ずしも必要ではない。

11 課題・問題点（従業員給与総額の確認）

申告書に決算書（販売費及び一般管理費）の添付がないため、従業員給与総額が正しい数字であるか確認ができない。

12 意見（従業員給与総額の確認）

申告書に決算書の販売費及び一般管理費の添付を求めることが望ましい。

13 課題・問題点（事業所税に係る減免申請書の添付書類）

市税規則別表第4の2中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設の（6）に該当する倉庫業者の減免申請書を確認したが、減免申請書の添付書類である、①倉庫業の登録証の写し、②中国運輸局に届け出た倉庫等の設置届出書等の写し、③従業者数及び給与総額が明らかになる書類の添付がない。

14 意見（事業所税に係る減免申請書の添付書類）

事業所の状況に変化がなければ毎年同じ内容の申告になるため、提出書類の添付を省略しているのかもしれないが、減免申請書の提出により事業所税額が減免されるのであるから、前年度と同内容であったとしても、提出させるよう検討することが望ましい。

15 課題・問題点（減免税額の取扱い）

市は減免申請書の提出を受けた後、減免申請書に係る申請内容を判断し、納税者に事業所税減免承認通知書及び還付金の振込口座を記載するための用紙を郵送で送付し、納

税者が還付金の振込口座を記載した用紙を送り返すという作業を行っている。

税の還付には還付加算金の都合があるため市としては減免決定日の翌日から 1 か月以内に減免税額の還付を行っている。

上記に関わらず、納税者によっては、減免申請書の空欄に申告税額及び減免税額を記載し、差引税額を納税している納税者が存在している。

16 意見（減免税額の取扱い）

総務省令で定める申告書の様式に減免税額を反映させる箇所がなく、現在の方法で納税及び還付をせざるを得ないのかもしれないが、納税者にとっては 1 か月以内に還付を受ける金額の資金繰りが必要となるうえに、毎年還付金の振込口座の報告を行わなければならない、手間がかかっている。市の担当者に確認を行ったところ、減免申請者が一度承認されると翌年度以降にその申請が前年度と同内容であれば、否認されることは稀であることから、減免申請書に納税者の還付金の振込口座の記載場所を設けるなど、工夫をすることで、市が負担している郵送料及び担当職員の事務負担の軽減が図られる。

17 課題・問題点（従業者割に関する更正の請求に係る審査）

従業者割に関する更正の請求書を 3 件確認した。いずれも従業者数が 100 人を超えるものとして当初申告を行っていたが、事業者の人数の再確認により従業者数が 100 人以下となったため更正の請求書を提出している。

いずれも更正の請求書に書類が添付されているが、エクセルで作成された所属別リスト等である。A 社が提出した所属別リストにおいては欄外に市の担当者が記入した※による注があり、「〇〇税理士 当該更正の請求書の提出にあたりパート従業者については、勤務時間が正規従業者の 4 分の 3 未満であることを確認している」とある。この更正の請求書に応答する者の氏名欄には A 社の総務部長の名前が記入されており、更正請求書の裏面に〇〇税理士の名刺が貼り付けられているが、当該税理士の代理権限証書（委任状）は確認できない。従業者の勤務時間は添付書類では確認ができていないにも関わらず 1,508,100 円の還付を行っている。

残りの 2 社に関しても市外勤務の人数がカウントされていたことによる従業者給与総額が過大になっているもの、免税点の判断の際に非課税従業者の人数が含まれていたため、従業者数が 100 人以下になるというものであり、それぞれ 926,000 円、1,194,000 円の還付を行っている。

18 意見（従業者割に関する更正の請求に係る審査）

更正の請求書の提出に伴い、いずれも高額の還付を行っているが、更正の請求書に記載された更正の請求の理由が正しいかどうかの確認不足である。非課税対象の従業員であるかどうかの判定は厳密に行うべきでありパート従業員の勤務時間の確認を税理士

に行うのではなく、法人から給与台帳等を提出させ、それに基づき人数及び従業員給与総額を確認したほうが、より正確性が保たれる。よって確認方法を検討することが望ましい。

19 課題・問題点（未申告調査）

令和6年に令和5年度の事業所税に係る未申告調査を行っている。令和6年は中区と佐伯区の未申告調査を行っている。結果としては以下のとおりである。

事業所税に係る未申告調査の結果について（中区）。

1 令和5年度家屋情報に基づく調査

(1) 調査対象

令和5年度家屋情報（当初賦課データ）中区分のうち、以下の条件にて934件を抽出した。

（別紙3）

ア 評価基準が以下のもの

ホテル、旅館・料亭、団体旅館、簡易旅館、事務所、銀行、店舗、劇場、公衆浴場、工場、倉庫、市場、変電所・発電所、駐車場・車庫

イ 所有者が以下に該当しないもの

- a 国、県、市
- b 所有者がわからないもの
- c 相続財産

ウ 800㎡を超えるもの（居住面積を除く）

(2) 実施内容等

ア 市税端末等での調査

市税端末、インターネット情報、地図情報等での調査により、以下事項に該当する者を除外した。

- a 所有者が、事業所税の申告をしているもの。
- b 所有者以外が使用しており、その使用者が事業所税の申告をしていることが確認できたもの。
- c 使用状況等から、事業所税対象外家屋（住宅用倉庫等）、非課税施設に該当するもの。
- d 使用状況等から、免税点以下となるもの。

イ 電話による調査

連絡先が判明した所有者（使用者）について、電話連絡により事業所税の申告の要否を行い、必要に応じて事業所税の申告や貸付申告の依頼を行った。

ウ 現地調査

市税端末等での調査により、疑義が生じた32件について、現地調査を実施した。（別紙1）

エ 貸付申告書の送付

連絡先が不明な所有者や、使用状況が不明な20件については、貸付申告書を送付した。（別紙2）

(3) 調査結果

3月28日時点での調査結果は以下のとおりである。（詳細は別添のとおり。）

	申告済 調査完了	申告義務 なし	申告済 調査継続	申告なし 調査継続	合計
中区	4	9	20	18	33

2 今後の対応

20件については、引き続き調査を継続していくこととする。

申告が必要であると判断した13件については、申告勧奨を行うこととする。

（出典：市民税課提供資料）

事業所税に係る未申告調査の結果について（佐伯区）

1 令和5年度家屋情報に基づく調査

(1) 調査対象

令和5年度家屋情報（当初賦課データ）佐伯区分のうち、以下の条件にて223件を抽出した。（別紙3）

ア 評価基準が以下のもの

ホテル、旅館・料亭、団体旅館、簡易旅館、事務所、銀行、店舗、劇場、公衆浴場、工場、倉庫、市場、変電所・発電所、駐車場・車庫

イ 所有者が以下に該当しないもの

- a 国、県、市
- b 所有者がわからないもの
- c 相続財産

ウ 800㎡を超えるもの（居住面積を除く）

(2) 実施内容等

ア 市税端末等での調査

市税端末、インターネット情報、地図情報等での調査により、以下事項に該当する者を除外した。

- a 所有者が、事業所税の申告をしているもの。
- b 所有者以外が使用しており、その使用者が事業所税の申告をしていることが確認できたもの。
- c 使用状況等から、事業所税対象外家屋（住宅用倉庫等）、非課税施設に該当するもの。
- d 使用状況等から、免税点以下となるもの。

イ 電話による調査

連絡先が判明した所有者（使用者）について、電話連絡により事業所税の申告の要否を行い、必要に応じて事業所税の申告や貸付申告の依頼を行った。

ウ 現地調査

市税端末等での調査により、疑義が生じた26件について、現地調査を実施した。（別紙1）

エ 貸付申告書の送付

連絡先が不明な所有者や、使用状況が不明な13件については、貸付申告書を送付した。（別紙2）

(3) 調査結果

3月28日時点での調査結果は以下のとおりである。（詳細は別添のとおり。）

	申告済 調査完了	申告義務 なし	申告済 調査継続	申告なし 調査継続	合計
佐伯区	4	16	15	12	27

17件

2 今後の対応

17件については、引き続き調査を継続していくこととする。
申告が必要であると判断した12件については、申告勧奨を行うこととする。

（出典：市民税課提供資料）

20 意見（未申告調査）

徴税吏員は質問検査権を有しており、内部調査において疑義が生じたものに関しては申告勧奨だけではなく現地に赴き事業所の面積及び従業者の人数の確認を行うことが望ましい。事業所税が申告納税方式の税である以上、定められた期限内に申告・納税することは納税者の義務である。期限内に申告・納付をしている納税者が不公平感を抱くことのないよう、未申告者には厳正な態度で臨んでいただきたい。

21 課題・問題点（事業所税の使途）

市では、令和6年度決算における充当額70億7,500万3,000円の内訳として道路橋りょう整備事業に65億7,700万3,000円、下水道整備事業に4億9,800万円充当している。

(3) 事業所税の使途

(1) 令和6年度 (単位:千円)

事業名	事業費	左 の 内 訳					
		国・県支出金	起債	その他	一般財源	左のうち充当額	
道路橋りょう整備	27,298,050	4,570,408	13,591,800	負	5,558	9,130,284	6,577,003
下水道整備事業	72,702,831	4,044,562	30,895,000	負	23,017,267	14,946,002	498,000
計	100,000,881	8,614,970	44,286,800		23,022,825	24,076,286	7,075,003

注：道路橋りょう整備の一般財源の（ ）は、超過課税2,032,496千円、交通安全対策交付金220,785千円、競輪事業収益金300,000千円を充当後の金額である。

下水道整備事業の一般財源の（ ）は、都市計画税14,447,613千円を充当後の金額である。

(出典：財政課提供資料)

また以下の書類が担当から提出された。令和6年度の歳入歳出予算説明資料であり、手書きで①②⑤とあるのが、令和6年度の事業所税が充当される予定の事業の内訳である。

令和7年10月末において上記予算に対する決算報告がないため、実際に事業所税が使用された数値ではない。

第35 道路、橋りょうについて

1 道路整備等

区 分	事業費	説 明
新設改良	千円 28,936,293	街路整備 (千円) ① 12,458,595
		市道 5,006,341
		中筋温品線 619,300
		橋りょう下部工事その他
		延長 2,070m 幅員14~47m
		駅前大州線 39,500
		用地取得その他
		延長 633m 幅員25~32m
		霞灰午線 523,500
		用地取得その他
		延長 1,360m 幅員 30m
		東雲大州線 251,488
		用地取得その他
		延長 590m 幅員25~27m
		駅前銀音線 83,000
		用地取得その他
		延長 1,190m 幅員20~30m

	長東八木線	1,292,440
	用地取得その他	
	延長 1,780m 幅員16~25m	
	川の内線	951,800
	橋りょう上部工事その他	
	延長 400m 幅員16~22m	
	花都川線	110,256
	用地取得その他	
	延長 320m 幅員 16m	
	山の手線	75,935
	用地取得その他	
	延長 1,050m 幅員 18m	
	矢野中央線	144,000
	用地取得その他	
	延長 366m 幅員 17m	
	駅前線	317,000
	道路新設工事その他	

区 分	事業費	説 明
	千円	千円
		延長 977m 幅員 14m
		畑口寺田線
		165,300
		用地取得その他
		延長 880m 幅員16~18m
		継足し事務費
		452,822
		東部地区連続立体交差事業
		1,080,890
		鉄道詳細設計、仮線路工事その他
		1,044,066
		事業用代替地取得
		35,596
		管理事務費
		1,228
		広島駅南口広場の再整備等
		6,371,364
		整備工事その他
		道路新設改良
		11,872,306 (2)
		市道
		7,255,835 (2) 添
		中1区112号線電線共同溝整備
		※305,871
		公共施設管理者負担金
		中1区251号線電線共同溝整備
		32,200
		延長 800m (両歩道)
		中2区中島吉島線 (吉島通り) 電線
		共同溝整備
		5,000
		延長 1,240m (両歩道)
		中2区吉島観音線 (吉島) など2路
		線電線共同溝整備
		64,400
		延長 900m (両歩道)

	中3区中広字品線(城南通り)電線 共同溝整備	37,600
	延長 360m(両歩道)	
	東1区427号線(福田地区)道路 改良	31,000
	延長 1,100m 幅員 12m	
	東5区常盤橋若草線電線共同溝整備	32,200
	延長 610m(両歩道)	
	南4区中広字品線(翠町)電線共同 溝整備	83,800
	延長 2,600m(両歩道)	

区 分	事業費	説 明
	千円	千円
		白砂玖島線道路改良
		延長 2,140m 幅員 10m
		70,000
		道路一般整備
		1,285,940
		新設改良、舗装改良その他
		道路防災
		533,400
		路面工事その他
		457,400
		凍結防止剤自動散布装置の整備
		76,000
		道路ストックの改良
		90,720
		舗装工事
		新交通インフラ施設整備
		105,300
		エスカレーター改修その他
		1駅 広城公園前
		交通安全施設整備
		1,744,766
		市道
		1,106,060
		歩道新設
		51,600
		歩道改良
		199,840
		道路照明灯設置
		26,450
		防護柵設置
		31,550
		道路標識設置
		4,400
		区画線設置
		65,475
		道路反射鏡設置
		34,090
		防犯灯設置(LED化)
		8,900
		安心・安全な通学路の整備
		37,600
		広島市民球場への歩行者用道路整備
		519,700
		視線誘導標設置その他
		126,445
		国・県道
		639,716
		歩道新設
		196,900
		歩道改良
		211,466
		交差点改良
		64,500
		道路照明灯設置
		19,800

	防護柵設置	18,480
	道路標識設置	3,560
	区画線設置	31,915
	道路反射鏡設置	10,430

区 分	事業費 千円	説 明	千円
		安心・安全な通学路の整備	27,200
		視線誘導標設置その他	55,565
		福祉環境整備	76,840 (2)
		エレベーター改修その他	
		交差点交通処理の見直し	1,821 (2)
		広島駅周辺地区のまちづくりの推進	198,000 (2)
		広島駅南口地下広場の改修	180,000
		河岸緑地周辺における道路空間整備の検討	18,000
		可部線原線敷の利活用の推進	60,000 (2)
		道路整備	
		国施行道路整備事業負担金	2,390,000 (2)
		国施行道路整備事業に伴う交差点改良	19,000 (2)
		ウォークアブルな人中心の道路空間の形成	76,000 (2)
		支障物移設その他	
		道路事業用地管理	300 (2)
		都市開発資金事業	1,600
		街路事業用地管理	
		街路灯設置補助	315
		私道整備補助	901
		道路情報板の整備	35,850
街路緑化	1,134,928	花だん花き取替え	40,493
		四季の花プランター維持管理	8,800
		街路植樹帯等維持管理	1,085,635
維持補修	4,119,268	市道	1,806,362
		舗装道ポケット補修	758,339 (2)
		舗装道補修	165,720 (2)
		側溝補修	203,174 (2)
		防護柵等補修	295,095 (2)
		道路除草	314,425 (2)
		街路灯等道路付施設補修	68,608 X
		国・県道	553,887
		舗装道ポケット補修	170,523 (2)

区 分	事 業 費	説 明
	千円	舗装道補修 158,670 側溝補修 46,014 防護柵等補修 75,698 道路除草 98,915 街路灯等道路付帯施設補修 14,967 新交通インフラ施設長寿命化事業 425,000 橋りょう修繕工事その他 新交通インフラ施設耐震対策 20,000 落橋防止工事その他 道路ストックの維持修繕 945,580 横断歩道橋その他修繕 555,480 調査・点検 390,100 街路灯維持補修費補助 7,672 道路照明灯省エネ化推進事業 76,112 道路照明灯のLED化(ESCO事業) 224,142 凍結防止剤購入その他 50,713
道路の美化	138,676	車道、歩道等清掃 138,634 市道 98,167 国・県道 40,467 違反広告物除却 ※42
道路の管理その他	2,371,012	街路灯等道路付帯施設の管理 783,422 光熱水費その他 755,007 未登記道路の解消 2,928 道路管理センター運営負担金その他 66,030 私有道路の市道編入測量 2,130 無許可突出し看板・目よけの是正 1,409 広島駅南口地下広場の管理 148,096 設計図書等データベース化の推進 752,500 土木積算システムの運用管理 75,967 建築物保全情報システムの改修・運用管理 8,880 技術職員の技術力の向上 1,107 県施行道路整備事業公債償還金に対する負担金 28,345

区 分	事 業 費	説 明
	千円	広島南道路高架下等交流広場管理 1,340 道路台板整備その他 346,753 常勤職員 91人 737,647 非常勤職員 182,097
計	36,700,177	

第45 都市計画事業について

区 分	事業費	説 明	千円		
計画策定及び調査	千円 406,965	立地適正化計画の改定	5,900		
		合理的な土地利用の誘導	6,500		
		都市計画情報システムの運用	19,358		
		復興の都市計画についての企画展の開催 準備（新規）	5,345		
		ウォークアブルな人中心の道路空間の形成 道路空間再整備案の検討	72,900		
		広島高速4号線延伸の推進	2,176		
		高陽地区へのスマートインターチェンジ の設置に向けた取組	67,161		
		西平和大橋歩道橋の整備 予備設計、デザイン検討その他	43,000		
		企画及び調査事務その他	75,982		
		常勤職員 12人	105,600		
		非常勤職員	3,043		
		街路整備	※12,458,595	市道 12路線	5,006,341
				東部地区連続立体交差事業	1,080,890
				広島駅南口広場の再整備等	6,371,364
公園整備	※227,342	施設整備 1公園 3緑地			
土地区画整理	※1,810,091	向洋駅周辺青崎土地区画整理事業	117,062		
		西広島駅北口土地区画整理事業	1,693,029		
下水道事業会計に対する繰出金	15,931,245 15,679,968	下水道整備補助金	12,278,862		
		一般会計	12,200,842		
		西風新都特別会計	78,020		
		雨水処理施設維持管理等負担金	3,652,383		
計	30,834,238				

(出典：令和6年度 歳入歳出予算説明資料)

22 意見（事業所税の使途）

事業所税は目的税であり、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号）第 9 章目的税 3 事業所税に関する事項（9）に「事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があるので、特別会計を設置しないで、一般会計に繰り入れる場合においては、事業所税をこれらの事業に要する費用に充てるものであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、納税義務者に対しても周知することが適当であること。」とあるように、一般会計に繰り入れる場合には、使途を明示した予算書や決算書の作成が必要であり、住民に対してもその使途を周知する必要があると考える。市はホームページ（下記の URL 参照）にて最低限度の開示をしているのみであり、当該開示は、一般の市民が一目で事業所税の使途を理解できるようなものではない。

地方税法第 701 条の 73 において、事業所税の使途としての 12 事業が規定されているところ、市では、道路橋りょう整備事業、下水道整備事業などの費用の一部として充てている。目的税としての本来の機能を果たすためには、それらの事業に充てることについての事業計画を策定することが望ましい。事業所税は昭和 50 年に創設されており、今年で 50 年目の節目である。事業所税が目的税であるという基本に今一度立ち返る時期を迎えていると考える。

また地方税法第 701 条の 73 において規定されている徴税費用を控除していない。同規定の趣旨を踏まえ、充当先を整理することが望ましい。

事業所税の使途に関するホームページ URL

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/zaisei/1006014/1027443/1044151.html>

※6 年度主要な施策の成果 P23

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/zaisei/1003079/1027440/1015848.html>

※6 年度当初予算歳入歳出説明資料 P24

23 課題・問題点（事業所税の課税標準額）

事業所税の申告書における事業所床面積と固定資産税課税明細書上の床面積との間に齟齬が見られるケースが存在した。当該齟齬の理由が判明したものもあったが、理由が不明のものもあった。

(1) B社のケース

B社の事業所税の申告書及び固定資産税課税明細書は以下のとおりである。

令和5年9月1日から令和6年8月31日までの事業年度又は課税期間の事業所税の

資 産 割	事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	(1)	41,363.23 ^{m²}
	床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	(2)	
	非課税に係る事業所床面積	(1)に係る非課税床面積	(3)	30,251.77
		(2)に係る非課税床面積	(4)	
	控除事業所床面積	(1)に係る控除床面積	(5)	
		(2)に係る控除床面積	(6)	
	課税標準となる事業所床面積	(1)に係る課税標準となる床面積 $(1) - (3) - (5) \times \frac{12}{12}$	(7)	11,111.46
		(2)に係る課税標準となる床面積	(8)	
		課税標準となる床面積合計 $(7) + (8)$	(9)	11,111.46
		資産割額 $(9) \times 600 \text{円}$	(10)	6,666.876 ^円
		既に納付の確定した資産割額	(11)	

令和NN年度 固定資産税課税明細書 【固定資産税課税明細書には、あなたが令和NN年1月1日現在、区内に所有されている土地又は家屋を1筆又は1棟(増築部分を含みます。)ごとに表示しています。】

資産	所在・地番	登記地目(現況地目)又は家屋番号等	地積又は床面積(m ²)
宅地の利用状況又は家屋の種類及び構造	特例等	価格(円)	固定資産税課税標準額(円)
固定資産税特別限度額(円)	前年度固定資産税課税標準額(円)	前年度都市計画税課税標準額(円)	新築住宅等軽減税額(円)
家屋			固定資産税相当額(円)
駐車場・車庫	敷合		都市計画税相当額(円)
以下余白			

(出典：市民税課、固定資産税課提供資料)

事業所の床面積が申告書では 41,363.23 m²とあるのに対し、固定資産税課税明細書の床面積は 39,640.98 m²となっており、1,722.25 m²の差異がある。

(2) C社のケース

C社の広島市中区の固定資産税課税明細書は以下のとおりである。自社所有の店舗であるが、事業所税の申告書には記載がなかった。

令和NN年度 固定資産課税明細書 【固定資産課税明細書には、あなたが令和NN年1月1日現在、区内に所有されている土地又は家屋を1筆又は1棟(増築部分を含みます。)ごとに表示しています。】

資産	所在地	登記地目(現況地目)又は家屋番号等	面積又は床面積(m ²)
土地の利用状況又は家屋の種類及び構造	特 別 号	価 格 (円)	固定資産税課税標準額(円)
固定資産税特別限度額(円)	前年度固定資産税課税標準額(円)	前年度都市計画課税標準額(円)	新築住宅等軽減税額(円)
土地		固定資産税額(円)	都市計画税相当額(円)
家屋	千田町一丁目		※ 332.24
店 種	経営者		
以下余白			

(出典：固定資産税課提供資料)

(3) D社のケース

D社の事業所税の申告書は以下のとおりである。D社は自己所有の事業所はなく、全て他者から賃借している。賃借している物件について貸主から事業所家屋の貸付申告書が提出されている。

貸主から提出された令和6年の事業所家屋の貸付申告書におけるD社分の床面積を集計すると71,859.53㎡となっており、申告書の床面積と整合性が取れない。

令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの 事業年度又は課税期間 の事業所税の

資 産 割	事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	(1)	54,554.78 [㎡]
	床面積	算定期間の途中において新設又は廃止された事業所床面積	(2)	
	非課税に係る事業所床面積	(1)に係る非課税床面積	(3)	327.45
		(2)に係る非課税床面積	(4)	
	控除事業所床面積	(1)に係る控除床面積	(5)	
		(2)に係る控除床面積	(6)	
	課税標準となる事業所床面積	(1)に係る課税標準となる床面積 $(1) - (3) - (5)$	(7)	$\times \frac{12}{12}$ 54,227.33
	資産割額	(2)に係る課税標準となる床面積	(8)	
		課税標準となる床面積合計 $(7) + (8)$	(9)	54,227.33
		資産割額 $(9) \times 600$ 円	(10)	32,536,398 ^円
	既に納付の確定した資産割額	(11)		

(出典：市民税課提供資料)

(4) E社のケース

E社には広島市安佐北区の固定資産課税明細書がある。E社の事業所税申告書を確認すると事業所の明細書には広島市安佐南区及び広島市佐伯区の記載はあるが、広島市安佐北区の記載がない。

令和NN年度 固定資産課税明細書 【固定資産課税明細書には、あなたがおおきく1月1日現在、区内に所有されている土地又は家屋を1筆又は1棟(既築部分を含みます。)ごとに開示しています。】

資産	所在・地番	特例等	面積(㎡)	登記地目(現況用途)又は家屋番号等	地積又は坪数(㎡)
空地の利用状況又は家屋の種類及び用途					
固定資産税特別課税額(円)	前年度固定資産税課税標準額(円)	前年度都市計画税課税標準額(円)	新築住宅等軽減額(円)	固定資産税標準額(円)	都市計画税標準額(円)
家屋	安佐町久瀬				※ 577.90
工種・一般	鉄骨造				
以下余白					

(出典：固定資産税課提供資料)

24 意見（事業所税の課税標準額）

事業所税の資産割は事業所床面積を課税標準とするため、事業所床面積の確認が必須であるとする。以下のケースのように、自己所有の場合には固定資産課税明細書、貸付の用に供している場合には事業所用家屋の貸付申告書との照合ができていないことは課税の公平からみて問題である。当初申告において面積の照合作業を行い、面積が符合しない場合の理由について次の担当者に引き継げるよう、符合しないケースについての台帳を作成するなどの方策を講じるべきである。

事業所床面積は、必ずしも固定資産税課税明細書に記載のある面積や貸付申告書に記載された事業所床面積と一致するとは限らないことから、一致しないケースが必ずしも誤りとは限らない。しかし、このことは一致しないケースについての確認やその結果の整理が不要であるということにはならない。むしろ、一致しないがそこには合理的な理由がある場合にこそ次の担当者へ引き継ぐ意味がある。当初申告での誤りを引き継がないことが重要であることは当然であるが、過去確認したものについても一度同じ労力をかけることとならないような方策も重要である。従来のものについては大規模な案件を中心に地道な確認を実行していただくとともに、新規・変更の案件については当初においてしっかりと確認をするべきである。

(1) B社のケース

B社の床面積について市の担当者に問い合わせたところ、当初申告でB社から申告された床面積で受理しており、固定資産税課税明細書との整合性について当時確認を行ったかは不明とのことであった。事業所税は事業所の床面積に対して課税されるため、登記事項証明書の面積並びに固定資産課税明細書との面積との整合性を検討すべきである。

(2) C社のケース

市の担当者によると、C社の広島市中区の事業所の床面積については申告の対象となる可能性があるため、C社に貸付申告書の提出等を求めているとのことであった。申告漏れの可能性があること、その中でも非課税の床面積も存在することが考えられることから、早急に対応すべきである。

なお、市によると、確認の結果C社の新事業所が存在することが判明したことから、申告の態勢を行っているとのことであった。

(3) D社のケース

D社の事業所の貸主から事業所家屋の貸付申告書が提出されているため、D社の事業所税の申告書の事業所等明細書と貸主からの貸付申告書の床面積の照合は可能である。早急に床面積の照合を行うべきである。

(4) E社のケース

E社に関して市の担当者に確認したところ、令和6年7月に広島市安佐北区の工場の所有権を他社に移転しているためE社は申告書を提出する必要がないとの回答を得た。

しかしE社の事業所税の申告書の課税期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までであり、令和6年3月末においてはE社の所有であること及び事業所用家屋の貸付申告書も提出されていないことから、E社において申告の必要があったのではないかという疑問が残った。

この点をさらに尋ねると、事業所税における納税義務者は、現に事務所等にて事業を行っている者が該当するため、必ずしも事務所等の所有者が納税義務者に該当するわけではなく、本件における安佐北区の事務所についても令和6年3月末時点での所有者はE社であったが、所有権移転先の法人から提出された申告書の内容を確認し、当該事務所にて事業を行っていた者は移転先の法人であると判断したとのことであった。ここまでの照合作業や突合作業を行ったのであれば、その経緯がすぐに分かるような整理をしておくべきであると考えます。

25 課題・問題点（事業所用家屋の貸付申告書）

事業所用家屋の貸付申告書は、事業所の貸付等の事由が生じた日の属する月の翌月末日までに提出することとされており、以下の書式である。

F社の事業所税申告書の床面積を確認する際、固定資産課税明細書と合致しない箇所があり、市の担当者に確認したところ、貸付の用に供されているため、面積が合致しないとの回答があった。F社の事業所用家屋の貸付申告書の提出を求めたところ、保存期間を超えているものは提出ができないとのことであった。

26 意見（事業所用家屋の貸付申告書）

事業所用家屋の貸付申告書は上記のとおり、事業所の貸付等の事由が生じた日の属する月の翌月末日までに提出することとされており、毎年提出されるものではない。当該申告書が廃棄されることは、確認する資料が失われることを意味する。

保存期間が過ぎ、廃棄した貸付申告書の床面積の確認をどのように行うのか確認したところ、市税システムに入力済みであるため、市税システムで確認を行っているとのことであった。市税システム上に数値は残っているとしても、その網羅性がどの程度であるのかについて検討の余地があると思われる。

貸付申告書の保存期間については他の文書と分けて考え、賃貸契約が解消されるまで市で保管（電磁的方法も含む。）されるべきであり、確認が必要となった際にすぐに情報を取り出せる状態にしておくことが望ましい。



事業所用家屋の貸付申告書

年 月 日

(あて先) 広島市長

申告者※	住所又は所在地		法人番号
	(フリガナ) 氏名又は法人名称		この申告書について 応答する者の氏名
	(フリガナ) 代表者氏名 法人の場合のみ記入		

※家屋所有者以外の方が当該申告を行う場合は、下表の備考欄に家屋所有者の住所・氏名を記載してください。

地方税法第701条の52第2項及び広島市市税条例第123条の10の規定に基づき、申告します。

貸し付けた事業所用家屋の概要	所在地						
	建物の名称						
	家屋の延べ床面積 (塔屋がある場合は、塔屋を含む) ①			㎡	消防設備等に係る共用床面積 (ア)		㎡
	専用部分の延べ床面積	事業所用の専用床面積 ②			④ の 内 訳	全部が非課税となる 共用床面積 (イ)	
	居住用の専用床面積 ③			2分の1が非課税となる 共用床面積 (ウ) (×1/2)			
	共用部分の延べ床面積	非課税に係る共用床面積 ④			(ア)～(ウ)以外の非課税に 係る共用床面積 (エ)		
	④以外の共用床面積 ⑤			合計 (ア)～(エ)の計 (オ)			
貸付状況	<input type="checkbox"/> 貸付状況明細書のとおり(枚添付) <input type="checkbox"/> 別紙のとおり(枚添付)						
備考							

(注意事項)

- この申告書は、貸付け等の事由が生じた日の属する月の翌月末日までに提出してください。
(当該期日を経過している場合は、速やかに提出してください。)
- 申告者が法人の場合は、「法人番号」の欄に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に定める法人番号(13桁)を記載してください。
- 別紙の「貸付状況明細書」に必要事項を記入の上、併せて提出してください。
(貸付状況明細書に代えて、同様の内容を記載した書類を提出いただくことも可能です。)

広島市使用欄	
家屋整理番号	入力済
	✓

R1.5改

(出典：市民税課提供資料)

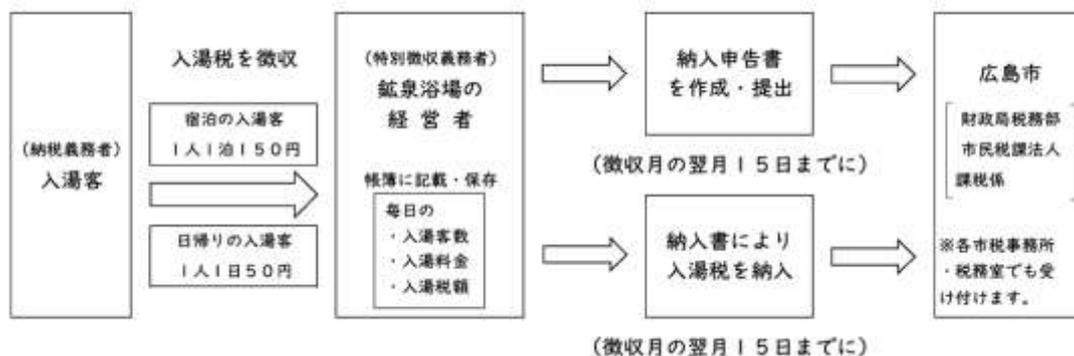
第17 入湯税

1 概要

市では、地方税法及び市税条例に基づき、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防設備その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てるため、市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯する入湯客に対して、入湯税を課税している。

この入湯税については、地方税法等により、鉱泉浴場の経営者において、入湯客からその宿泊料金や入浴料金とともに徴収して、毎月、広島市に申告納入する特別徴収の方法によることとされている。

以下は、入湯税納入までの流れを図示したものである。



(出典：広島市「入湯税のしおり」より引用)

2 賦課徴収の手続きについて

(1) 入湯税の納税義務者

入湯税は、鉱泉浴場²³における入湯に対し、入湯客に課される。(市税条例第122条の19)

(2) 入湯税の課税が免除される入湯客

次に掲げる者に対しては、入湯税が課されない。(市税条例第122条の20)

ア 12歳未満の人

イ 共同浴場に入湯する人または一般公衆浴場に統制額の料金²⁴で入湯する人

ウ 修学旅行などの学校教育上の行事で入湯する人

²³ 「鉱泉浴場」とは、温泉又は鉱泉若しくはこれに準ずるものを利用する入浴施設のこと、具体的には、公衆浴場(一般公衆浴場・その他の公衆浴場)のほか、温泉等を利用する入浴施設を有する旅館、ホテルなどが該当する。

したがって、温泉等を全く利用しない入浴施設(水道水を利用する入浴施設など)は「鉱泉浴場」には該当しない。

²⁴ 「統制額の料金」とは、物価統制令に基づき広島県知事が統制額を定めた一般公衆浴場の入浴料金をいう。

エ 原子爆弾被爆者の利用に供されることを主たる目的として設置された保養施設に入湯する原子爆弾被爆者

オ 「お風呂の日」を設けている公衆浴場に、同日減額後の料金または無料で入湯する原子爆弾被爆者

カ 医療、介護または福祉に係る事業施設において入湯する人
なお、一般公衆浴場の入浴料金の統制額は、次のとおりである。

大人(12歳以上) 500円

中人(6歳以上12歳未満) 200円

小人(6歳未満) 100円

(3) 入湯税の税率(市税条例第122条の21)

一の鉱泉浴場における入湯に対して、

宿泊する場合 1人1日(1泊)につき 150円

日帰りの場合 1人1日につき 50円

(4) 入湯税の徴収と納税の方法(入湯税の特別徴収義務者、特別徴収の手続)

入湯税は特別徴収の方法により徴収することとされている。(市税条例第122条の22)

入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者である。(市税条例第122条の23)

鉱泉浴場の経営者は、当該鉱泉浴場に入浴する入浴客(納税義務者)から入湯税を徴収し、納期限(毎月15日)までに、前月中に特別徴収した(特別徴収すべきであったものも含む)入湯税について、その入湯客数、入湯税額等を納入申告書に記載して市長に提出するとともに、その納入金を納入書により納入する。

なお、特別徴収義務者が特別徴収して納入すべき入湯税の納入金の全部または一部を納入しなかった場合には、5年以下の懲役(令和7年6月1日からは拘禁刑となる)又は100万円以下の罰金に処される(地方税法第701条の7)。

(5) 経営申告書の提出

鉱泉浴場を営もうとする者は、鉱泉浴場の経営を開始する日の前日までに、経営申告書(加えて営業許可証、温泉利用許可証、平面図等の写し)を市長に提出する必要がある。また、経営申告した事項について、鉱泉浴場の変更、廃止などの異動が生じた場合も同様である。(市税条例第122条の25)

(6) 帳簿の記載

特別徴収義務者は、毎日、入湯税の納税義務者となる入湯客の人数、その入浴料金及び入湯税額を帳簿に記載し、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。(市税条例第122条の26)

特別徴収義務者が、入湯客数など帳簿への記載すべき事項を正当な理由がなくて記載せず、あるいは虚偽の記載をした場合や帳簿を1年間保存しなかった場合は、10万円以下の罰金に処される。(市税条例第122条の27)

(7) 税務調査

入湯税の適正な課税を実現する上で、その基礎となる課税事実を正確に把握することは必要不可欠であることから、徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合、特別徴収義務者に対して、質問し、あるいは帳簿書類等の検査や提示、提出を求めることができる。(地方税法第 701 条の 5)

また、特別徴収義務者が徴収吏員の質問に答弁しなかったり、虚偽の答弁をしたり、帳簿等の検査を拒んだり、帳簿等の提示、提出の要求に応じなかったり、あるいは虚偽の帳簿類を提示、提出した場合には、1 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金に処される。(地方税法第 701 条の 6)

(8) 市の執務体制

入湯税の業務処理に関しては、本庁 4 名の体制である。各区役所単位では業務は行っていない。

3 課題・問題点 (入湯税の調査対応)

入湯税の調査対応について、「入湯税実態調査報告書」の内容を監査したところ、報告書中、一部事業者から市に対して、入湯税に関する電子データの提供が難しいとの回答があった旨の記載があった。(調査対象期間：令和 3 年 10 月～令和 5 年 8 月のうち令和 3 年 10 月～令和 5 年 3 月までの期間)

4 意見 (入湯税の調査対応)

令和 5 年 10 月 13 日に行われた上記事業者の調査において、調査期間の帳簿類が所在不明となっていたが、注意・指導は口頭のみで、市税条例に基づく罰金等の厳しい処分は行われていなかった。調査対象事業所の職員が異動したとはいえ、商法であれば 10 年、税法であれば 7 年は帳簿の保存期間が定められているところ、「入湯税実態調査報告書」の調査対象期間となっている直近 2 年間の帳簿の多くが所在不明の状況は事業者として問題であるため事業者への指導の徹底が望まれる。

5 課題・問題点 (期限後申告増加への対応)

市が作成した「入湯税実態調査報告書」の内容に、上記事業者の期限後申告が増えている旨の記載があった。

6 意見 (期限後申告増加への対応)

上記事業者について、令和 5 年度から期限後の申告が増えているが、期限内申告は納税者の義務である。実際の監査で確認したものにも、令和 6 年 12 月分 (納付期限：令和 7 年 1 月 15 日) が、令和 7 年 1 月 31 日に納付されていた。一層の指導・監督が望まれる。

7 課題・問題点（入湯税の用途）

入湯税は平成16年に導入された目的税であり、広島市では、観光振興全般に利用されている実態がある。

8 意見（入湯税の用途）

入湯税を充当した観光振興事業の令和6年度決算額は3億5,029万8,000円である。内訳の区分ベースで「都市のにぎわいづくりの推進」2億8,031万9,000円、「観光プログラムの開発と推進」9億7,361万4,000円に充当されている。「観光プログラムの開発と推進」のうち入湯税が充当された主なものとして、「ピースツーリズム推進事業」575万円、「広島・長崎連携観光キャンペーン事業」495万9,000円、「広島城観光振興事業」947万3,000円、「広島神楽振興事業」572万6,000円、『「食」による観光振興』1,601万円、「芸備線を活用した観光振興」582万1,000円、「広島広域都市圏観光振興事業」1,321万4,000円、「修学旅行誘致事業」652万3,000円などがある。

列挙したとおり利用範囲は多岐にわたり、市ホームページで説明されている「入湯税は、環境衛生施設の整備や観光の振興などに要する費用に充てるために設けられた目的税」の趣旨に合致して利用されているかどうかを、継続して徴収する以上は市民に丁寧に説明することが望ましい。

また本当に必要なものであるとすれば、オーバーツーリズム対策等に超過課税も検討するなど定期的な見直しも行われたい。

第18 軽自動車税

1 概要

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者に対して課されるものである。

令和元年10月の消費税率10%への引上げに併せて、自動車取得税が廃止され、軽自動車税に「環境性能割」が導入されたことに伴い、これまでの軽自動車税は軽自動車税「種別割」に名称が変更され、軽自動車税は「種別割」と「環境性能割」の2つの構成になった。

2 種別割

軽自動車税（種別割）は市町村税で、軽自動車等に対してその所有者に課される（市税条例第80条第1項）。賦課期日（基準日）は毎年4月1日で（同条例第83条）、その時点で主たる定置場（主な保管場所）が市内にある軽自動車等については、市が課税主体となる（地方税法第443条）。

（1）身体障害者などに対する軽自動車税種別割の減免

次の軽自動車等に係る種別割については申請により減免される。申請期限は、納税通知書に記載の納期限までである。

- ① 次の(イ)～(ハ)に掲げる軽自動車等(自動車税、軽自動車税を通じて1台に限られる)
 - (イ) 身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等(重度の身体障害者又は精神障害者の家族が所有するものを含む)で専ら本人が運転するもの
 - (ロ) 重度の身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等(その家族が所有するものも含む)で専ら本人の生業(仕事)、通学又は通院等のためにその家族が運転するもの
 - (ハ) 重度の身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等で、専ら本人の生業(仕事)、通学、通院等のためにその常時介護者が運転するもの(本人の含まれる世帯の全員が重度の身体障害者又は精神障害者である場合に限る)
- ② 構造上、身体障害者又は精神障害者の利用に専ら供するための軽自動車等
- ③ 社会福祉法による社会福祉事業を営む者が所有し、専ら当該事業の用に供している軽自動車等

（2）商品であって使用しない軽自動車等に係る種別割の課税免除

車両番号標の交付を受けたものであっても、次の要件を満たす軽自動車及び2輪の小型自動車に係る種別割については、申請により課税免除する。

- ① 4月1日において、販売業者が販売を目的として所有し、かつ、試乗又は運搬以外の目的で使用したことのない軽自動車等であること(軽自動車等の用途が社用車・リース車・営業車・代用車等の事業用でないこと)。

- ② 4月1日において、自動車検査証又は軽自動車届出済証に記載された所有者及び使用者の氏名又は名称が、課税免除を受けようとする販売業者の氏名又は名称と同一である軽自動車等であること。

3 課題・問題点（減免申請書）

減免申請書を提出し減免が認められると、翌年度以降は軽自動車税（種別割）減免申請事項に係る現況報告書（兼減免申請書）の提出に運用が切り替わる。減免申請時には身体障害者手帳等及び運転免許証の提示又はそれらの写しの添付がされている。

以下の減免申請書の様式を確認すると、身体障害者等の欄及び運転者の欄に身体障害者手帳等の番号及び運転免許証の記載内容を記入することになっている。

軽自動車税（種別割）減免申請書 (広島市市税条例第90条の2第1項第1号該当分)

(あて先) 広島市長 令和 7. 5. 27 日

申請者 納税義務者	住所	住所
	氏名	氏名
身体障害者等との関係 (該当する番号を○で囲んでください。)	① 本人	身体障害者等との関係 (該当する番号を○で囲んでください。)
	② 生計同一者 ※同居又は経済的援助を行っている親族等	③ 本人
運転者	住所	住所
	氏名	氏名
身体障害者等	障害者手帳等の記載内容 (該当する番号を○で囲んでください。)	運転免許証の記載内容
	① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 (障害の程度がA又はA)	① 本人 ② 生計同一者 ※同居又は経済的援助を行っている親族等 ③ 常時介護者 (重度の身体障害者等のみで構成される世帯) ※別途証明書要
備考	【手帳の番号】 (広島県・広島市) 第 [] 号 【交付年月日】 昭和・平成・令和 [] 年 [] 月 [] 日	減免を受けようとする年度及び税額 令和 [] 年度 [] 円
	【使用機 認定等級】 (級) 項庄	下の事項に該当する場合、□に印をしてください。 □ 他の車両の軽自動車税(種別割)又は自動車税(種別割)は減免申請していません。

※申請書の提出期限 納期日まで (申請に必要なもの: ①身体障害者等の身体障害者手帳等 ②運転者の運転免許証)

広島市 税務課 受付 -7.5.27

【市使用機 認定等級】 手帳記入 級 項庄

(出典：市民税課提供資料)

4 その他（減免申請書）

減免申請書に身体障害者手帳等の写し及び運転免許証の写しの添付をする場合があるにも関わらず、身体障害者手帳等の番号等、運転免許証の記載事項を種別割の減免を受けようとする者が記入する運用になっている。

そして、担当職員が、記入された内容を添付書類と照らし合わせて間違いがないか確認している。作業の手間を減らすためにも、身体障害者手帳等の写し及び運転免許証の

写しを添付した場合には、種別割の減免を受けようとする者による記載に代え、職員がこれを行う運用を現行の運用に加えることを検討してもよいと考える。

5 課題・問題点（軽自動車税(種別割)減免申請事項に係る現況報告書(兼減免申請書)）

減免が認められると、翌年度以降は軽自動車税（種別割）減免申請事項に係る現況報告書（兼減免申請書）（以下「現況報告書」という）の提出により軽自動車税種別割の減免申請がされている。

また、現況報告書の提出に運用が移行するため、減免申請時まで遡らないと減免事由が確認できない。現況報告書は年度ごとにまとめられているが、減免申請書は監査対象の令和 6 年度分が令和 5 年度以前分と併せて車両番号順にまとめられているため、監査時に令和 6 年度分の確認ができなかった。

6 意見（軽自動車税(種別割)減免申請事項に係る現況報告書(兼減免申請書)）

市税条例第 90 条の 2 第 2 項には、軽自動車税種別割の減免申請書に記載しなければならない事項が定められているが、減免申請書の様式については条例・規則において特段の定めはない。このことから、現況報告書が同項の要件を満たしているのかを直接的に読み取ることはできない。

この点、市は、「現況報告書では最初の減免申請時の記載事項に変更がない旨を確認しており、これにより最初の減免申請と併せて条例に規定する減免申請の記載事項を満たす」と解釈している。

しかし、市税条例第 90 条の 2 第 2 項は「次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。」と規定していることから、当初申請時の申請書又は前年度の現況報告書提出以後、変更があるかないかについて記載があるとはいえ、現況報告書が同項の要件を満たしていると断ずることには躊躇いが生じる。現在行われている事務手順書に従った事務運営が法的に問題ないかを今一度確認いただきたい。

令和 6年度 軽自動車税（種別割）減免申請事項に係る現況報告書（兼減免申請書）

（あて先）

広島市長

令和 年 月 日。

減免申請者（納税義務者）

住所（所在地）

氏名（名称）

連絡先（電話番号）

個人番号（マイナンバー）12桁又は法人番号13桁

軽自動車等の車両（標識）番号

広島 5 8 1

上記の車両（標識）番号の軽自動車等の現況について、次のとおり報告し、減免申請します。

1 広島市市税条例に規定する減免申請事項（別紙参照）について、お尋ねします。

令和 5年度分の軽自動車税（種別割）の減免申請書又は軽自動車税（種別割）減免申請事項に係る現況報告書の提出以後、変更が（ア ある ・ ① ない）。
上記の「ア ある」か「イ ない」のいずれかに○をしてください。

※この申請書に、上記の軽自動車等の使用状況がわかる、申請日の直近1か月程度の使用簿等の写し（使用頻度が少ない場合は直近3か月程度）を必ず添付してください。

2 1で「ア ある」に○印をした方は、別紙「変更内容報告書」の該当する項目に変更した事項を記入のうえ、提出してください。

（出典：市民税課提供資料）

7 課題・問題点（社会福祉法による社会福祉事業を営業者が所有し、専ら当該事業の用に供している軽自動車）

市は社会福祉法による社会福祉事業を営業者が所有し、専ら当該事業の用に供している軽自動車についても申請により減免を認めている。社会福祉事業のうち放課後等デイサービス等で身体障害者手帳又は精神障害者手帳がなくても利用できる施設の運営を行っている社会福祉事業者にも、軽自動車税種別割の減免の適用が行われている。

8 その他（社会福祉法による社会福祉事業を営業者が所有し、専ら当該事業の用に供している軽自動車）

放課後等デイサービスは障害者手帳がなくても医師の意見書などにに基づき医師や自治体によって療育が必要と認められれば利用できるが、減免の対象は上記 2(1)①(イ)～(ハ)で身体障害者手帳又は精神障害者手帳を保有している者又はその家族であり、いわゆる発達障害で療育手帳を有していない者及びその家族が所有する車両については

減免を受けることができていない。

制度自体の問題であるため、市がすぐに対応することは困難であろうが、課税の公平性が損なわれている実態があるように思われる。

9 商品であって使用しない軽自動車等に係る軽自動車税(種別割)の課税免除について

(1) 対象者

中古の軽自動車等を販売することを業とし、古物営業法第 3 条に規定する古物営業の許可を受けている者(以下「販売業者」という)。

(2) 対象となる軽自動車等

(ア) 4 輪以上の軽自動車

(イ) 3 輪の軽自動車

(ウ) 2 輪の軽自動車(排気量が 125cc を超え 250cc 以下のバイク)

(エ) 2 輪の小型自動車(排気量が 250cc を超えるバイク)

上記(ア)~(エ)のうち、次のイ~ニの全ての要件を満たす軽自動車等

イ 4 月 1 日において販売業者が販売を目的として所有しているもの

ロ 試乗又は運搬以外の目的(試乗車・代用車・リース車・営業車・社用車等)で使用したことがない軽自動車等であること

ハ 4 月 1 日において自動車検査証(以下「車検証」という)又は軽自動車届出済証に記載された所有者及び使用者の氏名又は名称が、課税免除を受けようとする販売業者の氏名又は名称と同一である軽自動車等であること

ニ 申請書等の提出書類により、販売業者が商品として所有し、かつ使用したことがないことを確認できる軽自動車等であること

(3) 提出書類等

(ア) 広島市軽自動車税(種別割)課税免除申請書

(イ) 古物営業法第 5 条第 2 項に規定する許可証(古物商許可証)の写し

(ウ) 車検証(継続検査のない 2 輪の軽自動車については、軽自動車届出済証の写し)

(エ) 古物営業法第 16 条に規定する帳簿(古物台帳)等の写し

(オ) 対象となる軽自動車等の 4 月 1 日現在の状況が確認できる次のイ~ハの写真

イ 保管状況(遠景)

ロ 車両番号

ハ 走行距離メーター

(カ) 取得時と 4 月 1 日の走行距離の差の理由(内訳書)

10 課題・問題点(商品であって使用しない軽自動車等に係る軽自動車税(種別割)の課税免除)

提出書類である上記 9 (3) (オ)の写真のほとんどに日付が入っていない(監査で実際に確認した写真には一枚も日付が入っていなかった。)

軽自動車専門販売業者は商品車を多数有しているため、多く課税免除を受けている。

11 意見(商品であって使用しない軽自動車等に係る軽自動車税(種別割)の課税免除)

軽自動車税(種別割)の課税免除を受けるためには、4月1日現在の状況が確認できる写真の提出が要件であるが、視察時に確認したところ、写真に日付がなく、いつの時点での写真なのか判断できなかった。当該状況下においては、課税免除の承認をしたケースの中に本来は要件を満たしていないものも含まれている可能性がある。

商品であって使用しない軽自動車等に係る軽自動車税(種別割)の課税免除の規定は昭和32年に制定されている。当時国内には軽自動車の台数が約13,000台であったが令和6年は31,912,878台となり約2,454倍に増加している²⁵。令和6年度に市において商品であって使用しない軽自動車等に係る軽自動車税(種別割)の課税免除の対象になった台数は2,099台に及び課税免除額は19,135,700円である。

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在、主たる定置場が市にある軽自動車等の所有者に課税される。販売業者は販売時に軽自動車税の清算を行えば済む話であるため、条件を満たさない場合には課税免除の承認を行うべきではない。

要件を満たしているかを確認するため、写真に撮影日を表示させるか、撮影日について申請者に誓約させるなど、撮影時点を確定することが望ましい。

12 標識(以下「ナンバープレート」という。)の交付

(1) 原動機付自転車、小型特殊自動車(以下「原付等」という。)の取得時

原付等を取得した時にはナンバープレートを取得するために各市税事務所等で申請を行わなければならない。ナンバープレートの種類としては以下のとおりである。

(ア) 色(排気量等によって色が異なる)

- ・ホワイト(白)：50cc以下(ミニカーを除く)、
特定小型原付(50cc以下のものと形状が異なる。)
- ・イエロー(薄黄)：50ccを超え90cc以下
- ・ピンク(薄桃)：90ccを超え125cc以下
- ・ブルー(薄青)：ミニカー

²⁵ 軽自動車検査協会“自動車保有車両数の推移”軽自動車検査協会ホームページ
https://www.keikenkyo.or.jp/Portals/0/files/information/statistics/etc/01_jidousyahoyuuda_isuunosuiiR06.pdf (参照 2025-12-25)。

- ・薄緑：小型特殊自動車

(イ) 絵柄

- ・無地ナンバープレート
- ・鳩ナンバープレート（オリジナルナンバープレート）
- ・デザイン入りナンバープレート：広島東洋カープの「カープ坊や」、サンフレッチェ広島の「サンチェ」

(2) 原付等の廃車時

上記原付等を廃車した場合には各市税事務所等で廃車の手続きを行わなければならない。

その際廃車した原付等のナンバープレートを持参して、広島市に返却しなければならない。

(3) ナンバープレートの管理

ナンバープレートは本庁の市民税課市民税係が年一回まとめて業者に発注し、業者が各市税事務所等に納品している。各市税事務所等では、ナンバープレートの一部を交付用に窓口で保管し、残りを在庫として倉庫等で保管している。

各市税事務所等が原付等の所有者等から返却を受けたナンバープレート(以下「廃ナンバープレート」という。)は、前述の業者が、ナンバープレートの納品時に回収し廃棄を行っている。

13 課題・問題点（ナンバープレートの交付）

交付用ナンバープレートは以下のとおりの管理簿がある。100枚ごとの管理はされているが、日々の交付枚数に関しては管理していない。

一方、オリジナルナンバープレートの無償交換時にはナンバープレートを交換した納税義務者、ナンバープレートの番号、受付日、受付者、交換実施日まで記載して管理している。

また廃ナンバープレートは雑多に段ボール箱に入れられ、管理系の作業台下に置かれており、廃ナンバープレートの管理簿はなかった。



14 指摘（ナンバープレートの交付）

ナンバープレートは原付等に付ければ公道を走行できるものであり、盗難車に悪用されることもある。市税事務所管理系の床掃除に民間の清掃業者が月 2 回程度入ることもあり、また、ナンバープレートの納品業者に廃ナンバープレートが回収される際にも、引き渡す段ボールに入っている廃ナンバープレートの種類や枚数等が把握されていない。また、デザイン入りナンバープレートは希少性もあり盗難事件発生の可能性もあるが、現状の管理方法では警察等から照会があった際にその場で確認ができない（実際に警察から回収したナンバープレートの問い合わせをされたこともあったと聞いている）。

交付時に、オリジナルナンバープレートの無償交換時のようなナンバープレートの管理をするべきであり、廃ナンバープレートも、どのナンバープレートが回収され、業者に何枚引き渡したのかがわかるような管理をすべきである。

15 「合衆国軍隊又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収に関する条例」

(1) 軽自動車税種別割の賦課の流れ

- ① 広島県軽自動車税連絡協会から広島市中央市税事務所軽自動車税係（以下「軽自動車税係」という。）へ申告書が回送される。

- ② 軽自動車税係にて、申告書の記載内容に基づいて、市税システムに車両情報等を登録。
 - ③ 市税システムの登録内容から、委託業者にて、納税通知書等の作成及び発送を行う。
 - ④ 送付された納税通知書等により、納税義務者が軽自動車税種別割を納付する。
 ※ 合衆国軍隊の構成員等が所有する車両（以下「軍属車両」という。）について、
 ③の納税通知書等の発送は行わず、納税義務者が市税事務所管理係又は税務室（以下「管理係・税務室」という。）の窓口に来所し、証紙により納税する。
- (2) 軍属車両の所有者の納税
- ① 管理係・税務室に納税義務者が納税に訪れる。
 - ② 管理係・税務室の担当者が納税額等を確認するため、軽自動車税係に連絡し、納税額等を確認してから、証紙を作成する。
 - ③ 納税義務者が証紙を管理係・税務室で購入する。
 - ④ 管理係・税務室が証紙に検印を押印し、納税義務は完了する。
- (3) 証紙徴収後
- 証紙の受払簿に額面金額等を記入する。

16 その他（軍属車両に対する賦課徴収）

今回の監査にあたり、軽自動車税（種別割）の賦課は軽自動車税係、納税・ナンバープレートの発行・廃車の手続きは管理係・税務室、ナンバープレートの発注及び環境性能割に関する事務は本庁の市民税課、証紙の発行は税制課と軽自動車にまつわる手続きが細分化されており煩雑な印象を受けた。

軍属車両は米軍基地に所属する米国人が所有する車両であり、市は軍人の住所を把握することが難しく、賦課徴収が難しいため納付書を発行せず、納税義務者が自ら納税に来所して証紙にて納税するシステムとなっている。このような背景から、軍属車両に係る軽自動車税の納税は、もとより複雑な軽自動車税の中でも一層煩雑な手続き形態をとっている。

令和6年度の軍属車両の証紙徴収は5件であり、中央市税事務所での証紙徴収が4件、西部市税事務所での証紙徴収が1件であった。年間5件のために大変煩雑な手続き形態をとっていること、管理係・税務室では納税額等を把握できず軽自動車税係に確認を要することから、軍属車両の証紙徴収事務を中央市税事務所ですべて統一し、軍属車両に係る納付書を中央市税事務所管理係で保管し、納税義務者が納税のために訪れた際に、その納付書に証紙の控えを添付し、軽自動車税係が保管を行えば、事務の省力化に繋がると考え提案したところ、「軍属車両の証紙徴収を中央市税事務所のみ限定することは、市民サービスの低下を招くことになるため、現行の体制を維持する必要がある。」との回答を得た。軍属車両という特殊な例であるため、特別な取り扱いをせざるを得なかつ

た面も理解できるが、国が課税事務のセンター化を標榜する流れの中で、今後の取扱いについては一考の余地があると考える。



17 環境性能割

(1) 概要

軽自動車税の環境性能割は、自動車取得税に代わり、令和元年10月1日から導入された地方税である。軽自動車の取得時に、その環境性能に応じて課税される。

(2) 環境性能割の賦課徴収

軽自動車税環境性能割の賦課徴収は当分の間、軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所の道府県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとするあり、広島県が環境性能割の賦課徴収を行っている。

(3) 軽自動車税環境性能割の徴収金の払込み等に係る事務取扱いについて

令和元年9月17日

各市町税務担当課長 様

広島県総務局税務課長

軽自動車税環境性能割の徴収金の払込み等に係る事務取扱いについて（通知）

令和元年10月から導入される軽自動車税環境性能割については、地方税法（以下「法」という。）及び地方税法施行令（以下「施行令」という。）において、賦課徴収は、当分の間、都道府県が行い、徴収金の払込み等については知事から市町の長へ通知することなどが定められているところですが、これらの事務について、次のとおり取扱いますので、御留意ください。

なお、この取扱いに係るQ&Aを作成したので、参考にしてください。

1 軽自動車税環境性能割の払込等について

県が徴収した各市町の軽自動車税環境性能割に係る徴収金は、法附則第29条の12第2項の規定に基づき、当該納付があった月の翌々月の末日までに、市町に払い込むものとします。

また、施行令附則第15条の2の2に基づき、別紙様式1「軽自動車税環境性能割払込通知書」により、払込額等を市町の長へ通知します。

2 軽自動車税環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告書

県は、法附則第29条の15第1項及び施行令附則第15条の2の3に基づき、毎年6月30日までに、別紙様式2「軽自動車税環境性能割賦課徴収状況報告書」により、前年度の賦課徴収の状況を市町の長へ報告します。

3 軽自動車税環境性能割に係る徴収取扱費について

県は、法附則第29条の16及び施行令附則第15条の2の4に基づき、県に交付すべき徴収取扱費の額等について、毎年6月30日までに、別紙様式3「軽自動車税環境性能割徴収取扱費通知書」により、市町の長へ通知します。

4 その他

(1) 軽自動車税環境性能割の減免について

平成28年度に県と市町とで締結した「軽自動車税環境性能割の減免に関する確認書」に基づき、同書において定められた車両について、軽自動車税環境性能割の減免対象とします。

(2) 軽自動車税環境性能割の非課税等について

法第445条第2項に基づき、「日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のもの」は非課税として取り扱います。

また、法第443条第2項に基づき、「製造により三輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために三輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者」は、軽自動車の取得者に含まないものとして取り扱います（法第444条第3項のみならず課税の場合を除く。）。

（出典：市民税課提供資料）

(4) 軽自動車税環境性能割払込通知書

別紙様式 1

令和 7 年 3 月 24 日

広島市長 様

広島県知事

軽自動車税環境性能割払込通知書 (令和 7 年 3 月分)

地方税法附則第 29 条の 12 第 2 項の規定により払い込む軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額について、地方税法施行令附則第 15 条の 2 の 2 の規定により、次のとおり通知します。

(単位：円)

区 分		金 額
納 付 額	①	19,169,800
還 付 金 相 当 額	②	75,400
うち戻出還付額	③	75,400
うち支出還付額	④	0
うち還付加算金額	⑤	0
前月までの還付金相当額の繰越額 (予算支出分を除く。)	⑥	0
納付額から差し引く額 (①と③+⑤のいずれか小さい額)	⑦	75,400
払 込 額 (①-⑦)	⑧	19,094,400
翌月への還付金相当額の繰越額 (③+⑤-⑦)	⑨	0
備 考		



(出典：市民税課提供資料)

(5) 軽自動車税環境性能割徴収取扱費通知書

別紙様式 3

令和 7 年 6 月 25 日

広島市長様

広島県知事

軽自動車税環境性能割徴収取扱費通知書

令和 6 年度の軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の額について、地方税法附則第 29 条の 16 及び地方税法施行令附則第 15 条の 2 の 4 の規定により、次のとおり通知しますので、この通知があった日から 30 日以内に交付してください。

(単位：円)

区 分		金 額
軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金としての払込金額	①	208,187,000
① × 5% (地方税法附則第 29 条の 16 第 1 項第 1 号に掲げる額)	②	10,409,350
歳出予算から支出した還付金に相当する金額 (地方税法附則第 29 条の 16 第 1 項第 2 号に掲げる額)	③	0
過誤納金に係る還付加算金に相当する金額 (地方税法附則第 29 条の 16 第 1 項第 3 号に掲げる額)	④	0
徴収取扱費の額 (②+③+④)	⑤	10,409,350
備考		

(出典：市民税課提供資料)

(6) 軽自動車税環境性能割課税状況

<別添>令和6年度軽自動車税環境性能割課税状況 (広島市様 内訳) R7.9.17

行ラベル	個数 / 区分(台)	合計 / 課税標準額(千円)	合計 / 環境性能割税額(円)
乗用車(R12燃費基準80%達成車)	6,310	8,450,026	0
税率0%	6,310	8,450,026	0
乗用車(R12燃費基準70%達成車)	3,921	5,724,173	57,020,900
税率0.5%	5	7,349	36,500
税率1%	3,916	5,716,824	56,984,400
乗用車(R12燃費基準60%達成車)	3	5,508	110,000
税率2%	3	5,508	110,000
乗用車(その他)	3,325	5,238,861	104,666,000
税率2%	3,325	5,238,861	104,666,000
トラック(R4燃費基準105%達成車)	832	1,007,429	0
税率0%	832	1,007,429	0
トラック(R4燃費基準達成車)	359	422,882	4,164,800
税率0.5%	9	9,469	46,900
税率1%	350	413,413	4,117,900
トラック(その他)	1,860	2,110,595	42,146,400
税率2%	1,860	2,110,595	42,146,400
電気、燃料電池、天然ガス車	240	537,549	0
税率0%	240	537,549	0
その他	3	3,949	78,900
税率2%	3	3,949	78,900
総計	16,853	23,500,972	208,187,000

(出典：市民税課提供資料)

18 意見 (軽自動車税環境性能割の賦課徴収の実態確認)

軽自動車税環境性能割は市税にも関わらず当分の間、広島県が自動車税の環境性能割の例により賦課徴収を行っている。

また、市税であるにも関わらず、軽自動車税環境性能割の質問検査権も県が有している。

軽自動車税環境性能割の課税標準は三輪以上の自動車の取得のために通常有する価額として算定した金額であり、免税点は50万円である。

軽自動車販売業者が販売した車両の登録の際に課税標準を申告することになっているため、本来は軽自動車の購入者で要件に該当する者が納税義務者になるのであるが、軽自動車販売業者が軽自動車税環境性能割を納税義務者から預かって納税しているかどうかの確認ができなかった。

今回の監査において、市としては軽自動車税環境性能割の賦課徴収は県が行っていることから県から届く書類の範囲内でしか軽自動車税環境性能割の賦課徴収の実態を把握できていなかった。

令和元年の軽自動車税環境性能割の導入にあたって、県とのやり取りの中で減免等の情報提供の市町への報告も、個車データの提供も予定しない取り決めとなっており、県が正しく軽自動車税環境性能割の賦課徴収を行っているか全くわからない状況である。

以上のことから、県に質問検査権の行使を依頼し、軽自動車税環境性能割の賦課徴収が正しく行われているかどうかの確認を行うことが望ましい。

第19 市たばこ税

1 概要

市たばこ税は、地方税法に基づき、製造たばこの製造者、特定販売業者²⁶又は卸売販売業者²⁷が、広島市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課税されるものである。間接税である市たばこ税は、製造たばこの製造者等が納めるが、税負担は、最終的にたばこの購入者である消費者に転嫁される仕組みとなっている。

市たばこ税は市の自主財源の一つとして位置づけられており、特定の目的に充当されるものではなく、一般財源として市政運営全般に活用されている。税収規模としては、法人市民税や固定資産税と比較すると小さいものの、景気変動の影響を受けにくい安定的な税目として、一定の役割を果たしている。

課税の対象となるたばこは、紙巻たばこに加え、近年普及が進んでいる加熱式たばこも含まれており、税額は地方税法に定める税率に基づき計算される。申告及び納付は、製造たばこの製造者等が毎月行うこととされており、市はこれを受けて調定及び収入事務を行っている。

2 納税義務者

納税義務者は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者である。

3 税率

(1) 税率

たばこに係る税目の税率は以下のとおりである。

期間	税率(1,000本あたり)			
	市たばこ税	県たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税
令和 3年10月1日 ~ 令和 9年3月31日	6,552円	1,070円	6,802円	820円
令和 9年 4月1日 ~ 令和10年3月31日	6,552円	1,070円	7,302円	820円
令和10年 4月1日 ~ 令和11年3月31日	6,552円	1,070円	7,802円	820円
令和11年4月1日以降	6,552円	1,070円	8,302円	820円

(出典：広島市ホームページより引用)

(2) 加熱式たばこ

加熱式たばこについて、以前はパイプたばこという枠組みに分類されていたが、平成30年度税制改正にて加熱式たばこに係る区分が新たに設けられ、たばこ又はた

²⁶ 特定販売業者とは、自ら輸入した製造たばこを国内で販売する業者。

²⁷ 卸売販売業者とは、たばこ事業法に基づき、製造たばこを小売販売業者に対して卸売することを業とする者。

ばこを含むものを燃焼せず、加熱して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこ（水パイプ（シーシャ）は除く。）と定義された。

【加熱式たばこ税の算定方法】

加熱式たばこ1箱 の紙巻たばこの本 数への換算値	$= \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量(フィルター等の重量を除く。)}}{0.4\text{g}} \times 0.5 + \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売価格(消費税抜き)紙巻たばこ1本あたりの平均小売価格注}}{\text{紙巻たばこ1本あたりの平均小売価格注}} \times 0.5$	
	$\underbrace{\hspace{10em}}$ 溶液等の重量で紙巻たばこ 何本分に相当するか	$\underbrace{\hspace{10em}}$ 価格面で紙巻たばこ 何本分に相当するか
<p>注 「紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいいます。</p>		

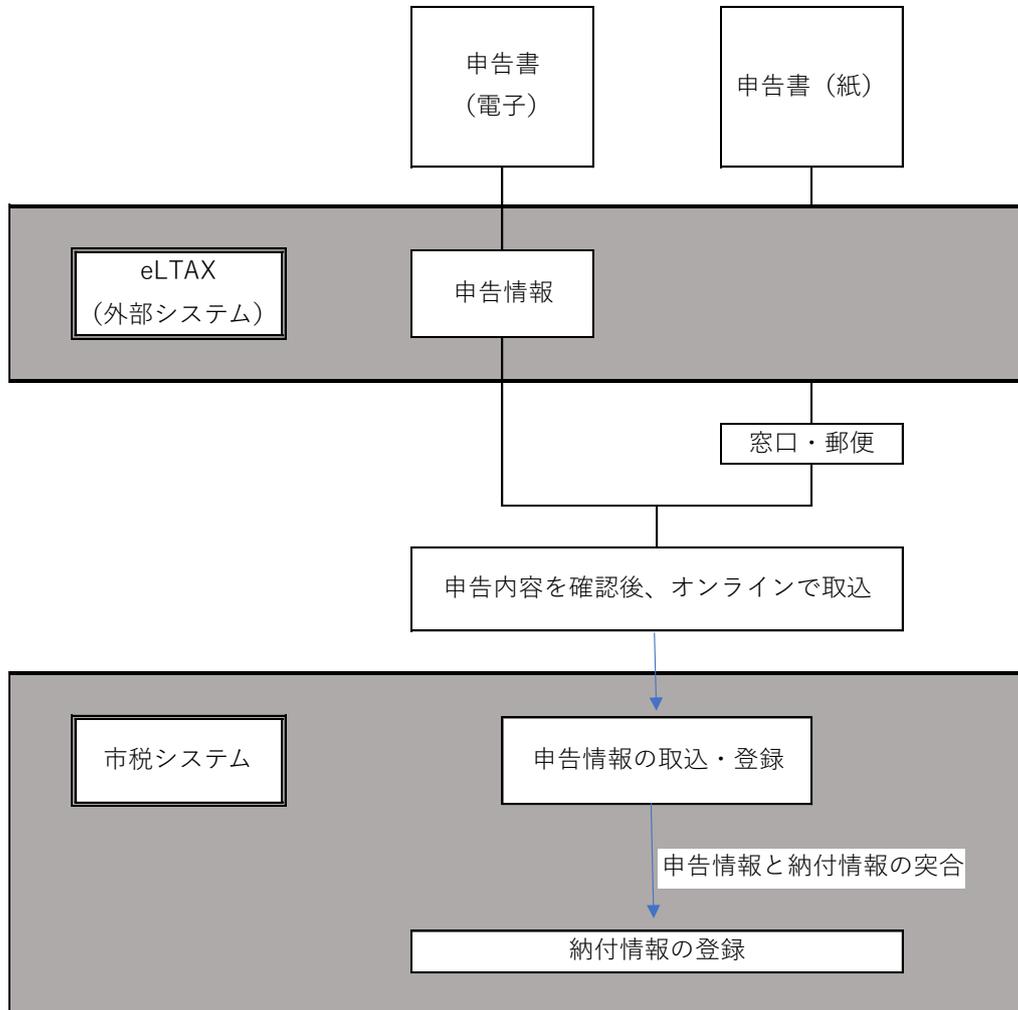
（出典：広島市「令和6年度版 市税のあらまし」より引用）

4 市たばこ税の納税方法

納税義務者は、毎月末日までに前月分の市たばこ税の申告と納付を行う。図表フローチャートにあるように、市の業務は、提出された申告書を受領し、その申告内容を市税システムに入力する。市では、申告書に記載された課税標準となる製造たばこの本数等により算定された税額と市税システムで算出された税額を照合している。

なお、申告方法としては紙による申告書の提出のほかに、eLTAXによる電子申告も可能である。

市たばこ税の業務及び使用しているシステムの概要について



(出典：市民税課提供資料を基に監査人が作成)

5 課題・問題点 (税務調査)

申告されたたばこ本数と税額について、提出された申告書とシステム上での数値が同じであるかの突合のみを行っており、過去 5 年間で実際に税務調査を行った実態がない。

6 意見 (税務調査)

地方税法上 (地方税法第 470 条)、市たばこ税についても質問検査権がある以上、実態調査を行うことが望ましい。市たばこ税申告者の調査対象を適切に選定し、帳簿書類の確認等で販売数量や市内販売数量、加熱式たばこ等の調査を行うことが望ましい。

7 課題・問題点（徴税吏員証の管理）

市の職員が質問検査権を行使するために重要な徴税吏員証は、厳重な保管管理が必要である。しかしながら、市ではこの徴税吏員証について、総合的かつ厳格な管理を実施しておらず、職員が各自での保管管理（たとえば、名前札に入れての管理、財布に入れての管理など）を行っている。加えて、発行している徴税吏員証の所在について定期的な点検を行っていない。

8 意見（徴税吏員証の管理）

徴税吏員証の重要性を考えれば、これらは一元的な管理を要し、かつ定期的（少なくとも年に数回）に徴税吏員証の点検を行うべきである。徴税吏員証は管理職による総合管理を行い（鍵のかかる場所での保管）、徴税吏員証の所在等の確認ができるような管理簿を備え置く管理方法を検討すべきである。仮に、徴税吏員証を個人管理する体制を継続する場合であっても、徴税吏員証の持ち出しや管理に関するマニュアルを整備し、職員がマニュアルを遵守しているかどうかについて定期的な検査を実施すべきである。

第20 森林環境税及び森林環境譲与税

1 概要

(1) 森林環境税及び森林環境譲与税創設の趣旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながると同時に、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。

このような現状の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

(2) 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円を市町村が賦課徴収する。

個人市民税・県民税の均等割と森林環境税		
区分	令和5年度まで	令和6年度から
市民税均等割	3,500円	3,000円
県民税均等割	2,000円	1,500円
森林環境税	—	1,000円
合計	5,500円	5,500円

※地方公共団体の防災対策に充てるための財源確保の臨時特例による均等割引上げ（市民税500円、県民税500円）は令和5年度で終了している。

（出典：広島市ホームページを基に監査人が作成）



（出典：林野庁ホームページ）

令和6年度は令和6年9月30日付及び令和7年3月31日付で総務大臣から森林環境譲与税通知書を受け取っており、それぞれ1億2,647万3,000円、1億2,170万2,000円である。合計すると2億4,817万6,000円となっている。

また森林環境譲与税は一般財源に組み込まれ、農林整備課の事業に使用されている。

(3) 森林環境譲与税の用途

森林環境譲与税は市町村においては、間伐等「森林の整備に関する施策」と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

林野庁のホームページによると森林環境税の用途として以下の用途が挙げられている。

(出典：林野庁ホームページ)

2 令和6年度 広島市の現状

森林環境譲与税に関する令和6年度決算状況一覧

森林環境譲与税に関する令和6年度決算状況一覧

事業名	事業総額	事業内容	実績
林業用施設の維持補修事業	155,563 千円	森林の適正な維持管理のため、林道の維持補修を実施した。	林道維持補修
森林造成事業	34,363 千円	広島市と長伐期森林施業協定を締結した森林所有者等が行う森林施業に要する費用の一部を助成した。	間伐：147.01ha 除伐：6.00ha 新植：9.24ha 下刈：18.96ha 枝打ち：23.16ha
森林経営管理推進事業	30,197 千円	安佐南区沼田町、安佐北区白木町、佐伯区湯来町の代表者への説明、所有者の特定、所有者への意向調査等を実施した。	アンケート調査・調査作成等
憩の森管理事業	9,471 千円	気軽に自然に親しむ場を市民に提供するため、憩の森を継続的に管理するとともに、憩の森の利用者の安全を確保するため、遊歩道等施設の維持補修を行った。	憩の森利用者：6,000人 ※ 利用者数は、憩の森の維持管理業務として、繁忙期の土日等に管理人を設置している箇所についての利用者報告から、利用者を推計し集計した人数
林業用施設インフラ維持保全事業	7,324 千円	効率的な森林施業の展開など森林の適正な維持管理を推進するため、林道等を維持補修する。	林業用施設の維持補修
市有林境界・保全事業	5,935 千円	私有地に接する市有林において、支障となる立木の伐採等整備を行った。	支障木伐採 0.78ha
半林半刈移住者支援事業	2,100 千円	中山間地域への移住者を、自伐林業家として育成した。	3期生1人
里山活用・保全活動支援事業	1,266 千円	多面的機能を発揮させるために必要な森林整備を実施する団体に対して、活動に要する経費を助成した。	間伐等 6団体30.10ha
市有林松くい虫伐倒駆除事業	924 千円	松くい虫の被害にあった木を伐倒し、森林整備を行った。	伐倒駆除 17本
市民参加の森林（もり）づくり事業	468 千円	都市住民による森林づくり運動に自発的に参加するような動機付けと、それぞれの立場で参加できる機会を提供し、絆とのふれあいを通して、森林・林業に対する認識を深めた。	もりメイト育成講座等
市行造林・育林事業	220 千円	放置森林を整備し森林の多面的機能の発揮をさせるため契約を締結した分取林において、森林整備を行った。	除伐 0.80ha
石ヶ谷峽園地管理事業	178 千円	石ヶ谷峽園地を継続的に管理するとともに、石ヶ谷峽園地の利用者の安全を確保するため、下刈り等を行った。	
里山整備士養成事業	167 千円	地域住民の森林整備活動に技術的助言を行うため里山整備士を派遣するとともに、その活動を支援するための、フォローアップ研修を実施した。	研修回数：7回 参加人数：43人
計 (全て森林環境譲与税)	248,176 千円		

(出典：農林整備課提供資料)

3 課題・問題点（森林環境譲与税の用途）

森林環境譲与税の用途として、総務省、林野庁のホームページ等を参照すると、令和5年度時点で私有林人工林657万haのうち268万haで森林経営計画の策定により、適切な経営管理が行われているが、それ以外で経営管理が不十分となっている恐れがある。森林所有者の高齢化や相続による世代交代、不在村化等により、民間事業だけでは所有者の特定や森林境界の明確化に対応できない状況に陥っているため、森林経営管理制度を導入し、そのために森林環境譲与税を使用することとされている。

国のホームページで趣旨や用途が公表されており、他の市町村では森林環境譲与税を使用しきれず余っているとの報道を目にする中、国の意向に沿った要綱を5年間の猶予があったにもかかわらず策定できておらず、また事業計画もないまま、市有林の維持管理に充てていることに問題がないとは言えない。

4 意見（森林環境譲与税の用途）

森林環境譲与税は一般財源に取り込まれるため、農林整備課の事業に使用されたことによって、森林環境譲与税を全て使用した決算報告になっているが、上記のとおり、林野庁等が打ち出している森林経営管理制度のための要綱や事業計画が存在しないため、森林環境譲与税が本来の用途に使用されているとは言い難い。

令和6年度の決算状況一覧の事業の内訳をみると、林業用施設の維持補修等市有林にまつわる管理費用に大部分が使用されていることが分かる。

また森林経営管理推進事業で3,019万7,000円使用しているが、この中には本庁舎5階農林整備課産業廃棄物収集運搬処分業務10万4,000円が含まれており、事業の区分にも疑問が残る。

制度本来の用途に沿った要綱や事業計画もなく予算編成を行い、市有林に予算の大半を使用している現状には問題がある。林野庁等が発表している森林環境譲与税の使用目的に沿った形での、市としての事業計画の策定が望まれる。

人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等、本来の目的に沿った事業を遂行し、市民に対しての説明責任を果たされたい。

第21 ひろしまの森づくり県民税

1 概要

(1) 納める人（個人の場合）

毎年1月1日現在で県内に住所がある人。

県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人。

(2) 納める税率

年額500円(現行の個人県民税均等割額に加算)

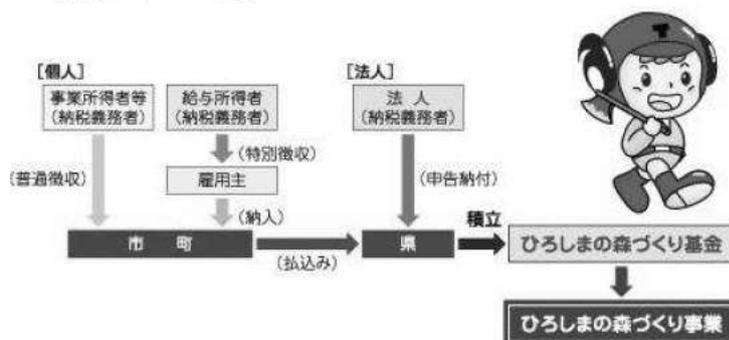
(3) 納める方法

個人事業者等（給与所得者・年金所得者以外の者）は、市から送付される住民税の納税通知書により、年4回の納期で納付する。

給与所得者は、その年の6月から翌年5月までの12回（令和6年度分の住民税において定額減税の対象となる場合は、7月から翌年5月までの11回）に分けて、給与支払者が給与から差し引いて納付する。

令和6年4月1日現在、65歳以上の年金所得者は、年金所得に係る年税額を4月、6月、8月、10月、12月、翌年の2月の6回に分けたものを、年金支払者が公的年金から差し引いて納付する。

《納税のフロー図》



(出典：広島県ホームページより引用)

2 広島市森づくり推進事業

市では広島市森づくり推進事業を行っている。この事業は広島市森づくり推進事業補助金要綱に基づく補助金事業である。県のひろしまの森づくり県民税を財源に市民と協働で森づくりを推進し、施策実現のための事業を幅広く展開している。

3 ひろしまの森づくり県民税対象経費一覧

以下の資料は、令和6年度のひろしまの森づくり県民税対象経費一覧である。

令和6年度ひろしまの森づくり県民税対象経費一覧

人工林健全化推進事業	39,417,558円
広島市森づくり推進懇談会運営事業	56,500円
里山林再生整備事業	8,397,278円
ひろしま産間伐材利用推進事業	3,205,380円
市民協働森づくり支援事業	1,674,742円
森づくりコミュニティ形成事業	913,000円
森林ふれあい空間整備事業	765,600円
森林整備指導者派遣事業	75,000円
土砂流出防止林整備事業	1,432,920円
市有林境界・保全事業	423,500円
森林機能保全間伐対策事業	101,680円
憩いの森管理事業（物件費）	2,244,000円

中山間地域自伐林業支援事業	5,242,098円
地域共同森林境界保全事業	2,968,320円
市民参加の森林づくり事業	426,612円
半林半X移住者支援事業	5,901,318円
市有林管理運営事業	48,770円
市有林森林造成事業（補助）	3,450,420円

（出典：農林整備課提供資料）

4 課題・問題点（ひろしまの森づくり事業の内容）

ひろしまの森づくり事業は、県が徴収するひろしまの森づくり県民税を財源として行われる事業である。市は、県の「ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱」を基に制定した「広島市森づくり推進事業補助金交付要綱」に基づき、補助金事業を行っているが、県との連携や使途に問題がある。

5 意見（ひろしまの森づくり事業の内容）

ひろしまの森づくり県民税を財源としているため、ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱による事業計画に基づき、県と連携して事業計画を立案しているかどうかの確認をしたが、県との事業計画の連携は行っていないとのことである。県と連携するシステムを保有しているが、故障により機能していないとのことである。早急に県との連携システムを復旧し、ひろしまの森づくり事業の進捗状況等を共有することが望ましい。

森林環境(譲与)税の導入もあり、ひろしまの森づくり県民税を財源とする事業及び森林環境(譲与)税を財源とする事業の住み分けを要綱等で明確に行い、市民に報告することが望ましい。

また市有林は市が保有する森林であり、私有林とは異なる。森林環境(譲与)税及びひろしまの森づくり県民税を財源にして、市有林の整備だけではなく私有林の整備に対する支援を行うことが望ましい。

第22 ふるさと納税

1 概要

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と個人住民税から原則として全額が控除される（一定の上限はある）制度である。

例えば、年収 700 万円の給与所得者で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000 円のふるさと納税を行うと、2,000 円を超える部分である 28,000 円（30,000 円－2,000 円）が所得税と住民税から控除される。



(出典：総務省ホームページより引用)

また、自分の生まれ故郷だけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体等、どの自治体でもふるさと納税の対象になる。

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要がある。ただし、平成 27 年 4 月 1 日から、確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が 5 団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されており、これは、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われるふるさと納税に適用されている。

(1) 寄附金控除の手続

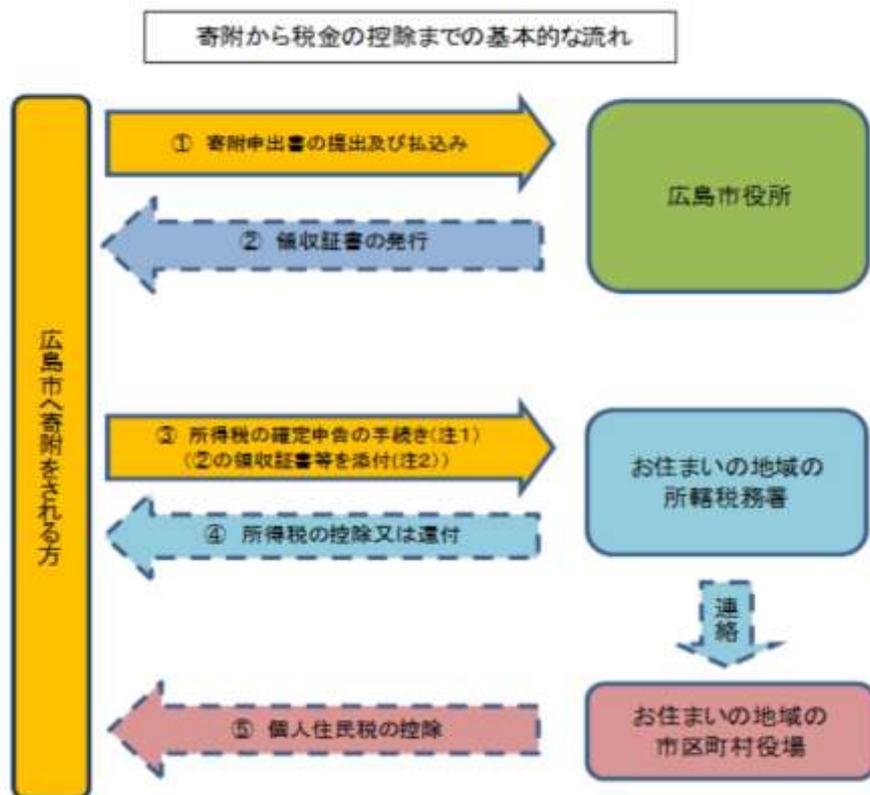
ア 所得税の確定申告または個人住民税の申告をする場合

寄附をした翌年に所得税の確定申告または個人住民税の申告(以下「確定申告等」という。)が必要である。

確定申告等をする際には、寄附先の地方自治体(市に寄附した場合は市)が発行する領収証書や振込票の控(受領証(寄附者の住所、氏名、寄附金の額、寄附をした日及び地方自治体に対する寄附金であることが明記されているもの))等を添付しなければならない。(領収証書や振込票の控(受領証)等は、寄附金控除の手続に必要となるため、確定申告等の時期まで、大切に保管する必要がある。)

なお、e-Tax(電子申告)を利用して所得税の確定申告を行う場合は、領収証書や振込票の控(受領証)等の添付は不要である。

また、確定申告等をする場合は、ふるさと納税ワンストップ特例申請書を提出している寄附金を含め、地方自治体に対する寄附金全額の申告が必要である。



(注1) 所得税が課されない方で、住民税が課される方は、②の領収証書を添付して、お住まいの地域の市区町村役場に個人住民税の申告をしてください。
(注2) e-Tax(電子申告)を利用する場合は、添付不要です。

(出典：広島市ホームページより引用)

イ ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合

寄附先の地方自治体に対して、寄附の都度、ふるさと納税ワンストップ特例申請書を提出する必要がある。また、ふるさと納税ワンストップ特例申請書を提出後、転居などにより記載内容に変更が生じた場合は、寄附先の地方自治体に対して、寄附をした翌年1月10日までに、変更届出書を提出する必要がある。

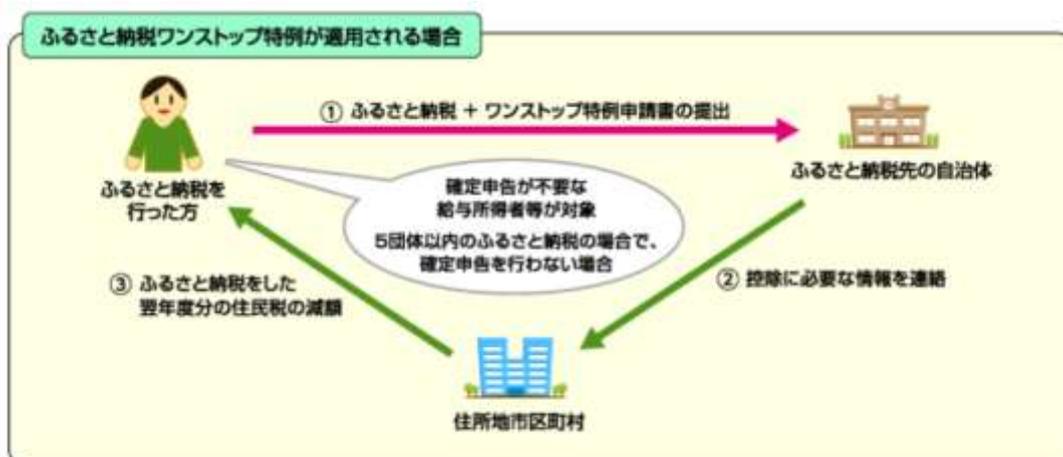
2 ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告等が不要な給与所得者等が寄附(ふるさと納税)を行う場合には、寄附(ふるさと納税)を行う際に寄附先(ふるさと納税先)の地方自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」(ふるさと納税ワンストップ特例申請書)を提出することにより、その翌年に確定申告等を行わなくても、個人住民税の所得割の額から寄附金に係る税額控除が受けられる制度である。

この制度を利用する場合には、所得税からの還付は受けられないが、所得税の還付額に相当する額が「申告特例控除額」として、寄附(ふるさと納税)を行った年分の所得

に対して課される個人住民税（翌年度分）の所得割の額から控除される。

なお、平成 31 年度税制改正により、令和元年 6 月 1 日以降、この特例制度を利用できる寄附金は、ふるさと納税の対象として総務大臣の指定を受けた地方自治体への寄附金（特例控除対象寄附金）のみに限定されることになった。



（出典：総務省ホームページより引用）

この制度が利用できるのは、次の条件をすべて満たすものが該当する。

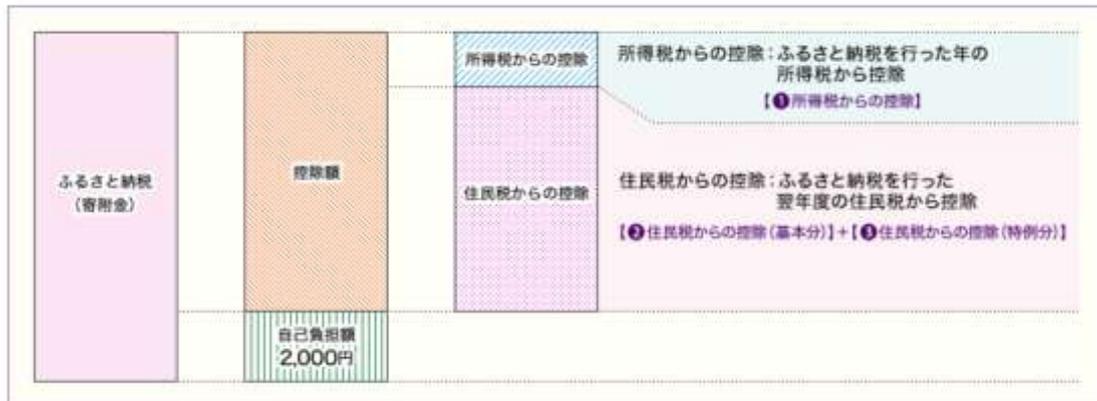
- (1) 確定申告等を行う必要がない者(地方税法附則第 7 条第 1 項(第 8 項)に規定する申告特例対象寄附者に該当する者であること)

ふるさと納税に関する寄附金控除以外に確定申告等を行う必要がない者で、確定申告等の必要がある自営業者等や、給与所得者等でも、年末調整後に医療費控除やふるさと納税以外の寄附金控除などを受けるために確定申告等をする場合などはこの制度の適用は受けられず、ふるさと納税分の寄附金控除も併せて確定申告等をする必要がある。

- (2) ふるさと納税先の地方自治体の数が 5 以下であると見込まれる者(地方税法附則第 7 条第 2 項(第 9 項)に規定する要件に該当する者であること)

年間の寄附先の地方自治体の数が 5 以下の予定で「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、結果、6 以上の地方自治体へ寄附をすることとなった場合、すべてのふるさと納税について特例制度が受けられなくなるため、特例申請を行った寄附分を含めて、確定申告等をする必要がある。

税金の控除額の計算方法は以下の図のとおりである。



① 所得税からの控除 = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 「所得税の税率」

- 所得税からの控除額は、上記①の計算式で決まります。
なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限です。

※ 令和19年中の寄附までは、所得税の税率は復興特別所得税の税率を加えた率となります。

※ 所得税の税率は、課税所得の増加に応じて高くなるように設定されており、その納税者に適用される税率を用います。

住民税からの控除には「基本分」と「特例分」があり、それぞれ以下のように決まります。

② 住民税からの控除(基本分) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 10%

- 住民税からの控除の基本分は、上記②の計算式で決まります。
なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限です。

③ 住民税からの控除(特例分) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × (100% - 10% (基本分) - 所得税の税率)

- 住民税からの控除の特例分は、この特例分が住民税所得割額の2割を超えない場合は、上記③の計算式で決まります。
- 上記③における所得税の税率は、個人住民税の課税所得金額から人的控除差調整額を差し引いた金額により求めた所得税の税率であり、上記①の所得税の税率と異なる場合があります。

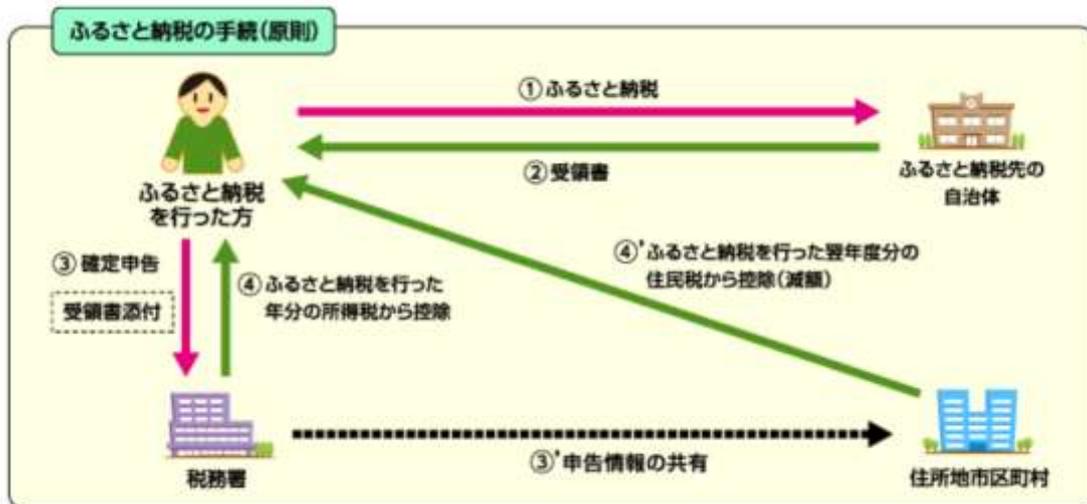
④ 住民税からの控除(特例分) = (住民税所得割額) × 20%

- 特例分(④で計算した場合の特例分)が住民税所得割額の2割を超える場合は、上記④の計算式となります。
- この場合、①、②及び④の3つの控除を合計しても(ふるさと納税額 - 2,000円)の全額が控除されず、実質負担額は2,000円を超えます。

(出典：総務省ホームページより引用)

3 寄附金控除の申告

寄附金控除を受けるためには、原則として、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告をする必要がある。確定申告を行う際には、寄附をした自治体が発行する寄附の証明書・受領書や、専用振込用紙の払込控(受領書)が必要となる。



(出典：総務省ホームページより引用)

確定申告を行うと、前記2(2)の図に示した控除額の計算方法に沿って所得税と個人住民税の控除額がそれぞれ決まり、所得税分はその年の所得税から控除(還付)され、個人住民税分は翌年度分の個人住民税から控除される。

4 市の取り組みについて

(1) 広島市のふるさと納税の種類と寄附額

令和7年10月現在、広島市はホームページで以下の使い道でふるさと納税を募っている。以下の表はそれをまとめた寄附細目一覧表である。

寄附細目	使い道の内容
1 防災まちづくりの推進	市民の防災意識の高揚や地域における防災活動の促進など、防災まちづくりの推進を図るための事業に役立っています。
2 市政全般	広島市政全般の事業推進に役立っています。
3 市民主体のまちづくり活動支援	市民のまちづくり活動を支え育てていくため、広島市のまちづくり活動を支え育てていく基金「ひと・まち広島未来づくりファンド『ふむむむ』」を通じて市民活動団体の自主的・自発的な活動に対する助成を行います。
4 地域コミュニティの活性化について	持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、皆様からお寄せいただいた寄附金は、「ひろしまLMO」応援交付金として、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」に交付し、地域の様々なまちづくり活動に活用していただきます。
5 NPO法人の支援	公共的サービスの担い手となっているNPO法人の財政基盤を強化するとともに、市民などがともにNPO法人を育てる機運を高め、自主的、自発的な市民活動を促進するため、令和5年11月より「ふるさと納税を活用したNPO法人支援」を行っています。
6 広島市現代美術館の作品購入	現代美術館の魅力の向上や、平和発信機能を強化するため、ヒロシマ賞受賞作家の作品を購入します。 (ヒロシマ賞とは、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う「ヒロシマの心」を世界へアピールすることを目的に、美術の分野で人類の平和に貢献した作家を顕彰しているものです。)
7 広島城の魅力向上	広島市の「まち」の生成・発展の原点ともいべき広島城は、広島市の歴史の発信拠点です。 広島市の歴史・文化及び広島城の歴史を伝える貴重な資料を後世に継承するため、資料の収集及び保存などに活用します。
8 広島平和ミュージカル及び子ども平和音楽祭	文化交流により「平和への思い」を共有するとともに、被爆の実相を次世代へ継承するため、ホノルルのこどもたち（ミュージカルグループ・オハナアーツ）による、佐々木禎子さんの生涯を描くミュージカルを開催するとともに、広島市のこどもたちとの共演による音楽祭を開催します。
9 スポーツの振興	すべての市民が様々なスポーツに関わり、生きがいを感じることでできる新しい「スポーツ王国広島」の実現に向けて、新たなスポーツ施設の整備や既存のスポーツ施設の修繕などに活用します。
10 サッカースタジアムの管理運営	サッカースタジアムは、広島市の新たなシンボルとして、広域的な集客効果を高めることや、サッカーを通じた地域交流や国際交流が促進されることなど、広島市ひいては広島県全体の活性化にもつながる施設です。市の中心部に位置する立地を生かしてサッカーのための施設にとどまらず、年間を通じて人が集まることのできる施設となるように取り組みます。
11 平和の推進	核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向け、平和記念資料館収蔵資料の保存措置の強化や青少年「平和と交流」支援事業など、被爆の実相を「守り、広め、伝える」事業を実施します。
12 原爆ドームの保存	被爆の惨禍を後世に伝える歴史の証人である世界遺産「原爆ドーム」の永久保存のため、原爆ドームの健全度調査などを行います。
13 国際協力の推進	国際協力活動を通じて、世界の平和と発展に貢献するため、アジア等の諸都市からの環境保全等研修員を受入れます。
14 地域福祉の推進	高齢者、障害者、子どもをはじめ、市民の誰もが住みなれた地域で互いに支え合い、安心して暮らすことができるよう、地域福祉活動の援助や福祉ボランティア活動の推進などに役立っています。
15 被爆者援護の充実	広島市の復興を支えてきた被爆者の援護事業の一層の充実のため、原爆養護ホームの運営や被爆者相談事業などを行います。
16 動物愛護の推進	動物の適正飼養の意識を高めるための普及啓発や地域猫活動の充実、収容動物の健康管理、動物愛護関連事業などに活用し、動物のいのちを大切に作る社会づくりに向けた取り組みを推進します。
17 環境への取組	「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」の実現に向け、地球温暖化対策やゼロエミッションシティ広島市の推進に役立っています。
18 平和大通りの利活用の推進	平和大通りを人々に平和を実感してもらう空間、また、都心の回遊を促す新たなにぎわいを生み出す空間にしていくため、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用の取組を進めます。
19 市民ふれあいベンチの設置	河岸緑地と平和大通りが、より魅力的で憩える場所になるよう、寄付者の名前を記したプレートを取り付けたベンチを設置します。
20 公共花壇の維持管理	市民や企業の皆さんと市が一体となって、緑のまちづくりを進めるため、平和大通りなどにある花壇の維持管理を行います。
21 広島市安佐動物公園の再整備	平和で豊かな社会の存続に貢献することを基本理念としてきた安佐動物公園における施設の再整備事業などに役立っています。
22 京橋の復元	西国街道をより一層歴史を感じることができる通りとし、市民や来訪者がまちの歴史に思いを巡らせ、平和について考えるきっかけとともに、街道沿線の一層の賑わいを創出するため、広島市の復興を見届けてきた被爆橋の一つである京橋について、戦時中の金属回収令により石造りとされた高欄や親柱等を架設当時の姿である青銅製に復元します。
23 西平和大橋歩道橋の整備	平和記念公園を中心とした回遊性の向上を図り、市民や来訪者が一層落ち着いた環境の中で被爆の実相に触れ、「平和への思い」を共有できるようにするため、戦災復興期に建設された西平和大橋に歩道橋を整備します。
24 こどもの見守り活動	子どもの安全対策グッズ（見守り活動用ジャンパーなど）の寄付をいただき、地域での子どもの見守り活動などに役立っています。
25 教育の充実	少人数教育の推進やひろしま型カリキュラムの導入など、広島らしい新しい教育の推進に役立っています。

(出典：監査人作成)

また、次の表は市より資料提供を受けた寄附件数と金額の推移である。

広島市寄附実績 (単位：千円)

年度	件数	金額
2008 (H20)	—	629,148
2009 (H21)	—	198,719
2010 (H22)	—	56,615
2011 (H23)	—	37,390
2012 (H24)	—	81,961
2013 (H25)	—	38,416
2014 (H26)	—	380,072
2015 (H27)	—	78,158
2016 (H28)	746	723,174
2017 (H29)	1,449	24,847
2018 (H30)	3,245	100,968
2019 (H31)	5,801	355,986
2020 (R2)	1,650	113,780
2021 (R3)	1,989	199,082
2022 (R4)	2,539	207,716
2023 (R5)	5,428	298,993
2024 (R6)	1,238	579,486

(出典：総務課提供資料)

(2) 市のふるさと納税に関する業務実態について

ふるさと納税の業務に従事する職員数は、本庁の総務課 2 人、寄附関係課 (16 課) 計 26 人である。

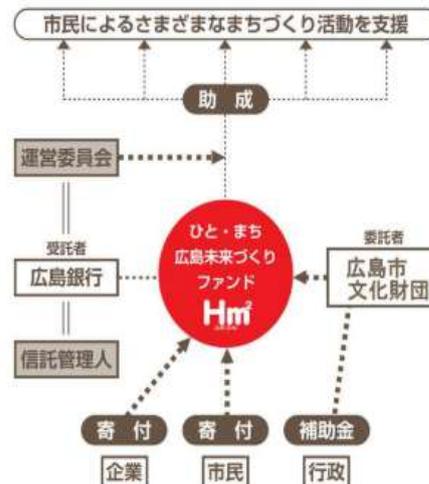
業務内容について、総務課においては、返礼品提供事業者との連絡・調整、ポータルサイトへの返礼品の登録、返礼品の調達・配送に係る民間事業者との調整、寄附金の入金に係る業務等を行い、寄附関係課においては、寄附受領証明書・お礼状等の送付、ワンストップ特例申請に係る業務、寄附金の入金に係る納付書作成、寄附者からの問合せ等を行っている。

なお、令和 7 年度からは、総務課において行っていた返礼品提供事業者との返礼品の登録に関する連絡・調整、ポータルサイトへの返礼品の登録、寄附関係課において行っていた寄附受領証明書・お礼状等の送付、ワンストップ特例申請に係る業務、寄附者からの問合せ等を民間事業者に委託している。

市の重点施策として「H m (ふむふむ)」と「ひろしま LMO」があり、簡単に紹介する。

最初に「H m (ふむふむ)」の概要図は次のとおりである。

- 心豊かでいきいきとした市民社会づくりを目指すため、市民の皆さんの自主的なまちづくり活動に対する助成事業を行います。
- 学識経験者などで構成する運営委員会が、公開により助成先の審査・選考を行うとともに、運営に関する助言なども行い、まちづくり活動の支援や拡大を図っていきます。
- 市民、企業等からの寄付などを加えて、広島市のまちづくりに役立てていきます。



(出典：(公財) 広島市文化財団ホームページ)

次は、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」のイメージ図である。

(LMO: Local Management Organization(地域運営組織)の略)

<「ひろしまLMO」のイメージ図>

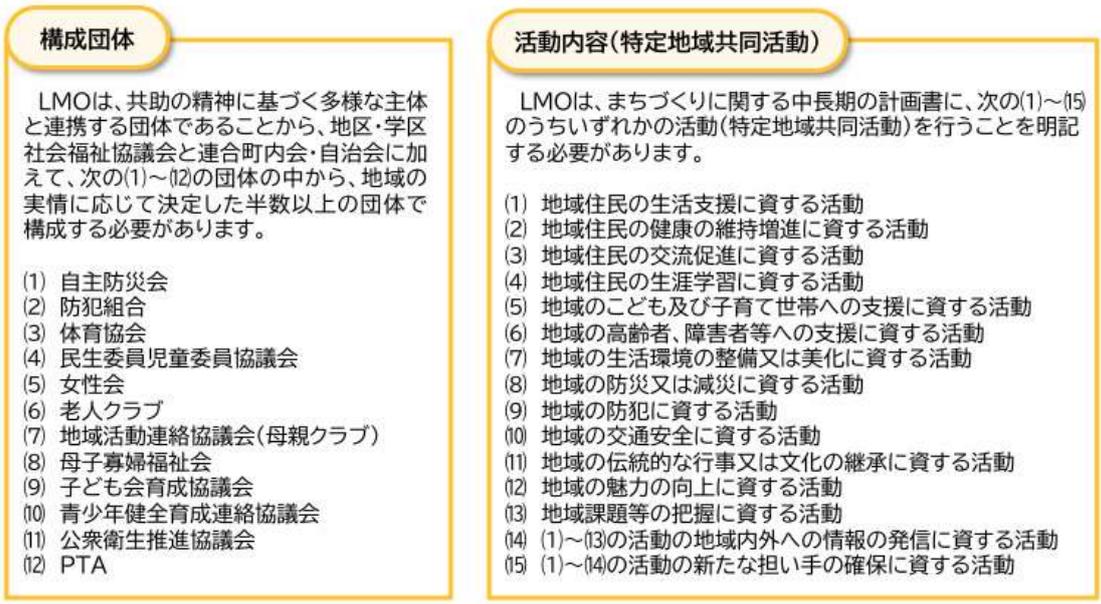
- だれが** 地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会等を中心に、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志等がメンバーとなります。
- どこで** おおむね小学校区が活動範囲です。
- だれに** 小学校区内の全ての住民を対象に活動します。
- なにを** 多様な主体と連携し、地域課題の解決に向けた取組を行い、地域主体の持続可能なまちづくりを目指します。



※ 構成・連携するメンバーは地域の実情に応じて決定

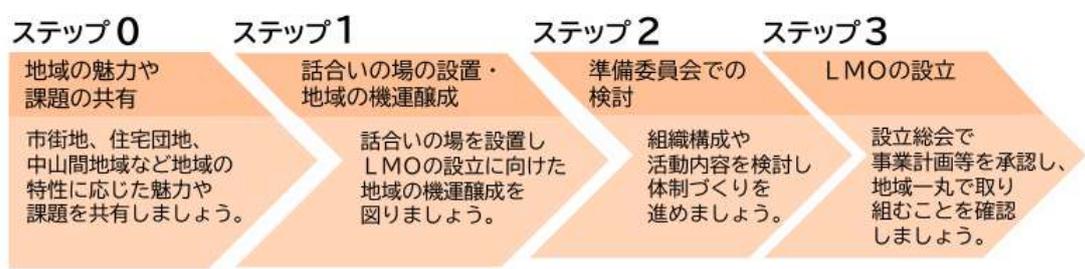
広島市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために地域の多様な主体と連携しながら、以下に掲げる特定地域共同活動を行う団体を「ひろしまLMO」として指定しています。

(出典：広島市「あなたの地域でも「ひろしまLMO」をはじめませんか？」(令和7年7月)1頁)



(出典：広島市「あなたの地域でも「ひろしまLMO」をはじめてみませんか？」(令和7年7月)1頁)

さらに設立に向けた基本的な流れである。



(出典：広島市「あなたの地域でも「ひろしまLMO」をはじめてみませんか？」(令和7年7月)2頁)

以下はヒト・モノ・カネの支援を具体的に示したものである。

(1) ヒトの支援

① 職員の派遣
区役所と市・区社会福祉協議会の職員が地域への説明会の実施や会議の出席、ワークショップのコーディネーター、書類作成支援など、設立の検討段階から運営開始後も丁寧な伴走支援を行います。

② 専門家の派遣
話し合いの円滑な進行や話し合いで出た意見の集約など、LMOの設立を支援するコーディネーターを派遣します。
LMOを運営する上で必要となる会計処理等に関する困りごとは税理士、事務局員を雇用する際の困りごとや諸手続きなどの相談は社会保険労務士を派遣します。

③ 広島市LMOづくりサポート事業
LMOの円滑な設立を支援するために、LMOの設立を検討する地域がLMOを見学したり、LMO会長等を地域に派遣する事業を行っています。 [事業の詳細はこちら](#) 

(2) モノの支援

LMOの活動に必要な拠点として市有施設の使用を希望される場合は、施設所管課と調整を行います。
(市有施設の例)
・地区集会所 ・福祉センター ・その他の市の遊休施設

(3) カネの支援

LMOに対して、広島市社会福祉協議会を通じて、以下の3つの財政支援を行います(詳細は7,8ページ)。

種別	内容	対象事業等
①ひろしまLMO設立時助成金 ②ひろしまLMO運営助成金	【LMOへの助成】 LMO設立後、新たに受けられることができる助成金	LMOの団体運営・地域課題を解決するための事業(地域の全住民を対象とした活動)
③ひろしまLMO一括交付金	【LMOの構成団体及びLMOと連携協定を締結している団体への助成】 従来補助金をより使いやすくなった交付金	各団体の団体運営・各団体を実施する事業(各団体の会員に限定した活動でも可)

(出典：広島市「あなたの地域でも「ひろしまLMO」をはじめてみませんか？」(令和7年7月)6頁)

5 課題・問題点及び意見(ふるさと納税の使途の明確化)

自治法第245条の4(技術的な助言)に基づいた令和7年6月24日付総務省通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用」には「11. 事業趣旨の明確化及び寄附者との継続的なつながりを持つ取組」として、「ふるさと納税は、お世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることを趣旨として創設された制度であることを踏まえ、地方団体は、寄附金の使途について創意工夫を図るとともに、具体的な事業趣旨や内容等をできる限り明示した上で、ふるさと納税の募集を行うこと。また、ふるさと納税を活用した事業成果をお知らせすることをはじめ、ふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組についても積極的に進めること。」とされているが、市のホームページ等には、事業趣旨や内容等を伝えるページが一部の事業で作成してあるのみであった。制度の趣旨を踏まえると、寄附金を募集している各分野において、事業成果等を知らせるページを用意するなどの

取組が望ましい。

6 その他（ひろしまLMOの指導監督体制）

各ひろしまLMOへ運営助成金及び一括交付金が交付される流れは、市が市社会福祉協議会の基金に運営助成金及び一括交付金の原資を出えんし、市社会福祉協議会が、各LMOからの申請に基づき運営助成金及び一括交付金を交付するというものである。市から市社会福祉協議会へのおえん額は450万円（令和4年度）、1億6,000万円（令和5年度）、2億3,765万4,000円（令和6年度）、5億2,522万8,000円（令和7年度は予算額）と年々激増している。

ひろしまLMOの運営助成金及び一括交付金の制度自体は市社会福祉協議会のものではあるものの、このように多額の公金が流入している事業であることから、その指導監督体制については、市においても引き続き適切に行われるよう配慮し、より一層の事業進展のための礎を構築していただきたい。

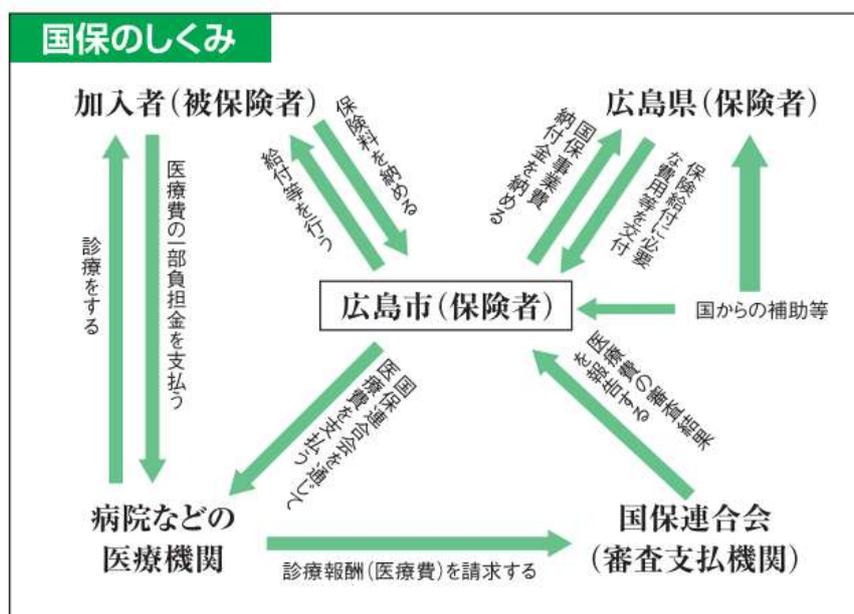
第23 国民健康保険

1 概要

国民健康保険という医療保険は、病気やケガ等に備えてお互いが収入などに応じて保険料を出し合い、助けあう制度で、国民のだれもがいずれかの医療保険に加入するよう義務づけられている。

医療保険は、国民健康保険（国保）、後期高齢者医療制度と会社などに勤めている人が加入する健康保険に大きく分けられる。

国保は社会保障制度の一つであり、市が県とともに保険者となって国保加入者（被保険者）が納める保険料と国からの補助金等により運営されている。



(出典：広島市「国保のしおり」1頁)

2 賦課制度の概要

国民健康保険（以下「国保」という。）事業に要する費用は、県からの支出金、国民健康保険料（以下「保険料」という。）及び一般会計からの繰入金等で賅われている。このことから、保険料は国保事業を円滑に運営するための重要な財源の一つであると言える。

国民健康保険法（以下、第23において「法」という。）第76条では、保険者（市）に対し、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない旨を定めている。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税（以下「国税」という。）を課するときは保険料を徴収しないとしており、保険料に代えて目的税である保険税を課することができることとされている。

本市においては、広島市国民健康保険条例（以下、第 23 において「条例」という。）第 6 条で保険料を徴収することを規定しており、保険料の賦課額、料率、納期、減額賦課、その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項については、法第 81 条の規定により政令で定める基準に従い条例等で定めている。

保険料は、まず賦課すべき総額（基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額）を定め、これを各種の方法によって納付義務者に按分する総額按分方式で医療分・支援分・介護分として算定される。

（参考）国民健康保険料と国民健康保険税の相違点

保険料は昭和 13 年の国保制度（旧国保法）発足当初から創設された。一方、国保税は、保険財政事情から、税の方が義務観念も向上して徴収が容易なことが見込まれたため、昭和 26 年に目的税として創設された。両制度の相違点は下表のとおりである。

項 目	国民健康保険料	国民健康保険税
①根拠法	法第 76 条	地方税法 703 条の 4 第 1 項
②徴収の根拠	法、地方自治法、条例	地方税法、条例
③徴収手続	地方自治法、同法施行令、条例	地方税法、条例
④所得割の算定方法	旧ただし書方式（令*第 29 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 5 号、第 3 項第 4 号、第 4 項第 4 号）	旧ただし書方式（地方税法第 703 条の 4 第 6 項及び第 7 項、第 15 項、第 23 項）
⑤賦課限度額	令*第 29 条の 7 第 2 項第 9 号、第 3 項第 8 号、第 4 項第 8 号	地方税法 703 条の 4 第 11 項、第 19 項、第 27 項
⑥保険料率の規定方法	「条例規定」あるいは「市町村長の告示」どちらの方式も可能（本市は告示方式なので、料率変更に伴う条例改正は不要）	条例に規定（市町村国民健康保険税条例（例））
⑦賦課権の期間制限	2 年（法第 110 条の 2）	5 年（地方税法第 17 条の 5）
⑧徴収権及び還付請求権の消滅時効	2 年（法第 110 条）	5 年（地方税法第 18 条、第 18 条の 3）
⑨徴収権の優先順位	国税及び地方税に次ぐ（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）	国税と同順位であり、他のすべての債権又は公課に優先（地方税法第 14 条）
⑩不服の申立て	都道府県国民健康保険審査会に審査請求（法第 91 条。行政不服審査法第 2 条、第 4 条）	直接の処分庁である市町村長に審査請求（地方税法第 19 条。行政不服審査法第 2 条、第 4 条）

※国民健康保険法施行令

（出典：保険年金課提供資料）

3 保険料の決め方

国民健康保険料は、次のように算定される。

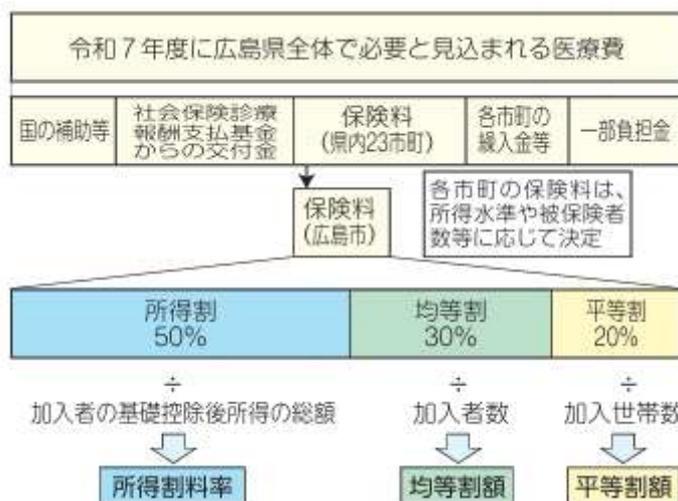
$$\boxed{\text{「医療分」の保険料}} + \boxed{\text{「支援分」の保険料}} + \boxed{\text{「介護分」の保険料}} = \boxed{\text{国民健康保険料}}$$

(出典：広島市「国保のしおり」より引用)

「介護分」の保険料は、40歳以上65歳未満の加入者のいる世帯が負担する必要がある。

(1) 「医療分」の保険料の決め方

その年度に必要と見込まれる県全体の医療費から、国の補助金等や社会保険診療報酬支払基金からの交付金等と、患者等の被保険者が病院等の窓口で支払う一部負担金を除いたものを、「医療分」の保険料として国保に加入している県内被保険者が負担するものである。



(出典：広島市「国保のしおり」より引用)

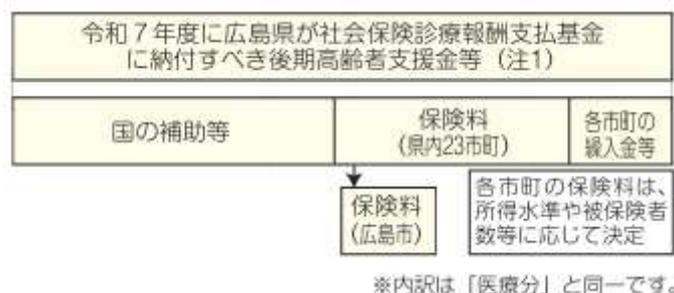
(2) 「支援分」の保険料の決め方

その年度に県が社会保険診療報酬支払基金に納付すべき後期高齢者支援金等²⁸が

²⁸ 後期高齢者支援金等とは、各医療保険（都道府県の国保や勤務先の健康保険など）が、後期高齢者医療制度の加入者（75歳以上の人等）に係る医療費の約4割を「後期高齢者支援金」として負担するものである。また、療養病床から老人保健施設等への転換を支援するため、「病床転換支援金」を負担する。

いずれの支援金も法令に基づいて全国一律の一人当たりの単価が決められており、医療保険ごとに、保険料で負担したものを、社会保険診療報酬支払基金に納付する仕組みになっている。

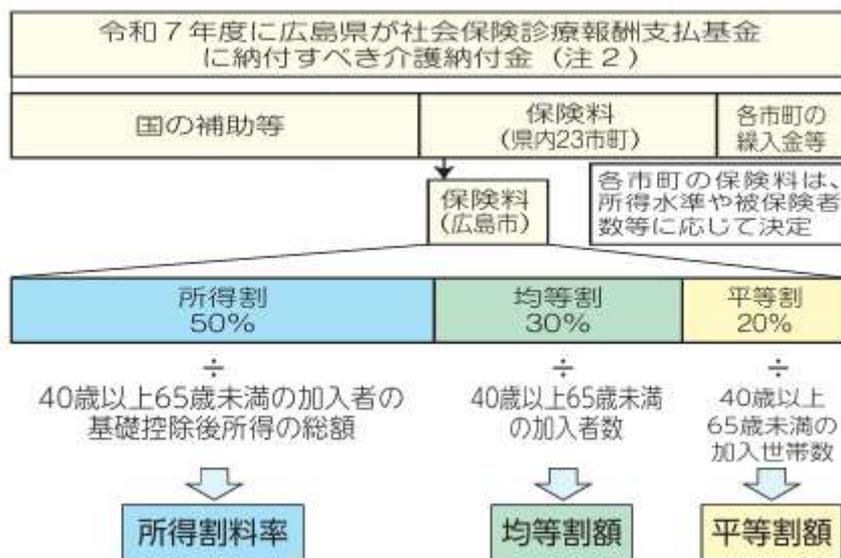
ら国の補助金等を除いたものを、「支援分」の保険料として国保に加入している県内被保険者が負担するものである。



（出典：広島市「国保のしおり」より引用）

（3） 「介護分」の保険料の決め方

その年度に県が社会保険診療報酬支払基金に納付すべき介護納付金²⁹から国の補助金等を除いたものを、「介護分」の保険料として県内の40歳以上65歳未満の国保加入者（介護保険第2号被保険者）のいる世帯が負担するものである。



（出典：広島市「国保のしおり」より引用）

²⁹ 介護納付金とは、法令に基づいて全国一律の一人当たりの単価が決められており、各医療保険（都道府県国保や勤務先の健康保険など）ごとに、40歳以上65歳未満の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料などを介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付する仕組みになっている。

4 保険料について

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は世帯主である（法第 76 条第 1 項、条例第 6 条）。世帯主が他の保険制度の加入者でも、世帯の中に 1 人でも国保加入者がいれば（擬制世帯）、保険料は世帯主が納付しなければならない。これは、国保が老人や子ども等所得のない者にも給付を行うこと、資格の取得届等各種の届出義務、給付の請求義務等を世帯主に課していること等から、主たる生計維持者である世帯主に納付義務を課しているものである。

このような世帯主を「擬制世帯主（擬主）」という。ただし、保険料は被保険者のみを対象として算定する。

届出により世帯主が変更になった場合は、変更前の世帯主は変更月の前月分までの保険料について納付義務を負い、変更後の世帯主は変更月分からの保険料について納付義務を負う。また、世帯主が死亡した場合は、世帯主の納付義務は消滅することから、死亡した世帯主は死亡した月の前月分までの保険料について納付義務を負い、新たな世帯主がいる場合は、新たに世帯主となった月から算定した保険料について新世帯主が納付義務を負う。

なお、世帯主が死亡した後に当該世帯主に係る賦課決定等を行う場合は、相続人宛てに通知が行われる。

(2) 保険料の賦課額・計算方法

令和 7 年度（令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）の保険料は、以下の方法で世帯ごとに計算される。

※ 次の表により、医療分、支援分及び介護分について、それぞれ①から③を合算し、医療分、支援分及び介護分を合計した額が 1 年間の保険料である。ただし、①から③の合算額が④の最高限度額を超えた場合は最高限度額が適用される。なお、介護分には、同一世帯の介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料は含まれない。

計算の内容	計算の基礎	保 険 料 率		
		医 療 分	支 援 分	介護分 (40歳以上 65歳未満) 第2号被保険者
①被保険者均等割	加入者1人につき	30,133円	10,330円	9,522円
②世帯別平等割	1世帯につき	29,758円 注1(14,879円) 注2(22,319円)	10,201円 注1(5,101円) 注2(7,651円)	7,163円
③所得割	令和6年中の基礎控除後所得額(賦課基準額)の	$\frac{8.30}{100}$	$\frac{2.78}{100}$	$\frac{2.34}{100}$
④最高限度額(1世帯当たり)		66万円	26万円	17万円

※ () は、保険料緩和措置による減額後の額(注1:半額、注2:4分の3の額)です(介護分は対象になりません)。

(出典:広島市「国保のしおり」より引用)

所得割の計算方法

保険料の所得割は、総所得金額等(注1)から基礎控除額(注2)を差し引いた基礎控除後所得額(賦課基準額)に保険料率を乗じる所得方式により計算する。

[所得方式]



注1 総所得金額等とは

地方税法第314条の2第1項などで規定されている総所得金額等で、次の所得の合計となりますが、退職所得は含まれません。また、純損失の繰越控除は適用されますが、雑損失の繰越控除は適用されません。

なお、非課税年金である遺族年金・障害年金は所得に含まれません。

【総合課税】		
1 利子所得	5 給与所得	9 雑所得(公的年金所得など)
2 配当所得	6 短期譲渡所得	
3 不動産所得	7 長期譲渡所得(1/2の金額)	
4 事業所得(営業所得など)	8 一時所得(1/2の金額)	
【分離課税】		
1 山林所得	4 (申告分離課税を選択した) 上場株式等に係る配当所得等	
2 短期譲渡所得(特別控除適用後の金額)	5 (申告分離課税を選択した) 上場株式等に係る譲渡所得等	
3 長期譲渡所得(特別控除適用後の金額)	6 一般株式等に係る譲渡所得等	
	7 先物取引に係る雑所得等	

注2 基礎控除額は下表のとおりです。

前年の合計所得額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

(出典：広島市「国保のしおり」より引用)

(3) 保険料の決定

6月に、その年の4月から翌年3月までの間の保険料を決定し、国民健康保険料納入通知書により納付義務者に通知される。

ア 年度途中で加入・脱退があった場合

年度途中で加入した場合、加入の届出をした月日にかかわらず、国保加入者となった月から月割りで計算される。また、年度途中で資格喪失した場合は、資格を喪失した月の前月分までを月割りで計算される。

イ 年度途中で40歳の誕生日をむかえる場合

介護分の保険料は、40歳の誕生日の月(1日生まれの人は、40歳になる誕生月の

前月) から月割りで計算される。このため 40 歳に達してから、介護分を含んだ保険料を改めて計算して通知される。

ウ 年度途中で 65 歳の誕生日をむかえる場合

介護分の保険料は、65 歳の誕生日の月の前月分 (1 日生まれの人は、65 歳になる誕生月の前々月分) まで月割りで計算した額を年度内の各期 (65 歳に達した後も含む。) で、納める必要がある。

なお、65 歳に達した後の介護保険の第 1 号被保険者としての保険料は、区役所福祉課から別途通知される。

エ 年度途中で 75 歳の誕生日をむかえる場合

75 歳の誕生日の月の前月分までの保険料を、次の納期で納めなければならない。

・世帯内に国保加入者が残る場合

他の加入者の保険料とあわせて、年度内の各期で均等に割り振って納付しなければならない。

・75 歳に達し、世帯内に国保加入者がいなくなる場合

75 歳の誕生日の月の前月分までの納期で納付しなければならない。(75 歳の誕生日の月が 5・6・7 月の場合は第 1 期 (6 月) で全額を納付しなければならない。)

オ 賦課決定の期間制限

その年度の最初の納期限 (6 月 30 日。それ以降に国保の資格を取得した場合は資格取得日。) の翌日から起算して 2 年を経過した日以降は、保険料を決定又は変更することができない。

このため、国保の脱退手続や収入の申告が遅れた場合、保険料が減額できず、還付できないことがある。

(4) 低所得世帯の保険料の軽減

4 月 1 日時点 (資格取得日が 4 月 2 日以降の世帯は資格取得日。年度途中で世帯分離などにより、世帯の新設があった場合は、その世帯が新設された日。) で、世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合算額が、国の定める次の所得基準以下の世帯は、保険料のうち被保険者均等割と世帯別平等割を軽減される (申請は必要ないが前年中に収入がない人も含め、国保及び後期高齢者医療制度に加入している世帯員全員の所得の申告が必要である。)

(5) 未就学児の保険料 (被保険者均等割) の軽減

世帯に未就学児 (6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者) の国保加入者がいる場合、未就学児にかかる被保険者均等割の半額を軽減される³⁰。

なお、この軽減の適用を受けるための申請は不要である。

³⁰ 低所得世帯の保険料の軽減が適用される場合は、その軽減後の額から半額を軽減される。

(6) 出産被保険者の保険料（所得割及び被保険者均等割）の軽減

世帯に出産被保険者（出産予定又は出産した被保険者）がいる場合、出産被保険者にかかる所得割と被保険者均等割から、産前産後期間（出産予定月（既に出産されている方は出産月）の前月（多胎の方は3ヶ月前）から出産予定月（既に出産されている方は出産月）の翌々月）相当分が減額される。この軽減を受けるためには、原則、保険料納入通知書を送付した区役所保険年金課へ届出が必要である。低所得世帯の保険料の軽減が適用される場合は、軽減後の被保険者均等割の産前産後期間相当分が減額される。

(7) 後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の緩和措置

国保から後期高齢者医療制度に移行することで、国保加入者が1人になった世帯の世帯別平等割（医療分及び支援分）は、次の割合を乗じた額とされる。転入した人は区役所保険年金課へ特定同一世帯所属者異動連絡票の届出が必要である。該当する場合は、改めて減額後の保険料が通知される。

移行した日の属する月からその年度中及びその翌年度から5年間（移行した日の属する月が4月の場合は、その年度から5年間）：2分の1

上記期間を経過した後、3年間：4分の3

上記の措置は、以後継続して移行時の世帯主と同じ世帯に所属することが条件のため、適用後に世帯主変更などがあつた場合や、世帯内に国保加入者がいなくなった後に国保に再加入した場合は、適用されない。

5 保険料の減免

次のような特別な事情により、保険料の納付が困難になった場合には、申請により減免を受けられることがある。

- (1) 災害等により、住宅等を滅失又は著しい損害を受けた世帯
- (2) 生活保護法による生活扶助費を受給しているか生活保護と同様の私的扶助を受けている世帯
- (3) 今年度の国保加入者の所得見込額が一定基準（単身世帯であれば240万円。複数人世帯は1人当たり48万円を加算。）以下であり、かつ、失業・事業休廃止や疾病などにより世帯の今年度中の所得見込額が前年中の所得額の70%以下である世帯、又は今年度中の所得見込額が前年中の所得額を超えておらず疾病や教育などによる世帯の一時的な支出見込額が前年中の所得額の30%以上である世帯（なお、所得見込額は、所定の算定方法により預貯金も含めて計算する。）
- (4) 刑事施設等の施設に1か月を超えて拘禁・収容され、保険給付を受けることができない人がいる世帯

<減免を受けようとするとき>

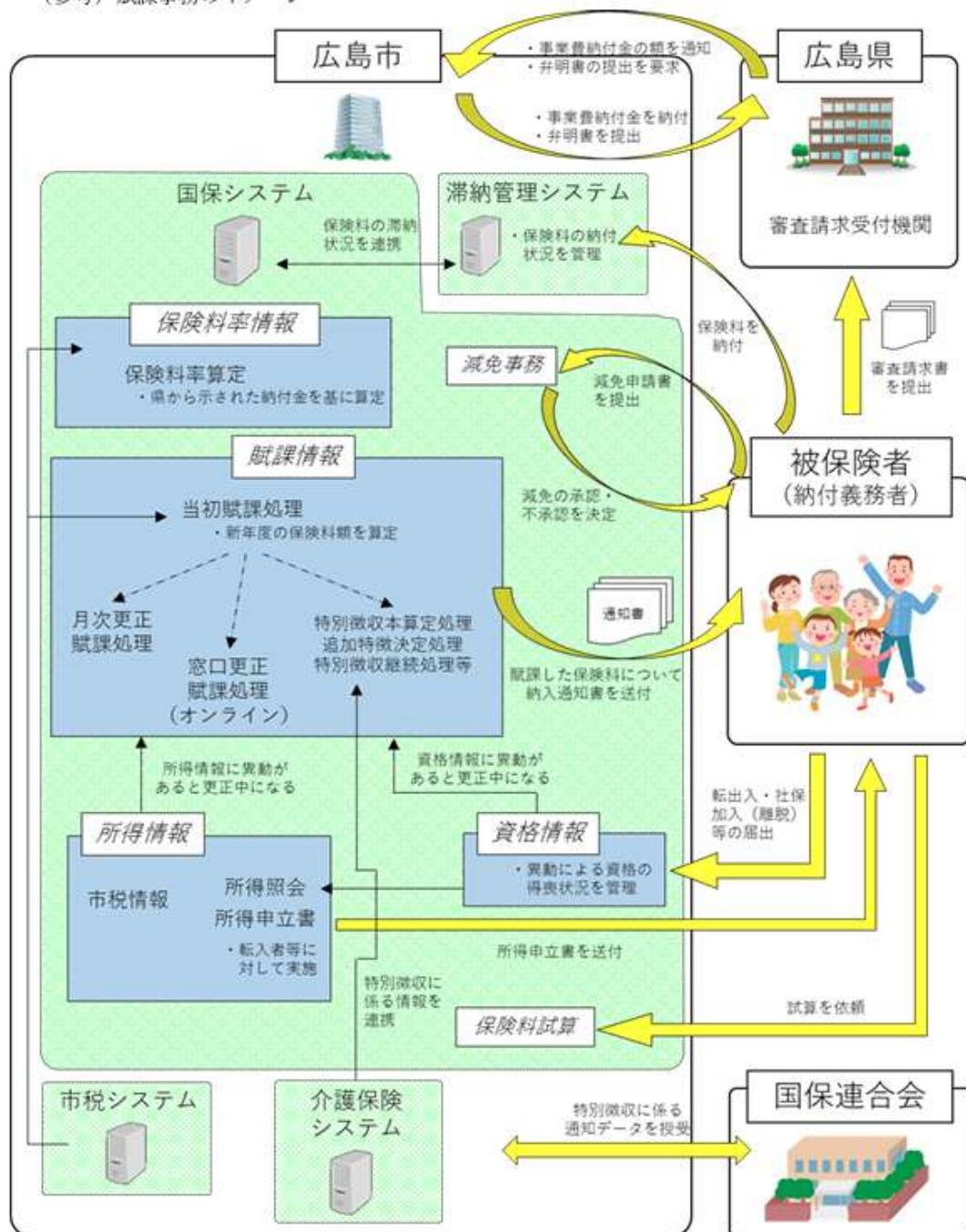
納付期限の前日から起算して7日前までに、保険料の納入通知書を送付した区役

所保険年金課に申請が必要である。

6 市の賦課事務について

市の賦課事務の概要については、次図のとおり複数の事務が保険料の賦課に関わっている。

(参考) 賦課事務のイメージ



(出典：保険年金課提供資料)

(1) 本市の賦課方式

次の3方式により医療分・支援分・介護分の保険料をそれぞれ按分している（条例第7条、第10条の6の3、第10条の8）。

① 均等割

被保険者1人あたりに賦課される保険料。国保の受益者は個々の被保険者なので、被保険者の多い世帯ほど受益が大きいことから、受益に見合う負担を行うのが合理的であるとの考え方に立つものである。

② 平等割

1世帯あたりに賦課される保険料。応益原則における上記①を補完する役割（所得が少ないにもかかわらず、被保険者の多い世帯の負担が過重となるのを緩和させる）をもつものである。

③ 所得割

平成26年度から、当該年度の賦課期日の属する年の前年中の所得について算定した総所得金額等³¹から地方税法第314条の2第2項の規定による控除（基礎控除）をした後の金額（旧ただし書所得）に対して保険料が賦課される旧ただし書方式³²により算定する。

（条例第8条、第10条の6の4、第10条の9）

平成25年度までは、市町村民税（以下「市民税」という。）の所得割額を算定基礎とする市民税所得割方式により算定していたが、平成23年に中間所得者層の保険料負担の軽減を図るための政省令改正が行われたため、旧ただし書方式に移行した³³。

(2) 納期・納期限

納期とは、保険料を納付する期間のことをいい、本市では条例第12条で規定している。

なお、納期限とは、各納期の月末にあたるが、納期が休日等の場合はその翌日が納期限となる³⁴。

この日までに納付がなかった場合、督促を行い、さらに督促から10日を経過しても完納しないときは、滞納処分に移行する。また、納期限後の納付に対しては、納期

³¹ 地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第27条の2第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額。

³² 旧ただし書方式とは、昭和36～38年度までの間、住民税の所得割の課税方式として採用されていた方式で、旧地方税法第292条第4項ただし書により算定した所得を用いるもの。

³³ 算定方式の変更に伴い、平成26年度から平成29年度までの間、激変緩和措置を実施した。

³⁴ 例えば、6月30日が土曜日の場合、条例第12条並びに法第111条において準用する民法第139条から第143条までの規定が適用されるため、7月2日（月）が納期限となる。

限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金が加算される。

(3) 納入通知書

徴収方法については、保険料は公の徴収金として自治法に定める市町村の歳入に属するものであり（法第 79 条の 2）、自治法上の歳入の収入方法に関する規定（自治法第 231 条、同施行令第 154 条等）が適用される。

すなわち、市長は、徴収すべき保険料額の内容を調査して収入金額を決定する調定行為を行ったのち、納付義務者に対して保険料の所属年度、納入金額、納入場所、納期限、納入の請求事由等を記載した納入通知書を交付して、徴収を行うこととなる。ただし、広島市会計規則第 16 条第 1 項に規定する期限（納期限の 10 日前）までに納入者に到達するように通知しなければならない（減額賦課の場合を除く。）。

また、保険料の納入通知は、それにより保険料の賦課処分がなされるものであり、法第 91 条第 1 項に規定する審査請求の対象となる行政処分である。

なお、相続による納付義務の承継、繰上徴収、書類の送達、公示送達、徴収の囑託等に関しては、法第 78 条の規定により地方税法第 9 条、第 13 条の 2、第 20 条、第 20 条の 2 及び第 20 条の 4 の規定が適用される。

7 具体的な賦課事務について

(1) 当初賦課事務

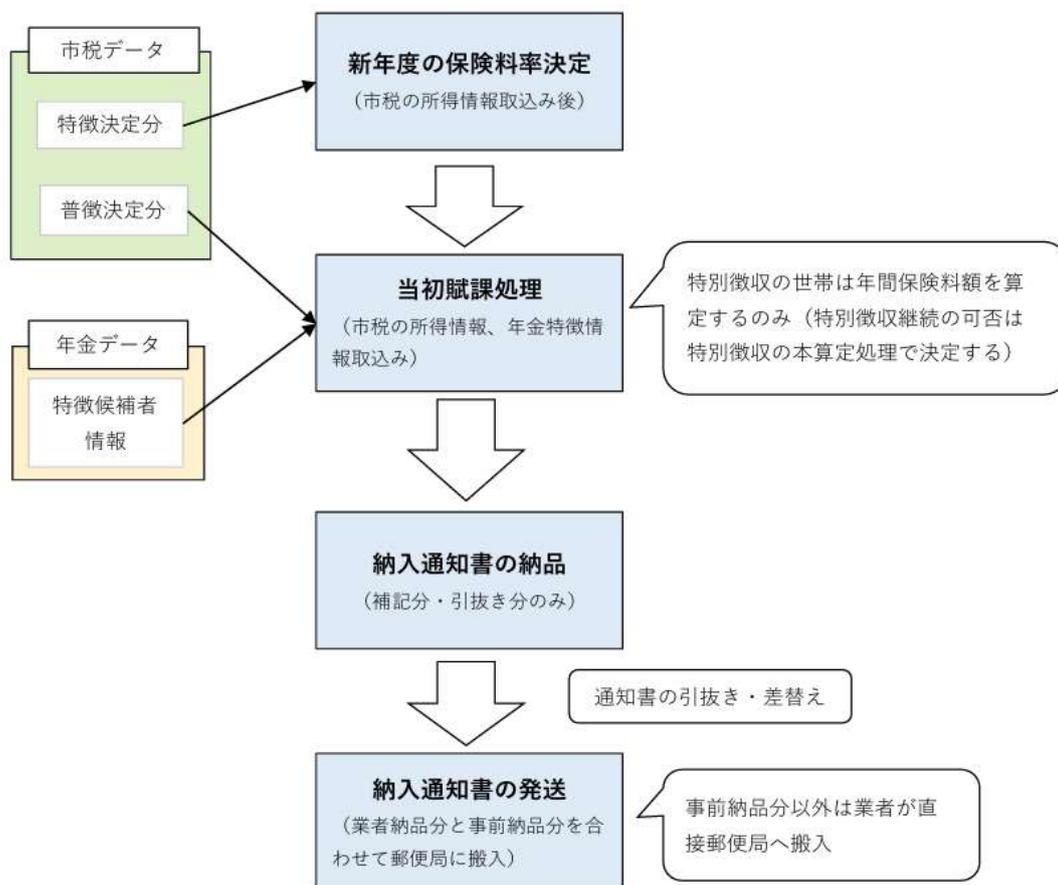
毎年 5 月中旬頃に決定する当該年度の保険料率を基に、国保資格のある全世帯について当該年度の保険料額を算定する処理が当初賦課処理である。

当初賦課処理には、当該年度分の市税情報と年金保険者から提供される特別徴収対象者に係る情報が必要となるため、これらの情報を国保システムに取り込んでから処理が行われる。

国保システムでは、処理日の翌日から新年度の賦課額を確認することができ、また、新年度分についても更正賦課処理を行うことができる。

なお、当初賦課処理日時点の資格及び世帯状況から新年度の賦課データを作成するため、処理日までの資格及び世帯異動に伴う賦課の異動履歴は確認することができない。

(参考) 当初賦課処理の事務処理フロー



(出典：保険年金課提供資料)

(2) 第2期以降の賦課事務

当初納通発送日以降の異動については、第2期以降での賦課異動となる。第2期以降の新規賦課及び賦課変更については、オンラインで更正賦課処理を行った場合は、納入通知書、個人別明細書、納付書が即時出力される。オンラインで当該処理を行わなかった場合は、次回の月次更正賦課処理でバッチ処理される。

第2期以降の保険料の決定及び変更は、原則としての月次更正賦課処理で行われる。

(3) 独自施策の検証

市では、市内に在住の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、はり・きゅうの施術を受ける場合に、独自に補助制度を設けている。

はり・きゅう施術費の支給については、市が指定しているはり師・きゅう師の施術を受けるとき、その施術費の一部を補助する。はり・きゅう施術券の交付を申請する必要がある。

施術回数に応じて申請により、はり・きゅう施術費が支給される（末しょう神経疾患及び運動器疾患が対象で、療養費の支給を受けている場合は除く。）。

<支給額>

1日1回につき700円

1人につき年間（4月～翌年3月）35回まで

市の職員配置は各区役所1名、本庁2名、計10名（他の業務と兼任）の体制である。

8 監査結果（減免の事務処理）

減免申請書の記載内容及びその申請に必要な添付書類、並びに現年度の申請書及び資料の管理・保管状況を監査したが、特段の問題点は見られなかった。

9 課題・問題点及び意見（「はり・きゅう施術券」の制度）

「はり・きゅう施術券」の補助制度については、制度が出来た当初の社会的背景と現在の社会的背景とは大きく異なっている。国民健康保険特別会計の財務状態も厳しいいうえ、自治体によっては、このような制度が存在しないところも多数あることから、今後も当該制度を継続するか否か、継続するとしてもその内容を検討することが望ましい。

10 課題・問題点及び意見（事業者に対する実地調査）

「はり・きゅう施術費支給申請書」の記載内容に誤りがなければ、そのまま施術費が施術担当者へ支払われる。市では、施術担当者に施術のつど所定の事項を記録する施術記録を備えさせ、必要に応じ検査などを行っているが、不正防止に最も効果的と思われる訪問による実地調査も実施することが望まれる。

11 課題・問題点（更正決定通知書及び口座振込依頼書）

国民健康保険料の事務手続きについて、従前が擬制世帯主の場合で保険料を全期前納していた場合、被保険者が新たに世帯主となった場合、擬制世帯主へ国民健康保険料の更正決定通知書を作成して、その後、未経過期間の保険料を擬制世帯主に返還する。さらに新たに世帯主となった者には国民健康保険料通知書と納付書が送付される。ただ、更正決定通知書と返還される保険料の指定口座への振込依頼書が同封送付されていないため、郵送料も2倍となる。

12 意見（更正決定通知書及び口座振込依頼書）

更正決定通知書と、還付手続きに関する口座振込依頼書を同封する手続きに改めることが望ましい。さらに、還付金の返金手続きの締日の影響で、口座振込依頼書が送付される前に、新たに世帯主になった者に納付書が送付されるのも問題である。ゆえに事

務手続きの見直しを検討されたい。

13 その他（「広島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書」の記載内容）

「広島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書」の記載内容について、(款)4 諸支出金の「1 還付金」の「保険料の過誤納還付金及び還付加算金」の記載金額を保険料本体の還付金と還付加算金をそれぞれに区別して表示することが望ましい。

14 課題・問題点及び指摘（ホームページリニューアルに際してのリンク切れ）

令和7年2月にホームページがリニューアルされた際に、リンク先の確認がなされておらず、同年8月に監査人が質問するまでその状態が続いていた。今後は、ホームページの更新を適切に行うべきである。

15 課題・問題点（ポリファーマシー対策事業の内容把握）

ポリファーマシー対策事業に係る効果の検証及び作成資料の活用が不十分である。

16 意見（ポリファーマシー対策事業の内容把握）

令和6年度「国保データヘルス計画の推進に係る医療費等分析及び服薬情報通知等業務」の契約額約861万円のうち本事業に資する経費は約536万円となっており、これに対する効果として薬剤費の削減効果額が約456万円となっている。一定の効果はあったとしても投下したコストを回収するに至っていない。業務委託することは構わないが、そこで作成された資料を活用して業務を改善し、医療費削減などに反映していく具体的な道筋を市が示すことが望ましい。

今年度、薬剤師などが参加し本事業のあり方を検討する会議において、事業者に作成させた資料も参考にしつつ、本事業の対象とする処方日数を「14日以上」から「28日以上」に変更するなど、具体的な業務改善にも資料を活用しているとのことであったので、今後の効果が増大することに期待したい。

第24 後期高齢者医療制度

1 制度の概要と変遷

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方（及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた方）を対象とした、都道府県単位で運営され、所得に応じた負担で医療を受けられる公的医療保険制度である。

1973年に始まった「老人医療費無料化（老人医療費支給制度）」は、受診者の急増と財政圧迫を招き、10年後の1983年には「老人保健制度」に移行した。この時期は、各健康保険が拠出金を出し合い高齢者を支える仕組みであったが、運営主体が曖昧で、現役世代の負担が不透明であるという問題が残った。

これらを解決するために、2008年に現行の「後期高齢者医療制度」が創設された。運営主体については、後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）という新たな運営主体を創設することで責任の所在を明確にし、費用負担については、公費・現役世代からの支援金・被保険者の保険料による「負担の割合」を固定化した。近年では、少子高齢化のさらなる進展に伴い、2022年の「窓口負担2割」の導入や、2024年の「マイナ保険証への移行」など、制度の持続可能性と効率化に向けた改革が継続的に行われている。

2 被保険者

後期高齢者医療制度の被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する以下のいずれかに該当する者が対象である。

【被保険者】

75歳以上の方	75歳の誕生日当日から自動的に加入（申請不要）
65歳以上75歳未満で一定の障害がある方	市の窓口へ申請し、広域連合の認定を受けた日から加入

（広島市ホームページを参考に監査人作成）

3 制度の運営

広島市における後期高齢者医療制度は、広島県広域連合と広島市が役割分担して運営されている。制度の運営主体は広島県広域連合であり、被保険者の資格管理、保険料の決定、療養費や高額療養費などの医療給付を担っている。

一方、広島市は住民の身近な窓口として、資格確認書等の引渡し、保険料の徴収、各種申請・届出の受付などの実務を行っている。このように、制度の中核は広島県広域連合が担い、広島市が窓口業務及び保険料の徴収を担当する体制で運営されている。

広島県後期高齢者医療広域連合	広島市
被保険者の認定	資格確認書・資格情報のお知らせの引渡し
保険料の決定	申請や届出の受付
医療給付 など	保険料の徴収 など

（出典：
広島市ホームページより引用）

4 広島県広域連合

広島県広域連合とは、広島県内の全 23 市町が加入する後期高齢者医療制度を運営するための特別地方公共団体³⁵である。自治法に基づき、市町の枠を超えて広域的に事務を処理するために設置され、主な特徴は以下のとおりである。

- ・主な役割：被保険者の認定(資格管理)、保険料の決定・賦課、医療費の給付決定など。
- ・設立の目的：各市町で個別に運営するのではなく、保険財政を県単位とすることでリスクを分散し、財政を安定させる。
- ・市町との分担：広島市などの各市町は申請受付、資格確認書等の引渡し、保険料の徴収等の主に窓口業務を担い、広島県広域連合は市町の事務以外を担う体制。

5 制度の財源

医療にかかる費用のうち窓口負担（1割～3割）を除いた残りの費用は、以下の3つの財源で賄われている。

- ・公費：約 5 割（国・都道府県・市町村が負担）
- ・後期高齢者支援金：約 4 割（現役世代（75 歳未満の方）の保険料からの拠出）
- ・被保険者の保険料：約 1 割（被保険者が支払う）

6 後期高齢者医療制度における医療費の一部負担割合

所得状況に応じて、医療機関で支払う割合が異なる。

【負担割合について】

負担割合	対象となる方
3割	1. 課税所得が ³ 145万円以上の被保険者 2. 1と同一世帯の被保険者 ※以下により、2割負担または1割負担となる場合がある。 <ul style="list-style-type: none">・ 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯で、同一世帯の被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下。・ 同一世帯の被保険者等の収入額の合計が基準内。
2割	同一世帯に課税所得が28万円以上の被保険者がおり、被保険者全員の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が次の額以上の被保険者 世帯内に被保険者が1人だけ・・・200万円以上 世帯内に被保険者が2人以上・・・320万円以上
1割	3割負担及び2割負担に該当しない被保険者

(出典：保険年金課提供資料)

³⁵ 特別地方公共団体とは、一般的な都道府県や市区町村（普通地方公共団体）とは異なり、特定の目的を遂行するために設置される自治体の総称。自治法によって定義されている。

7 保険料について

(1) 保険料の算定方法

後期高齢者医療制度の保険料は、以下の算式による。

年間保険料 = 均等割額 + 所得割額

① 均等割額

世帯の人数や所得にかかわらず、被保険者1人につき定額で課される。ただし、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、所得水準に応じて7割・5割・2割の軽減措置が適用される。

軽減後の均等割額	所得要件 〔世帯内の被保険者と世帯主の 令和6年中所得の合計額〕
7割軽減 (14,886円/年)	「43万円+10万円× (給与所得者等の数-1)」以下
5割軽減 (24,810円/年)	「43万円+30.5万円× 被保険者+10万円× (給与所得者等の数-1)」以下
2割軽減 (39,696円/年)	「43万円+56万円× 被保険者+10万円× (給与所得者等の数-1)」以下

(出典：広島県後期高齢者医療広域連合「後期高齢者医療制度のしおり」)

② 所得割額

被保険者本人の前年の所得に応じて計算される。

(2) 軽減制度

ステップ	実施主体	内容
① 事前相談	広島市	区の福祉課高齢介護係で、現在の状況が減免対象(所得激減、災害、収容等)になるかどうか確認する。
② 書類提出	被保険者	「後期高齢者医療保険料減免申請書」を提出する。
③ 証明書類提出	被保険者	所得減少であれば「離職(退職)証明書」、災害であれば「罹災証明書」など、事実を証明する資料を提出する。
④ 審査	広域連合	市が受理した書類に基づき、運営主体である広域連合が減免の可否を厳格に判定し、審査結果を市へ送付する。
⑤ 結果通知	広島市	「減免決定(または却下)通知書」を被保険者に通知する。

(監査人作成)

(3) 保険料の納付

後期高齢者医療保険料の納付金額は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、原則として年金からの天引きとなる。ただし、条件によって納付書・口座振替になる場合もある³⁶。

① 特別徴収

特別徴収とは、手続き不要で年金支給日にあらかじめ保険料が天引きされる方法である。対象者は受給している年金（老齢・退職・障害・遺族年金）の額が年額18万円以上の者で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えない者である。徴収時期は4・6・8月（仮徴収）、10・12・2月（本徴収）の年間計6回である。

② 普通徴収

普通徴収とは、納付書または口座振替により保険料を納める方法である。対象者は特別徴収の対象外の者（年金が年額18万円未満など）、75歳になったばかりの者、他の市区町村から転入した者、年度途中で保険料額が減額になった者などである。納期については、8月から翌年3月までの計8回となる。

8 賦課・収納管理

広島市における「後期高齢者医療保険料」の賦課（金額決定）から徴収（支払い）までの流れは次のとおりである。

	進行過程	時期	実施主体	内容手続等
1	所得等の把握	5月～6月	広島市	住民税の申告内容から所得を確定させ、データを広域連合へ送付する。
2	保険料の算定	6月～7月	広域連合	広島県一律の料率に基づき、個人の年間保険料額を決定する。
3	決定の通知	8月上旬	広島市	被保険者へ「保険料額決定通知書」を発送する。
4	徴収の実行	8月以降	広島市	特別徴収及び普通徴収にて徴収する。

(監査人作成)

³⁶ 区の福祉課高齢介護係に申請することで、口座振替による支払い（普通徴収）に変更することができる。

9 資格確認書

令和6年12月2日からのマイナ保険証（保険証利用登録したマイナンバーカード）での受診を基本とする仕組みへの移行に伴い、マイナ保険証を所有していない者などに対して、マイナ保険証がなくても引き続き医療機関を受診できるように資格確認書を交付している。マイナ保険証を所有していない者には、現在の資格確認書の有効期限（令和8年7月31日まで）が切れる前に被保険者からの申請を要することなく、引き続き資格確認書を交付する。

なお、資格確認書の交付等については、定期交付（年次更新等）は広島県広域連合が行い、紛失や破損等による再交付については広島市の各区役所が行う。

10 課題・問題点（資格確認書：専用の台紙）

資格確認書の作成のために、専用の台紙がある。この台紙について、使用された枚数や在庫の枚数等の定期的な確認が行われていない。また、その在庫に関する帳簿等の作成もない。そのため、万が一紛失等があった場合、その対応が取れない状況にある。

11 意見（資格確認書：専用の台紙）

市は、文書の厳格な管理のために、在庫数・使用枚数・破棄枚数等の確認のため適正な在庫の帳簿を備え付け、万が一紛失等があった場合についての対応を取るべきである。

第25 介護保険

1 介護保険の変遷

以下のような要因から、平成12年4月から介護保険法が施行された。

- ①高齢者人口の増加、介護期間の長期化
- ②核家族化の進行…家族で高齢者を介護することが減少した。また、一人暮らしの高齢者や「老々介護」が増加したこと。
- ③医療技術の発展…全体的に平均寿命が延びたこと。
- ④家族の介護のために仕事をやめる人が増加したこと…離職したことで、生活に困窮する人が増加したことや、介護虐待等といった社会問題が発生したこと。

2 介護保険の概要

介護保険制度では、40歳（医療保険非加入者除く）の到達をもって被保険者となる。そして、65歳以上の者は、市区町村（保険者）が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、介護サービスを受けることができる。

また、40歳から64歳までの者は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができる。平成27年4月からは介護保険の予防給付（要支援の者に対するサービス）のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）に移行され、市町村の事業として実施された。

総合事業には、要支援者と基本チェックリストで支援が必要と判断された者（事業対象者）に対して、訪問型サービスや通所型サービス等の必要な支援を行う事業（介護予防・生活支援サービス事業）と、65歳以上のすべての者を対象として、通いの場の提供や社会参加の促進を通じて、介護予防を推進する事業（一般介護予防事業）がある。

3 被保険者

介護保険の被保険者は広島市内に住所がある者で次のように分類される。

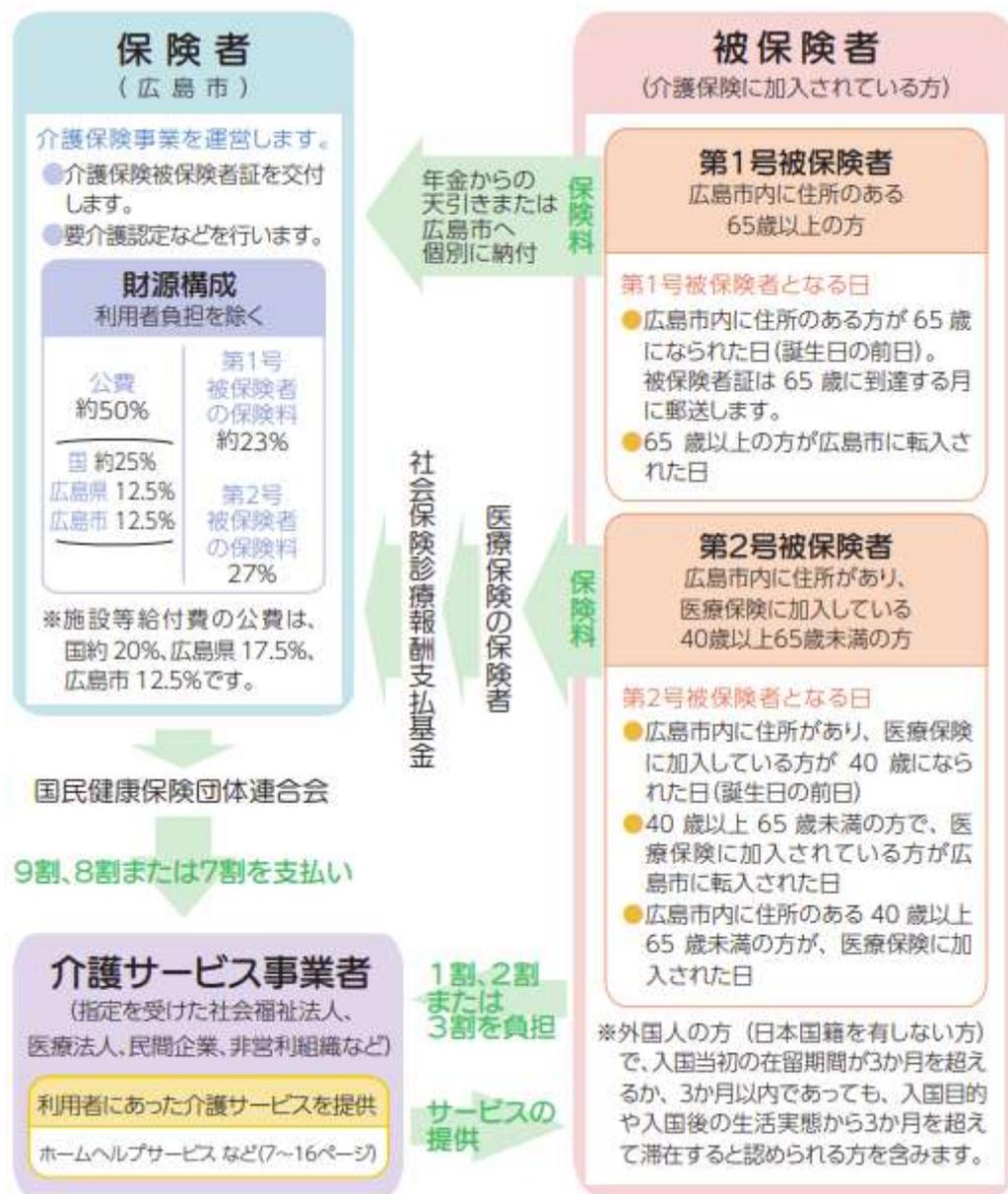
【介護保険被保険者】

区分	対象年齢	保険料の支払い方法	サービスを受けられる条件
第1号被保険者	65歳以上	原則、年金からの天引き	原因を問わず介護が必要になった時
第2号被保険者	40～64歳	加入している医療保険と合算	特定疾病（末期がん等）が原因の時

（出典：広島市ホームページより引用）

4 介護保険制度の運営

介護保険制度の運営は、市が保険者となり、国・県・市の役割を組み合わせで行われる共同連帯の仕組みで成り立っている。介護保険の財政構成は、被保険者が支払う保険料と国・県・市が負担する公費で支えられている。



(出典：広島市「介護保険制度のご案内 2025年4月版」より引用)

また、介護保険制度を運営するために以下のような機関で各役割を有し、分担している。

【運営主体の役割】

役割	担当主体	具体的な業務内容
保険者（運営元）	広島市	被保険者証の発行、要介護認定、保険料の徴収、サービスの基盤整備
審査・判定	介護認定審査会	医師や福祉の専門家が、公平に「介護の必要度」を判定
給付事務	広島県国保連合会	広島市から委託を受け、事業所からの請求内容をチェックして支払いを行う
サービス提供	民間・公設事業所	デイサービスや訪問介護など、実際の介護サービスを住民に提供

（監査人作成）

5 保険料について

（1） 第1号被保険者

65歳以上の者が対象で、賦課される年度の前年所得等により以下のように決められる。（下表は令和7年度の保険料額）

対象者	所得段階	基準額に対する割合	保険料額(年額)
生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯(※1)全員が市民税非課税	第1段階	0.285	21,888円
世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※4)の合計額が、	80万9千円以下(※6)	第2段階	37,248円
	80万9千円を超え120万円以下(※6)	第3段階	52,608円
	120万円超	第4段階	65,280円
本人が市民税非課税(世帯の中に市民税を課税されている方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※4)の合計額が、	80万9千円以下(※6)	第5段階(基準額)(※5)	76,800円
	80万9千円超(※6)	第6段階	84,480円
本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額(※3)が、	125万円以下	第7段階	96,000円
	125万円を超え200万円未満	第8段階	115,200円
	200万円以上300万円未満	第9段階	130,560円
	300万円以上400万円未満	第10段階	145,920円
	400万円以上500万円未満	第11段階	161,280円
	500万円以上600万円未満	第12段階	176,640円
	600万円以上700万円未満	第13段階	184,320円
	700万円以上800万円未満	第14段階	192,000円
	800万円以上1,000万円未満	第15段階	199,680円
	1,000万円以上1,500万円未満	第16段階	207,360円
1,500万円以上2,000万円未満	第17段階	215,040円	
2,000万円以上			

（出典：広島市「介護保険制度のご案内 2025年4月版」より引用）

(2) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の者)

国民健康保険に加入している者は、介護分の保険料は、国民健康保険料の算定方法と同様に世帯ごとに算定される。保険料は、介護分(40歳以上65歳未満)を含めて、国民健康保険料として世帯主が納める。

職場の医療保険に加入している者は、介護保険料は標準報酬月額と医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じて算定される。保険料は、原則として半分を事業主が負担する。

6 介護保険料の減免制度

市の介護保険料(65歳以上の第1号被保険者)には、特別な事情により保険料の納付が困難になった場合に、申請によって保険料を減額または免除する制度がある。

減免の対象となる事由は以下のとおりである。

対象理由	条件等
低所得	特に収入が低く、生活が著しく困窮しており、次のすべての要件に該当する方 (1)保険料の所得段階が第2段階または第3段階であり、世帯全員が市民税非課税であること。 (2)世帯の前年の年収が単身世帯の場合、114万円以下であること。単身世帯でない場合は、114万円に世帯員1人増えるごとに48万円を加算した額以下であること。 (3)他の世帯に属する者から扶養されていないこと。 (4)世帯全員が、一定の要件の活用できる資産や預貯金等を持っていないこと。(350万円以上の預貯金を持っていないことなどの要件があります。)
失業・入院	定年退職等を除く失業や入院などにより、生計中心者の今年の収入が前年の収入の2分の1以下に減少し、世帯全員の今年の収入見込月額が減免基準額の130%以下である方
災害	災害により、住宅や家財に著しい被害を受け、市町村の機関が発行する災証明書に「全壊」、「半壊」、「床上浸水」と記載され、この災害を受けたことに対し、保険金や損害賠償金を受給していない方
収監等	刑務所などに拘禁され、介護サービスを受けることができない方

(出典：広島市「介護保険制度のご案内 2025年4月版」より引用)

【減免申請の手続き】

手続き	項目	内容・実務のポイント
1. 事前相談	区役所窓口	お住まいの区の福祉課高齢介護係で相談。現在の状況(所得激減・災害等)が減免基準に該当するか確認を受ける
2. 申請書の提出	期限の厳守	「介護保険料減免申請書」を記入し提出
3. 証明書類の提示	事実の立証	事情を証明する書類(離職票、給与明細、罹災証明書など)を提出
4. 調査・審査	広島市による判定	提出された書類に基づき、市が所得状況や被害状況を審査
5. 決定・通知	結果の送付	市から「減免決定(却下)通知書」等が届く

(監査人作成)

7 介護保険料の賦課徴収について

市は、介護保険法に基づき、介護保険の賦課徴収等の業務を行っている。

【賦課決定等について】

プロセス	業務	時期	内容
1. 算定（賦課）	所得情報の確認	毎年6月	市民税の申告状況に基づき、第1号被保険者一人ひとりの所得段階（1～17段階）を決定
2. 通知	決定通知書の発送	毎年8月中旬	年間の保険料額や納付方法（特別徴収または普通徴収）等を記載した通知書を本人へ郵送
3. 特別徴収 （年金天引き）	特別徴収 （年金天引き）	偶数月	年金（老齢基礎、退職、障害または遺族年金のいずれか）が年額18万円以上の方が対象
4. 普通徴収 （納付書・振替）	普通徴収 （納付書・振替）	毎月末	年金天引き対象外の方は、市から届く納付書や口座振替で、年12回に分けて納付

（監査人作成）

8 要介護認定

要介護認定とは、介護保険サービスを利用するために、対象者がどのくらい介護の手間を必要とする状態かを市が客観的に判定する仕組みのことをいう。

（1） 手続

- ①申請：お住まいの区の福祉課高齢介護係に申請する。
- ②訪問調査：認定調査員が自宅を訪問し、本人の動作や認知機能などについて聞き取り調査を行う。
- ③主治医意見書：市が、本人の主治医に対して医学的な見地からの意見書を依頼する。
- ④審査判定（介護認定審査会）：保健・医療・福祉の専門家で構成される審査会が、訪問調査の結果と主治医意見書等を基に、コンピュータ判定の結果も踏まえて総合的に判定する。
- ⑤結果通知：申請から原則 30 日以内（介護保険法で規定されている）に、市から「認定結果」と「介護保険被保険者証」が郵送される。
- ⑥認定の有効期間：新規・区分変更は、原則として 6 カ月（状態により 3～12 カ月）で更新については原則 12 カ月（状態により 3～48 カ月）である。更新の手続については、有効期限が切れる 60 日前から申請可能であり、期限が切れるとサービスが全額自己負担になる。

（2） 認定の介護度

要介護認定の審査の結果、心身の状態に応じて以下のいずれかに区分される。

- ①自立（非該当）：介護保険給付の対象外
- ②要支援 1・2：身の回りのことはほぼできるが、家事などに支援が必要な状態。
- ③要介護 1～5：日常生活に介助が必要な状態。

なお、要介護認定に関する件数は次のとおりであった。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定	23,564	33,811	51,532	39,141	38,777
調査	24,466	35,390	55,425	38,628	40,228
非該当	721	795	948	952	940

(出典：介護保険課提供資料)

9 課題・問題点（認定調査費用）

要介護認定の認定調査について、外部の事務受託法人（要介護認定調査を専門とする）と業務委託を締結しているが、1件当たりの調査費用が業者ごとに異なっている。一方で、居宅介護支援業者が行う要介護認定調査については、1件当たり3,465円（施設内入所者の認定調査を同施設内の職員が行う場合は1件当たり2,310円）と決まっている。

同じ要介護認定調査について、監査対象で確認した金額では、最大で4,290円もの差額があり、金額のばらつきがある。

10 意見（認定調査費用）

他市町村にいる者に対する認定調査は、広島市に住民票がある場合や広島市に住民票があった者が他市町村の特定の施設に入所（入居）した場合（住所地特例制度）、介護保険制度上広島市が「保険者」となり、その認定調査の手配と費用を負担する。要介護認定調査は介護保険法第24条の2において事務受託法人に委託することができると規定されている。

しかしながら、他市町村での認定調査を行う事業者の選定には、その市町村から指定された事業者を端的に選定している傾向がある。また、委託料についても他の市町村で算定された要介護認定調査委託料を目途として検討しているのみであった。

他市町村における認定において、市職員が直接現地へ行って調査を行うことでかかる交通費等の費用対効果を考えればその市町村にある業者に委託することになると考えるが、他市町村の事業者との委託契約時または更新時には、契約金額の再算定を行いその算定資料を記録として残していくことが望ましい。

11 課題・問題点（契約の自動更新）

要介護認定調査に関する業務委託契約書内の「委託期間」について、契約期間が約1年となっており、契約満了日から1カ月前までに委託先から何の意思表示がない場合は、自動更新となっている。

しかしながら、契約時期が令和4年4月の契約のうち一部の契約については、その「個人情報取扱特記事項」が第8条までしかなく、通常第17条まである契約と異なっ

ていた。

12 指摘（契約の自動更新）

契約書に関する内容については、自動更新時にその契約条項等を確認し、変更や追加が発生する状態であれば、再度契約書を交わす必要があると考える。特に個人情報保護法の関連がある「個人情報取扱特記事項」については厳格に行うことが望ましい。

13 課題・問題点（介護保険負担割合証の保管）

市が印刷発行している介護保険負担割合証の用紙について、使用された枚数や在庫の枚数等の定期的な確認が行われていない。また、その在庫に関する帳簿等の作成もない。そのため、万が一紛失等があった場合、その対応が取れない状況にある。

14 意見（介護保険負担割合証の保管）

市が発行する証書については、厳格な管理のために、在庫数・使用枚数・破棄枚数等の確認のため適正な在庫の帳簿を備え付け、万が一紛失等があった場合についての対応を取るべきである。

第 26 徴収事務及び滞納整理

1 徴収の目標設定

広島市行政経営改革推進プラン（令和 6 年度～令和 9 年度）において、収納率の維持・向上のための全庁的な数値目標が設定されたことを受け、収納対策部徴収企画課では「令和 6 年度の滞納繰越分収納率等の目標設定について」を策定し、滞納繰越分収納率及び時効率（法定の滞納整理手続を経ることなく徴収権が時効消滅となる額に係るもの）の 2 項目を目標値として設定している。

令和 6 年度において、滞納繰越分収納率は、前年度実績及び他政令指定都市の収納状況を踏まえて数値を決定し、時効率については前年度実績の維持を目標としている。毎月、実績値を集計し、10 月以降は滞納繰越分収納率等の実績値と目標値を比較している。目標達成が困難と見込まれる課については、収納対策部長によるヒアリングを随時実施し、課題の把握及び取組の強化を図っている。

2 課題・問題点（収納率目標の運用）

滞納繰越分収納率等の目標値については、実績値との間に大きな乖離が生じた場合であっても、目標値の見直しは想定されていない。また、目標達成が困難な課に対して実施される収納対策部長によるヒアリングに当たり、徴収第三課が作成した資料においては、時効率目標が未達成となった要因として「特殊要因：目標時効率の設定が非常に高い設定となっている」との記載が見られる。

さらに、同課における目標未達に対する今後の方針についても、「時効完成予告リストによる時効防止（納付、差押、時効延伸、執行停止）の徹底」とされており、実質的には既存の取組の徹底にとどまり、具体性に欠ける内容となっている。

3 意見（収納率目標の運用）

滞納繰越分収納率等の目標設定について、年度当初に設定した目標値は年度を通じて据え置き、実績値との間に大きな乖離が生じた場合であっても、目標の見直しを行わない方針としている。そのような中、「特殊要因：目標時効率の設定が非常に高い設定となっている」との記載が見られるように、実務上も目標値が過大であることが課題として顕在化している。

また、同資料における目標未達時の今後の方針も、「時効完成予告リストによる時効防止（納付、差押、時効延伸、執行停止）の徹底」や「係長による進捗状況の進行管理」とされているにとどまり、乖離解消に向けた具体的かつ実効性のある改善策は示されていない。

一方、収納対策部においては、課・区・個人別の目標や差押件数等の指標を設定し、定期的な集計・把握を行っていることから、指標自体が存在しないわけではないものの、これらの見直し等の具体的な改善方策が、部長ヒアリングの場で十分に示されていない。

したがって、既に整備されている指標・集計の仕組みを積極的に活用し、目標値の妥当性や達成状況、目標と実績の乖離要因等を定期的に検証したうえで、その結果を整理した資料を部長ヒアリングにおける報告資料として位置付けるなど、目標管理の PDCA が組織として可視化される運用とすることが望ましい。

4 徴収事務

地方税法第 329 条（市町村民税）等において、納税者が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合、市町村の徴税吏員は納期限後 20 日以内に督促状を発しななければならないと規定されており、市は、地方税法の規定に基づき、督促状を発送している。督促状の発送に当たっては、発送 2 日前に市税システムから督促対象者情報を印刷業者に送信し、印刷業者において督促状の作成及び発送準備を行う。その後、発送前日に、未納額に変動があったものや、その他特殊事情を有するものについては、督促対象から除外（引抜）し、担当課において個別対応する取扱いとしている。発送日当日に印刷業者が、郵便局に搬入している。

なお、特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例により、同条第 1 項に規定する期間と異なる期間を定めることができるものとされている（地方税法第 329 条第 3 項（市町村民税）等）。

5 課題・問題点（徴収事務：督促期限と体制整備）

督促状の発送日（発行日）が地方税法第 329 条第 1 項の「納期限後 20 日以内」を満たしていない事例が確認された。具体的には、令和 6 年度の 5 月・8 月分の一部で 20 日を 1 日超過している。超過の原因は、口座振替不能納付書の発送日（納期限の 5 開庁日後）から督促状発送までの間隔が 7 開庁日以内となる場合に二重納付防止のため、さらに督促状の発送日を翌開庁日に順延していることであり、特定の月において「納期限後 20 日以内」を超過する事例が恒常的に発生している。

6 意見（徴収事務：督促期限と体制整備）

（法令上の位置付けと実務解釈について）

地方税法第 329 条第 1 項は、納期限後 20 日以内に督促状を発することを定めているが、地方税総則実務提要において、この規定は訓示的規定とされ、20 日を経過して発した督促状であっても直ちに無効となるものではないと解されている。しかしながら、訓示的規定であることは、あくまで一時的・例外的な遅延を許容する趣旨にとどまり、業務運用上の恒常的な超過を容認するものではない。したがって、現行運用においても、発送遅延の要因や発生頻度を把握し、適切な管理体制のもとで限定的に実施する必要がある。

（地方税法第 329 条第 3 項の適用可能性と他市の事例）

同条第3項は、「特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第1項に定める期間と異なる期間を定めることができる」としており、実際に次のような自治体では、各自治体の実情を踏まえて同条第3項に基づき法定期間を延長している。

- ・札幌市税条例第13条：納期限後30日以内に督促状を発することを規定。
- ・名古屋市市税条例第5条：納期限後40日以内に督促状を発することを規定。

一方、市においては、督促事務の処理プロセスや業務配分、システム運用等の在り方によっては、法定期間内の発送が恒常的に困難となるリスクを内包していると考えられる。このため、地方税法第329条第3項の規定に基づく条例上の期間設定の見直しの可能性に加え、内部文書（要綱・内規・事務取扱要領等）において督促状発送期限の考え方や例外対応について明確化するなど、法令・条例及び内部規程の両面から、適正な処理期間の設定と業務運用の整合性を確保する方策を検討する余地があると考えられる。

（今後の対応）

現行運用を継続する場合は、督促状発送が20日を超える理由（閉庁日対応・二重納付防止等）を明確化し、内部文書として整理しておくことが望ましい。

また、発送遅延が複数月にわたって継続する場合には、事務体制の見直しに加え、地方税法第329条第3項に基づく条例改正の要否や、督促状発送期限に関する内部文書（要綱・内規・事務取扱要領等）の改正・明確化を検討することが適切である。

7 課題・問題点（督促事務の手引の不備）

現行の手引（督促事務の手引「督促（特徴）に係る具体的事務処理」）には、株割控除不足額からの充当等がある者について、督促状を引き抜いて手作成（差替）する旨が記載されている。

しかし、実際の業務においては、督促状に「従業員の税額への充当等がある場合、特別徴収税額は充当等前の金額、納入額は充当額等を含んだ金額を記載しております。」と記載し、当該理由による引抜を行わない取扱いとしている。

この結果、手引と実態が不一致となり、引継ぎ時の混乱や誤処理を招くおそれがある。

8 その他（督促事務の手引の不備）

令和8年4月に督促事務の手引を改正予定とのことから、改正箇所を明確化し、改訂履歴の管理と周知を徹底することが望ましい。

9 換価の猶予

換価の猶予とは、滞納者が滞納処分により財産を換価されることにより、その事業の継続又は生活の維持が困難となるおそれがあると認められる場合において、かつ当該滞納者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときに、当該財

産の換価を猶予することができる制度である。

滞納者が一時的に納付困難な状況にある場合には、滞納者から「換価の猶予申請書」が提出される。この申請書を受領した際には、受付日を明確にするため、日付入りの受付印を押印している。その後、申請内容について調査を行い、事業の継続が困難であるか、又は生活の維持が困難であるかを確認したうえで、換価の猶予を承認するか否かの決議を実施する。

また、「換価の猶予申請書」には納税計画を記載する欄が設けられており、当該計画に基づいて納税予定額が設定される。この情報は滞納管理システムに入力され、同システムから分割納付書が発行される仕組みとなっている。

10 課題・問題点（換価の猶予：受付印不備）

「換価の猶予申請書」が2通存在しており、これらは訂正前及び訂正後の申請書であった。訂正後のものは令和6年11月20日に当初提出された申請書に上書きする形で提出されたが、その際、訂正後の申請書が提出された日の受付印を改めて押す必要があったところ、これを漏らしていたため、両申請書に同一日付（令和6年11月20日）の受付印が付されていた。

11 意見（換価の猶予：受付印不備）

訂正後の申請書を新たに受領したにもかかわらず、受付印が訂正前の申請書と同一日付のままとなっていることは、後日の検証や文書管理において混乱を招くおそれがある。それぞれの提出時期及び処理経緯を明確に区別する観点からは、訂正後の提出時点で改めて受付印を押印することが適切であったと考えられる。今後は、訂正書類の取扱いに際して押印手続を徹底し、文書管理の正確性及び証跡性の確保を図ることが望ましい。

12 分割納付

市の滞納整理事務における分割納付とは、法定の換価の猶予等の要件に該当しない滞納者に対して、行政上の配慮により分割での納付を認めるものである。滞納者から一時に納付することが困難である旨の申出があった場合において、市が分割による納付であれば完納が見込まれると判断したときは、分割納付を認めることとしている。

分割納付の実施に当たっては、申請書の提出は不要とされており、滞納者との口頭によるヒアリングに基づいて納税予定額や分割回数を決定する。ヒアリング内容は滞納管理システムに入力され、当該システムから分割納付書が発行される仕組みとなっている。

また、市は分割納付を認めた滞納者のうち、期限内の完納が見込まれない場合や履行が滞っている場合には、財産調査を実施することとしている。財産調査の結果、滞納処分が可能な財産を有している場合には滞納処分を実施している。

分割納付の承認期間は原則として最長1年であり、担保の提供がある場合には、2年までの期間を認めることとしている。このように、分割納付は「換価の猶予」などの法定猶予制度とは異なり、行政裁量の範囲において滞納者の誠実な納付意思を考慮し、納税機会を確保するための運用的措置として位置づけられている。

13 課題・問題点（分割納付：裁量運用と基準不在）

法定猶予制度に基づかない分割納付は、滞納者に対する行政的配慮として運用されており、申請書・返済計画書・納付誓約書等の書面提出は求められていない。また、分割納付に関する協議内容は滞納管理システム上に記録されているものの、分割納付額が確定した後には上長が確認するのみであり、正式な承認・決裁の仕組みは設けられておらず、担当職員の判断に依存している状況である。

そのため、分割納付の承認や計画作成に関する事務処理が担当職員の裁量に大きく委ねられており、徴収事務の透明性、内部統制及び公平性の確保に課題がある。

14 意見（分割納付：裁量運用と基準不在）

分割納付は、法定猶予制度の対象外である滞納者に対し、行政裁量の範囲で納税機会を確保する重要な手段である一方で、書面手続や承認プロセスが明確に整備されていないことは、後日の検証や適正手続の観点から課題である。

今後は、高額滞納事案等について、内部統制及び事務の透明性を強化し、処理の一貫性と公平性を確保する観点から、

- ・分割納付金額に関する判断基準やルールの明確化
- ・上司承認や決裁の手続を制度として明文化
- ・必要に応じて簡易な書面申請（申出書・確認書等）の導入
- ・徴収職員の合理的な裁量に委ねる場合には、その判断の根拠及び経緯を文書等により記録

といった措置を講じることも検討してはどうか。

15 軽自動車税と所有権留保

自動車等の割賦販売で売主に所有権が留保されている場合は、軽自動車税（種別割）の賦課徴収に限り買主を「取得者又は所有者」とみなして課税する旨が定められており（市税条例第80条の2）、買主（使用者）が納税者となる取扱いである。

なお、その買主が当該自動車に係る軽自動車税（種別割）を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、売主が第二次納税義務を負うこととされている（地方税法第11条の10第1項）。

16 課題・問題点（軽自動車税と所有権留保）

上記のとおり、所有権留保付自動車の買主による軽自動車税（種別割）が滞納となった場合（令和6年度賦課分470件（令和7年6月25日現在））、まずは買主に対して滞納整理を行い、滞納処分してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、売主に第二次納税義務を負わせることが可能となる。

しかしながら、①当該自動車の売主が登録上所有者とされている場合であっても、当該自動車に係る割賦金等が完済されているときには、売主から徴収するのは適当でないとして解されているため、個別に当該割賦金等の返済状況を確認しなければならないこと、②税率（年税額）は最大でも12,900円であること、③自動車検査登録制度に係る検査（いわゆる車検）前に自主納付する者が多いことなどを考慮し、滞納整理事務の効率性を担保する観点から、売主からは徴収していない。

17 その他（軽自動車税と所有権留保）

市によれば、所有権留保付自動車に係る軽自動車税（種別割）の滞納整理について他の税目と同様、広島市市税等お知らせセンターから納付の呼び掛け（架電・催告書送付・SMS送信）を行った上で、納付能力がありながら納付折衝に応じない滞納者に対しては適宜差押えを実施するなど、適正に滞納整理を実施しているとのことである。

課題・問題点で述べたように、売主に第二次納税義務を負わせるためには、いくつかの段階を踏んでいく必要があることに加え、納税額が比較的少額であること、車検前に納付する者が多いことなどの背景は理解できるが、売主からは徴収していない現況について何らかの打開策がないか検討されたい。

18 課題・問題点（広島市市税等お知らせセンター管理運營業務）

市税等お知らせセンターは、新規滞納者への早期対応を図るとともに、これまで新規滞納者に納付勧奨業務を行っていた職員を滞納整理事務に専念させることにより収納率の向上を図ることを目的として、その前身となる「広島市市税・保険料・保育料お知らせセンター」が平成21年10月に設置され、平成26年7月に現在の名称に変更されている。

市税等お知らせセンターの業務は、各月末時点における滞納金額の合計が20万円未満の新規滞納者等を対象とした納付勧奨や催告書等の作成及び封入封緘を内容とし、民間事業者に委託している。

そのため、催告に際して送付する、公印の印影が印刷された納付書が市税等お知らせセンターに保管されており、毎月、受託業者が収納対策部から受け取った納付書の数と実際に発送した数との差を在庫数として収納対策部に対して報告している。しかし、納付書の書き損じや印刷ミス等によって廃棄している納付書の数が報告されておらず、また、当該報告時点の在庫数が市税等お知らせセンターに保管されているか、収納対策部

は確認していないため、納付書の盗難や紛失があったとしても、その事実を把握できない状態が続いている。

19 意見（広島市市税等お知らせセンター管理運營業務）

納付書は、公印の印影が印刷された重要な公文書であることからすれば、その在庫管理を市税等お知らせセンターの受託業者に任せている現状について、収納対策部による在庫管理が適切とは言えない。

特に、盗難や紛失等のリスクに対する対応として、収納対策部が受託業者から報告のあった在庫数と同一の数の納付書が存在するかの実際の確認を行うとともに、書き損じや印刷ミス等も含めた報告を求めるなど、管理体制を検討することが望ましい。

20 課題・問題点（換価の猶予等に係る分割納付計画の作成）

換価の猶予等に係る分割納付計画の作成に当たっては、滞納者の納付可能額を、主として過去の収支状況（売上高・経費・手残り額等）を基礎として算定している。

しかしながら、当該算定過程において、経費削減などの経営努力により、どの程度納付原資を上積みできるか、経営継続に支障のない範囲で、納付水準をどこまで引き上げられるか、といった観点からの検討を行うことが明文化されておらず、これらを納付計画に十分反映できていない可能性がある。

その結果として、経営努力の余地が大きい滞納者と、既に最大限の努力を行っている滞納者とが、同程度の分割条件とされることにより、他の滞納者・納税者との公平性を損なうおそれがある。

21 その他（換価の猶予等に係る分割納付計画の作成）

詳細な納付能力調査を、すべての分割納付事案について一律に求めることは、事務負担の観点から必ずしも現実的ではない。したがって、市においては、少なくとも換価の猶予事案については、

- ・過去の収支実績だけでなく、経費削減その他の経営改善の余地、不要不急の支出の見直しに係る状況を聴取・検証したうえで納付可能額を設定すること
 - ・上記の検討を通じて算出した「経営努力後の納付可能額」を基礎として、分割納付額を判断すること
 - ・具体的な調査項目・判断の考え方を、要綱・内規等により納付能力調査基準として明文化し、同種事案間の取扱いにばらつきが生じないようにすること
- などを検討しても良いのではないか。

第 27 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する処理状況の検討

本包括外部監査の監査対象である市税事務については、平成 21 年度及び令和 4 年度の包括外部監査において監査対象に選定されている。

平成 21 年度の包括外部監査では、指摘事項 3 件、意見 13 件が出され、平成 23 年 3 月 25 日「広税市第 117 号」にて、上記の 16 件に対する広島市の措置・対応の状況が開示されている。

また、令和 4 年度の包括外部監査において市税等の滞納整理事務についての記載があるが、これについては特段の指摘・意見は付されていない。

以下では、平成 21 年度の包括外部監査における指摘・意見の内容、広島市の措置状況、今回の包括外部監査での確認結果を記載する。

「結果」…本外部監査報告書での指摘と同様の基準

「意見」…本外部監査報告書での意見と同様の基準

1 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

- 1 監査結果及び監査意見の公表年月日
平成22年2月5日（広島市監査公表第1号）
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査結果に対する措置事項及び監査意見に対する対応結果の通知年月日
平成23年3月25日（広税市第117号）
- 4 監査のテーマ
市税に関する事務の執行について
- 5 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容

【監査の結果】

(1) 法人市民税について 中間申告義務者の把握と申告督促について（所管課：財政局税務部市民税課）	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>中間申告あるいは予定申告義務があるにもかかわらず申告もせず納付もしない法人に対し、申告督促を行っていない。</p> <p>現状において、法令で定められた法人市民税の申告書の様式では、中間申告義務の有無を判断する情報を記載することとなっていないため、中間申告義務者が把握できていない。</p> <p>その結果、中間（予定）納付する法人と、そうでない法人との間に、資金運用上不公平が生じることから、今後は、中間申告義務の有無を判断する情報を保有する国・県と情報の提供について協議を進め、中間（予定）申告義務者の把握に努め、申告督促すべきである。</p>	<p>広島県と協議を行い、平成22年（2010年）3月以後に中間申告書の提出期限が到来する法人分から、中間申告義務の有無を判断する情報の提供を受けることとした。これにより、今後は、中間申告又は予定申告の義務がありながら、申告も納付もない場合には、地方税法第321条の8第1項（みなす申告）の規定を適用して課税し、納付がないものについては、督促を行うこととした。</p>

(2) 固定資産税について ア 償却資産に係る国税資料閲覧調査後の対応について（所管課：財政局税務部固定資産税課）	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>償却資産に係る国税資料閲覧調査の結果、償却資産の申告に漏れがあるのではないかとの疑問を持ちながら、それから先の調査が実施されずに未解決となっている以下のような事案が存在した。</p> <p>(7) A社の事案 A社の国税資料（平成19年7月31日現在の貸借対照表）には、建物附属設備4,564万円が計上してあるが、これが償却資産の申告と一致しない。</p> <p>(4) B社の事案 B社の国税資料（平成19年6月30日決算に係る法人税申告書別表十六（二））には、建物附属設備が取得価額ベースで1,030万円計上してあるが、償却資産の申告ではこれが200万円であり830万円の差が生じている。</p> <p>(9) C氏の事案 C氏の国税資料（所得税申告書調査票）には、建物附属設備等が取得価額ベースで2,092万円計上してあるが、これが償却資産の申告にはない。</p> <p>(5) D氏の事案 D氏の国税資料（所得税申告書調査票）には、構築物が取得価額ベースで357万円計上してあるが、これが償却資産の申告にはない。</p> <p>このような事実を認識したのであれば、速やかに文書等により減価償却資産明細書等の提出依頼を行い、それでも提出がないものについては現地調査を積極的に実施するなどして、課税漏れがないか否か早期に結論を出す必要がある。</p>	<p>該当する事案については、文書等による減価償却資産明細書等の提出依頼や現地調査を実施して、課税漏れ等の有無を確認した。その結果、課税漏れ等があったものについては、平成23年（2011年）1月末までに全ての賦課決定を行った。</p> <p>今後、償却資産に係る国税資料閲覧調査の結果により、本事案のように償却資産の申告に疑義がある場合は、減価償却資産明細書等の提出を依頼するなどして、確実に対応していく。</p>

イ ハガキによる申告 ^{しんごう} 怠後の対応について (所管課：財政局税務部固定資産税課)							
監査の結果の要旨	措置の内容						
<p>平成20年度の償却資産未申告者に対するハガキによる申告怠の結果、依然として未申告のままで解決に至らなかった者のうち、広島市として「免税点以上と推定される者」と認識している案件が、往査した3つの区役所において監査日現在で次のとおり存在した。</p> <table border="1"> <tr> <td>中区役所</td> <td>76件</td> </tr> <tr> <td>西区役所</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>安佐南区役所</td> <td>18件</td> </tr> </table> <p>これらの案件については、速やかに現地調査を積極的に実施するなどして、課税漏れがないか否か早期に結論を出す必要がある。</p>	中区役所	76件	西区役所	33件	安佐南区役所	18件	<p>該当する案件については、償却資産申告書の提出依頼や現地調査等を実施して、課税漏れ等の有無を確認した。その結果、課税漏れ等があったものについては、平成23年(2011年)1月末までに全ての賦課決定を行った。</p> <p>今後、本事案のように免税点以上と推定される償却資産未申告者については、現地調査を実施するなどして、確実に対応していく。</p>
中区役所	76件						
西区役所	33件						
安佐南区役所	18件						

【監査の意見】

(1) 個人市民税について ア 給与支払報告書未提出事業所の調査について (所管課：財政局税務部市民税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>給与支払報告書未提出事業所の調査方法として、前年度の提出実績があり、当該年度に提出のない給与支払者について調査がなされている。これに加えて網羅性の観点から、新規設立法人や新たに支店を設置した法人についても登記情報や法人市民税において把握している法人の情報との照合を行い、未提出者の調査を行うべきである。</p>	<p>当該年度及び前年度に法人市民税の申告があった法人の事業所のうち、給与支払報告書が未提出の可能性のある事業所を抽出できるように、平成22年(2010年)8月、システムの改修を行い、当該事業所の給与支払報告書提出の有無について調査することとした。</p>

イ 未申告者調査の調査終了確認について (所管課：財政局税務部市民税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>未申告者調査において、前年度調査で調査未了となり繰り越された者は、当該年度においてもあらゆる手段で調査をしたが未回答であれば調査が打ち切れ、上席者による調査打切りの承認がとられているが、未申告者調査処理用リストには何も調査状況が記入されていないものもある。</p> <p>どのような理由に基づき結論を下し、調査事務を終了したのか明瞭になっていないケースが見受けられ、可能な範囲での記載が必要と考えられる。</p>	<p>未申告者調査処理用リストへ調査結果の記載が簡潔に行えるよう、「所得0」や「他都市課税」などの調査終了事由等を番号で記入するように帳票を見直した上、未申告者調査事務処理要領により、記載の仕方について、各区課税課市民税係長会議（平成22年（2010年）9月21日開催）で周知徹底を図った。</p>

ウ 未申告者調査の調査対象範囲について (所管課：財政局税務部市民税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>現在行われている未申告者調査は、前年度課税データがあり、当該年度に申告のない者を主として調査されているが、前年度に課税データがない者で、当該年度申告すべき者が申告しなかった場合には調査対象となっていない。現在行われている調査だけでも大変な労力がかかっているが、税の網羅性、公平性の観点から、他都市の状況等も調査し、未申告者調査対象者をどのように効果的に拡大することができるか検討されたい。</p>	<p>他都市の調査方法を調査した結果に基づき、平成22年度（2010年度）分から、これまで調査対象外としていた者のうち、当該年度及び前年度が未申告であり、かつ世帯主（単身世帯の世帯主を除く。）である者を、新たに調査対象者に加えた。さらに、調査対象者年齢の上限を60歳から65歳に引き上げ、調査範囲の拡大を図った。</p> <p>また、各区課税課市民税係長会議（平成22年（2010年）9月21日開催）で、未申告者調査事務処理要領により周知徹底を図った。</p>

② 法人市民税について	
ア 未届法人に対する調査方法の拡充について (所管課：財政局税務部市民税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>課税の網羅性実現のために、未届法人の一層の調査把握が期待される。例えば、未届法人把握の精度向上のため、支店を持つ法人については課税客体を積極的に捕捉する等、調査方法の拡充を検討されるべきである。</p> <p>現状では、平成18年度に電話帳データ利用による未申告法人の調査を実施し、次回の調査日程については、調査事務体制、処理が最優先される法定資料である国税資料に基づく調査の進ちょく状況、景気動向を勘案して決める予定とのことであるが、調査頻度が決められていない。月々の大量の事務量がある中で、毎年とはいかないまでも税の網羅性の観点からも、調査を定期的に行うべきである。</p> <p>さらに、例えば、広島市が保有している法人市民税の情報と給与支払報告書の提出法人との照合、軽自動車の登録法人との照合等、調査方法の拡充を検討されるべきである。</p>	<p>電話帳データ利用による調査については、平成22年度(2010年度)について、同データ全体と本市の法人データを突合し、不一致となったものを対象に調査を行い、平成23年度(2011年度)以降については、毎年、同データのうち新規登録又は変更があったものについて、突合による調査を行うこととした。</p> <p>また、調査方法の拡充については、他都市の取組を参考に、平成22年(2010年)10月から企業情報を掲載した民間の情報誌及び酒類販売業免許の新規取得者情報を利用した調査を、また、平成23年(2011年)1月から給与支払報告書を提出している法人の情報を利用した調査を、それぞれ新たに実施することとした。</p>

イ 未申告法人調査事務の効率化について (所管課：財政局税務部市民税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>国税資料に基づく未申告法人調査事務の効率化を図るべきである。</p> <p>毎月県税事務所から法人税の申告データ（以下「通知書」という。）を取得して法人市民税のデータと照合し、未申告者等の調査事務を行っている。調査事務は毎月行われ、事務量は大量なものとなっている。現在調査中のもので、古い案件では平成17年のものが残っている。</p> <p>新しい調査案件は毎月発生しており、限られた人員で、タイムリーで実効性のある調査事務を実施することが必要である。そのためには、どこまで調査をし、どの段階で調査を打ち切るのかという調査を打ち切るための基準を作成すべきである。</p> <p>また、毎月市は県から通知書を受領し、必要に応じ県へ情報の問い合わせをしているのみであり、国や県で調査して判明した事項を市が取得することは行われていない。国や県で調査して判明したもので、調査事務に有用と思われる情報は市へも提供してもらい、逆に市が調査して判明した情報は国や県へも提供すべきである。</p> <p>国、県、市はお互いに利用できるデータの共有化、情報の共有化、連携の強化を図り、資料収集等のコストを下げ、調査事務の効率化を図るべきである。</p>	<p>他都市の取組を参考に、平成23年（2011年）2月末に、調査を終了するための基準を含めた処理手順を作成した。</p> <p>また、国・県・市の三者で、未申告法人調査に有用な情報の相互提供について協議を行い、今後、継続的に、廃業情報等を提供し合うこととした。</p>

(3) 固定資産税について ア 免税点判定を過年度にさかのぼって実施することについて (所管課：財政局税務部固定資産税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>償却資産に係る国税資料閲覧調査の結果、E社の国税資料（平成19年7月31日決算に係る法人税申告書別表十六（一））には、建物附属設備が取得価額ベースで130万円計上してあるが、これが償却資産の申告にはない。</p> <p>この資産について償却資産の申告があった場合の平成20年度の評価額は104万円であり、これに申告済の資産の評価額29万円を加えても、合計で133万円であり、免税点の150万円に満たないため問題ない。しかし、平成19年度のこれらの資産について同様の方法により計算したところ合計の評価額は163万円であり、免税点の150万円以上となり課税漏れという結果を招いている。</p> <p>このような場合の免税点以上か否かの検討は、課税の網羅性の観点から、明らかに免税点未満と判断できる場合を除いて、当該年度のみではなくその前の年度についても行う必要がある。</p>	<p>免税点判定は、明らかに免税点未満と判断できる場合を除き、当該年度のみではなく、5年度間遡及して行うよう改め、償却資産調査事務マニュアルにその旨を明記した。</p>

イ 国税資料閲覧調査後の事務処理の引継ぎについて (所管課：財政局税務部固定資産税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>往査した3区役所のうち、任意に安佐南区役所を選定して国税資料閲覧調査後の事務処理に係る担当者交替時の引継ぎの状況について監査した。</p> <p>安佐南区役所では、平成20年度の国税資料閲覧調査に関し、調査対象者との折衝経緯を記録した「平成20年度 償却資産申告書 未提出者記録票」が作成されていたが、平成21年4月の担当者の交替の際には、この記録票による現担当者への引継ぎが十分に実施されていなかった。</p> <p>未解決案件の早期解決を推進する観点から、担当者の交替の際には、記録票等により詳細な引継ぎを行う必要がある。</p>	<p>人事異動があった場合、確実に事務の引継ぎを行うよう、各区課税課家屋係償却資産担当者研修会及び各区課税課家屋係長会議で周知徹底を図った。</p> <p>また、このことについて、平成22年（2010年）3月26日付けの文書で、各区課税課長に対して周知徹底を図った。</p>

ウ 国税資料閲覧先の選定について（所管課：財政局税務部固定資産税課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>平成18年度の税制改正により国税関係資料の閲覧が可能と地方税法に明文化され、広島市においても平成19年度から本格的に実施されているところである（平成18年度も実施はされている。）。</p> <p>現在、国税資料の閲覧先の選定は、各区役所にて担当者と係長が協議し、さらに税務署側とも調整した上で決定されている。五十音順に選定したケース、当該年度の未申告者を選定したケース等である。</p> <p>本格的実施から3年を経過し、各区役所にて実績を積んできたことから、各区役所の担当者が実績を持ち寄り情報交換し、適正申告の確保及び未申告者の解消という観点から、より効果の上がる選定の方法を検討されることを提案する。</p>	<p>各区課税課家屋係償却資産担当者会議を開催（平成22年（2010年）12月3日）し、各区における国税資料の閲覧先の選定状況及びそれに基づく税収の状況等の資料を基に、より効果の上がる選定の方法等について情報交換を行った。</p> <p>今後、国税資料の閲覧先の選定に当たっては、担当者会議の意見やこれまでの実績を精査した上で、適正申告の確保及び未申告者の解消という観点から、より効果の上がる選定を行っていく。</p>

(4) 収納・債権管理業務について ア 滞納整理事務の効率化について (所管課：財政局税務部納税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>滞納者の中には複数の区にわたる滞納が発生している場合があるが、高額滞納案件については、収納率の向上及び事務処理の効率化のため、各区の滞納金額の合計が200万円以上になった場合には、原則として本庁納税課の特別滞納整理班が各区より徴収業務を引き継ぎ一元管理を行っている。</p> <p>しかし、高額滞納案件を除いては、各区収納課の職員が個別に徴収業務を行っており、滞納整理事務が各区で重複している。</p> <p>この重複した滞納事案については、収納事務取扱要領に基づき、必要に応じて各区の収納担当者による協議会を開催し、情報交換や今後の処理方針を決定している。また、協議会等で窓口を一本化することになった場合には、滞納者との折衝窓口を一元化して効率的に対応するなど、可能な限り事務の重複のないよう努めている。</p> <p>しかし、より効率的な収納事務を行うためには、複数の区にわたる滞納案件について、金額基準のみならず、一定期間以上滞納しているものを徴収困難案件として、単一部署で一元化管理することも検討されたい。</p>	<p>市税の滞納事案については、複数区にわたるものに限らず、現在、本市情報システムの再構築の一環として取り組んでいる市税システムの再構築が完了する平成26年度(2014年度)を目途に、集約化を図ることについて検討を進めていく。</p>

イ 滞納債権の残高管理について (所管課：財政局税務部納税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>平成21年3月31日現在の滞納繰越分のうち、5年以上前(平成14年度以前)に係るものは、一括管理されており、課税発生年度別に集計されていなかった。</p> <p>平成21年3月31日現在の滞納繰越分86億947万円のうち、平成14年度以前の滞納債権は15億7,021万円である。最も古いものは昭和51年度に課税したもので1万3,000円であった。</p> <p>一括的に集計されている5年以前の債権についても、長期の滞納債権又は回収努力の効果のない債権の区分管理を行い、不納欠損処理への移行の判断資料とするため、課税発生年度別の債権管理が必要と考える。</p>	<p>5年以前の滞納繰越分については、平成23年(2011年)2月に電算システムの改修を行い、課税発生年度別の集計ができるようにし、かつ、それを資料として活用できるよう事務処理を改めた。</p> <p>また、納税課長名の事務連絡通知(平成23年(2011年)2月24日付け)及び収納課長会議(平成23年(2011年)3月4日開催)を通じて、各区収納課に対し、システムによる集計結果を不納欠損処理への移行判断の資料として活用するよう周知徹底を図った。</p>

ウ 分割納付の事務手続について (所管課：財政局税務部納税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>分割納付に関する手続については、収納事務取扱要領に定められており、滞納者から、分割納付の申し出があった場合には来庁を求め、納付相談の上、早期完納を指導するとともに、滞納の新規発生を未然に防止するよう努めている。</p> <p>また、納付約束をする場合は、原則として納税者から必ず納付誓約書を徴することとしている(ただし、短期間等のものを除く。)が、滞納者等の実情により、やむを得ず、電話による分割納付の申請も受け付けることや納付期間が一定期間以上であっても納付誓約書が得られない場合もある。</p> <p>分割相談においては、滞納金額が一定額、一定の納付期間以上の場合、納付計画書の提出を義務付けることや、不履行が続く場合には強制徴収を行うなどといった具体的な手順を収納事務取扱要領に盛り込むことにより、判断に客観性を持たせることが、税負担の公平性の観点から望ましいと考える。</p>	<p>分割納付に関する手続については、納付計画書の提出範囲や約束不履行時における滞納処分等の時期等について、整理係長会議で十分な検討を重ね、納付誓約書の提出を義務付けることや不履行時の対応を盛り込んだ納税折衝マニュアルを平成23年(2011年)2月に作成した。</p> <p>また、収納課長会議(平成23年(2011年)3月4日開催)及び整理係長会議(平成23年(2011年)2月22日開催)の場において、職場研修等を通じ、当該マニュアルに基づく適正な納税折衝の実施について、所属職員に対して指導するよう周知徹底を図った。</p>

エ 延滞金の管理について (所管課：財政局税務部納税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>延滞金とは、市税において本来の納期限までに完納されなかった税額が発生した場合にその遅延した税額及び期間に応じて課されるものである。延滞金の調定額は、本税を収入した時点で確定する。延滞金の調定については、広島市会計規則上、「延滞金を収納したときに調定をすることができる。」としているため、広島市の決算書上、延滞金収入額＝延滞金調定額となっている。このような会計上の取り扱いのために、本税を収入した時点で市全体として確定した延滞金額、それに対する収納率、収入未済額及び不納欠損額が把握されていない。</p> <p>本税については、税目別に調定額、収納率、収入未済額及び不納欠損額は把握されており、決算書に公表されている。そして、その収納率が低い場合や、滞納額が大きい場合は市の財政上、必要な対策がとられる。しかし、延滞金はこのような徴収状況が把握されていないために、延滞金が市の条例、規則どおりに適正に徴収されているかを全体として知ることができない。</p> <p>延滞金は、期限までに納付した納税者と滞納者との間で不公平とならないよう、規定どおりに徴収すべき債権であり、そのためには、本税と同様に延滞金の全体としての徴収状況、すなわち、税目別に調定額、収納率、収入未済額及び不納欠損額を管理資料として整備し、収納率の向上に向けて管理、指導する必要がある。また、広島市会計規則に従えば、決算書上の処理は、延滞金収入額＝延滞金調定額となるのであるが、延滞金の徴収状況を決算書とは別の資料として作成し、分析等を行っていただきたい。そして、その結果を公表することも、検討していただきたい。</p>	<p>確定した延滞金については、調定額、収納率、収入未済額及び不納欠損額を管理資料として整備し、平成22年(2010年)9月末から毎月の統計資料として試課区ごとに全市分を作成することにした。</p> <p>あわせて、平成23年(2011年)2月に電算システムの改修を行い、毎年決算終了後に延滞金のみ未納者リストを出力することにした。</p> <p>なお、納税課長名の事務連絡通知(平成23年(2011年)2月18日付け)及び収納課長会議(平成23年(2011年)3月4日開催)を通じて、各区収納課に対し、これらの資料を基に分析等を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>また、結果の公表については、分析した内容に応じ、時期や方法等について、今後検討を進めて行く。</p>

オ 延滞金の減免手続について (所管課：財政局税務部納税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>延滞金の減免を認めるかどうかの具体的判断は、地方税法に規定されている徴収猶予に係る国の通知に準じて行っている。</p> <p>しかしながら、この通知は必ずしも明確な基準となっていないことから、今後、減免の具体的な判断基準を明確にすることが望ましい。</p>	<p>延滞金の減免の取扱いについては、国税や他都市の基準等の調査及び整理係長会議で十分な検討を重ね、減免の具体的な判断基準を盛り込んだ延滞金取扱マニュアルを平成23年(2011年)2月に作成した。</p> <p>また、収納課長会議(平成23年(2011年)3月4日開催)及び整理係長会議(平成23年(2011年)2月22日開催)の場において、職場研修等を通じ、当該マニュアルに基づく適正な減免事務の執行について、所属職員に対して指導するよう周知徹底を図った。</p>

(出典：広島市ホームページ)

2 平成21年度包括外部監査結果に対する措置等状況の確認

(1) 法人市民税について 中間申告義務者の把握と申告督促について

県から中間申告義務の有無を判断する情報の提供を受け取ることとし、中間申告又は予定申告の義務がありながら、申告も納付もない場合には、みなす申告の規定を適用して課税し、納付がないものについては、督促を行うこととしている。

(2) 固定資産税について 償却資産に係る国税資料閲覧調査後の対応について

該当事案については文書等による資料提出依頼や現地調査を行い、課税漏れ等が

あったものについては賦課決定を行った。その後も疑義がある場合には資料提出を依頼する対応をとっている。

(3) 固定資産税について ハガキによる申告態勢後の対応について

該当事案について、償却資産申告書の提出依頼や現地調査を実施して課税漏れ等の有無を確認し、その結果、課税漏れ等があったものについては賦課決定を行っている。未申告者について現地調査を実施するなどして確実に対応していくとのことであるが、本監査時点において確認したところ、基本的に現地調査は行われていない。

(4) 個人市民税について 給与支払報告書未提出事業所の調査について

給与支払報告書が未提出の可能性のある事業所を抽出できるようにシステム改修を行った。

(5) 個人市民税について 未申告者調査の調査終了確認について

調査終了事由等を番号で記入するように帳票を見直し、効率化を図った。

(6) 個人市民税について 未申告者調査の調査対象範囲について

当該年度及び前年度が未申告であり、かつ世帯主である者を新たに調査対象者に加えた。さらに調査対象者年齢の上限を引き上げ、調査範囲の拡大を図った。

(7) 法人市民税について 未届法人に対する調査方法の拡充について

電話帳データ利用による調査については、新規登録又は変更があったものについて突合による調査を行っている。また、企業情報を掲載した民間の情報誌及び酒類販売業免許の新規取得者情報並びに給与支払報告書を提出している法人の情報を利用した調査を実施している。

(8) 法人市民税について 未申告法人調査事務の効率化について

調査を終了するための基準を含めた処理手順を作成し、国・県・市の三者で廃業情報等、未申告法人調査に有用な情報の相互提供について協議を行った。

(9) 固定資産税について 免税点判定を過年度にさかのぼって実施することについて

明らかに免税点未満と判断できる場合を除き、5年度間遡及して行うように改め、償却資産調査事務マニュアルにその旨を明記した。

(10) 固定資産税について 国税資料閲覧調査後の事務処理の引継ぎについて

人事異動があった場合、確実に事務の引継ぎを行うよう周知徹底を図った。

(11) 固定資産税について 国税資料閲覧先の選定について

国税資料の閲覧先の選定に当たって、より効果の上がる選定を行うよう努めている。

(12) 収納・債権管理業務について 滞納整理事務の効率化について

市税の滞納事案について、複数区にわたるものに限らず、集約化を図ることについて検討し、現在収納対策部がその役割を担っている。

- (13) 収納・債権管理業務について 滞納債権の残高管理について
5年以前の滞納繰越分についても、課税発生年度別の集計ができるように、かつ、それを資料として活用できるように事務処理を改めた。
- (14) 収納・債権管理業務について 分割納付の事務手続について
納付誓約書の提出を義務付けることや不履行時の対応を盛り込んだ納税折衝マニュアルを作成し所属職員に周知徹底を図った。
- (15) 収納・債権管理業務について 延滞金の管理について
確定した延滞金については、調定額、収納率、収入未済額及び不納欠損額を管理資料として整理し、毎月の統計資料として賦課区ごとに全市分を作成することとした。あわせて、毎年決算終了後に延滞金のみの未納者リストを出力することとし、これらの資料を基に分析等を行うよう周知徹底を図った。
- (16) 収納・債権管理業務について 延滞金の減免手続について
減免の具体的な判断基準を盛り込んだ延滞金取扱マニュアルを作成し、所属職員に対して周知徹底を図った。

第28 所感

前年度、県の包括外部監査に補助者として関わった。その時の監査対象は県税の賦課徴収等であり、この度の監査対象は主に市税の賦課徴収等であることから、同じ税務関係のフィールドを対象にしたといえる。加えて国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、ふるさと納税による寄附金など市税以外の歳入項目の賦課徴収及びそれらの使途についても検証した。

同じ税務関係部門では、県と似通った部分も多いと感じたが、雰囲気の違いを感じることもあった。県の監査の際は、窓口となる税務課の職員が専属で対応し、各課各係の意見を取りまとめ税務部門の公式見解として監査人に回答していた。

一方で、市においては、税務関係部門に限らず、監査により検出された問題点に対し、措置等を講じるのは、一義的には、その問題点が検出された監査対象課であるという認識の下、基本的に監査人と各課がやりとりする形式が採られた。これは、市においては課や係ごとに業務の専門分化が徹底されていることに起因するようと思われる。

正確性を期するという意味では重要なことであるが、課を横断する問題は必ず存在するので、管理職が所属する部門の全体像をある程度把握しておくことは重要であると改めて感じた次第である。

この点を敷衍すると、外部監査で抽出された問題は、対象課だけの問題ではなく、市全体の問題であることも多いように感じる。市民のために資する報告書となるよう、市全体の問題として、一旦全ての課が我がことと捉えて内省する姿勢を持つことは重要である。

異なる課の間では業務が明確に分化されている一方、市税事務所間では一定の情報伝達経路が認められた。各市税事務所は同じ業務をおこなっており、視察のスムーズな進行のために、監査人視察時に提示を求められた書類や想定される検査内容の共有が行われていた。

「各市税事務所は同じ業務をおこなっている」とすれば、同じ監査手続きにおいて同じ検出事項が発見されるはずであり、同じ項目について各市税事務所において違う結果が出た場合、その差異自体が指摘項目となる可能性を秘めている。当該差異がありのままの状態を比較して抽出されたものである場合と、情報共有することにより何らかの影響を受けた結果生じたものである場合とでは、監査結果は異なるものとなる。たとえ視察のスムーズな進行のために為された情報共有であったとしても、このような情報共有は、外部監査の結果を不当に歪める結果を招く可能性があることから、今後の運用については一定の検討が必要であると考ええる。

さて、この度の監査を進めるなかでポイントとなった事項に税務調査がある。

監査を進める中で、申告内容に疑義があるものや未申告のものについて税務調査を行う必要があると感じた。事実、様々な形態の税務調査を実施しているが、納税者のもとを訪れて調査を行うケースは、特定の税目を除いて、極めて限定的な件数にとどまっていた。地方財政が厳しさを増す中で税収を確保する意味でも、課税の公平性を担保する意味でも、実地の税務調査の重要性は高まってくると考える。

しかしながら、職員は市税システムへの入力業務だけをとっても多忙な日常を過ごしており、従来の業務に加えて新たに実地の税務調査を行うことには困難を伴う現状があるように思う。職員が実地の税務調査に費やす時間を確保するために、より一層の業務効率化に向けた変革が必要になってくるであろう。たとえば、データを一旦印刷して、それを見ながらシステムに入力するといった非効率の一部が存在しており、このような非効率を一つ一つ解消していく必要がある。

とはいえ、これらの変革は職員の努力のみで達成することができないものではない。なぜなら、多くの部分でシステムの変更を要するからである。様々な非効率を洗い出し、ピックアップされた項目を、システム変更に向けての準備作業の段階でシステム導入計画に織り込んでいくことが重要である。

幸い、市税システムは更新時期を迎えている。現在、市税システムは特定移行支援システムに該当する見込みであるため、令和10年度から段階的に標準準拠システムへ移行することとしている。限られた時間で多くのことを検討する必要がある、大変な業務ではあるが、この時期を捉えて、今後の効率化に資する変更を実現していただきたい。

最後に、本監査において、対象部局の方々には業務ご多忙の中、視察等で多大なご協力をいただいた。また、監査事務局の方々には、監査を円滑に進めることができるよう格別のご配慮・ご協力をいただいた。心から感謝を申し上げたい。